

水源開発問題全国連絡会第14回総会 次第

2007年10月28日(日)
全水道会館(東京・水道橋)

1. 議長選出
2. 事務局からの報告
 - (1) 活動報告 p. 2
 - (2) 会計報告 p. 7
3. 各地からの報告
4. 討議 p. 8
 - (1) 河川整備基本方針と河川整備計画の諸問題
 - (2) 1997改正河川法の見直し
 - (3) 多目的ダムから治水専用ダムへの問題点
 - (4) 環境アセスの問題点、戦略アセスへの対応
5. これからの水源連の運動に向けて p. 8
6. 今年度の役員体制 p. 8

第14回総会（ダム問題の戦略会議）議案書

1. 事務局からの報告

■ はじめに

今日の総会は「ダム問題の戦略会議」と位置づけ、「ダム計画中止」にむけての戦略を練る場にします。とりわけ、参議院で野党が多数派になった状況を活用して、反ダム運動を大きく飛躍させねばと思います。

明日の「国交省要請」・「国会シンポジウム2」は2007年2月14日の第二弾とします。2007年2月14日に開催した「国交省要請」・「国会シンポジウム」は「公共事業チェック議員の会」との共催でした。今回も「公共事業チェック議員の会」との共催です。

国交省要請では、全国で河川の問題に関わる67団体が要請団体になりました。この日は、「国交省の反動化を許してはならない」という全国からの怒りが結集した一日でした。

第一弾における国交省の対応は、私達の質問をはぐらかし、まったく不誠実なものでした。それは「与党絶対多数」の力関係が背景にあったからに他なりません。しかし、今回は参議院選挙によって野党が多数派を占めたことから、国交省も対応をあらためざるをえなくなっているはずです。

明日の国会シンポジウムは、新しい参議院議員を含む、多くの国会議員に現在の河川行政の実態・問題性を現地の皆さんが直接報告することによって、それを国会議員の方々が国会の場で政府を追及する際の生きた材料として活用することを目的にしています。北は北海道のサンルダム問題から南は九州の川辺川ダム問題まで、合計12の現地から報告を頂くことになっています。

水源連設立当初は全国のダム反対運動が団結して建設大臣要請を2回実現させ、ダム問題の交渉相手を本省から地方整備局へとより身近なところに引き寄せることができました。そのシステムからダム事業への「お墨付きを与えるもの」と批判をしてきたダム等事業審議委員会がそれです。ダム等事業審議委員会が開かれることで、地元で大きなダム反対運動が巻き起きたのも事実です。そしてそれは細川内ダム、紀伊丹生ダム、渡良瀬遊水地総合開発第二期事業、旧足羽川ダムの中止獲得へとつながりました。

その後は国に対して有効打を放つことはできていないのも事実です。安定与党の下に、国交省がフリーハンドで強引なダム推進を続けています。1997年の河川法改正で住民参加の窓口を開いた河川整備計画策定手続きも、今では「住民の声は聞きおく」だけのものになり、「国交省の先祖がえり」と私たちは厳しく批判してきました。

水源連は2007年度総会で、「このような状況を克服するには、全国のダム反対運動が団結して国に迫ることが必要」と認識し、2007年2月14日に国交省要請と国会シンポジウムを全国でダム反対運動を担っている皆さんの結集を得て、成功させました。その第二弾が明日の一連の行動です。

参議院選挙で野党が多数派を占めました。

今年は、この背景を最大限に活かして、ダム反対運動の飛躍を期したいものです。

(1) 活動報告

■ 総論

各水系の河川整備基本方針の策定が進んでいます。今年の4月19日には球磨川水系河川整備基本方針（案）が潮谷義子熊本県知事の同意を得ないまま河川分科会を通過し、国交省は5月11日、同基本方針を決定し、官報に掲載しました。川辺川ダムの建設を進め

るために数字合わせをした、科学的な根拠が希薄な基本方針です。

しかし、地元の同意が得られない基本方針は、河川整備計画の策定段階で地元がノーと言えば、国につき返し、再検討を求めることが可能であって、このことは1997年河川法改正のときの国会答弁で示されています。地元の実情を十分に知り尽くした流域の住民が球磨川のあり方を決めるのは当然のことです。

相良村が9月14日に採択し、9月19日に国に提出した「地方分権の時代にふさわしい河川法の改正を求める提言書」は、川辺川ダムサイト予定地を抱える自治体からの提言として重い意味を持ちます。

川辺川ダム計画の推進だけを念頭に置いて強引に策定された球磨川水系基本方針には、無理した分だけ科学的誤りがたくさんあります。私たちは、この基本方針の審議の過程でその基本的な問題点、科学的な誤りを具体的に明らかにしてきました。それらの科学的誤りは「基本方針つき返し」の有効な材料になるでしょう。

各水系の河川整備計画の策定も進められていますが、吉野川、淀川、利根川などを見ると、国の思うようにはなっていません。2007年1月に強引に休止され、先行きが危ぶまれた淀川水系流域委員会は、レビュー委員会でも基本的に肯定的な評価がなされ、この9月に再発足しています。先祖返り的な国交省の住民軽視の河川行政に対する流域住民の声、そして、情報を共有している全国の市民の声がマスコミを通じて状況を好転させる力になったのではないかと思います。

7月に行われた参議院選挙には水源連の会員である4名の方が挑戦されました。その結果、熊本県選挙区で松野信夫氏が、東京選挙区では大河原雅子氏が、当選を獲得しました。両氏とも民主党です。比例区で9条ネットから立候補された藤田恵氏、同じく比例区で社民党から立候補された上原公子氏は残念ながら議席確保には至りませんでした。この参議院選挙で参議院は野党が多数を占めることになりました。この状況を最大限活用して、脱ダムに向けた動きを加速させたいものです。

水源連は今年の第13回総会で

- 河川整備基本方針と河川整備計画とそれらの策定手続きの問題点を明確にするためのシンポジウムを開き、国土交通省と交渉する。時期は2007年1月を目指す。
- ダム反対団体が一致団結して、ダム計画中止を国に迫る。時期は参議院選後。
- 上記の問題を含め、国土交通省と定期協議を持つようにする。
- 水没地の問題として、水没予定地住民との連携を図る。生活再建策の提案を行えるようにする。
- 穴あきダムや補助ダムなどの問題に取り組む。
- 海外の問題も、ダム輸出という観点から取り組む。
- ホームページの充実をはかる。
- 早期に世話人会を開く。

を確認しました。

拡大世話人会議は2月14日に行いましたが、この一年を通して力を入れることができたのは、河川整備基本方針と河川整備計画の問題だけでした。力量不足といわざるを得ません。

水源連運動として重要なのは「ダム反対運動の結集」です。2月14日の国交省要請と国会シンポジウムで、その結集を実践できたことは大きな成果でした。

今日の総会では、参議院選挙の結果を背景とし、「ダム反対運動の結集」をより確かなものとする事、そして「ダム計画中止」を勝ち取るべく論議を行いたいと思います。

1-1 ■ 水源連の主な活動経過

1. 2月14日 国交省要請と「川を住民の手に！国会シンポジウム」 資料集 p.29

2007年2月14日、衆議院第一議員会館第一会議室で国交省への要請を行い、引き続いて「川を住民の手に！国会シンポジウム」を「公共事業チェック議員の会」と共に開催しました。国交省への要請行動と「川を住民の手に！国会シンポジウム」は、河川行政の反動化が全国で進んでいる実態、河川整備基本方針が科学的根拠なしに策定され、有害無益なダム建設を進める元凶になっていることを明らかにすること、国交省に対する全国からの怒りの声を結集して河川行政の反動化を食い止めることを目的に企画したものです。あわせて、この問題が国会の政治課題として認識され、住民運動と国会内活動とが連携することを目的としました。

国交省への要請にあたっては、全国に要請団体と要請事項をつのりました。その結果、全国で河川の問題に係っている67もの住民団体が要請団体として名乗りを上げました。「公共事業チェック議員の会」に属される多くの国会議員と秘書の皆さんが国会の合間を縫って参加されました。

国交省への要請行動には70有余人が、シンポジウムには120有余人が参加し、「国交省の反動化を許してはならない」という熱い熱気に包まれた一日でした。

当日の夜には、拡大世話人会議も行い、国交省要請とシンポのまとめを行い、今後の取り組みについて討議を行いました。

2. 2・14 国交省要請その後の経緯

1) 「河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会」と「回答」

資料集 p.32

2月14日の国交省の回答があまりにお粗末なものであったことから、「公共事業チェック議員の会」事務局長である保坂展人衆議院議員が3月7日に国交省に対して「河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会」を提出しました。この「照会」に対する文書回答が4月2日に出されました。しかし、その回答は相も変わらずきわめて不誠実なものでした。

2) 「河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する質問主意書」と「政府答弁」

資料集 p.44, p.52

さらに、上記の経過を踏まえて、国の姿勢を追及するため、保坂議員が6月14日に質問主意書を提出しました。これに対する政府答弁が6月22日に出ましたが、しかし、その内容は相変わらずのものでした。

このように、国交省の対応は不誠実そのものです。その姿勢を変えていくためには、住民と国会議員が連携しながら、国交省を追及していくことが必要です。2月14日の国交省要請・国会シンポでは「公共事業チェック議員の会」の国会議員の方々と、全国から駆けつけた住民が問題意識を共有することができました。この10月29日に予定している国交省要請第二弾では、新しい政治状況の下で、これまでの国交省の対応を許すことなく、厳しく迫りたいと考えます。

3. 4月19日 河川分科会への対応

河川分科会は4月19日、地元県知事である潮谷委員の異論を受け入れることなく、球磨川水系河川整備基本方針案を承認しました。まさに川辺川ダム計画にお墨付きを与える河川分科会でした。目に余る暴言を吐いた3名の委員、両論併記を拒絶した西谷剛会長に対

し、水源連として抗議文・質問書を送付しました。

1) 社会資本整備審議会河川分科会の3委員へ抗議・質問書を送付 資料 1

この審議において、潮谷委員にとって圧力とも取れる発言、攻撃的な発言が相次ぎました。これらの発言は看過することができないものと判断し、水戸部浩子委員（荘内日報論説委員）と山岸哲委員（山階鳥類研究所所長）には5月16日に抗議・質問書を、櫻井敬子委員（学習院大学教授）には7月12日に質問書を水源連として送付しました。

残念ながら3氏からの回答は来ておりません。

2) 社会資本整備審議会河川分科会長へ抗議文を提出 資料 2

4月19日に河川分科会を通過した球磨川水系河川整備基本方針案はその日のうちに社会資本整備審議会議長に文書で報告され、同時に社会資本整備審議会議長から国土交通大臣に基本方針案を是とする意見書が提出されました。これを受けた形で国土交通省は5月11日付けで基本方針を決定し、官報公表を行いました。

4月19日の河川分科会で、潮谷熊本県知事は基本方針案に対して「了承しがたい」と意思表示をして両論併記を求めました。河川分科会の西谷会長は両論併記を拒否し、「潮谷委員から了承しがたいというご意見もございましたが、当分科会全体としては原案を適当と認める。なお、河川整備基本方針については、当分科会として河川管理者に説明責任を十分果たすよう強く要請する。」とする「とりまとめ」を提案しました。潮谷委員もその提案に同意を与えました。河川分科会長から審議会議長へはこの「とりまとめ」をもって「報告」とされるべきですが、なんとその「報告」にはこの「とりまとめ」の本文どころかその要旨さえも記されていないことが後日判明しました。

水源連としてはこのような行為は潮谷委員と熊本県民に対する背信行為と判断し、河川分科会長への抗議・要請文を6月29日に提出しました。あわせて、その提出を国土交通省の記者クラブに通知しました。

そもそも、西谷会長が両論併記を拒否すること自体が平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」に記されている「③ 審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする。」に違反するものであって、許されることではありません。

西谷会長からの回答は来ていません。西谷会長は何故か、その後、7月27日に河川分科会長を辞任しました。後任は虫明功臣氏です。

4. 利根川流域市民委員会の取り組み

関東地区の水源連メンバーの多くが利根川流域市民委員会の活動に関っている関係から、同市民委員会の取り組みについて報告します。同市民委員会は34団体と多数の個人で構成され、水源連も加入しています。

利根川流域市民委員会は5月20日に東京水道橋の全水道会館大会議室で「利根川の未来を市民の手に！ シンポジウム ～より良い利根川水系河川整備計画策定を目指して～」を開催しました。

7月18日には、「住民参加を充実させ、よりよい利根川水系整備計画案を策定するための提案」を国土交通省、関東地方整備局、5つの有識者会議の座長に提出しました。

1) 5月20日 利根川の未来を市民の手に！シンポジウム～よりよい利根川水系河川整備計画の策定を目指して～ 資料集 p.103

淀川水系流域委員会の生みの親である宮本博司さんの報告もあったことから、このシンポジウムには150名定員の会場に溢れるほどのたくさんの方が集まり、あつい熱気に包

まれ、かつ内容豊富な議論が行われました。

このシンポジウムによって、第一部では「利根川整備計画は住民の主体的な関わりのもとに策定すべきである。」、第二部では「利根川の河川行政は過去の開発事業で痛めつけられた自然の回復をめざすべきであり、これからは大規模開発ではなく、堤防の補強など、真に有効な治水対策を進めるべきである。」という方向性が示されました。

2) 7月18日、利根川流域市民委員会が「住民参加を充実させ、よりよい利根川水系整備計画案を策定するための提案」を国土交通省、関東地方整備局、5つの有識者会議の座長に提出

一方、近畿地方整備局が設置した「淀川水系流域委員会に関するレビュー委員会」は、4月6日に、透明性、委員会の進め方、住民参加、委員の選定方式について淀川水系流域委員会を肯定的に評価する「まとめ」を発表しました。冬柴国交大臣は記者の質問に対して、「淀川だけではなしに他の水系に対しても、尊重されるであろう」との見解を述べました。そこで、この「まとめ」の主旨を利根川での整備計画の策定手法としてとり入れるよう、利根川流域市民委員会が関東地方整備局と本省、有識者会議座長に提案し、国交省記者会にこの件を通知しました。

(2) 会計報告と予算の方針

| 水源連 2007 年度会計報告 | | (2006 年 11 月 1 日～2007 年 10 月 31 日) | |
|-----------------|-------------|------------------------------------|----------------------|
| | | 単位:円 | 内訳 |
| 収入の部 | 前年度繰越金 | 710,732 | このうち切手 30,070 |
| | 年会費個人 | 454,000 | |
| | 年会費団体 | 138,000 | |
| | カンパ | 306,000 | 会員カンパ等 |
| | 収入 | 98,570 | 資料売り上げ、集会カンパ、報酬費、協賛金 |
| | 2007 年度収入小計 | 996,570 | |
| | 合計 | 1,707,302 | |

| | | | |
|------|--------------|-----------|---------------------------------|
| | | | 内訳 |
| 支出の部 | 水源連だより印刷代 | 377,750 | 水源連だより 39 号～43 号、利根川シンポ報告書、封筒印刷 |
| | 水源連だより送料 | 178,610 | ヤマト運輸便 38 号分～43 号分 |
| | 水源連パンフレット印刷代 | 199,500 | 2000 部印刷(送料込み) |
| | 購入費 | 19,940 | 水源連タペストリー |
| | 事務費 | 52,932 | コピー、葉書、通信、宅配便、宛名シール、ほか |
| | 会議費 | 145,827 | 国会シンポパネラー交通費、総会会議室、拡大世話人会 |
| | 行動費 | 199,785 | 川辺川(韓国から招聘)、相良村集会交通費ほか |
| | 振り込み手数料分担 | 16,310 | 水源連負担分 |
| | 合計 | 1,190,654 | |
| | 収入-支出 | 次年度繰越金 | 516,648 |

2007 年度の収入は約 170 万円、支出は約 119 万円でした。2006 年度収入 (157 万円)、支出 (86 万円) に比較すると収入はやや増加しましたが、これは年度末に 2008 年度分の会費納入が集中したためです。支出は 33 万円増加しました。これは水源連だよりの頁字数増加、送付先増加等の印刷物に関する支出増です。2007 年度は水源連パンフレット作成し、会員拡大に利用していますが、2008 年度は会員加盟を積極的に働きかけます。「水源連だより」はこれまでと同様に年 4 回発行する予定です。

2. 各地からの報告

後水の莫千と吉野情会 (S)

| (日 12 月 01 年 2008 ~ 日 1 月 11 年 2008) | | 吉野情会 2008 年 1 月 11 日 | 監事 水 |
|--------------------------------------|--|----------------------|--------|
| 3. 討議 | | | |
| (1) 河川整備基本方針と河川整備計画の諸問題 | | 資料集 p. 54 58 | |
| ① 河川整備基本方針の策定について | | | |
| ② 河川整備計画の策定に対して | | | |
| ③ ダムよりも河道整備・堤防補強を求める運動 | | 資料集 p. 82 86 | |
| (2) 1997 改正河川法の見直し | | 資料集 p. 71 75 | |
| (3) 多目的ダムから治水専用ダムへの問題点 | | | |
| ① 法的な問題点 | | 資料集 p. 86 90 | |
| ② 穴あきダムの問題 | | 資料集 p. 88 92 | p. 110 |
| (4) 環境アセスの問題点、戦略アセスへの対応 | | | |
| ① 現行環境アセスの問題点 | | 資料集 p. 89 93 | |
| ② 戦略的環境アセスメントと公共事業の構想段階計画策定プロセス | | 資料集 p. 92 96 | |
| 4. これからの水源連の運動に向けて | | | |
| (1) 上記の各テーマへの取り組み | | | |
| (2) 国会との連携 | | 資料 3 | |
| ① 参議院選で野党が多数派を占めた状況の活用 | | | |
| ② 何ができるのか | | | |
| ③ 公共事業チェック議員の会との連携 | | | |

(3) 運動の拡大

- ① 各地のダム反対運動との連携
- ② 会員拡大
- ③ 水源連パンフレット「ダムはいらない」の活用
- (4) 海外との連携
- (5) ホームページの確立
- (6) 機関紙の発行
- (7) その他

5. 今年度の役員体制〔案〕

| | | |
|------|------|---------------|
| 顧問 | 矢山有作 | 藤田 恵 |
| 共同代表 | 嶋津暉之 | 遠藤保男 (事務局長兼務) |
| 会計 | 和波一夫 | |

資料1 河川分科会3委員への抗議・質問書

山岸 哲氏への抗議・質問書

山階鳥類研究所総裁 秋篠宮文仁親王 殿下
山階鳥類研究所理事長 島津 久永 殿
宮内庁長官 羽毛田信吾 殿
山階鳥類研究所長 山岸 哲 殿

水源開発問題全国連絡会
共同代表 遠藤保男
共同代表 嶋津暉之

国土交通省社会資本整備審議会河川分科会における
山岸哲氏の発言について

私たちは、全国各地でダム建設問題に取り組む市民団体の全国連絡会です。

活動の一環として、2007年4月19日に開催された国土交通省社会資本整備審議会河川分科会を傍聴いたしました。

その席上、委員を務めていた山階鳥類研究所長の山岸氏が、潮谷義子熊本県知事の発言を受けて、「知事がたくさん駄々をこねている」と発言しました。

潮谷知事は、熊本県民から選挙された「選良」です。その知事に対し、委員会の多数派や自らの意見と異なるからとは言え、山岸氏が「駄々をこねている」と発言したことに、私たちは大変驚きました。

山岸氏は、皇室ゆかりの研究所責任者として、相応しい品位を持っているのでしょうか。

それとも、皇室及び宮内庁では、選挙された知事の発言を、関係者が公の席で馬鹿にするようなことは、特に問題ないと考えておられるのでしょうか。

また、皇室及び宮内庁は、国民の中にある多様な意見について、自らと異なるものを馬鹿にする習慣が日常からあるのでしょうか。

以上の点について、ご回答をいただければ幸いです。

なお、山岸氏が貴研究所と関係なく「私人」として委員会に参加しているという趣旨のご回答は、受け入れかねます。なぜならば、山岸氏は、貴研究所長の肩書きを用いて、国の審議会分科会委員に任命されているためです。

また、本要請につきましては、各報道機関にも併せてご送付させていただきます。

以上

2007年5月16日

「荘内日報」代表取締役社長 橋本 政之 殿
「荘内日報」論説委員 水戸部浩子 殿

水源開発問題全国連絡会

共同代表 遠藤保男

共同代表 嶋津暉之

国土交通省社会資本整備審議会河川分科会における
水戸部浩子氏の発言について

私たちは、全国各地でダム建設問題に取り組む市民団体の全国連絡会です。

活動の一環として、2007年4月19日に開催された国土交通省社会資本整備審議会河川分科会を傍聴いたしました。

その席上、委員を務めていた水戸部氏が、次のように発言しました。

私たちはその発言を聞き、「言論の自由を貫き真実の報道と公正な世論の喚起を期す」ことを社是とする貴紙の論説委員として、水戸部氏は相応しいのか、強い疑問を抱きました。

したがって、次の諸事項について、ご回答をいただければ幸いです。

なお、水戸部氏が貴紙と関係なく「私人」として委員会に参加しているという趣旨のご回答は、受け入れかねます。なぜならば、水戸部氏は、貴紙論説委員の肩書きを用いて、国の審議会分科会委員に任命されているためです。

また、本要請につきましては、各報道機関にも併せてご送付させていただきます。

- ① 「誤解を恐れずに言うなら、自分はダムを16年間、地元のダムを含めて取材をしてきたが、往々にしてダムアレルギーというのが確実にある」と、水戸部氏はダムを反対する人々に説明しても無駄という主旨の発言をしました。貴紙は、地元住民に「ダムアレルギー」があるという、「不偏不党」ではない前提で報道してきたのですか？
- ② 球磨川の河床に関して、「禿げ頭と言ったら失礼ですけども、もう禿げかけているようなちょっと見るに忍びないような、もうこれ以上掘っちゃえばおそらく年増女が化粧落として見られないぐらいの、自分に置き換えるとそんなような感じ」と、水戸部氏は公の席において批判的な意味で「禿げ頭」「年増女」という言葉を使用しました。貴紙は、公の席においてこのような言葉を用いる物が、「社会の公器として常に品位を重んじ」る貴紙の社説を担当するのに相応しいと考えているのですか？
- ③ 川辺川ダムに反対する熊本県民が過半数に上るという熊本日日新聞の世論調査結果を潮谷義子熊本県知事が紹介したことを受けて、水戸部氏は『「うちの親父は大反対したけれど、僕は反対した理由が分からない』という人が結構いた。知事のところには届いていないかもしれないが、『反対の理由が今は分からない』というような歴史の経過を踏まえて、今日があるような気がする』と、熊本日日新聞の世論調査結果を否定しました。水戸部氏は、熊本日日新聞による世論調査結果を信頼できないとするならば、世論調査に相当する具体的な根拠を示してください。また、貴紙は、公の席で新聞社による世論調査結果を信頼できないと発言する人物が、論説委員に相応しいとお考えですか？

以上

櫻井敬子氏への質問書

2007年7月12日

学習院大学法学部教授 櫻井敬子 殿

水源開発問題全国連絡会

共同代表 遠藤保男

共同代表 嶋津暉之

国土交通省社会資本整備審議会河川分科会における

櫻井敬子教授の発言についての質問

私たちは、全国各地でダム建設問題に取り組む市民団体の全国連絡会です。

私たちは活動の一環として、2007年4月19日に開催された国土交通省社会資本整備審議会河川分科会を傍聴していました。櫻井教授の発言を聞き、理解に苦しむ部分がありました。国土交通省HPに掲載されている当日の議事録を読み返してもなお、疑問が残っているため、疑問点を整理し、質問させていただきます。

潮谷義子熊本県知事の「・・・再度、私は小委員会審議会の結果におきまして了承しがたいという意見を述べましたことを併記していただきたいということをお願いさせていただきます」との説明・意見を受け、櫻井教授は以下の趣旨の発言をされました。

「基本方針そのものについて反対（する）・・・ということであれば、安全性の問題（が）犠牲に（なる）」

「知事が反対されるということになりますとね、一般の委員と違い大変な力を持っている方ですから、基本方針で想定されるような河川整備は知事の任期中にはできない、ということまで追い込む、ということはある」

「分科会多数派の賛成する計画案は、一番厳しめの裁量審査のやり方してもまあまあいける」

「国家賠償が起きた場合どうなるかという、地元が反対しているならば大東水害判決の『社会的制約』の一番ハードルの高い制約があるということになるので、国は賠償責任を免れ、地元にとっては大変厳しいことになる」

櫻井教授の前記発言は、

「知事である潮谷委員が分科会多数派意見に異議を唱え、なおかつ基本方針策定後もその異議を貫くのであれば、基本方針で定めた治水施策が行われず、その間に洪水被害が発生して被災住民が国家賠償を求めたとしても、救済を受けられない。それは、（ダム反対という）治水計画の策定・実施に対する社会的制約があるからである」として、櫻井教授が潮谷委員に対し、基本方針案に同意するよう圧力をかけていると、受け取れる発言でした。

そこで質問いたします。

- 1 (1) 潮谷委員が知事として基本方針に反対するということと、審議会で少数意見を述べることは別問題です。

櫻井教授の前記発言のうち、「基本方針そのものについて反対（する）・・・ということであれば、安全性の問題（が）犠牲に（なる）」という部分は、(ア) 知事が基本方針に反対すると、流

域の安全性の問題が犠牲になるとの趣旨かと思われませんが、さらに、(イ) 潮谷委員が審議会で少数意見を述べることで流域の安全性の問題が犠牲になるとの趣旨まで含むのでしょうか。

(2) 前記(1)で、櫻井教授の発言が(イ)の趣旨も含む場合、潮谷委員は、審議会でとりまとめを行うことに対し反対したのではなく、とりまとめにあたり、平成11年4月27日閣議決定に基づき両論併記を求め、ないし少数意見の存在を併記するよう求めたにすぎませんが、このような潮谷委員の審議会における発言が、基本方針策定手続に対し、どのような根拠でいかなる影響を及ぼし、それ自体「安全性を犠牲にする」ことになるのか、明らかにして戴きたい。

また、そもそも、審議会とは反対意見も含めた自由な討論がなされ、両論併記も含めたとりまとめ(閣議決定)がなされることを予定した機関ですが、審議会において少数意見を述べることで「安全性を犠牲にする」と非難されるのであれば、審議会委員は多数意見を追認せざるを得ないことになり、審議会の機能が阻害されるのではないかと懸念しますが、いかがでしょうか。

(3) 櫻井教授は、潮谷知事が、地元の多数意思を受けて基本方針に反対するのであれば「安全性の問題が犠牲になる」と主張されますが、流域住民多数が、国交省の発案した基本方針を了承できないことにより治水対策が遅れる場合、その責任は、流域住民の納得を得られる計画内容を示すことができず、また流域住民の納得を得るための手続設定することを怠った国交省にあり、「安全性の問題を犠牲に」しているのは国交省であると思われませんが、いかがでしょうか。

2 櫻井教授はご発言の中で、大東水害訴訟判決を引用しておられます。

ご案内のとおり、大東水害訴訟判決は、集中豪雨の際床上浸水等の被害を被った住民が、河川管理者に対し損害賠償請求を行った事案で、「未改修河川において確保されるべき安全性は、財政的制約・技術的制約・社会的制約等諸制約のもとで改修の過程に対応した過渡的安全性で足りる」との判断基準を示して水害被害者を敗訴させた判決です。同判決に対しては、学説・マスコミから広く「現状追認」との批判がなされていることもご案内のとおりです。

櫻井教授のご発言のうち、「国家賠償が起きた場合どうなるか」というと、大東水害判決の『社会的制約』の一番ハードルの高い制約があるということになる」との部分、流域住民の基本方針に対する反対意見が過半数にのぼる状況を「社会的制約」ととらえ、流域住民が基本方針に反対している状況では、賛成している状況と比較して、住民が国家賠償請求訴訟において救済を受けられる範囲が狭まるとの趣旨と思われませんが、流域住民が基本方針に反対している場合と賛成している場合とで、国家賠償請求訴訟の結論が異なる事案として、具体的にどのような事案を想定しておられるのでしょうか。

そもそも、今後、球磨川流域住民が基本方針に賛成したとして、球磨川水系で水害が発生した場合に、大東水害訴訟の判断基準の下で、被害住民の河川管理者である国に対する国家賠償請求が認容される場合がありうるとお考えですか。

以上、お忙しいこととは思いますが、ご回答をよろしくお願いいたします。

なお、本質問につきましては、各報道機関にも併せてご送付させていただきます。

以上

資料2 河川分科会 西谷会長への抗議・要請文

2007年6月29日

社会資本整備審議会

会長 張 富士夫 殿

同審議会河川分科会

会長 西谷 剛 殿

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津暉之

共同代表 遠藤保男

河川分科会長から社会資本整備審議会議長への報告文についての抗議と要請

4月19日の河川分科会で球磨川水系河川整備基本方針についての審議結果が取りまとめられました。その結果がその日のうちに社会資本整備審議会議長に報告され（資料1）、それを受けた審議会議長が国土交通大臣に意見書を提出しています（資料2）。

河川分科会長から社会資本整備審議会議長宛の報告は、19日の河川分科会で西谷会長が提案し、潮谷義子委員が同意を与えた「とりまとめ」（資料3）に沿ったものでなければなりません。ところが、潮谷委員の意見を反映させた文がすべてカットされていることがわかりました。

球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会における潮谷委員の地道な真摯な対応とその結果としての「了承しがたい」という意見が審議会の公文書として残らないことになったのです。

潮谷委員が繰り返し表明した「了承しがたい」という意見が社会資本整備審議会議長に伝達されず、あわせて、国土交通大臣にも伝達されないのは、潮谷委員個人にとどまらず、潮谷委員が拠り所とした熊本県民に対する背信行為と言っても過言ではありません。河川分科会の議事での約束が守られなかったのはなぜなのか、西谷分科会長の責任はきわめて重大であるとともに、そこに審議会の答申をも意のままに操ろうとする国土交通省の許しがたい姿勢があります。

社会資本整備審議会議長への報告に「とりまとめ」を記載していないことは、4月19日の河川分科会に出席していた全員に対する河川分科会長の約束違反であり、潮谷委員に対する明白な「背信行為」です。

私たちはこのことに対して強く抗議するとともに、以下のことを求めます。

- 1： 西谷河川分科会長は、国社整審（河）第4号（平成19年4月19日）文書を取り消すこと。
- 2： 西谷河川分科会長は、4月19日の「とりまとめ」すなわち、「潮谷委員から了承しがたいというご意見もございましたが、当分科会全体としては原案を適当と認める。なお、河川整備基本方針については、当分科会として河川管理者に説明責任を十分果たすよう強く要請する。」を社会資本整備審議会議長への報告とすること。
- 3： 張社会資本整備審議会議長は国社整審第20号（平成19年4月19日）文書を取り消すこと
- 4： 張社会資本整備審議会議長は「潮谷委員から了承しがたいというご意見もございましたが、当分科会全体としては原案を適当と認める。なお、河川整備基本方針については、当分科会として河川管理者に説明責任を十分果たすよう強く要請する。」を内容とした報告が社会資本整備審議会議長にされ次第、同報告を以って審議会意見とする文書を国土交通大臣に提出すること。

本件の連絡先 遠藤保男 電話 045-561-8186

付属資料 1

日 02 月 0 年 2008

国社整審(河)第4号
平成19年4月19日

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫 殿

社会資本整備審議会
河川分科会
会長 西谷 剛

球磨川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成18年2月13日付け国社整審第20号で河川分科会に付託された標記については、当分科会において「適当と認める」と議決しましたので報告します。

付属資料 2

国社整審第20号平成19年4月19日

国土交通大臣
冬柴裁三殿

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫

球磨川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成18年2月8日付国河計調第71号により当審議会の意見を求められた「球磨川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定1により、当審議会河川分科会の結論をもって当審議会の意見とすることが適当と認めます。

付属資料 3 4月19日河川分科会議事録抜粋

国交省のホームページ

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/070419/pdf/070419_gijiroku.pdf より

この議事録52~53ページにかけて

【分科会長】...次のような取りまとめをしたいと思います。つまり「潮谷委員から了承しがたいというご意見もございましたが、当分科会全体としては原案を適当と認める。なお、河川整備基本方針については、当分科会として河川管理者に説明責任を十分果たすよう強く要請する。」

以上を取りまとめといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。知事さんもよろしいですか。

【潮谷委員】私の意見をあつたということで明確に位置づけていただいた上で、そのほかの委員の方々が了承されたという文言の整理でございますので、結構でございます。

【分科会長】ありがとうございました。

「川を住民の手に！ 国会シンポジウム2— —ダム問題をあらためて問う—」 資料集

10月29日（月） 午後2時～4時

衆議院第一議員会館 第一会議室

プログラム

- 1：開会挨拶 公共事業チェック議員の会
- 2：講演 「川辺川ダム計画を抱える相良村の決断」 矢上雅義 相良村村長
- 3：各地からの報告

| | | |
|---------|-------|------------------------------|
| サンルダム | 佐々木克之 | (社) 北海道自然保護協会 |
| 成瀬ダム | 奥州光吉 | 成瀬の水とダムを考える会 |
| 南摩ダム | 伊藤武晴 | 思川開発事業を考える流域の会 |
| ハッ場ダム | 田巻 誠 | ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会 |
| 浅川ダム | 内山卓郎 | 信州ラプソディ |
| 太田川ダム | 岡本 尚 | 太田川ネット |
| 設楽ダム | 市野和夫 | 設楽ダムの建設中止を求める会 |
| 淀川水系ダム群 | 今本健博 | 元淀川流域委員会委員長 |
| 第十堰 | 豊岡和美 | NPO 法人吉野川みんなの会 |
| 内海ダム再開発 | 石井 亨 | 国立公園寒霞溪の自然を守る連絡会 |
| 山鳥坂ダム | 有友正友 | 大洲市の住民投票を実現する会 |
| 川辺川ダム | 中島 康 | 子守り歌の里・五木を育む清流川辺川 を守る県民の会 |
- 4：テーマ別問題提起

| | | |
|-----------|--------|---------|
| 河川行政と住民参加 | 岡田幹治 | ジャーナリスト |
| ダム計画の破綻 | 嶋津暉之 | 水源連共同代表 |
| ダムと天下り | まさのあつこ | ジャーナリスト |
- 5：全体討論
国会議員からのコメント 随時
- 6：まとめ 公共事業チェック議員の会

司会：田中信一郎 明治大学政治経済学部専任助手

主催 公共事業チェック議員の会
水源開発問題全国連絡会

「川を住民の手に！ 国会シンポジウム2」資料集

目次

(敬称略)

1 講演

「川辺川ダム計画を抱える相良村の決断」 矢上雅義 相良村村長 (別紙) ----- 3

2 各地からの報告

| | |
|---|----|
| 水源連の仲間がかかわっているダムマップ ----- | 4 |
| サンルダム 佐々木克之 (社) 北海道自然保護協会 ----- | 5 |
| 成瀬ダム 奥州光吉 成瀬の水とダムを考える会 ----- | 6 |
| 南摩ダム 伊藤武晴 思川開発事業を考える流域の会 ----- | 7 |
| ハッ場ダム 田巻 誠 ハッ場ダムをストップさせる東京の会 ----- | 8 |
| 浅川ダム 内山卓郎 信州ラブソディ ----- | 9 |
| 太田川ダム 岡本 尚 太田川ネット ----- | 10 |
| 設楽ダム 市野和夫 設楽ダムの建設中止を求める会 ----- | 11 |
| 淀川水系ダム群 今本健博 元淀川流域委員会委員長 ----- | 12 |
| 第十堰 豊岡和美 NPO 法人吉野川みんなの会 ----- | 13 |
| 内海ダム再開発 石井 亨 国立公園寒霞溪の自然を守る連合会 ----- | 14 |
| 山鳥坂ダム 有友正友 大洲市の住民投票を実現する会 ----- | 15 |
| 川辺川ダム 中島 康 子守り歌の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 ----- | 16 |

3 テーマ別問題提起

| | |
|--------------------------------|----|
| 「河川行政と住民参加」 岡田幹治 ジャーナリスト ----- | 17 |
| 「ダム計画の破綻」 嶋津暉之 水源連共同代表 ----- | 18 |
| 「ダムと天下り」 政野淳子 ジャーナリスト ----- | 21 |

4 資料

4-1 国土交通大臣への「河川行政の透明化と民主化を求める要請」と要請団体 ----- 23

4-2 2月14日の国交省への要請と国会シンポジウム

| | |
|---|----|
| 3/7 (1) 2月14日「川を住民の手に！ 国会シンポジウムと国交省要請」の報告 ----- | 34 |
| 2 (2) 2月14日国交省要請を踏まえた再質問、国交省回答、コメント ----- | 37 |

4-3 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書.

| | |
|------------------------------|----|
| 6/14 (1) 質問主意書と政府答弁 ----- | 49 |
| (2) 質問主意書と政府答弁の要点とコメント ----- | 55 |

4-4 河川整備基本方針及び河川整備計画に関する資料

(1) 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に関する諸問題 ----- 58

| | | |
|-----|------------------------------------|-----|
| (2) | 河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況 | 66 |
| (3) | 淀川レビュー委員会のまとめと冬柴国交大臣記者会見 | 70 |
| (4) | 利根川有識者会議の改善の提案（利根川流域市民委員会） | 73 |
| 4-5 | 河川法改正に関する資料 | |
| (1) | 日本弁護士連合会「流域自治に向けた河川法の改正を求める提言」（抜粋） | 75 |
| (2) | 相良村「地方分権の時代にふさわしい河川法の改正を求める提言書」 | 77 |
| (3) | 1997年河川法改正時の市民案 | 78 |
| (4) | 1997年河川法改正時の国会の質疑 | 79 |
| 4-6 | ダム計画の中止に関する資料 | |
| (1) | ダム計画中止制度の経過 | 82 |
| (2) | 中止になったダム計画 | 84 |
| (3) | 全国のダム事業の状況 | 85 |
| 4-7 | 「ダムよりも河道の整備・堤防の補強を！」 | |
| (1) | ダム建設のために河道整備を後回しにする河川行政 | 86 |
| (2) | 堤防の補強を最優先で実施（淀川水系河川整備計画案の考え方） | 87 |
| 4-8 | 多目的ダムから治水専用ダムへの変更に伴う問題点 | |
| (1) | 法的な問題点—ダムの根拠法令とダム計画 | 90 |
| (2) | 穴あきダムの問題 | 92 |
| 4-9 | 現行環境アセスメントと戦略的環境アセスメントについて | |
| (1) | 現行環境アセスの問題点 | 93 |
| (2) | 山鳥坂ダム環境検討委員会に見る環境アセスの問題点 | 94 |
| (3) | 戦略的環境アセスメントと公共事業の構想段階計画策定プロセス | 96 |
| 5 | 各地の補足資料 | |
| ・ | サンルダム | 100 |
| ・ | 利根川（5月20日利根川を市民の手に！シンポ） | 102 |
| ・ | 大田川ダム | 103 |
| ・ | 第十堰 | 109 |
| ・ | 内海ダム再開発 | 111 |
| ・ | 山鳥坂ダム坂 | 116 |
| 6 | 参考資料 | |
| ・ | 「反動化する河川行政」（岡田幹治）（「世界」2007年7月号） | 119 |
| ・ | 「穴あきダム徹底批判」（今本博健）（「世界」2007年7月号） | 125 |
| ・ | 水源連の提言「治水にダムは無用」2004.10.31第11回総会 | 129 |

1, 講演

「川辺川ダム計画を抱える相良村の決断」 矢上雅義 相良村村長

(別紙)

2, 各地からの報告 (次ページ以下)

水源連の仲間たちがかわっているダムマップ

中止・凍結されたダムなど

- 1 千歳川放水路
- 2 松倉ダム
- 3 新月ダム
- 4 渡良瀬第二貯水池
- 5 倉洲ダム
- 6 東大芦川ダム
- 7 大谷川分水・行川ダム(思川開発)
- 8 稲戸井調節池総合開発
- 9 大野ダム
- 10 清津川ダム
- 11 佐梨川ダム
- 12 大仏ダム
- 13 下諏訪ダム
- 14 浅川ダム
- 15 千曲川上流ダム
- 16 矢作川河口堰
- 17 板取ダム
- 18 旧足羽川ダム
- 19 紀伊丹生川ダム
- 20 細川内ダム

建設反対運動にもかかわらず完成したダムなど

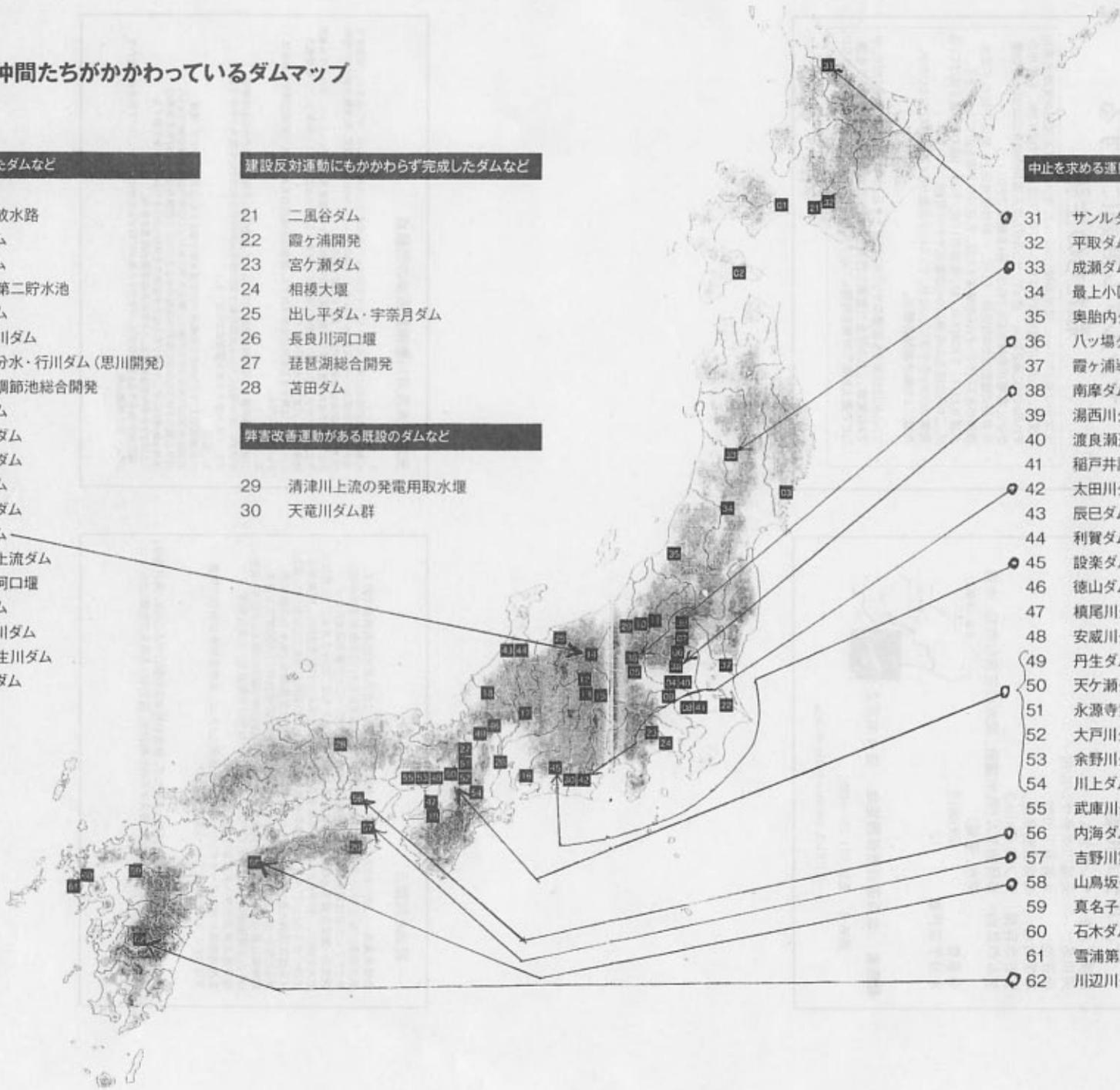
- 21 二風谷ダム
- 22 霞ヶ浦開発
- 23 宮ヶ瀬ダム
- 24 相模大堰
- 25 出し平ダム・宇奈月ダム
- 26 長良川河口堰
- 27 琵琶湖総合開発
- 28 苫田ダム

弊害改善運動がある既設のダムなど

- 29 清津川上流の発電用取水堰
- 30 天竜川ダム群

中止を求める運動があるが進んでいるダムなど

- 31 サンプルダム
- 32 平取ダム
- 33 成瀬ダム
- 34 最上小国川ダム
- 35 奥胎内ダム
- 36 ハッ場ダム
- 37 霞ヶ浦導水事業
- 38 南摩ダム(思川開発)
- 39 湯西川ダム
- 40 渡良瀬遊水池掘削事業
- 41 稲戸井調節池掘削事業
- 42 太田川ダム
- 43 辰巳ダム
- 44 利賀ダム
- 45 設楽ダム
- 46 徳山ダム
- 47 横尾川ダム
- 48 安威川ダム
- 49 丹生ダム
- 50 天ヶ瀬ダム再開発
- 51 永源寺第二ダム
- 52 大戸川ダム
- 53 余野川ダム
- 54 川上ダム
- 55 武庫川ダム
- 56 内海ダム再開発
- 57 吉野川第十堰
- 58 山鳥坂ダム
- 59 真名子ダム
- 60 石木ダム
- 61 雪浦第二ダム
- 62 川辺川ダム



サンルダム問題

計画ダム名: サンルダム
河川名: 天塩川水系サンル川
所在地: 北海道下川町
事業者名: 北海道開発局
総貯水容量: 57,200,000m³
ダムの目的: 多目的ダム(洪水調節、流水の正常な昨日、水道用水、発電)
事業費: 530億円
水没予定戸数: 12



報告者: 北海道自然保護協会 佐々木克之

連絡先 電話: 011-251-5465

メールアドレス: info@nc-hokkaido.or.jp

1

サンルダム問題に対する 私たちの主張

- 天塩川は長さ256km、流域面積5590km²、サンル川は天塩川の支流名寄川の支流。サンル川の流域面積は182km²で、天塩川のその3.2%、名寄川のその26%に過ぎない。従って、サンルダムは天塩川の治水にはほとんど効果がなく、名寄川の治水にもそれほど多くを期待できない。
- 名寄川の堤防はかなり完成していて、一部無堤地区と一部流下能力不足の場所があるだけで、それらを補強すれば、名寄川の水害を防ぐことができる。
- 水道水として、下川町1.5L/秒、名寄市17.5L/秒という極めて少量を掲げているが、これらは現在の名寄川からの取水で十分可能。
- 発電1000KWを予定しているが、サンル川の流量からすると無理ではないのか。発電による無水期間の懸念。
- サンル川は日本でも有数のサクラマスが遡上する(年間3,000尾程度)川で、ヤマメの宝庫、これの保全が重要な課題となった(流域委員会)。開発局は魚道などで遡上と降下対策を実施して必ず保全すると言っているが、その保証はない。

2

経過と問題点

流域委員会...2003年5月に流域委員会設置、2006年12月の第20回委員会で終了、開発局長に提出された意見では、治水で目標流量が高すぎるという少数意見が併記、サクラマス保全は事前に方法の検討などをして保全していくことが書き込まれた。
開発局・流域委員会との話し合いは拒否された... 私たちは、流域委員会ごとに質問と意見を提出し、冊子をまとめて、流域委員会での発言を求めたが拒否された。開発局は質問に答えるとして「考え方を随時発表するも、私たちの疑問に答えてこなかった。また、ダム推進団体と会っても、私たちがはかばかしくないと回答。住民説明会でも十分な説明が得られなかったため、冊子「サンルダムへの疑問」を4,000部発行、3,000部以上普及。
開発局などへ要望書提出...開発局は整備計画案提出時に疑問に答えると回答したが、8月の案提出時にやはり答えていなかった。10月1日付けで開発局、北海道知事、国交省北海道局長へ要望書を提出した。
北海道知事計画(ゴーサイン)...10/10付け新聞によれば、高橋知事は計画に同意、五年以内に本体工事着工という情報が流れた。

問題点...私たちに会わず、疑問にも答えず、整備計画案を計画にすることは、河川法の考え方に違反、これをどのように解決するのか検討中、国交省にも考え方を質したい。

3

天塩川水系河川整備計画案の問題点

1. 治水

- 1) 戦後最大の洪水に備えるということで設定された目標流量(1500m³/s)が、サンルダムに関係する名寄川で実績最大ピーク流量(昭和48.8:1115m³/s)より30%以上高く設定、戦後最大洪水時(昭和56.8)の602m³/s)の約2.5倍で、高すぎる値である。
- 2) 2006年10月の名寄川隆々には開発局通報で900m³/sで、戦後最大に近い。しかし、サンルダム建設下流の名寄川や天塩川との合流部下流で外水被害はなし、内水氾濫が主な被害でした。戦後最大流量(実績)が流れても安全と告げる。
- 3) 名寄川では高すぎる目標流量が流れても、数箇所の堤防強化と一箇所のみ河道掘削で名寄川はさらに安全になる。

2. 利水

- 1) 正常流量が高すぎる根拠が示されていない、2) 発電によって無水期間が生じる可能性が大きい、3) 必要としている水道水量は現在サンル川や名寄川からの取水で十分可能、また、汽水や地下水を少量確保でも足りる。

3. 環境

- 1) 計画案では「サクラマス生息環境への影響を最小限とする」と述べているが、流域委員会意見は「サクラマスの遡上、降下対策にあたっては専門家の意見を聴くとともに、現状の備蓄を保全しながら事前の段階から必要に応じて試験を行い、その生息環境の推移を継続的にモニタリングするなどその効果を確認したうえで必要な対策を講ずることができると期待を要する。」とする流域委員会意見を無視している。
順応的管理をすると言いつつ、サクラマス保全に関する管理のしかたについて具体的に触れていない、など問題山積。

4

成瀬ダムは本当に必要ですか？

■ 成瀬ダムの概要

- ・ 起業者 東北地方整備局
- ・ 水系 雄物川水系成瀬川
- ・ ダム型式 ロックフィルダム
- ・ 堤高 113.5 m
- ・ 堤頂長 690 m
- ・ 堤体積 1195.8万m³
- ・ 湛水面積 2.26km²
- ・ 総貯水容量 7870万m³
- ・ 水没家屋 0 戸
- ・ 移転家屋 7 戸
- ・ 総工事費 1530 億円

■ 着工に至るまでの経過

- 1960年代 成瀬川へダム建設を模索
- 1980年頃 地元の「要望」強まる
- 1981年 東成瀬村、建設を要望
- 1996年 ダム審「成瀬ダムは妥当」
- 1999年 秋田県知事、承認
- 2001年 ダム基本計画公示
- 2001年 工事用道路建設
- 2003年 付替道路建設着手

報告者：奥州光吉 成瀬の水とダムを考える会 代表

〒019-0513 秋田県平鹿郡十文字町植田字一ツ屋71

電話：0182-44-5137

成瀬ダムの目的は妥当か？ - 1

・ 成瀬ダムの目的（多目的ダム）

■ 治水・・・「150年に1回程度の大雨を想定」

- ・ 成瀬ダムはその規模の大きさに比較し、集水面積が極めて小さい。同規模のダム・玉川ダムに比べてその面積は4分の1。下流の雄物川では、洪水抑止効果はわずか数センチ。

■ 主要な目的は「かんがい用水の供給！」

- ・ 各田んぼから排水される水が利用されることなく河川にまっすぐに排出される用水の「無駄づかい」構造に原因がある。
- ・ 下流に十分な水が届かなかった原因は、上流部の幹線用水路の不良。その証拠に、ダムに先行した新しい用水路になってからは、下流域の井戸の利用はめっきりへり、十分な水が隔々まで行き渡るようになった。大きなダムは必要ない。
- ・ そもそも 3割減反のこの時代に2倍の水が必要か？
- ・ 背景にはもうひとつ、農村経済の疲弊→崩壊の現状がある。

成瀬ダムの目的は妥当か？ - 2

- ・ 日照りに不慣れし！・・・ 農家にとって、恐ろしいのは水不足ではなく日照不足
- ・ 現状でも1.2倍程度の水で十分行き渡ることがわかってきた！
- ・ 今ある皆瀬ダムを季節を通して有効に使えば、巨大ダムは無くて済む！

■ 費用対効果（農水省）は1.09.

- ・ 総費用〔成瀬ダム関連事業（国営「平鹿平野かんがい用排水事業」・同関連事業・特定多目的ダム建設事業予算の農業用分水）を含めて、〕 1556億円。
- ・ 投資効果 1703億円。

■ 水道水もダムの水？・・・これまでどおり地下水保全・利用が最善

- ・ 伏流水や地下水に依存し上手に利用してきた歴史
- ・ 水の需要は年々減少
- ・ 冬季間の水田涵養で地下水位改善

破壊される森林生態系

- ・ 白神山地に匹敵するほどの森林生態系保護地域を食い破ってダム湛水域が設定された。
- ・ 湛水域直近のクマタカの巣の運命？
 - 自然度が非常に高いところだけに多くの動植物が多様な生態系を形づくってきた。2001年には、その生態系の頂点に位置するクマタカの巣が湛水域からわずか数10mという所に発見された。
 - ところが、国土交通省は翌年、専門家の「イヌワシ・クマタカ委員会」なるものの「指導」のもとに巣から5mの隣の木にカメラを設置した。

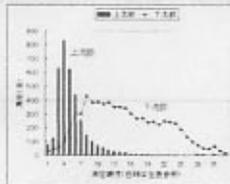


ダムのない川・清流「成瀬川」



皆瀬川と成瀬川の合流点
向こう側がダムのある皆瀬川
手前がダムのない成瀬川の水

流域住民（特にダムのできる東成瀬村の住民）が一番心配してきたことは、あるさとの川が清流でなくなるのではないか、ということだ。となりの皆瀬川が濁りの川になってしまったことをよく見ているからだ。



皆瀬川の濁度
(ダムの下流ではなかなか濁度が下がらない)

ダムに依存しない明るい農村を

- ◇ 1556億円という金が地元に着く。
- ◇ 地元はこのダム特需の分捕り合戦→合併拒否で独り占めこれを「東成瀬村の自立」という。

ダムに頼らず、
→ 自然の恵み、水循環を活かした
明るい農村へ



思川開発事業の概要

- 思川は利根川流域渡良瀬川の支流で栃木県の南西部足尾東山地に水源を発し、同じく行川、黒川、大芦川を合流し南流して渡良瀬遊水池で渡良瀬川に合流する流路77.8kmの1級河川です。思川開発事業は、利根川総合開発の一環として、思川の支流の南摩川にダムを建設して洪水調節を行うとともに、他の支川黒川、大芦川に取水施設を設け、延長10 kmの山岳導水路を建設してダムに水を運び貯留水の80%をまかなう。

報告者:伊藤武晴 思川開発事業を考える流域の会 事務局長
〒323-0807 栃木県小山市城東 2-10-22
電話 0285-23-8505

1

事業の中核「南摩ダム」諸元

- 建設地: 利根川流域思川支流-南摩川
- 型式: ロックフィルダム
- 流域:
 - 南摩川 12.4 Km² 直接流域<ダム建設地>
 - 黒川 49.5 Km² 間接流域(取水口)
<ダムへ送水最大 8m³/S>
 - 大芦川 77.4 Km² 間接流域(取水口)
<ダムへ送水最大20m³/S>
- 位置: 栃木県 鹿沼市 上南摩町地先
- 堤高: 88.5m
- 総貯水量: 約五千万m³
- 有効貯水量: 約五千万m³

2

事業の目的

- 洪水調節
南摩ダム地点の計画高水流量130m³/sのうち125m³/sの洪水調節を行うことにより、南摩ダム下流の思川沿川地域および利根川本川の中・下流地域の洪水被害の軽減を図る、としている。
- 既得取水の安定化と河川環境の保全のための流量の確保、(不特定用水の確保)
南摩川、黒川、思川および利根川沿川の既得用水の安定化を図るとともに、河川環境の保全等のために必要な流量を確保し、異常洪水時の補給を行う、としている。
- 新規利水の開発
栃木県、小山市、古河市、総和町、五霞町、埼玉県、および北千葉広域水道企業団の水道用水として新たに最大3,202m³/Sの取水を可能とします、としている。

3

事業の問題点

- 洪水調節:
ダムが建設される南摩川は極小河川で、ダム地点の流域面積はわずか12.4 Km²で、思川下流基準地点の洪水軽減効果量は約1.8%でしかなく、費用対効果の点からきわめて不合理な事業である。
- 不特定用水の確保:
不明瞭な事業目的であり、国交省は既得用水を既得水利権と説明しているが、水利権者の新たな受益事業には受益者負担が課せられるはずである。
- 新規利水の開発:
過去の過剰な利水開発により、ほとんどの水道事業は水あまり状況にあり、新規利水の開発はもはや必要ない。

4

071029 水源連主催 国会シンポジウム

淀川水系における 事業中の5ダムについて

前・淀川水系流域委員会委員長
今本博健

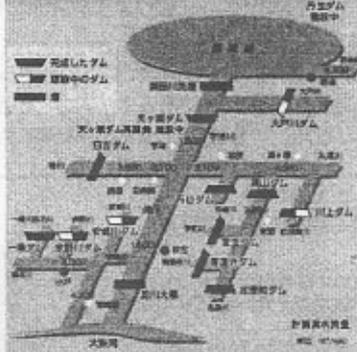
淀川水系のダム

既設のダム

- 天ヶ瀬ダム
- 比叡地ダム
- 青蓮寺ダム
- 室生ダム
- 高山ダム
- 布目ダム
- 日吉ダム
- 一庫ダム

事業中のダム

- 丹生ダム
- 大戸川ダム
- 天ヶ瀬ダム再開発
- 川上ダム
- 余野川ダム



二転三転するダムの目的(1)

丹生ダム

- 当初計画 ①治水 ②流水の正常な機能の維持 ③利水
03年案 ③を異常高水時の緊急水の補給に変更
05年方針 治水専用の流水型ダムとして実施
07年原案 ダムの型式を再検討して実施

大戸川ダム

- 当初計画 ①治水 ②流水の正常な機能の維持 ③利水 ④発電
03年案 ③を「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」および「日吉ダムの利水容量の代替」に変更
05年方針 治水単独目的では経済的に不利なため当面実施しない
07年原案 桂川の治水を加え、治水専用の流水型ダムとして実施

淀川水系流域委員会の提言・意見

03年「提言」

ダムは、自然および社会環境に重大な影響を与えるので、原則として建設しないものとし、建設には社会的合意が必要である。

03年12月「意見書」

中止することも選択肢の一つとして、提言を尊重した抜本的な見直しが必要である。

05年8月「方針に対する見解」

- 丹生ダムおよび川上ダムの「実施する」との方針には、「現段階では賛成できない」とした。
- 天ヶ瀬ダム再開発の「実施する止の方針」には、琵琶湖の環境に資するとの理由で「賛成する」とした。
- 大戸川ダムおよび余野川ダムの「当面実施しない」との方針には、「賛成する」とした。

どうすればいいか

- こうした問題は対象洪水を設定する治水方式に基づいているかぎり解決できない。基本高水の切下げも、ダムを建設させない一時逃れになっても、真の解決にはならない。
- 真の解決には、対象洪水を設定することを止め、いかなる大洪水をも対象とし、少なくとも壊滅的な被害を回避するよう、治水方式を抜本的に転換する必要がある。
- 具体的には、河川における対策だけでなく、流域における対応を併用し、中長期的な対策を視野に入れつつ、環境に重大な影響を及ぼさない実現可能な対策を着実に積み上げ、治水安全度を段階的に引き上げることである。
- いま優先すべきは、ダムのような環境に重大な影響を及ぼす大規模対策ではなく、壊滅的な被害の最大原因となっている破堤を防ぐ「堤防補強」であり、人的被害を解消する「警戒・避難体制」の早期の確立である。

淀川水系の概要

| 約川流延距離 | 流域面積 |
|----------|----------------------|
| 本川 70km | 8,240km ² |
| 本条川 99km | 1,596km ² |
| 桂川 114km | 1,100km ² |

| 琵琶湖の総元 | 湖容積 |
|--------|--------------------|
| 湖容積 | 674km ³ |
| 湖岸線長 | 235km |
| 湖底積 | 275億m ³ |

| 琵琶湖の存在 | 湖川 |
|--------|-----|
| 湖川 | 南湖川 |
| 湖川 | 保津川 |
| 湖川 | 西湖川 |
| 湖川 | 北湖川 |

- 淀川の特徴
- ①世界有数の古代湖である琵琶湖が存在している。
 - ②流域が安定している。
 - ③豊かな生態系に恵まれている。
 - ④日本の歴史の中心であった。



事業中の5ダムの現況

- 淀川水系流域委員会の03年1月の「提言」を受け、河川管理者は事業中の5ダムの「ダム本体に関わる工事を」中断し、いままその状態が続いている。
- 利水の大半の全量撤退あるいは一部の縮小により、ダムの目的が二転三転した。
- いくつかのダムは、利水の代わりに計画当初になかった目的を追加し、型式や容量を変更して実施しようとしている。
- 別のいくつかは、治水単独目的では経済的に不利であるとして、当面実施しないとしている。
- いまま河川管理者の方針は揺らいでおり、今後の動向が注目される。

二転三転するダムの目的(2)

川上ダム

- 当初計画 ①治水 ②流水の正常な機能の維持 ③利水 ④発電
03年案 ③の利水容量の再検討
05年方針 ④を除き、①②③を目的として実施
07年原案 新たに他のダムも含めた長寿命容量を確保して実施

余野川ダム

- 当初計画 ①治水 ②流水の正常な機能の維持 ③利水
03年案 ③を「一庫ダムの利水容量の代替」に変更
05年方針 治水単独目的では経済的に不利なため当面実施しない
07年原案 当面実施せず、実施時期を検討

天ヶ瀬ダム再開発

目的変更なし 治水機能を増強し、あわせて利水・発電機能も増強

いまの治水のなにかが問題か

いまの治水の、対象洪水を設定し、それに対応した対策を実施する方式そのものに重大な問題がある。

主な問題点

- ①対象を超える洪水が発生すれば壊滅的な被害となる恐れがあり、計画も一からやり直さねばならない。対象洪水を大きくする変更につぐ変更、それがこれまでの治水の歴史である。
- ②対象洪水が大きくなると、
 - ・経費が莫大となり、計画達成までの時間がかかる。この間、住民は危険に晒されたままになる。
 - ・環境への負荷が増え、やがては環境を破壊する。
- ③治水が進むと同時に危険地の開発も進み、結果として被害が激甚・拡大化する。

いまこそ

対象洪水を設定しない
新たな治水方式への転換
が必要である
本シンポジウムがそのきっかけ
になることを願って止まない

訂正と差し替え : p.1の図 スライド1の総貯水容量6800万m³を9800万m³に訂正します。
p.2とp.8の図をそれぞれ新規の図に差し替えます。

p.2の差し替え版

成瀬ダムは本当に必要ですか？

| ■ 成瀬ダムの概要 | ■ 着工に至るまでの経過 |
|-----------------------------|--------------------|
| ・ 起業者 東北地方整備局 | 1960年代 成瀬川へダム建設を提案 |
| ・ 水系 雄物川水系成瀬川 | 1980年頃 地元の「要望」強まる |
| ・ ダム型式 ロックフィルダム | 1981年 東成瀬村、建設を要望 |
| ・ 堤高 113.5 m | 1996年 ダム審「成瀬ダムは妥当」 |
| ・ 堤頂長 690 m | 1999年 秋田県知事、承認 |
| ・ 堤体積 1195.8万m ³ | 2001年 ダム基本計画公示 |
| ・ 落水面積 2.26km ² | 2001年 工事用道路建設 |
| ・ 総貯水容量 7870万m ³ | 2003年 付替道路建設着手 |
| ・ 水没家屋 0 戸 | |
| ・ 移転家屋 7 戸 | |
| ・ 総工事費 1530 億円 | |

報告者: 奥州光吉 成瀬の水とダムを考える会 会員
〒019-0513 秋田県横手市十文字町植田字一ツ屋71
電話: 0182-44-5137

成瀬ダムの目的は妥当か？ - 2

- ・ 日照りに不作為し！・・・ 農家にとって、恐ろしいのは水不足ではなく日照不足
- ・ 現状でも1.2倍程度の水で十分行き渡ることがわかってきた！
- ・ 今ある皆瀬ダムを季節を通した有効使用で巨大ダムは無くても済む！
- 費用対効果(農水省)は1.09.
 - ・ 総費用[成瀬ダム関連事業(国営「平庭平野かんがい用排水事業」・同関連営営事業・特定多目的ダム建設事業予算の農業用水分)を含めて] 1556億円.
 - ・ 投資効果 1703億円.
- 投資効果には米価2万円程度で試算されたのではないか。
- 水道水もダムの水？・・・これまでどおり地下水保全・利用
 - ・ 伏流水や地下水に依存し上手に利用してきた歴史
 - ・ 水の需要は年々減少
 - ・ 冬季間の水田涵養で地下水位改善

そのカメラが捕らえたペアのクマタカ
情報公開による画像

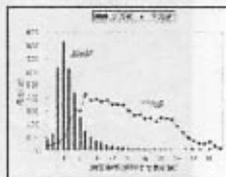


ダムのない川・清流「成瀬川」



皆瀬川と成瀬川の合流点
向こう側がダムのある皆瀬川
手前がダムのない成瀬川の水

流域住民(特にダムのできる東成瀬村の住民)が一番心配してきたことは、ふるさとの川が清流でなくなるのではないかと、ということだ。
となりの皆瀬川が濁りの川になってしまったことをよく見ているからだ。



皆瀬川の濁度
(ダムの下流ではなかなか濁度が下がらない)

成瀬ダムの目的は妥当か？ - 1

- ・ 成瀬ダムの目的 (多目的ダム)
- ・ ■ 治水・・・「150年に1回程度の大雨を想定」
- ・ 集水面積が極めて小さい。同規模のダム・玉川ダムに比べてその面積は4分の1。
- ・ 主要な目的は「かんがい用水の供給！」
- ・ 用水路→1枚の田んぼ→排水路 水の「無駄づかい」構造
- ・ 水田→水田という小さな工事が大切。
- ・ 取水量約15m³/secアップ計画を、3m³足しだけで、末端まで水は届いた。50年来の地下水ポンプ使わないで済んだ。
- ・ 3割減反のこの時代に2倍の水が何のため必要か？
- ・ 背景にはもうひとつ、農村経済の疲弊→崩壊の現状がある。

15ka
改修が必要↓
図のやりせたい。

破壊される森林生態系

- ・ 白神山地に匹敵するほどの森林生態系保護地域を食い破ってダム湛水域が設定された。
- ・ 湛水域直近のクマタカの巣の運命？
 - 自然度が非常に高いところだけに多くの動植物が多様な生態系を形づくってきた。2001年には、その生態系の頂点に位置するクマタカの巣が湛水域からわずか数十mという所に発見された。
 - ところが、国土交通省は翌年、専門家の「イヌワシ・クマタカ委員会」なるものの「指導」のもとに巣から5mの隣の木にカメラを設置した。

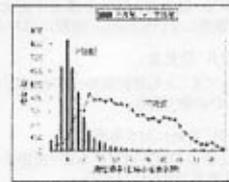


ダムのない川・清流「成瀬川」



皆瀬川と成瀬川の合流点
向こう側がダムのある皆瀬川
手前がダムのない成瀬川の水

流域住民(特にダムのできる東成瀬村の住民)が一番心配してきたことは、ふるさとの川が清流でなくなるのではないかと、ということだ。
となりの皆瀬川が濁りの川になってしまったことをよく見ているからだ。



皆瀬川の濁度
(ダムの下流ではなかなか濁度が下がらない)

ダムに依存しない明るい農村を

- ◇ 1556億円という金が地元に残る。
- ◇ 地元はこのダム特需の分捕り合組一合併拒否で強り占めこれを「東成瀬村の自立」という。

ダムに頼らず、
→ 自然の恵み、水循環を活かした
明るい農村へ



やんば ハッ場ダムの問題点

報告者 田巻 誠
(ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会)

連絡先 ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会
〒102-0083 東京都千代田区御町6-4 御町ハイム502
谷合周三法律事務所 電話 03-5612-3443

1

ハッ場ダムの諸元

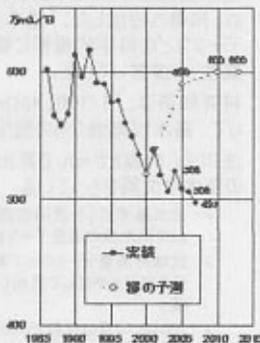
河川名 利根川支流・吾妻川
建設予定地 群馬県長野原町
事業者 国土交通省
総貯水容量 10,750万m³
ダムの目的 ①首都圏の水道・工業用水の開発
②利根川の洪水調節
事業費 4,600億円(水特法事業などの関連事業を含めると、約5,900億円)
移転予定戸数 470戸

2

ハッ場ダムの問題点1 必要性の喪失

① 首都圏でも水道用水の減少傾向が続いて、水余りの状況になっている。

東京圏水道の一日最大給水量の実績と
御の子湖



② 利根川の洪水調節にハッ場ダムは役に立たない。

国交省によるカスリーン台風(1947年)の再来計算では、利根川へのハッ場ダムの治水効果はゼロ。

3

ハッ場ダムの問題点2 様々な災い

- ① 美しい吾妻渓谷の喪失
- ② 希少生物の喪失 (クマタカ、オオタカ等)
- ③ 貯水域周辺における地すべり発生の危険性
- ④ ダムサイト岩盤の水漏れの危険性
- ⑤ 貯水による水質の悪化
- ⑥ 国民の巨額の費用負担 (起債の利息も含めると、約8,900億円)



4

ハッ場ダムの現状

- 付け替え道路、付け替え鉄道、防災ダム、小学校、中学校等の関連工事が行われてきている。
- 事業費での進捗率 50%以上
- 完成予定年度は2010年度であるが、大幅に遅れる見通しである。ダム本体工事はまだ先のことである。

地元の状況

移転予定地では約2/3の家がすでに外に移転した。当初の話は貯水域周辺の代替地に全戸を現地再建するという約束であったが、代替地の造成が遅れ、その分譲価格が非常に高額であるため、外への移転が相次いでいる。

5

ハッ場ダムをストップさせるために

裁判による6都県住民のハッ場ダム反対運動

2004年11月 各都県を被告として、一都五県の住民がそれぞれの地方裁判所に住民訴訟を提起「各都県のハッ場ダム計画への参加は違法・不当であるので、撤回を求めろ」
現在、6都県の地裁で係争中

各都県でストップさせる会が活動

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会・茨城の会・埼玉の会・千葉の会・東京の会・ムダなダムをストップさせる栃木の会、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会(各都県の会の連絡組織)

ハッ場あしたの会の活動

- ハッ場ダム見直しの世論を高める活動
- 水没予定地の再生をめざす活動

2006年10月9日 ライフ&トーク「加藤登紀子と仲間たちが叫ぶ ハッ場、のちの暮らし」
2007年11月4日 ツンボツム「ダムに負けない村 ハッ場から地域の再生を考える」(加藤登紀子ほか)

6

浅川ダム計画の概要

| 計画要素 | 02年6月(ダム中止時点)の計画 (=河川整備計画) | 07年6月(計画案)の計画 (=河川整備計画) | |
|--------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| | 調査対象 | 400m以上 | 本流が100m以上 |
| 建設目的 | 多目的ダム | 治水専用ダム | |
| | 治水目的 | 治水専用ダム | |
| | 治水の正常な機能の維持 | 治水専用ダム | |
| 治水定率 | 1/100 | 1/100 | |
| | 治水調節方式 | 自然調節方式 | |
| ダムの概要 | 形式 | 重力式コンクリート | |
| | 常時調水位 | EL.555.0m、その上が 3.0m×2.2mの穴あき型 | 河床穴(1.0m× 1.0m)あき型×1 |
| | 高さ | 59.0m | 53.0m |
| | 堤頂長 | 183.5m | 165.0m |
| | 堤体積 | 約24万m ³ | |
| | 設計流量 | 183万m ³ | 約110万m ³ |
| | 治水調節流量 | 102万m ³ | 約110万m ³ |
| | 治水調節 | 0.11日 | |
| | 計画規模 | 1/100 | |
| | 計画流量 | 130mm/日×1 | |
| 治水基準点 | 千曲川合流点 | | |
| 基本高水流量 | 450m ³ /秒×2 | | |
| 計画高水流量 | 350m ³ /秒×3 | | |
| 治水調節期間 | 50mm×1 | | |

- *1:「認可計画」には明記されていない。
- *2:「認可計画」では「ダム調節前流量」
- *3:「認可計画」では、「計画流量」

浅川ダム計画(=浅川河川整備計画)の問題点

1. 計画決定手続きの瑕疵と違法性
2. 基本高水流量(ダム調節前流量)が過大
3. 安全性無視→大災害誘発の危険性が大

報告者

内山 卓郎

一環境と開発問題を考える一

信州ラブリディ

長野県長野市向谷242

電話026-244-0204

浅川ダムをめぐる主な経過

| 年 | できごと |
|------|--|
| 1971 | 予備調査 県単で地質調査開始 |
| 77 | 実施計画調査・国庫補助採択 第1回流出解析の基本高水流量450m ³ /秒を建設省承認 |
| 85 | 国庫補助として新規採択 |
| 88 | 浅川河川工事の全体計画認可 |
| 91 | ダム基本設計会議で「ダム軸およびダム型式」承認、ダム地点決定 |
| 93 | 付け替え道路着工、98年12月完成・使用開始 住民8名が建設禁止の仮処分申請 |
| 98 | 長野冬季5輪 開催 |
| 2000 | 地滑り等技術検討委員会報告書 10月就任の田中康夫知事、一時中止発表 |
| 02 | 保治水・利水ダム等検討委員会が「ダムなし」を答申 答申に基づき、浅川ダム計画中止 |
| 08 | 田中康夫 知事 → 村井 仁 知事 |
| 07 | 2月8日 県、浅川ダムを穴あきダムとして河川整備計画の「方針」を発表 4月18日 河川整備計画原案発表 8月22日 国交省が浅川ダムを骨格とする河川整備計画を認可 10月19日 行政不服審査法の審査請求を国交大臣に提出 |

2

1. 計画決定手続きの瑕疵と違法性

1. 穴あきダムの選択を骨格としていながら、「方針の決定と実施」を発表する2月8日以前の段階では、穴あきダムに関する発表や説明をいっさい行っていない。ダムなしをふくめて代替案を示すこともなかった。
2. 県が採った河川整備計画の決定手続きは、「方針→原案→案」であり、「方針」の発表段階で「決定しました……実施していきます」と言い切り、新幹線用地交渉の局面を打開する手土産として、「ダム建設の決定」を使っている。
3. 本件の場合、「方針」で打出したダムの建設決定を前提として、そのあとから「原案」以後の動きを行っており、学識経験者と関係住民の意見を反映する措置を講じたことにはならない。県が採った「原案」から認可申請までの手続きは、法の定めを満足させるための事後のとりつきろい、となっている。

3

2. 基本高水流量(ダム調節前流量)が過大

1. 高水協議会が2006年8月に中間報告、2007年3月に提言をまとめ、知事へ提出した。「基本高水を算出した雨量観測点や雨量データなどの科学的根拠に疑問を投げかけ、全面的に見直す必要性」を提言していた。
2. 村井知事は、「1/100、450m³/s」の基本高水を「与件である」として、高水協議会からの説明すら聴こうとはしなかった。
3. 浅川ダム計画とからんで算出された浅川の基本高水は、いくつもの重大な欠陥をもっている。
 - > 治水基準点(千曲川合流点)は本流の背流の影響が大きいため、浅川の洪水時の流量データを計測することは不可能。
 - > 流域外雨量データのみで算出、根拠のない飽和雨量採用、雨量を2.8倍もの引き伸ばして算出した第1回目の基本高水流量を30年間も踏襲。
 - > 2004年10月の台風23号の際、長野気象台の観測値は124.5mm/日と1/100の130mmにちかい雨量を記録したが、流量は約1/6の値であった。

3. 安全性無視→大災害誘発の危険性が大

- 条例で設置した「長野県治水・利水ダム等検討委員会」(以下「治水ダム等委員会」)は2002年6月、浅川部会の特選調査で堤体直下を南北に横断する第四紀断層F-Vを確認し、「ダムを実施する場合には再調査を必要とする」と答申していた。しかし県は、再調査の必要性を認めず、いまだに実施していない。
- 浅川の河川整備計画の「方針」を決定した2007年2月以降、長野県は第四紀断層をく約160万年前から現在まで、活断層をく約50万年前から現在に繰り返し活動し、最も最近に活動した時期が10万年程度よりも新しく、今後も活動する可能性のある断層をいつと定義し、独特の区分を設定している。
 - さらに、(第四紀断層は存するが活断層でない場合にはダム建設は可能)とダム事業者特有の解釈を押し込んでいる。
 - 「調査指針(案)」が示している定義と比較し、明らかに異なっている。
- 浅川ダムの断層調査は、いくつもの重大な欠陥をもっている。これらの内容では、どういダム計画の安全性を見究めたとはいえないだろう。
- 「洪水対策のダム建設」が「地滑り・土石流などの土砂災害」を誘発する危険性を持ってしまふ。これが「流域の安全」か?

5



浅川ダム計画の「危険マップ」

6

太田川ダム(静岡県)

- ・ 河川名: 2級河川 太田川
- ・ 所在地: 静岡県周智郡森町亀久保
- ・ 事業者: 静岡県
- ・ 総貯水容量: 1,180万 m^3
- ・ 目的: 治水、利水、および流水の定常化
- ・ 事業費: ダム建設関係: 384億円
遠州広域水道太田川系建設関係:
370億円
- ・ 水没戸数: 11戸 (撤去済み)
- ・ 市民団体連絡先

太田川水未来 : 鈴木恵三 〒437-0227 静岡県森町橋24-1
太田川ダム研究会: 岡本 尚 〒437-0221 静岡県森町円田443-5
ネットワーク「安全な水を子どもたちに」
山本 寛 〒431-1402 静岡県浜松市三ヶ日町都築3110-17

経過の概略と問題点

- ・ 発端: 1974年7月7日、台風8号による「七夕豪雨」水害。主な被害地はダム建設予定の本流上流ではなく、森町内では支流の三倉川流域と、袋井、磐田地域では東海道線以南の下流地帯

経過:

- 1980年 県単独で建設予備調査開始。
- 1986年 実施計画調査(国庫補助)。水防組合に建設期成同盟設置。
- 1988年 県議会建設を採択
- 1993年 利水目的が付け加わる。国庫補助が目当て。
- 2000年 太田川水未来発足。
- ・ 浜松市から取水減量申し出。14市町需要再調査、当初計画より 13,600 m^3 /日の減量。
翌年計画見直し、縮小(総貯水容量120万トン減)
- ・ 2002年 本体工事着工、現在7割完了

2

問題点: 1. 利水について

1. 遠州広域水道の主要水源天竜川の平均流量は240 m^3/s
2. 太田川ダムサイトの平均流量は 1 m^3/s 弱
3. 天竜川の濁水で維持流量85 m^3/s を切るとS28年制定の 通達上取水ができなくなるというのが利水ダムを造る口実。
4. 遠州地域の水消費は完全に横ばいで、県企業局の需要予測は大幅に狂っている(10万 m^3 /日過剰)

問題点: 2. 治水について

1. 太田川ダムの守備範囲(集水域)はわずか20 km^2 で、全流域面積の4.2%に過ぎない。したがって河川整備基本計画でも太田川ダムの分担はわずか350 m^3/s で基本高水の6.7%。
2. しかも基本高水流量5,200 m^3/s は過大である。
 - ◇ 水源連遠藤氏の見直しでは4,660 m^3/s 以下(確率雨量過大)
 - ◇ 国土研中川氏の見直しでは4,100 m^3/s (カバー率過大)
3. 河道整備は一昨年で計画(4,700)の53%しか進んでいない。

問題点: 3. ダムの安全問題

- ◇ 概ねしばらく、ダム建設は地質的に問題のある箇所は避けていた。しかし適地が乏しくなるにつれ、この原則は忘れられている。
- ◇ 情報開示請求によって、ダムサイト左岸斜面の岩盤が大規模な滑りを起こしていることが発覚した(4、5)。
- ◇ 2004年7月に80カ所の観測点が設けられて以後、水平、垂直ともに最大値で260mmを超える岩盤の変位が川にむかっておこっている(6)。
- ◇ この変位を抑えるため、1本平均100万円のアンカーボルト総計437本。
- ◇ 重力式コンクリートダムの置き所は堤体と岩盤の継ぎ目。
- ◇ アバウト面の岩盤が劣悪であるのに、横方向の力に対する変位対策が全く講じられていない。アバウトがそのまま抜けてしまう危険性が国土問題研究会の奥西京大名誉教授によって指摘されている(5)。
- ◇ スランプ頁岩の多い岩盤には多くの断層やひび割れがあり、漏水の起こる可能性はかなり高いとみられる。東海地震と重なって濁水時に決壊すると、七夕豪雨の6倍の土石流が発生。激甚被害は森町中心部更に下流の袋井磐田地区にも。
- ◇ 当初計画では東海地震による振動の加速度は震度法で0.15 (加速度にして147ガル)と想定していた。その後の中央防災会議の見直しでは太田川ダムは震源域直上にはいり、工学的基盤の受ける加速度は600~750ガルに達する事が判明した(8)。しかるに同局は「河川管理施設等構造令が改正されない限り設計の見直しは行わない」と公式回答している。
- ◇ 震源域の見直しによって「実情」が変化しているのに設計を見直さないのは法令違反ではないか?

4

計画ダム名 設楽ダム建設事業

河川名 豊川水系(寒狭川)
所在地 愛知県北設楽郡設楽町
事業者名 国土交通省(中部地方整備局・設楽ダム工事事務所)
総貯水容量 96800万立方メートル
ダムの目的 新規利水 1300(水道水・灌漑用水)
洪水調節 1900、
流水正常機能維持 6000(特定多目的ダム)
事業費 (基本計画検討中)
水没予定戸数 約120戸

報告者 市野和夫
設楽ダムの建設中止を求める会
連絡先 441-1101豊橋市賀茂町山屋敷28-1
E-mail: ichinok7@mx3.tees.ne.jp
Tel&Fax: 0532-88-4358

経過の概略

- 1973: 愛知県が町に設楽ダムの調査を申し入れる
- 1978: 実施計画調査に着手(8000万立方メートル)
- 1980: 「豊川水系における水資源開発基本計画」閣議決定
- 1986: 実施計画調査中間報告(1億立方メートル)を町に報告
- 1998: 設楽町が現地調査受け入れ文書回答
- 2001: 豊川水系河川整備計画を策定
- 2003: 用地調査着手(設楽ダム工事事務所/建設段階)
- 2004: アセス方法書手続き
- 2006: 「豊川水系フルプラン全部変更」閣議決定
アセス準備書縦覧
- 2007: アセス評価書公表
事業再評価(豊川の明日を考える流域委員会で「審議」)

2002.3 用水事業完成 5割もし取水可

主な問題点など

1. 豊川水系の水資源開発は、2001年度に完成した豊川総合用水事業によって供給施設が整い、新規の水源地開発は必要がなくなっている。
2. 流水正常機能維持(不特定)容量が過半を占める異常なダム計画である。
3. ダムに頼らない洪水調節...流域治水の議論・検討が不十分なままである。
4. 水没地域にクマタカの営巣エリアがかかり、ダム予定地付近は、絶滅危惧種で国指定の天然記念物(伊勢・三河湾周辺河川の固有種)であるネコギギの重要な生息地であり、極めて多様な生物の生息する寒狭川流域の豊かな環境を破壊する。
5. 閉鎖性内湾三河湾へ注ぐ河川上流のダムである点を考慮すれば、必要不可欠である三河湾まで含めた環境アセスがなされていない。

淀川水系における事業中の5ダムについて

前・淀川水系流域委員会委員長 今本博健

1 事業中の5ダムの現況

1. 淀川水系における国交省および水資源機構関連のダム
 - 既設ダム：高山ダム、日奈知ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、天ヶ瀬ダム、日吉ダム、一庫ダムの7ダム
 - 事業中のダム：丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、余野川ダムの5ダム
 - その他：瀬田川洗堰および淀川大堰によって流量が調節されている。
 2. 事業中のダムの状況
 - 淀川水系流域委員会の提言を受け、いずれも本体に関わる工事がいまも中断されている。
 - 事業中のダムのうち天ヶ瀬ダム再開発を除く新規の4ダムは、利水の全量撤退あるいは縮小により、目的が二転三転するなど、河川管理者の方針も揺らいでいる。
- 以下では、各ダムの、当初の計画、03年9月の「河川整備計画基礎原案」、05年7月の「淀川水系5ダムについての方針」および07年8月の「河川整備計画原案」での取扱いを見てみる。

2

(1) 丹生ダム

- 68年に予備調査が開始され、①洪水調節、②流水の正常な機能の維持、③大阪府・京都府・阪神水道企業団の新規利水を目的とし、堤高145m、総貯水容量1億5000万m³のロックフィルダムとして、80年に事業着手された。
- その後、利水の全量撤退の見込みを受け、「基礎原案」では利水目的を「異常洪水時の緊急水の補給」に変更し、「方針」では、緊急水の補給は琵琶湖で代替し、「流水型ダムとして実施する」とした。しかし、地元の一部に貯水型ダムの要望があり、「原案」では、実施するとの方針に変更はないが、ダムの目的および方針について再検討するとしている。

(2) 大戸川ダム

- 78年に調査が開始され、①洪水調節、②流水の正常な機能の維持、③大阪府・京都府・大津市の新規利水、④発電を目的とし、堤高92.5m、総貯水容量3860万m³の重力式コンクリートダムとして、89年に事業着手された。
- その後、利水の全量撤退の見込みを受け、「基礎原案」では利水目的を「琵琶湖の急激な水位低下の抑制」および「日吉ダムの利水容量の振替」に変更したが、「方針」では治水単独目的だと経済的に不利になることを理由に「当面実施しない」とした。しかし、「原案」では一転して、計画規模の洪水が生じた場合に淀川大堰より下流で計画高水位を超過する、大戸川流域の浸水被害を軽減できる、を理由とし、「治水専用の流水型ダムとして整備する」としている。

(3) 川上ダム

- 57年に予備調査が開始され、①洪水調節、②流水の正常な機能の維持、③三重県・奈良県・西宮市の新規利水、④発電を目的とし、堤高91m、総貯水容量3300万m³の重力式コンクリートダムとして、92年に事業着手された。
- その後、利水の撤退あるいは縮小の見込みを受け、「基礎原案」では貯水池規模を見直すとしていたが、「方針」では発電以外の3つを目的として「実施する」とした。「原案」では、既設のダムの延命(アセットマネジメント)を新たな目的に加え、微縮小で実施するとしている。

(4) 余野川ダム

- 43年に予備調査が開始され、①洪水調節、②流水の正常な機能の維持、③大阪府の新規利水を目的とし、堤高79m、総貯水容量1760万m³の重力式コンクリートダムとして、55年に事業着手された。
- その後、利水の全量撤退の見込みを受け、「基礎原案」では利水目的を「一庫ダムの利水容量の振替」に変更したが、「方針」では、治水単独目的では経済的に不利であるとの理由により、「当面実施しない」とした。「原案」では、「実施時期を検討する」として、「方針」を踏襲している。

4

2 いまの治水のなかが問題か

- 淀川水系流域委員会は、6か月の休止を経て、第3次委員会が現在「原案」についての審議を行っているが、01年2月に発足した第1次委員会および第2次委員会は、ダムについて「原則として建設しない」との提言を発表するとともに、事業中の新規4ダムについては、「中止することも選択肢の一つとして、提言を尊重した抜本的見直しが必要である」との意見を発表し、「実施する」との方針には「賛成できない」との見解を発表してきた。
- こうした意見あるいは見解は、「対象洪水を設定して、それに対応した対策を実施する」というこれまでの治水方式そのものに基本的な欠陥があるとの認識に基づいている。
- なにが基本的な欠陥であるかを説明しよう。

5

これまでの治水方式そのものに基本的な欠陥

- 対象洪水を設定し、それを超えた場合は責任をもてないという計画では、たとえそれが達成できたとしても、対象を超える洪水が生じれば、より大きな洪水を対象とした計画に変更せざるを得ず、変更を繰返すばかりで、いつまでもきりが無い。
- 対象洪水を大きくすると、計画の達成に時間がかかるようになり、その間住民は危険に晒されたままとなる。もちろん経費も莫大となり、計画の達成自体が危ぶまれるようになる。
- とくに問題なのは、環境への負荷が増え、環境破壊を招くようになることである。
- いまの状態がまさにそうである。河道の流下能力を超える洪水を対象洪水(これを基本高水と呼んでいる)とすることが、ダムを選択せざるを得なくしている。これが、結果として、環境破壊や海岸侵食を引き起こすことになっている。治水が進めば危険地の開発まで進み、洪水が氾濫した場合の被害がかえって拡大することや、堤防を高くすれば、破壊したときの被害がより激甚化することも問題である。

6

3 真の治水方式

- こうした問題は対象洪水を設定する方式に基づいているかぎり解決できない。基本高水の切下げも例外ではない。ダムを建設させないための一時逃れにはなっても、真の解決にはならない。
- 真の解決には、対象洪水を設定することを止め、いかなる大洪水をも対象として、少なくとも継続的な被害を回避するよう、治水方式を抜本的に転換する必要がある。
- 具体的には、河川における対策だけでなく、流域における対応を併用し、中長期的な対策を視野に入れつつ、実現可能な対策を着実に積み上げ、治水安全度を徐々に段階的に引き上げることである。大規模対策では、完成時に安全度を飛躍的に高くできても、それまでが低いままである。
- いま優先すべきは、ダムのような大規模対策ではなく、継続的な被害の最大原因となっている破堤を防ぐ「堤防補強」であり、人的被害を解消する「警戒・避難体制」の早期の確立である。
- これらを実現するには、いまこそ新たな治水方式すなわち対象洪水を設定しない方式への転換が不可欠である。本シンポジウムがそのきっかけになることを願って止まない。

7

吉野川第十堰改築事業

- ・ 計画ダム名 吉野川第十堰改築事業
- ・ 河川名 吉野川
- ・ 所在地 徳島県徳島市(河口より13キロ地点)
- ・ 事業者名 国土交通省
- ・ ダムの目的 治水
 - 可動堰により洪水流量を毎秒1700m³カット
- ・ 事業費 1030億円 (維持費 7億円/年)
- ・ 団体連絡先 NPO法人 吉野川みんなの会
 - 〒779-3101 徳島市国府町佐野塚字出口5-7
 - E-mail office@daiju.ne.jp
 - » tel&fax 088-612-9200

1

経過-1

- ・ 82年 吉野川水系工事実施基本計画に洪水の流下阻害要因である第十堰の改築の必要性が明記
- ・ 97年 円藤知事(後に収賄罪で逮捕)が、可動堰がベストと発言
- ・ 98年 第十堰審議委員会が可動堰化が妥当と答申
- ・ 98年 徳島市で住民投票を求める署名活動。人口の約半数に当たる105,535名の署名が集まる
- ・ 98年 徳島市議会が住民投票条例案を否決
- ・ 99年 徳島市議選で住民投票推進派の議員が躍進、住民投票条例可決

2

経過-2

- ・ 00年 徳島市住民投票(可動堰反対90.14%、投票率 55%)
前後に行われた、あらゆるマスコミの県民世論調査でも、反対が賛成を上回る
- ・ 大田知事当選(2002年)以降、知事、徳島市長とも、あらゆる選挙で、可動堰推進の候補は当選していない。
- ・ 00年 与党3等合意により「可動堰は白紙」
- ・ 04年 飯泉知事「まずは、可動堰以外のあらゆる選択肢を検討」

3

経過-3

04年 四国地整「よりよい吉野川作り」発表

- ・ 洪水被害を最小にする総合的治水策
- ・ 安定的水利用
- ・ 残された豊かな河川環境を後世に継承

●取り組み方法

- ・ 「河川整備」と「抜本的な第十堰対策」に分けて検討する
- ・ 徹底した情報公開と住民参加でおこなう
- ・ 第十堰については、「吉野川水系を現状より少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずに、これまで検討していない可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行って決める」「必要な補修は適宜行う」

4

経過-4

- ・ 05年 吉野川水系河川整備基本方針策定
 - 基本高水24000m³/s ⇒ おなじ
 - 計画高水18000m³/s ⇒ おなじ
- 「治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」
⇒ 「既設固定堰の改築を行って洪水の安全な流下を図る」
⇒ 可動堰再浮上の可能性
- ・ 06年 吉野川水系河川整備実施計画の策定に3部会形式採用

5

問題点-1

- ・ 1) 基本方針の決定について
 - わずか3回の開催、実質2時間の審議、住民参加なし
- ・ 2) 整備計画の策定について
 - ① 素案について
 - 総合的治水対策になっていない(施設偏重)
 - 超過洪水対策がない
 - 森林の機能についての消極評価
 - 利水計画がない
 - 環境保全の具体的目標設定がない(努める)
 - 堤防線など複数案がなく、住民が参加し難い

6

問題点-2

- ・ ② 「意見を聴く会」のあり方について
- ・ 学識者、流域住民、市町村長の3部会形式では合意形成のための議論ができない。
- ・ ①の課題が議論できる流域委員会に改組すべき
- ・ 第十堰問題が先送り(最も危険として来たのにも関わらず)
 - ⇒ 民意は明らか。可動堰は中止にし、第十堰保全を整備計画の出発点にすべき
- ・ 流域委員会を採用しなかった理由が不明
 - ⇒ 「意見を聴く会」のあり方は秘密裏に決定され、説明責任も果たさない

7

内海ダム再開発問題

- ・ダム名 新内海ダム
- ・河川名 別当川(2級河川・河川長3,966m)
- ・所在地 香川県小豆郡小豆島町神通
- ・事業者 香川県(国交省補助ダム)
- ・総貯水量 106万トン 堰堤長447m(川の全長の11.3%)
堰堤高42m
- ・建設目的 治水・利水ダム
- ・事業名 内海ダム再開発事業
- ・事業費 185億円
- ・水没人家なし
- ・団体名 寒霞渓を守る連絡会 代表山西克明 香川県小豆島町神通1689 電話 0879-82-4634

1

- ・現行内海ダムは、小豆島寒霞渓を源流とする全長わずか3,966mの別当川にある。現行ダムは昭和34年に完成した総貯水量17万トンの利水治水を目的とした小さなダムである。
- ・香川県は平成7年の阪神淡路大震災を契機に大地震に対する安全性には疑問があるとして、改修の必要性を自ら提起した。
- ・平成8年から国土交通省の補助を得て改修のための調査事業に着手、平成11年に河川整備方針、12年には河川整備計画を策定したが、公表された計画は想像を絶する大規模ダムであった。
- ・川の全長の1割を優に超える大規模ダムは、その堰堤長が447m、堰堤高が42mにも及ぶが、ダム湖は、堰堤の長さよりも奥行きの方が短いという水たまり状態の極めていびつなダムである。

2

問題点1. 施工上の問題点

①断層の上のダム

- ・現在予定されている堰堤位置の直下には3本の断層が確認されている。水の浸透や地震によるずれなど、ダムの安定性に疑問がある。

②土石流の発生しやすい地域

- ・小豆島一帯の地層は、堅い岩層の下部に花崗岩層が広がり、表明が風化していることから極めて土石流や地滑りの発生しやすい地形となっている。

3

問題点2. 治水上の問題点

- ①過大な基本高水 香川県の規模決定要素となっている基本高水は、合理式での検算よりも30%も過大な計算となっており、基本高水そのものが架空の数字となっている。

- ②過大な洪水調整容量 集水面積わずか4.8平方kmに対して58万トンの洪水調整容量が計画されており、これは、既往最大雨量88ミリ/時の洪水が発生した場合、すべての水を受け止めるとしても、2時間以上持ちこたえることとなる異常な規模である。

- ③既往最大潮位を無視 既往最大の高潮は、平成16年の代風6号であるが、高潮偏差が発生すると、降雨が無くとも河口から800m地点あたりまでは、氾濫する可能性を持っている。従ってダムによるピークカットよりも河口域での護岸補強が本来必要とされる事業である

4

問題点3. 利水上の問題点

①水需要の変動

- ・ダム計画時点の想定水需要をすでに大幅に下回っており、利水の目的も失われている。

5

問題点4. 手続き上の問題点

①北区ダム直下住民との約束反故

- ・本ダムについては、もっとも影響を受ける直下住民の意向を尊重し全員一致まで着工しないと約束が反故にされ、反対住民がオミットされている。

②住民関与の否定

- ・本来のダムの必要性そのものに対する討論の場(住民参加)の場が設けられない。

6

☆ 山鳥坂ダム計画と住民運動

- ・ 計画ダム名 山鳥坂ダム
- ・ 河川名 肱川水系河辺川
- ・ 所在地 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂
- ・ 事業者名 国土交通省
- ・ 総貯水容量 2490万 m^3
- ・ ダムの目的 治水
- ・ 事業費 850億円
- ・ 水没予定戸数 22戸

大洲市の住民投票を実現する会

連絡先 795-0082 愛媛県大洲市菅田町菅田乙496

有友正本方

Tel.&Fax 0893-25-5805 携帯 090-1174-5243

E-mail ari@snow.odn.ne.jp

山鳥坂ダム問題の経過

- 第一期 1982～2000年 松山市への分水が主目的であった頃
- ① 頭書の計画は何よりも松山への分水が目的、付随的な目的として治水
- ② 連合会を中心としたダム反対署名が約22,000人、肱川漁協の署名が約16,000人→大洲市議会の全議員が賛成
- ③ 93年7月洪水が、ダム中心の治水対策に対し、市民に強い疑問を植え付ける
- 第二期 ～2002年 与党三党による中止勧告と復活策動
- ① 与党三党による中止勧告が、山鳥坂ダム推進側の強い反発により計画の見直し。さらに分水受益自治体住民の財政負担に対する不安から分水の中止、そして治水目的ダムへと目的が変遷する。
- ② 流域住民の自然環境への付加の少ない、安全な治水対策への要望が明確になった。
- ③ 住民投票の直接請求では、旧大洲市の全有権者の53.3%の署名が認められた。大洲市議会はこれを、15:5で否決

第三期 2002～2004年 住民排除の河川整備計画策定と、但し書き捜査による大規模水害

- ① 河川整備基本方針→山鳥坂ダムありきの基本方針
- ② 流域委員会 住民排除「山鳥坂ダムありき」
委員構成→流域自治体の長、学識経験者
- ③ ダムのただし書き操作の怖さを体験した。04年16号、05年14号

2004年16号台風での鹿野川ダム操作について

- 鹿野川ダムの但し書き捜査により、下流域で氾濫。その後、ダム湖へ流入量の、約2倍の放流が続き、中下流域被害を大きくした。
 - 洪水調節効果→誤差程度の効果
 - 最大流入量(1985 m^3 /秒)→最大放流量(1871 m^3 /秒)→114 m^3 /秒
- 但し書き操作
 - 下流域の河道流下能力が小さいため、本来のダム運用ができていない。
- 流入より大きい放流 30日22:20～
これにより、中下流域の洪水氾濫地帯の浸水時間を長くし、被害を拡大した。

第四期 2005年～

「山鳥坂ダムありき」の環境アセスメント

環境影響調査法の適用の実態

ア 事務局の都合が最優先の環境検討委員会

- 第4回環境検討委員会で、山鳥坂ダム工事事務所の所長が「いつまでも調査をしているわけにはいかないと発言していること。
- 第8回の環境検討委員会で、委員が県内で未確認の廣生ランの発見の可能性を指摘したところ事務局が「準備書に間に合わない」と結論付けたこと。

イ 委員の選任根拠が不明確

- 委員の発言に対し、「専門家の意見を聞きながら」と事務局が発言している。委員長の石川氏は、鳥類の専門家とされているが、疑問がある。

ウ 議事の進め方

- 事務局が議題を提案し、事務局が議論を誘導し、事務局が結論付ける委員会になっている。

エ 注目種の選定について

意図的なクマタカ除外

- 該当地区は、クマタカの生活圏そのものであり、地元専門家の観察ではダム予定位置から半径5km圏内に、周年頻繁にクマタカは出現している。上空で飛翔している行動そのものが採餌や繁殖の基本行動であり、頻繁に区域内に出現する「飛翔現象」を正確に理解し評価しようとしていないか、理解し評価しようとしていない。生態系の頂点にあるクマタカは、オオタカやサンバ以上に注目種として適切な選択である。

山鳥坂ダム事業の中止を求める理由

- 肱川中下流域は河道整備(堤防整備、河床浚渫など)が遅れに遅れ、水害が頻発している。
- 山鳥坂ダムが完成しても依然として洪水常襲地帯が残ることは肱川河川整備計画でも明記している。
- ダムが出来ると、肱川のアユが壊滅的な被害を受ける。肱川には負の価値しか残らない。
- ダムにかかる財源があるならば、ダムを中止して、河道整備に廻すことこそが肱川の治水対策である。

川辺川ダム

・ダムの形式、規模等（1998年の基本計画変更時点）

- 事業主体 国土交通省
- ダムの形式 アーチ式コンクリートダム
- 堤高 107.5メートル
- 総貯水容量 133,000 千立方メートル
- 有効貯水容量 106,000 千立方メートル
- 堆砂容量 27,000 千立方メートル
- 総事業費 約2,650億円(3,300億円に変更の予定)
- 工期 平成20年度までの予定
- 水没予定戸数 五木村・相良村合計528戸(1966時点)

報告者：中島 康 「子守町の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」代表
〒860-0073 熊本県熊本市島崎4-5-13 電話 0963-24-3762

ダム事業の経緯

- ◇1963年から65年にかけて3年連続で球磨川流域で発生した水害を契機に、1966年、建設省(当時)が、川辺川ダム建設計画を発表。
- ◇1976年、建設省が、特定多目的ダム法に基づき川辺川ダム基本計画を告示し、その後、2度の見直しを経て、1998年に基本計画の変更を告示。
- ◇2003年5月、川辺川利水訴訟福岡高裁判決で、国が逆転敗訴し、上告断念により敗訴確定
- ◇2005年9月：国交省が収用裁決申請(漁業権、五木土地、保留案件の全て)を取下げ(同時に事業認定は失効)、ダム本体工事の着手が出来ぬまま現在に至る。

アタリ 7200 4000 対策

事業の目的(平成10年の基本計画変更時点)

→ 現在はすべて喪失

- (1)治水 → 流域住民はダムによる治水を拒否(危険、環境破壊) 6 流域協会
- (2)かんがい → 03年、計画変更無効で白紙状態 98回
07年12月には国が「撤退」を決定すると見られる。
人吉球磨地方の1市3町2村(人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、相良村、山江村)にまたがる球磨川右岸の農地にかんがい用水を供給。
- (3)発電 → 07年、電源開発(株)、撤退表明
最大出力16,500kwの電力を生み出す。
- (4)正常な流水維持 → ダムは有害
球磨川の水量減少時に、アユなどの河川に生息する動植物を守り、また、川下りの運行支障を改善するよう、ダムから水を供給する。

虚構だらけの球磨川水系河川整備基本方針

- ・川辺川ダム最優先の河川整備基本方針審議
 - 地元代表委員としての潮谷知事の合意得られぬまま、基本方針承認。地方分権完全無視
 - 地元住民の意見書には、誹謗中傷を加えるだけ。
科学的根拠を捻じ曲げるのは国の得意技
 - 基本高水流量 - 計画高水流量 = 調節流量
7000m³/秒 4000m³/秒 3000m³/秒
(人吉地点：従来値を踏襲)
 - 計画高水流量は現状流下能力と同じ。
→ 洪水対策を川辺川ダムに限定
- ・河川整備計画策定段階で「突き返す」ことになる

住民参加を切り開いた熊本方式 川辺川ダムを考える住民討論集会

- ・2001年12月：県主催で「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催(相良村・約3000人)。以後は県がコーディネートに回り、国主催で2003年12月の第9回まで開催した。結論はでない。
- ・国を含めた「推進側」と、川辺川ダム計画に異論を持つ「異論側」とが、同数の登壇者をたて、県職員を司会者として、同じ割り当て時間で意見交換をする。一般参加者はあらかじめ意見陳述希望を事務局に提出しておき、事務局は「推進側」「異論側」同数の発言を求める。一般公開で開かれ、インターネットテレビ中継も実施。議題等についてはあらかじめ、3者の事前協議(公開)で決めた。
- ・「森林の保水力」が双方の争点となり、共同検証を実施。しかし、極めて不十分な段階で国が終決を執拗に主張したため終了。
- ・河川整備計画策定の場合、実績ある住民参加方式としてはこの方式が最も優れていると思われる。

河川報告会
朝日新聞
次あるダム
治水専用ダムで治水されるのか?
住民訴訟
河川法 改正案

3, テーマ別問題提起

「河川行政と住民参加」

岡田 幹治

1 行政への住民参加は、あらゆる分野で問題になっている

- ・リスコミュニケーションとか、公聴会とか、形は一応できつつあるが、実質的にはほとんど実現していない。
- ・理由は、
行政が住民と対等に議論し、合理的な意見は取り入れるという伝統がないこと、法的裏づけがないこと、だと思われる。

2 河川行政への住民参加の実態

- ・河川法改正によって河川整備計画に「関係住民の意見の反映」が盛り込まれたが、そこには限界があった。
- ・実際の河川整備計画の策定に当たっては、ほとんどが住民意見を事実上、排除した形で行なわれつつある。
(肱川水系、吉野川水系、利根川水系など)
- ・その中で、淀川水系の流域委員会が改正法を踏まえた活動をしている。
この方式は、他の分野での住民参加のモデルになりうるものだ。
- ・また、川辺川ダムが計画されている球磨川水系に注目している。
住民討論集会を重ねる「熊本型直接民主主義」が実現するか。

熊本型直接民主主義のやり方。

3 河川行政への住民参加の今後

- ・整備計画が策定される水系では、
淀川方式をモデルにした住民参加を粘り強く求めていくべきだ。
- ・将来は、河川法を再改定する必要がある。
97年の民主党案＝市民案が参考になる。

4 「住民参加」の「住民」とは何か

- ・行政は「サイレント・マジョリティ」の声こそ聴きたいという。
- ・しかし行政が真に耳を傾けるべきは、
専門家集団としての市民団体・NGO・NPOである。

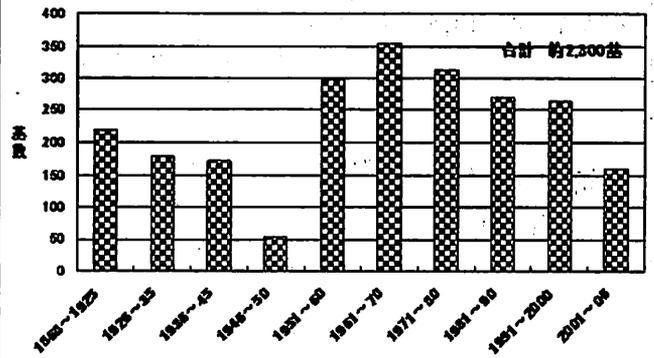
参考文献 「反動化する河川行政」 (『世界』07年7月号)

ダム計画の破綻

嶋津 暉之
(水源開発問題全国連絡会)

1

竣工年代別のダムの数



(日本ダム協会「ダム便覧」より作成)

2

ダム反対運動の全国的な広がり

1990年前後の
長良川河口堰反対運動の全国的な広がりを
きっかけとして
その後、各地でダム反対運動が展開されるよう
になった。

ダム計画にブレーキをかける要因

- ダム反対運動の広がり
- 財政危機
- 水需要の減少傾向

3

ダム計画 の中止

1996年から
ダム計画が
次々と中止

ダム4事業中止 計画途中の判断
建設省
東北新聞
1996.12.18

4

中止になったダム事業 (国交省の直轄ダム、水機構ダム、補助ダム)

| 中止決定年 | ダム | 生活貯水池 | 計 |
|--------|----|-------|-----|
| 1996年度 | 4 | 0 | 4 |
| 1997年度 | 3 | 3 | 6 |
| 1998年度 | 4 | 3 | 7 |
| 1999年度 | 0 | 0 | 0 |
| 2000年度 | 33 | 14 | 47 |
| 2001年度 | 3 | 5 | 8 |
| 2002年度 | 12 | 2 | 14 |
| 2003年度 | 8 | 2 | 10 |
| 2004年度 | 1 | 2 | 3 |
| 2005年度 | 5 | 0 | 5 |
| 2006年度 | 1 | 2 | 3 |
| 2007年度 | 1 | 0 | 1 |
| 計 | 74 | 33 | 107 |

(生活貯水池:有効貯水容量が10万m³以下のダム)

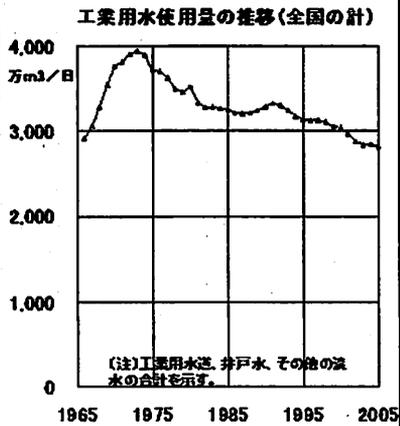
5

日本も脱ダムの時代へ

しかし、今なお工事中、
計画中のダムが
全国で約170事業もある。
(国交省関連)

3

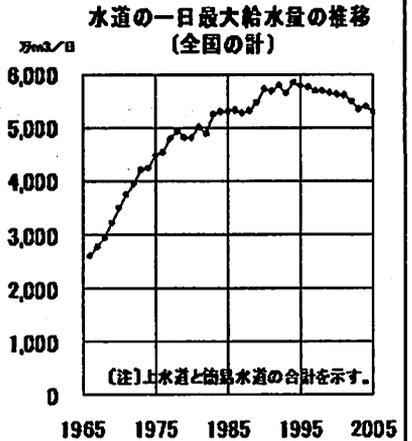
ダム建設は必要か？
利水面からの検討



減り続ける
工業用水

7

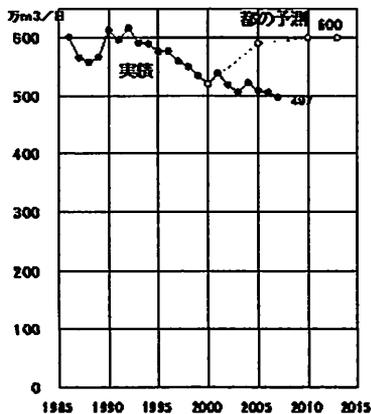
ダム建設は必要か？
利水面からの検討



減少傾向に
なった
水道用水

8

東京を例にとって



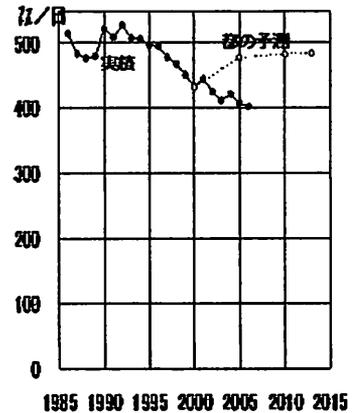
東京都水道の
一日最大配水量

最近15年間で
120万m3/日も
減少

9

東京都水道

一人当たり
一日最大給水量が
最近14年間で
約130%も減少



給水量が減ってきたのは、一人当たりの水量が減り続けてきたからである。

10

一人あたり給水量が減ってきた主な理由

① 節水機器の普及
(水洗トイレ、電気洗濯機、食器洗浄機等)

② 漏水の減少
(漏水防止対策の推進)

この二つの減少要因はこれからも当分の間、働いていく。

日本全体の人口はすでにピークとなり、東京都のように今なお人口が増えているところも近い将来にはピークに到達する。

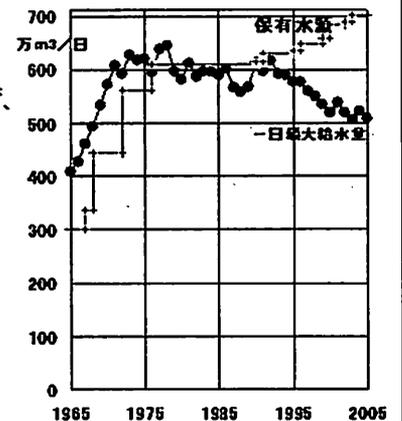
11

東京都水道

給水量が減る一方で、
ダム等の建設で
保有水源が増加

余剰水源が
約200万m3/日

これからは
水余りの時代へ



12

ダム建設は必要か？

治水面からの検討

治水対策の基本原則
最小の費用で最大の効果がある治水対策を選択する。

実際は
ダム建設に巨額の費用を投じているため、
河道の整備(堤防の嵩上げや河床の掘削)、堤防の補強など、
優先して行うべき治水対策が後回しにされ、なおざりにされている。

13

利根川を例にとれば

これから策定される
利根川水系河川整備計画の治水安全度の目標
利根川本川 50年に1回の洪水 (1/50)
支川 30年に1回の洪水 (1/30)

現況河道の治水安全度
利根川 15年に1回の洪水 (1/15)
渡良瀬川 10年に1回の洪水 (1/10)
思川 20年に1回の洪水 (1/20)
巴波川 5年に1回の洪水 (1/5)
(国会議員への国土交通省の回答)

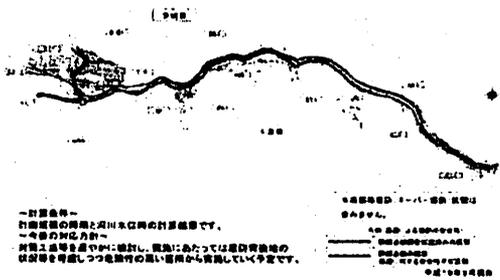
河道整備(堤防高の確保や河床の掘削など)はまだまだ遅れている。

14

土質面で決壊の危険性がある堤防が放置されている。

一級水系の直轄区間の堤防
土質面で決壊の危険性(地すべりやパイピングの可能性)がある箇所を国交省が調査

利根川下流堤防詳細点検結果情報図



15

ダムの治水効果は限定的

ダムの集水域に雨が大量に降らないと効果がない

ハッ場ダムの場合

国交省による過去の12洪水についての引き伸ばし計算(200年に1回の雨量を当てはめる計算)でも、利根川の治水でハッ場ダムを必要とするのは、わずか1洪水だけ。

カスリーン台風の再来計算では、ハッ場ダムの治水効果はゼロ。

16

利根川の治水対策は選択を誤っている。
治水効果が希薄なハッ場ダムに巨額の公費を投じるべきではない。

- 河道の整備が遅れている箇所の堤防の嵩上げ、河床の掘削
 - 土質面で決壊の危険性がある堤防の補強対策
- の実施に河川予算を優先的に投入すべきである。

(他の水系も同様)

17

利水・治水の両面で新たなダム建設の必要性は失われている。

現在、工事中・計画中のダムはすみやかに中止すべきである。

これからは、過去のダム建設等の水源開発によって失われた自然の回復に取り組むべきである。

18

ダムと天下り 一天下りピラミッドの官業スクラムー

国会シンポジウム「川を住民の手に！ 国会シンポジウム2」
—ダム問題をあらためて問う—
2007年10月29日衆議院第一議員会館第一会議室
まさのあつこ

1

河川・ダム事業の前提となる「河川整備基本方針」の 法定機関「審議会」で天下りオンパレード

| 河川整備基本方針検討小委員会委員所属(淀川水系の審議) | | 元(職) |
|-----------------------------|--------------------|--|
| 委員長 近藤隆 | (財)水資源協会理事 | 元河川局長/元水資源公団総 務、現(社)日本河川協会会長 |
| 委員 A 橋日出歌 | (社)日本工業用水協会顧問 | 学卒 |
| B 石島康 | 全国造村組合連合会代表理事専務 | 元村野庁長官(建設省)040/ 元(財)村業土木コンサルタンツ 副理事長 |
| C 岡本政三 | (財)村業土木コンサルタンツ顧問 | 正体不明 |
| D 金塚寿 | 元大阪府都市開発株式会社社長 | 元大阪府土木部都市河川課長 →土木部長→副知事 |
| E 坂本弘道 | (社)日本水道工業団体連合会専務理事 | 元厚生省生活衛生局水道環境 部長 |
| F 佐藤雄 | 全国土地改良事業団体連合会専務理事 | 元農水省農村振興局長 |
| G 浜田康政 | (社)水資源機構理事 | (財)産業廃棄物処理事業協 会理事/厚生省生活衛生 局水道環境部長 |
| H 森田昌史 | (財)日本水工学会研究理事 | 元農水省建設改善局長 |
| I 山崎典典 | (財)淡路文化財団理事 | 道庁長官→副知事 |

国交省ウェブ: <http://www.mlit.go.jp/river/shingaku/shinku070529/index.html> などから作成。26委員のうち
学卒・地元委員は数いた

2

▲ 河川整備基本方針の審議に国交省OBは ダム事業者・受注者として参加すべきか？

資本整備審議会・河川分科会・河川整備基本方針検討小委員会
近藤隆・委員長

河川局長時代「長良川河口堰は(略)、中部圏の将来の発展に必要な
水資源を確保するための不可欠な施設」(1992年5月参院決意委員
会で答弁)

(特)水資源開発公団総裁=長良川河口堰・徳山ダム・丹生ダム事業者
(財)水資源協会理事

協会はH13ハツ場ダム岩島地区補償基準検討業務を1700万円を受注

3

ハツ場ダム関連事業受注 公益法人から国交省への天下り

| 平成15年から17年度ハツ場ダム 関連事業落札公益法人 | 国交省 天下り 数 | 受注件数 | 受注額(円) |
|--------------------------------|-----------------|------|-------------|
| (財)ダム水源地理環境整備センター | 4 | 20 | 838,490,000 |
| (社)関東建設弘済会 | 2 | 14 | 657,300,000 |
| (財)ダム技術センター | 2 | 6 | 111,600,000 |
| (財)日本気象協会 | 6 | 1 | 28,000,000 |
| (財)国土技術研究センター | 6 | 2 | 24,500,000 |
| (財)水資源協会 | 3 | 1 | 17,000,000 |
| (財)建設物価調査会 | 2 | 1 | 54,300 |

出典:2006年6月長委昭衆議院議員請求・国交省回答資料(現在は6増えて31ポスト)
* (財)建設物価調査会は? H16建設資材価格調査
* (財)日本気象協会は? H13ハツ場ダム周辺気象状況把握検討業務

4

ハツ場ダム関連事業受注 企業から国交省への天下り

| 平成13~18年度ハツ場ダム関連事業 請負契約 民間企業 | 国交省天 下り数 | 受注件数 | 受注額(円) |
|---------------------------------|-------------|------|-------------|
| (株)建設環境研究所 | 1 | 8 | 329,700,000 |
| 国土環境(株) | 2 | 4 | 201,600,000 |
| 八千代エンジニアリング(株) | 2 | 3 | 97,335,000 |
| 東京コンサルタンツ(株)福東支店 | 1 | 2 | 79,435,000 |
| (株)長大東京支社 | 1 | 2 | 69,930,000 |
| (株)アクアテラス商研事業部 | 5 | 2 | 42,703,500 |
| いであ(株)東京支社 | 1 | 1 | 39,585,000 |
| 応用地質(株) | 1 | 3 | 26,670,000 |
| (株)建設技術研究所東京本社 | 1 | 2 | 18,480,000 |
| 三井共同建設コンサルタンツ(株)北関東支社 | 1 | 1 | 16,170,000 |
| (株)オリエンタルコンサルタンツ | 1 | 1 | 9,975,000 |
| (株)東京建設コンサルタンツ | 2 | 1 | 5,670,000 |
| (株)テクノファ | 2 | 1 | 3,255,000 |

出典:国土交通省河川局治水課2007年9月25日

5

今求められること

1. 河川整備基本方針の審議から
天下り・事業受注者を排除し、住民参加を
2. 落札率100%(対予定価格)
に象徴される官製談合を廃止
3. 天下り組織温存のための事業ではないか
国会で検証を

6

行政院國史館

中華民國七十二年六月二十七日

關於蔣中正先生與毛澤東先生會談的資料

行政院國史館編印

（民國七十二年六月二十七日）

（共計四冊）

蔣中正先生與毛澤東先生會談的資料，係根據蔣中正先生與毛澤東先生會談的錄音帶，經整理而成。此項資料，對於研究蔣毛二人之關係，以及當時之國際形勢，均有極高之參考價值。現將此項資料，分編為四冊，以供各界人士之參考。

4, 資料

蔣中正先生與毛澤東先生會談的資料，係根據蔣中正先生與毛澤東先生會談的錄音帶，經整理而成。此項資料，對於研究蔣毛二人之關係，以及當時之國際形勢，均有極高之參考價值。現將此項資料，分編為四冊，以供各界人士之參考。

蔣中正先生與毛澤東先生會談的資料，係根據蔣中正先生與毛澤東先生會談的錄音帶，經整理而成。此項資料，對於研究蔣毛二人之關係，以及當時之國際形勢，均有極高之參考價值。現將此項資料，分編為四冊，以供各界人士之參考。

蔣中正先生與毛澤東先生會談的資料，係根據蔣中正先生與毛澤東先生會談的錄音帶，經整理而成。此項資料，對於研究蔣毛二人之關係，以及當時之國際形勢，均有極高之參考價值。現將此項資料，分編為四冊，以供各界人士之參考。

蔣中正先生與毛澤東先生會談的資料，係根據蔣中正先生與毛澤東先生會談的錄音帶，經整理而成。此項資料，對於研究蔣毛二人之關係，以及當時之國際形勢，均有極高之參考價值。現將此項資料，分編為四冊，以供各界人士之參考。

1, 国交大臣への「河川行政の透明化と民主化を求める要請」と要請団体

2007年10月29日

国土交通大臣 冬柴鐵三 殿

河川行政の透明化と民主化を求める要請

要請代表団体：水源開発問題全国連絡会

(東京都千代田区平河町 1-7-1W201)

【要請趣旨】

現在、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が進められています。

河川整備基本方針の策定においては、基本高水流量・計画高水流量は従前の工事实施基本計画で定めた値を科学的に検証することなく、ほとんど同じ値が踏襲されています。その結果、基本高水流量がきわめて過大であるため、それに対応する河川整備を実現することが困難となり、多摩川、利根川など、多くの水系では現実性が失われた基本方針になっています。また、球磨川の河川整備基本方針に関する検討小委員会では、従前の基本高水流量等を踏襲することで、治水対策を川辺川ダムに限定させることを狙った基本方針が策定されました。しかし、それは川辺川ダムに大多数が反対している流域住民が受け入れられるものではありません。このように流域住民の意向と乖離した河川整備基本方針が策定されています。それは、いずれの小委員会においても、流域住民から提出された意見書が真摯に議論されないことに起因しています。

他方、河川整備計画の策定においては、1997年河川法改正の精神である「住民の意見反映」の実践を目指した淀川水系流域委員会が休止されてしまうことに象徴されるように、住民を排除した河川行政になってきています。肱川水系の河川整備計画策定では流域委員会から住民が締め出され、吉野川水系では、流域委員会は設置せず抜き打ちで複数回の意見聴取する方式をとり、天塩川流域委員会では、市民から出された代替案の科学的な検討を行なおうとせず、さらに利根川水系でも流域委員会を設置することなく「住民の意見は公聴会で聴き置くにとどめる」という住民無視の姿勢が顕著になってきています。

このような住民を無視した、民主主義に反する河川整備計画の策定は、河川を住民の手の届かないところに追いやり、その結果として河川行政を住民と敵対するものにしてしまい、本来の治水対策をはじめとした河川行政を遅らせることとなります。

よって、河川行政を透明化し、河川を流域住民の手に取り戻すため、以下の質問事項に回答することを要請します。

また、各質問事項については、文書及び口頭での回答を求めます。なお、回答の際には同一の文章であっても結構ですので、「1-1」から「7-2」の各事項それぞれに回答してください。複数の質問事項を一まとめに回答することはしないでください。

【質問事項】

1 河川整備基本方針の非現実性について

一級水系に関しては急ピッチで河川整備基本方針が策定されてきています。全国109水系のうち、すでに8割近くの水系で方針が策定されました。しかし、その内容を見ると、現実的な達成の可能性がなく、絵に描いた餅にすぎない基本方針がほとんどを占めていると認識しています。このことについて下記の質問にお答えください。

1-1 多摩川水系を例にとれば、河川整備基本方針の基本高水流量が石原地点で毎秒8,700 m³、一方、今後20～30年間に実施する河川整備計画の目標流量が4,500 m³である。基本高水流量は今後20～30年間で達成する目標流量の2倍近い値であるから、それに対応できる河川整備が完了するまで、超長期の期間を要し、おそらく数百年間以上の期間、超巨額の事業費が必要ではないかとさえ考えられる。各水系の河川整備基本方針の策定にあたって、達成に要する期間と費用を考慮したのかどうかを明らかにされたい。

1-2 河川整備基本方針の非現実性は、基本高水流量を達成する上で数多くのダム建設を未だに必要としていることに端的に表われている。ここでは、利根川水系、多摩川水系、木曾川水系、淀川水系、豊川水系、吉野川水系、肱川水系の河川整備基本方針を例にとって、洪水基準点より上流における洪水調節容量の全必要量および既設ダムの洪水調節容量を明らかにされたい。

1-3 これらの水系の河川整備基本方針はいずれも、洪水調節容量の全必要量のうち、既設ダムで対応できない部分が多く残されているはずである。その洪水調節容量の不足量を埋めるためにはどのような方策が考えられるのか、上記7つの各水系ごとにその方策とその実現可能性を明らかにされたい。

1-4 河川整備基本方針の非現実性は、工事実施基本計画時代の過大な基本高水流量をほとんどそのまま踏襲したことに起因している。今までに策定された一級水系の河川整備基本方針において、基準点の基本高水流量が工事実施基本計画のそれと同じ水系、それより引き上げた水系、引き下げた水系のそれぞれの数を明らかにされたい。

1-5 実績流量とかけ離れた基本高水流量が設定されている水系が多い。今までに河川整備基本方針が策定された一級水系のそれぞれについて、基準点の基本高水流量と既往最大流量、および両者の比を明らかにされたい。なお、ここで言う既往最大流量は実際に観測された最大流量を意味する。計算で求めた既往最大流量は流量計算モデルの作り方によって流量が増幅されている可能性があるため、あくまで観測流量の最大値を示されたい。

1-6 基本高水流量を達成するための河川整備に超長期の期間と超巨額の事業費を要し、いつ達成できるかまったく分からない多摩川水系等の河川整備基本方針を策定することに果たしてどのような意味があるのか、その意味を明らかにされたい。

2 球磨川水系河川整備基本方針の恣意性

一級水系の中には多摩川水系などとは異なり、球磨川水系のように河川整備基本方針が特定のダム建設計画とつながっているものもあります。すなわち、球磨川水系では基本方針の基本高水流量と計画高水流量を前提する限り、河川整備計画段階の治水対策は川辺川ダムと多少の河道整備の組み合わせしか選択できないようになってきています。この球磨川水系について下記の質問にお答えください。

2-1 球磨川の基本方針では人吉基準点の基本高水流量は 7,000 m³/秒、計画高水流量は 4,000 m³/秒である。一方、人吉地点における現在の流下能力は 3,900 m³/秒（河床矯正後）、川辺川ダムの調節効果は 3,000 m³/秒（既設の市房ダムの効果を含む）とされているので、川辺川ダムを建設し、後は流下能力の若干の増強を行えば、基本方針の数値を達成できるが、逆にそれ以外の方法では基本方針の数値を達成することが困難になっていると考えざるをえない。球磨川の基本方針の数値を前提として川辺川ダム無しの選択肢があるかどうかを明らかにされたい。

2-2 しかし、流域住民の多数が望んでいるのは、洪水対策として確実な河道整備（堤防の嵩上げや河床掘削など）による流下能力の増大と宅地防災対策（家屋の嵩上げ）であり、川辺川ダムの建設ではない。基本方針では人吉地点の計画高水流量は 4,000 m³/秒となっているが、整備計画の策定段階では人吉地点の流下能力を 4,000 m³/秒よりもっと大きな数字に高めることを望む流域住民の声が多数を占めることは確実である。球磨川水系河川整備計画において 4,000 m³/秒を超える流下能力を設定することが現行球磨川水系河川整備基本方針のもとで可能かどうかを明らかにされたい

2-3 基本方針において計画高水流量を 4,000 m³/秒に据え置かれた理由は、河床掘削による軟岩の露出を心配する意見が出されることにある。しかし、河床掘削による軟岩露出は全国的に多摩川をはじめ、いくつかの河川で起きていることであり、置砂などの対策で対応されてきていることである。球磨川ではその対策の検討もされなかったのは川辺川ダム推進の意図が働いていたからに他ならない。全国の一級水系において軟岩の露出が問題になっている水系、その対策を実施している水系の名前、およびその対策の内容を明らかにされたい。

2-4 1997 年の河川法改正における国会の質疑において当時の尾田栄章河川局長は「基本方針で定めた中ではこの整備計画がどうしてもできないということになれば、またこの基本方針のあり方についても再度検討する、そういう仕組みを考えておく」（衆議院建設委員会 1997 年 5 月 7 日）と答弁している。この国会答弁をどのように受け止めているのかを明らかにされたい。

2-5 上記の国会答弁からすれば、球磨川水系河川整備計画の策定において、河道整備による流下能力の増強を最優先する計画を流域住民が強く求めた場合は、河川整備基本方針にフィードバックしてその再検討を行うことにならざるをえない。そのように河川整備計画策定段階で基本方針の再検討が必要となったときの行政的な手順を示されたい。

3 社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の委員構成の問題点

各水系の河川整備基本方針を審議するのは、河川整備基本方針検討小委員会と社会資本整備審議会河川分科会ですが、その委員の構成は閣議決定違反ではないかと思われます。このことについて下記の質問にお答えください。

3-1 社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の各委員（臨時委員を除く）の名簿およびそのうち、国の府省出身者については出身府省名と退職年月、退職時の役職名を示されたい。また府省退職後、現在の役職につく以前に他の特殊法人や公益法人に在職の経験があれば、その組織および役職名を示されたい。

3-2 平成7年9月29日の閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」には、「審議会等(以下「一般の審議会」という。)においては、当該省庁の出身者(特に退官後間もない者)又は現在当該省庁の顧問、参与等の職にある者(以下「省庁出身者等」という。)は、原則として、これをその委員に任命しない。また、やむを得ず省庁出身者等を一般の審議会の委員に任命する場合には、特別の事由のない限り、当該一般の審議会の会長等に任命又は選任しない。」と記されている。質問主意書の答弁(平成19年6月22日)において、河川整備基本方針検討小委員会は河川分科会が設置したものであるから、閣議決定は適用されないとの考えを示したが、河川分科会の下部組織も当然のことながら、審議会等の「等」に含まれる。基本方針の実質的な審議は検討小委員会が行っており、河川分科会はその報告を受けて追認する機関にすぎず、実質的な審議を行う検討小委員会は明らかに審議会の「等」に含まれる。このことについて国交省の見解を示されたい。

3-3 平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の「審議会等の組織に関する指針」(添付資料参照)では、「審議会等の下部機関」を「専門的かつ詳細な調査又は討議を行った上で総合的な審議等を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じて審議会等に下部機関(分科会、部会等)を設置して弾力的、機動的な運営を図るものとする」と明確に位置づけており、審議会の下部機関はすべてこの対象に含まれる。したがって、社会資本整備審議会の下部組織である河川分科会のみならず、その下部機関である河川整備基本方針検討小委員会もこの閣議決定の対象となる。このことについて国交省の見解を示されたい。

3-4 同平成11年閣議決定内の「審議会等の組織に関する指針」でも「特に審議会等の所管府省出身者は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合、又は属人的な専門的知識経験から必要な場合を除き、委員に選任しない」と記されている。河川分科会および検討小委員会において、府省出身者が多く含まれる。この状態を直ちに是正すべきではないか。国交省の見解を示されたい。

3-5 特に、河川整備基本方針検討小委員会の委員長および河川分科会委員である近藤徹氏は、もとは建設省河川局長、技監であり、再就職先は委員長就任当時、水資源開発事業を実行する特殊法人水資源開発公団だった。そして、再々就職を行った現在の立場は、ダム事業関連事業を国交省から請け負う財団法人水資源協会の理事長である。委員長への任命は閣議決定違反以前にあ

からさまに公序良俗に反するものであると考えるが、国交省の見解を示されたい。

3-6 同平成 11 年閣議決定内の「審議会等の運営に関する指針」では、委員の選任に関し、兼職については「委員がその職責を十分果たし得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高 3 とし、特段の事情がある場合でも 4 を上限とする」とされている。社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の各委員（臨時委員を除く）が、平成 19 年 9 月現在、委員として就任している「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の対象となるすべての「審議会等」および「審議会等の下部機関」の数と名前を示されたい。

4 河川分科会および検討小委員会の運営の非民主性

河川分科会および検討小委員会の会議では一般市民は傍聴のみで、意見を述べることは一切認められず、非民主的な運営が行われています。このことについて下記の質問にお答えください。

4-1 他府省の会議、たとえば、環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、毎回、傍聴者の発言の機会が設けられ、また何回かの会議のうち 1 回は NGO と委員が意見交換を行う機会としている。このように他府省の会議では、傍聴者や NGO との意見交換を行う場を設けることは当然のことになっている。ところが、河川分科会および検討小委員会では傍聴者には発言の機会を一切認めていない。河川分科会および検討小委員会の非民主的な運営を他府省並みの方式に改善する考えがないかどうかを明らかにされたい。

4-2 平成 11 年 4 月 27 日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」（添付資料参照）に「審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。」と記されており、各水系の基本方針に関する河川分科会および検討小委員会の会議では少なくとも当該水系の住民には、発言の機会が提供されなければならない。上記の閣議決定に基づき、当該水系の住民に発言の機会を提供する考えがないかどうかを明らかにされたい。

4-3 河川分科会および検討小委員会の開催予告が、開催日直前にされるケースがほとんどであって、関係住民は仕事を急遽キャンセルしなければ、傍聴に参加し、意見書を提出することも困難なことが続いている。このような住民無視の運営を改善するための方策を示されたい。

4-4 河川分科会および検討小委員会の議事録が後日、国交省のホームページに掲載されるが、そこでは不可解なことに発言者の名前が消されている。河川分科会および検討小委員会での発言について委員の責任を問われるのは当然のことであって、その名前を伏すことは無責任な発言を許すことになる。他の府省、たとえば環境省の審議会の議事録では発言者の名前がきちんと明示されている。河川分科会および検討小委員会の議事録において国交省が発言者の名前を消すのはなぜなのか、その理由を明らかにされたい。そして、環境省のように議事録に発言者の名前を明示するように改める考えがないかどうかを明らかにされたい。

4-5 2007年4月19日に開催された河川分科会で、潮谷義子委員（熊本県知事）「基本方針案を了承できない」との意見を答申に併記することを求めたが、西谷剛分科会会長はこの両論併記を拒否した。しかし、この西谷氏の判断は、平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」に記されている「_ 審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする。」に違反するものであった。さらに、西谷氏は異論が出たことの経過を答申に記すことを潮谷委員に約束したにもかかわらず、答申にはその経過の記載はなかった。以上の閣議決定違反の判断および約束不履行についての見解を示されたい。

5 河川整備計画の策定への住民参加

河川整備計画の策定に関して設置された各水系の流域委員会は、淀川水系など、一部の水系を除くと、住民を排除する傾向が顕著になってきています。また、公聴会もただ聞き置くだけのものになっており、住民参加とは程遠いものになっています。これらのことについて下記の質問にお答えください。

5-1 住民の意見を河川整備計画に反映させるためには流域委員会の委員を公募して住民が参加できるようにすることが必要であるが、多くの水系では住民参加の道が閉ざされている。河川整備計画の策定に関して設置された各水系の流域委員会（利根川水系の有識者会議や吉野川水系の学識者会議など、同様な目的を持つものを含む。以下、同じ）の設置年、委員数および、公募で選ばれた委員の数を明らかにされたい。

5-2 淀川水系流域委員会では民主的な運営が行われ、傍聴者にも発言の機会が提供され、それが流域委員会の議論の方向に大きな影響を与えてきた。ところが、多くの流域委員会では住民は傍聴するのみとなっている。上記の各水系の流域委員会において傍聴者および意見書提出者に発言の機会を提供している流域委員会の名称を明らかにされたい。

5-3 4-1で述べたように、たとえば環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、毎回、傍聴者の発言の機会が設けられ、また何回かの会議のうち1回はNGOと委員が意見交換を行う機会としている。行政の委員会などで傍聴者ととともに議論を進めていくことは世の流れになってきている。各水系の流域委員会において、傍聴者に発言の機会を提供しない理由を明らかにされたい。

5-4 4-2で述べた平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」は各水系の流域委員会にも準用されるべきであって、流域委員会では住民に発言の機会が提供されなければならない。この閣議決定に基づき、各水系の流域委員会において住民に発言の機会を提供する考えがないかどうかを明らかにされたい。

5-5 淀川水系流域委員会の評価に関して設置されたレビュー委員会は今年の4月6日に、透明性、委員会の進め方、住民参加、委員の選定方式についてまとめを発表し、淀川水系流域委員会に対して基本的にプラスの評価を行った。これについて、冬柴鐵男国交大臣は、「悪かった点は排除し、良かった点は出来るだけ尊重をすることが大事」と述べ、「淀川だけではなく他の水系に対しても、尊重されるであろう」との見解を述べた。国交省は各地方整備局に対してこの冬柴国交大臣の見解をどのように伝えたのか、その見解に基づき、各流域委員会の改善を求めたのかどうかを明らかにされたい。

5-6 河川整備計画の策定に関する公聴会はそのほとんどが、住民が一方通行でただ意見を述べる場であって、行政側とディスカッションを行うことは一切できないようになっている。しかし、欧米では公聴会といえば、通常は双方向性の公聴会であって、住民は意見を述べるとともに行政側と十分にディスカッションを行うことができる。国交省は河川整備計画の策定に関する公聴会を双方向性の公聴会に改善し、住民と国交省が議論できる方式に変える考えがないかどうかを明らかにされたい。

6 ダム計画依存による河道整備の遅れ

ダム建設に巨額の事業費が投じられ、そのために本来優先して進めるべき河道整備（堤防嵩上げ・補強、河床掘削等）がなおざりにされ、その結果、水害の危険性が放置されているところが少なくありません。この問題に関して下記の質問にお答えください。

6-1 具体例として、利根川水系、木曾川水系、吉井川水系を取り上げ、最近10年間における毎年のダム建設事業費（複数のダム建設がある場合は個別のダム建設事業費）と河川改修事業費（工事費、維持管理費を分けて記載、直轄区間と指定区間も分けて記載）を示されたい。

6-2 上記3水系において、最近10年間の洪水で生じた水害および避難勧告の記録（直轄区間と指定区間も分けて記載）を明らかにされたい。

6-3 国交省は一級水系の国管理区間について河川堤防詳細点検（浸透による安全性）の結果を公表している。これは、計画高水位の洪水に対して堤防が浸透により決壊する危険性がある箇所を示したものであるから、その危険箇所の堤防補強は最も優先して実施しなければならないものである。国交省は河川堤防詳細点検により、安全度が低いと判断された堤防についてどのようなスケジュールで補強対策を実施していくのか、具体的な実施方針を明らかにされたい。

6-4 上記の河川堤防詳細点検は堤防の土質に関するものであるが、一方で、堤防には必要な高さや幅が確保されているか否かの問題がある。利根川本川の国管理区間を例にとり、現在の堤防高（堤防の幅が不足している場合はそれを考慮したスライドダウン堤防高）を評価した場合、計画高水位に対して必要な余裕高が確保されていない区間がどれくらいあるのかを明らかにされたい。また、利根川に限らず、そのような堤防高不足箇所についてはどのようなスケジュールで堤防嵩上げ・補強対策を実施していくのか、国交省の具体的な実施方針を明らかにされたい。

7 その他の問題

7-1 河川整備計画の目標流量の恣意的取り扱いについて

天塩川水系河川整備計画案における目標流量の問題点

天塩川水系河川整備基本方針は基準点・菅平（ぼんびら）の基本高水流量を 6,400 m³/秒としている。一方、河川整備計画原案では菅平の目標流量は戦後最大のピーク流量実績値、1981年の 4,400 m³/秒となっている。戦後最大流量に 2,000 m³/秒も上乗せした過大な基本高水流量では河川整備計画を立てることができないため、現実性のある戦後最大流量を採用したのである。ところが、上流の基準点、支流・名寄川の真敷別（まくんべつ）は戦後最大流量が 1973年の 1,115 m³/秒であるにもかかわらず、整備計画の目標流量は 1,500 m³/秒とされ、戦後最大流量よりかなり大きな値が採用されている。戦後最大流量を採用しなかった理由はサンルダム建設の理由をつくることにある。すなわち、河川整備計画原案では真敷別の河道流下能力の計画値は 1,200 m³/秒であるから、戦後最大流量 1,115 m³/秒の数字では真敷別の上流で計画されているサンルダムが不要となってしまう。サンルダムの必要性を無理矢理つくるために、真敷別の目標流量を恣意的に高くしたものと考えられる。このように恣意的な目標流量の設定が許されるのかどうか、恣意的でないとするならば、なぜ実績最大流量を目標流量としなかったのかを明らかにされたい。

7-2 ダム計画の見直しを困難にさせる国交省の再評価実施要領について

現在、公共事業については、再評価が適宜行われ、事業の継続が適当と認められない場合には中止されることになっている。国交省関連の公共事業の再評価は、地方整備局等に設置される事業再評価監視委員会によって審議し、その意見具申を受けて、事業の「継続」または「中止」が決定される。ところが、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」では、「河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。」とされ、実際に豊川では、「豊川の明日を考える流域委員会」が設楽ダムの再評価に関して審議を行い、事業継続の意見をまとめた。しかし、設楽ダムを含む豊川水系河川整備計画にゴーサインを出した同流域委員会が設楽ダムの継続に疑問を呈することはありえないことであり、再評価の審議を流域委員会に求めること自体が誤っている。国交省は、再評価実施要領のこの規定を改める考えがないかどうかを明らかにされたい。

以上

添付資料「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）

別紙3：審議会等の運営に関する指針

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

1. 委員構成

委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意するものとする。

審議事項に利害関係を有する者を委員に任命するときは、原則として、一方の利害を代表する委員の定数が総委員の定数の半ばを超えないものとする。

2. 委員の選任

（1）委員の選任

① 府省出身者

府省出身者の委員への任命は、厳に抑制する。

特に審議会等の所管府省出身者は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合、又は属人的な専門的知識経験から必要な場合を除き、委員に選任しない。

② 高齢者

委員がその職責を十分果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない。

③ 兼職

委員がその職責を十分果たし得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高3とし、特段の事情がある場合でも4を上限とする。

（2）任期

委員の任期については、原則として2年以内とする。

再任は妨げないが、一の審議会等の委員に10年を超える期間継続して任命しない。

（3）女性委員

委員に占める女性の比率を府省編成時からおよそ10年以内に30%に高めるよう努める。

3. 議事

（1）規則の制定

審議会等は、下部機関の設置、定足数、議決方法、議事の公開、その他会議の運営に関し必要な事項を規則の制定等により明定するものとする。

（2）基本的な政策の審議及び答申

基本的な政策を審議する審議会等は、有識者等の高度かつ専門的な意見等を聴くため設置されるものであり、行政府としての最終的な政策決定は内閣又は国務大臣の責任で行うものであることを踏まえ、審議及び答申を行うに際しては、次の点に留意するものとする。

① 諮問権者は諮問に当たっては、諮問事項に応じて、検討が必要な項目、問題点等をあわせ示すことにより、効率的な審議が行えるようにするとともに、諮問事項の内容により、必要に応じて、答申期限を設けることとし、審議会等はその期限内に答申を行うよう努めるものとする。

② 審議状況は適時諮問権者に報告することとし、必要に応じて、諮問権者は自らの意見を審議会等に述べるものとする。

③ 審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が

反映された答申とする。

(3) 利害関係者の意見聴取等

① 審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。この場合において、他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意するものとする。

なお、公聴会の開催等、法令に別段の定めのあるときは、それによるものとする。

② 審議会等に対して、 の意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情があったときは、各府省は、庶務担当当局としてこれらの整理等をした上で、その結果を適時に審議会等に報告するよう努めるものとする。

③ 審議会等の運営に当たっては、広範な分野にまたがる行政課題についての総合的、整合的な取組を推進するため、相互に密接な関連を有する審議会等の連携確保等を図ることとする。

(4) 公開

① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。

② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録、又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

③ 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

要請団体一覧表

10月20日現在

| 番号 北から | 団体名 | 肩書 き | 氏名 | 事務局 所在地 |
|-----------|-------------------------|---------------|----------------------|------------|
| 1 | 北海道の森と川を語る会 | 代表 | 小野有五 | 北海道 |
| 2 | 下川自然を考える会 | 代表 | 桑原友一 | 北海道 |
| 3 | サンルダム建設を考える集 い | 代表 | 渋谷静男 | 北海道 |
| 4 | (社)北海道自然保護協会 | 会長 | 佐藤 謙 | 北海道 |
| 5 | サンル川を守る会 | 代表 | 橋本泰子 | 北海道 |
| 6 | 成瀬の水とダムを考える会 | 代表 | 奥州光吉 | 秋田県 |
| 7 | Water Watch Network | 代表 | 草島進一 | 山形県 |
| 8 | 最上小国川の“真の治水” を考える会 | 代表 | 押切喜作 | 山形県 |
| 9 | ハッ場ダムを考える会 | 代表 代行 | 西蘭大実 | 群馬県 |
| 10 | ハッ場ダムをストップさせる 群馬の会 | 事務局 局長 | 鈴木 庸 | 群馬県 |
| 11 | ハッ場あしたの会 | 事務局 局長 | 渡辺洋子 | 群馬県 |
| 12 | 渡良瀬遊水池を守る利根 川流域住民協議会 | 代表 世話 人 | 高松健比古 | 栃木県 |
| 13 | ダム反対鹿沼市民協議会 | 会長 | 広田義一 | 栃木県 |
| 14 | 思川開発事業を考える流 域の会 | 事務局 局長 | 伊藤武晴 | 栃木県 |
| 15 | ハッ場ダムをストップさせる 茨城の会 | 代表 | 柏村忠志 濱田篤信 | 茨城県 |
| 16 | 利根川の水と自然を守る取 手連絡会 | 共同 代表 | 近藤欣子 武藤千鶴子 | 茨城県 |
| 17 | 霞ヶ浦導水事業を考える県 民会議 | 代表 | 柏村忠志 濱田篤信 | 茨城県 |
| 18 | 茨城県の水問題を考える 市民連絡会 | 代表 | 柏村忠志 濱田篤信 | 茨城県 |
| 19 | ハッ場ダムをストップさせる 埼玉の会 | 代表 | 藤永知子 | 埼玉県 |
| 20 | 水源開発問題全国連絡会 | 共同 代表 | 嶋津輝之 遠藤保男 | 東京都 |
| 21 | 全日本水道労働組合 関 東地方本部 | 執行 委員 長 | 佐々木幸雄 | 東京都 |
| 22 | ハッ場ダムをストップさせる 東京の会 | 事務局 局長 | 深沢洋子 | 東京都 |
| 23 | 多摩川を飲む水にする会 | 代表 | 水村節子 | 東京都 |
| 24 | 立川・生活者ネットワーク | 代表 | 稲橋由美子 | 東京都 |
| 25 | 多摩の地下水を守る会 | 代表 | 坂倉典子 | 東京都 |
| 26 | 千葉県自然保護連合 | 代表 | 牛野くみ子 | 千葉県 |
| 27 | ハッ場ダムをストップさせる 千葉の会 | 共同 代表 | 村越啓雄 中村春子 | 千葉県 |
| 28 | 利根川流域市民委員会 | 共同 代表 | 佐野郷美 嶋津輝之 吉田正人 | 千葉県 |
| 29 | 市川緑の市民フォーラム | 事務局 局長 | 佐野郷美 | 千葉県 |
| 30 | 利根川江戸川流域ネット ワーク | 代表 | 佐野郷美 | 千葉県 |
| 31 | 相模川キャンペーンシンポ ジウム | 代表 | 岡田一慶 | 神奈川県 |
| 32 | ふるさとの清津川を守る会 | 事務局 | 藤ノ木信子 | 新潟県 |
| 33 | 奥胎内ダムを考える会 | 代表 | 三橋允子 | 新潟県 |

| 番号 北から | 団体名 | 肩書 き | 氏名 | 事務局 所在地 |
|-----------|-----------------------------|---------------|-----------|------------|
| 34 | 環境会議・諏訪 | 会長 | 塩原 俊 | 長野県 |
| 35 | 溪流保護ネットワーク・砂 防ダムを考える | 代表 | 田口康夫 | 長野県 |
| 36 | 水と緑の会 | 会長 | 常田長時 | 長野県 |
| 37 | 太田川ネット | 責任 者 | 岡本 尚 | 静岡県 |
| 38 | 新川決壊水害訴訟原告団 | 団長 | 井上貞夫 | 愛知県 |
| 39 | 豊川を守る住民連絡会議 | 会長 | 渡辺 正 | 愛知県 |
| 40 | 豊川を勉強する会 | 代表 | 松倉源造 | 愛知県 |
| 41 | 設楽ダムの建設中止を求 める会 | 代表 | 市野和夫 | 愛知県 |
| 42 | 設楽ダムを考える名古屋 の会 | 事務局 局長 | 宮永正義 | 愛知県 |
| 43 | 徳山ダム建設中止を求め る会 | 代表 | 上田武夫 | 岐阜県 |
| 44 | 兼六園と辰巳用水を守り、 ダム建設を阻止する会 | 代表 | 碓山 洋 | 石川県 |
| 45 | NPO法人伊賀・水と緑の会 | 代表 理事 | 森本 博 | 三重県 |
| 46 | 関西のダムと水道を考える 会 | 代表 | 野村東洋 夫 | 大阪府 |
| 47 | 長良川河口堰建設をやめ させる市民会議 | 代表 | 天野礼子 | 大阪府 |
| 48 | 長良川河口堰建設に反対 する会 | 事務局 局長 | 天野礼子 | 大阪府 |
| 49 | 市民のひろば | 代表 | 増田京子 | 大阪府 |
| 50 | 安威川ダム反対市民の会 | 代表 | 江菅洋一 | 大阪府 |
| 51 | 環瀬戸内海会議 | 代表 | 阿部悦子 | 岡山県 |
| 52 | 寒霞溪の自然を守る連絡 会 | 代表 | 山西克明 | 香川県 |
| 53 | 国立公園寒霞溪と共に生 きる会 | 世話 人 | 山西克明 | 香川県 |
| 54 | 内海ダム再開発事業と国 立公園寒霞溪の自然を考 | 代表 | 櫛本イトエ | 香川県 |
| 55 | 海部の自然から学ぶ会 | 代表 | 藤田 恵 | 徳島県 |
| 56 | NPO法人吉野川みんなの 会 | 代表 理事 | 山下信良 | 徳島県 |
| 57 | 大洲市の住民投票を実現 する会 | 代表 | 玉岡政廣 | 愛媛県 |
| 58 | 肱川・水と緑の会 | 会長 | 池田亀菊 | 愛媛県 |
| 59 | 長浜町をまじめに考える会 | 会長 | 中野茂明 | 愛媛県 |
| 60 | 愛媛環境ネットワーク | 代表 | 阿部悦子 | 愛媛県 |
| 61 | 環境共育を考える会 | 代表 世話 人 | 松原 学 | 福岡県 |
| 62 | 子守唄の里・五木を育む清 流川辺川を守る県民の会 | 代表 | 中島 康 | 熊本県 |
| 63 | 清流球磨川・川辺川を未来 に手渡す流域群市民の会 | 代表 | 緒方俊一 郎 | 熊本県 |
| 64 | 美しい球磨川を守る市民の 会 | 代表 | 出水 晃 | 熊本県 |

2,2月14日国交省への要請と国会シンポ

2月14日、「川を住民の手に！ 国会シンポジウムと国交省要請」の報告

1. はじめに

2007年2月14日、衆議院第1議員会館第一会議室で国交省への要請、引き続いて「川を住民の手に！ 国会シンポジウム」を「公共事業チェック議員の会」と共に開催しました。国交省への要請行動、「川を住民の手に！ 国会シンポジウム」は、河川整備計画策定の反動化が全国で進んでいる実態、河川整備基本方針の策定が科学的根拠なしに進行して自然破壊と地域社会の破壊を引き起こす元凶になっていることを明らかにし、全国からの国交省に対する怒りの声を結集して、河川行政の反動化を食い止めることを目的に企画したものです。あわせて、この問題が国会の政治課題として認識され、住民運動と国会内活動とが連携することを目的としました。

国交省への要請にあたって、全国に要請団体と要請事項をつのりました。その結果、全国で水問題に係っている67もの住民団体が要請団体として名乗りを上げてくれました。

「公共事業チェック議員の会」に属される多くの国会議員と秘書の皆さんが国会の合間を縫って参加されました。

国交省への要請行動には70有余人が、シンポジウムには120有余人が参加し、「国交省の反動化を許してはならない」という熱い熱気に包まれた一日でした。

2. 国交省への要請とシンポジウム開催の背景・経過

1997年に河川法が改正され、工事実施基本計画が河川整備基本方針と河川整備計画に分離されました。そして、河川法に環境と住民参加の視点が盛り込まれました。河川法改正後3年で河川整備計画を策定した多摩川水系の場合は住民と河川管理者が十分とは言えないまでも相互の話し合いや協働作業を行っていました。2001年から発足した淀川水系流域委員会も住民参加のもとで淀川のあり方をさぐり、「ダムは最後の手段」などを盛り込んだ提言を出していました。しかし、この数年で事態は逆戻りをしてしまいました。以前からダム計画が存在していた水系の河川整備計画策定において、各地方整備局は住民との実質的な対話を拒絶し、ただ意見を聞きおろすだけの公聴会で済ませる方式をとっています。豊川（設楽ダム）・肱川（山鳥坂ダム）などはダム反対住民と討議することなく河川整備計画を策定し、吉野川（第十堰可動堰可）・天塩川（サンルダム）・利根川（ハッ場ダム、南摩ダム、湯西川ダム）などは住民との討論の場を設けずに河川整備計画の策定が進行しています。「淀川水系流域委員会、1月末休止」は、このような国交省の反動化の流れの象徴といえます。また、球磨川水系では河川整備基本方針が具体的なダム計画を位置づけるものではないにもかかわらず、川辺川ダムを押し付けようとする基本方針が策定されようとしています。（河川整備基本方針の問題点は〔補足〕参照）

この反動化の流れは現在の政治情勢とも対応しています。前回の衆議院選挙で住民側に立った多くの野党議員が議席を失ってしまったことと、現在の社会政治状況の中で現役野党議員の仕事量が異常なまでに膨らみ、行政の動きをチェックすることが時間的に困難になっていることが関連しています。前回の衆議院選挙までは超党派の国会議員集団である「公共事業チェック議員の会」がダム反対運動などの国会議員の受け皿として機能していましたが、最近は上記の理由で休業状態になっていました。しかし、今回の国交省への要請行動とシンポジウムをキッカケに「公共事業チェック議員の会」の再構築が行われ、再スタートしました。2月14日は再生「公共事業チェック議員の会」の初仕事でした。

3. 国交省への要請行動の報告

(詳しくは別掲の「河川行政の民主化を求める要請」、「国交省要請議事録」をご覧ください。)

国会議員および、国交省の反動化に危機感を持つ住民、合わせて 70 余名がこの要請行動に結集しました。国交省側からは河川局の担当者が 4 名出席しました。会議室全体が参加者の熱意でムンムンする中、「公共事業チェック議員の会」副会長である岡崎トミ子参議院議員と事務局長の保坂展人衆議院議員が進行役をつとめました。水源連事務局が要請書を提出することからやり取りが始まりました。

事前に、保坂事務所を通して要請事項を文書で国交省に通知してあったので、国交省が口頭回答を行い、その回答への質疑応答を行いました。

国交省の口頭回答と質疑での答弁はまったく内容のないものでした。そこで、それを踏まえて、質問項目を整理して、保坂展人議員が国交省に質問書を提出し、文書回答を求めることになりました。水源連事務局が、要請団体の皆さんの意見を聞いて質問項目を整理し、保坂事務所が 3 月 7 日に「河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会」を国交省に提出しました。

4 月 2 日に国交省から文書回答がきましたが、その回答の多くは質問の主旨をはずしたものでした。

くわしくは別掲の「2・14 国交省要請を踏まえた再質問・国交省回答・水源連コメント」をご覧ください。

4. 国会シンポジウムの報告

(詳しくは別掲の、「2007/2/14 『川を住民の手に！ 国会シンポジウム』議事録」をご覧ください。)

このシンポジウムは、球磨川水系、吉野川水系、淀川水系、木曾川水系、そして利根川水系の第一線で活躍されている方々から、河川整備基本方針あるいは河川整備計画の策定で経験した、あるいは、直面している状況について報告し、問題提起をして、国交省への怒りを共有することを目指しました。全国から国交省の反動化に危機感をもつ皆さんが結集し、会場は多くの方が立ち見席になるほど、大勢の参加者でうまりました。

「公共事業チェック議員の会」幹事の仁比聡平参議院議員が同会の紹介を行い、福島瑞穂・社民党党首、近藤正道参議院議員、紙智子参議院議員が挨拶を行いました。

ジャーナリストの岡田幹治さんがシンポジウムのコーディネーターをつとめ、最初に基調報告を、次いでパネルディスカッションに入りました。

パネルディスカッションは先ず、各パネリストが自分の関係している河川の問題を紹介、ついで河川整備基本方針策定に関する問題、河川整備計画に関する問題をそれぞれ報告しあいました。残り少ない時間ではありましたが、会場からの発言を幾つか受けて、シンポジウムを終了しました。

5. 国交省への要請、シンポジウムを終えて

河川法改正当時の国交省（当時は建設省）は住民との真摯な対話・意見交換を基本に河川整備計画策定作業に取り組む意向があったはずなのですが、最近の国交省は住民との意見交換そのものも拒否し、反動化路線をひた走っています。この目に余る反動化への住民側の危機感が国交省への要請行動とシンポジウム開催の原動力でした。

今回の要請行動における国交省の対応は、住民側からの質問に対してまともな回答もできない、という情けないものでした。その対応はあまりにもお粗末で、私たち住民と、公共事業チェック議員の会の

国会議員を愚弄するものだともいえるものでした。

国交省にまともな対応をさせるには、住民サイドが互いに連帯して常に国交省に対して問題提起をしてゆくこと、また、「公共事業チェック議員の会」との連絡と密にして国会質問で国交省の姿勢を正していくこと、などの方向性が、要請行動とシンポジウムによって、私たちの共有認識となりました。

私たちにとって大切なのは互いの共有認識を持つことであって、その共有認識を全国に発信していくことが世論や政治を動かす力になっていくと思います。

「危機感を共有して国交省にあたる」、今回は初めての試みでしたが、その試みは、あの熱い雰囲気が見出すように大成功でした。今回を契機として新たに連絡をとりあう関係が生まれました。

引継ぎ、10月28、29日の水源連総会において国交省への要請行動とシンポジウムを予定しています。

皆さん、互いに力を合わせましょう。

〔補足〕河川整備基本方針の問題点

河川整備計画の上位計画として河川整備基本方針があります。基本方針は河川整備の長期的な目標を定めるものです。想定洪水流量（基本高水流量）を何 $\text{m}^3/\text{秒}$ にするのか、そのうちに河道で対応する流量（計画高水流量）に何 $\text{m}^3/\text{秒}$ とするのか、ダムなどの流量調節施設が必要か、などです。1997年までは旧河川法による工事实施基本計画がこれらの内容を定めていました。工事实施基本計画の多くは1965～75年頃に策定されたもので、流量データの蓄積が少なく、解析手法も不十分な時代のものでしたから、当時設定された基本高水流量は科学的根拠が乏しく、かなり過大な値になっていることがほとんどでした。新河川法改正による河川整備基本方針の策定はこの基本高水流量を見直すよい機会でした。ところが、国等は、ダム計画の推進を図るため、従前の工事实施基本計画における基本高水流量の値をそのまま踏襲するようになりました。河川整備基本方針の策定では社会資本整備審議会の意見を聴くだけで、住民参加の道は閉ざされています。実際の審議は同審議会の河川分科会河川整備基本方針検討小委員会で行っています。利根川水系や球磨川水系の基本方針策定では市民団体が検討小委員会に意見書を会議に開かれるたびに提出してきましたが、検討委員会がそれらの意見書をまともに取り上げることはありませんでした。その結果、実現性がまったくない基本方針（利根川水系などの多くの水系）や、具体的なダム計画を押し付ける基本方針（球磨川水系）が策定されてきています。

2・14 国交省要請を踏まえた再質問

国交省回答 水源連コメント

2007年2月14日の国交省要請を踏まえた再質問を、公共事業チェック議員の会・事務局長である保坂展人議員が「河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会」として3月7日に国交省に提出しました。

4月2日に国交省から文書回答が出されました。

質問にあわせて、回答と水源連コメントを掲載します。

なお、回答には別紙4通が付属しています。

別紙を含めた回答は水源連HPに掲載しました。<http://www.suigenren.org/hbnews.html>をご覧ください。

-----以下、質問・回答と水源連コメント-----

河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会

公共事業チェック議員の会 事務局長
衆議院議員 保坂展人

1. 河川整備基本方針の策定について

1-1. 現実性がなく、実現不可能な基本方針を策定してきたことについて

1-1-1.

一級水系ではすでに50を超える水系で河川整備基本方針が策定されてきたが、その多くは基本高水流量がきわめて過大な値に設定されているため、達成することが不可能な基本方針になっている。

たとえば、多摩川水系の基本方針では石原地点の基本高水流量が毎秒8,700立方メートルとなっているが、整備計画ではこの値の達成が困難であるので、目標流量をその半分に近い4,500立方メートルとしている。将来は、整備計画を順次改定していくとしても、今後20～30年間に達成する目標が4,500立方メートルであるから、8,700立方メートルまで辿り着くのに超長期的な期間を要するのは必至である。

国交省は多摩川の基本高水流量毎秒8,700立方メートルを達成するのに必要な期間を何年と考えているのか。それを達成するのに要する費用はいくらなのか。それぞれ、想定している期間と費用を具体的に示されたい。

回答

基本高水流量8,700m³/sは河川整備基本方針で定めています。河川整備基本方針は、河川整備の長期的な目標や河川整備の基本的な方針等を定めることとしており、期間や費用は定めていません。

1-1-2.

多摩川水系の基本方針では計画高水流量が6,500立方メートルとなっていて、ダム等の洪水調節量を2,200立方メートルとしているが、多摩川の上流には実際にはダムの適地がない

め、整備計画では洪水調節量がゼロに設定されている。

国交省は、この基本方針の洪水調節量を達成するために多摩川上流におけるダム建設をどのように進めようとしているのか、その見通しがあるかないかを具体的に答えられたい。また、ダム以外による対応を考えているのであれば、その手法を明らかにされたい。

回答

河川整備基本方針は河川整備の長期的な目標や河川整備の基本的な方針等を定めることとしており、実現可能性を考慮の上その内容を定めていますが、個別具体の施設等については定めることとはしていません。個別具体の施設等については、河川整備計画の変更等を通じて検討することとなります。

回答への水源連コメント

国土交通省は、「実現可能性を考慮の上その内容を定めています」と答えているが、実現可能性を考慮していないから期間と費用を答えられないのである。

目標達成に要する期間も費用も不明な方針を定めることは、基本方針にある基本高水流量等の数字は現実性がないものであることを物語っている。

1- 2. 治水対策の選択範囲を実質的に限定するような基本方針を策定しようとしていることについて

1- 2- 1.

昨年4月から始まった、球磨川に関する河川整備基本方針検討小委員会では、基本高水流量と計画高水流量が議題になってきたが、現段階では近藤徹委員長は、従来の人吉地点の基本高水流量毎秒7,000立方メートルと計画高水流量4,000立方メートルをそのまま踏襲する方向でまとめようとしている。この基本高水流量と計画高水流量の値は川辺川ダムの調節量2,600立方メートルを前提としたものであり、且つ、計画高水流量と現状の流下能力がほぼ等しいので、基本高水流量と計画高水流量がこの値で定められれば、治水対策の選択は川辺川ダムに限定され、流下能力増強の改修もできないことになってしまう。しかし、川辺川ダムが必要か否かは流域住民の意思にゆだねるべきことであって、基本方針の段階で治水対策を事実上川辺川ダムに限定し、住民の意思を無視することは河川法改正の趣旨に反することである。

球磨川の基本方針で、基本高水流量と計画高水流量を上記の値に決めた場合に、川辺川ダム以外にどのような治水対策の手段があるのか、具体的に示されたい。

回答

河川整備基本方針は河川整備の長期的な目標や河川整備の基本的な方針等を定めることとしており、個別具体の施設等については定めることとはしていません。個別具体の施設等については、河川整備計画の段階で検討することとなります。

1- 2- 2.

吉野川水系河川整備基本方針に、第十堰に関し「治水上支障となる固定堰については必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」との文言が挿入されたことは、15年間に及ぶ第十堰問題の争点を、一方的にかつ根拠もなく住民を排除した場（河川分科会）で決定したもので、到底認められない。その根拠について、河川整備計画策定に着手して8ヶ月が過ぎたが、国交省はなお一切の説明を拒否している。こうしたことは、住民参加、住民意見の反映という河川法の理念と反する。

吉野川水系河川整備基本方針に、「治水上支障となる固定堰については必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」という文言を挿入した根拠を詳しく説明されたい。

回答

吉野川水系においては、固定堰が設置されていますが、治水上支障となる固定堰であっても対策を行わないこととすれば、計画規模の洪水を安全に流下させることができないため、「治水上支障となる固定堰については必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。」との考え方を記載しています。

回答への水源連コメント

球磨川水系、吉野川水系とも、基本方針には川辺川ダムとか第十堰という施設の具体名が記載されないが、実際にはこれらの施設計画を想定した審議がそれぞれの検討小委員会で行われた経緯があり、その結果、基本方針は実質的にこれらの施設計画を前提とした内容になっている。

「個別具体の施設等については、河川整備計画の段階で検討することとなります。」という回答は欺まんである。

1- 3. 森林の保水力の向上を評価し、科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定することについて

1- 3- 1.

球磨川に関する河川整備基本方針検討小委員会では、森林の保水力の向上を評価し、科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定することを求めた地元住民団体の意見書に対して、近藤小委員長は「まだ一つの学説であって、定説になっていないものを基本方針に取り入れることができない。」とし、従前の基本高水流量を踏襲する方向で議論をまとめようとしている。

国交省は、この点について近藤小委員長と同じ見解を持っているのか。

1- 3- 2.

上記の点につき、国土交通省が、近藤小委員長と同じ見解を持っているならば、森林の保水力の向上を評価する学説を科学的に検証して定説にする努力が必要と考えられる。

国交省は、森林の保水力の向上を評価する学説を科学的に検証して定説にすることに取り組むべきではないか。取り組む考えがない場合は、その理由を示されたい。

回答

一般に、森林は宅地や農地と比べ保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上も重要と認識しています。

治水計画の策定にあたっては、実測データに基づく降雨と流量の関係から流量を算出する工学的手法を用いることが学術的にも一般的で妥当な方法と考えており、現在の手法は森林の保水機能が見込まれています。

なお、降雨が河川へ流出する際に影響する要素は、多様かつ複雑であり、それぞれの要素を厳密に評価することは困難です。今後、森林水文学等の分野で研究が進むことを期待しています。

回答への水源連コメント

相変わらずの答えである。森林の保水力の向上を評価する学説を科学的に検証して定説にする取り組みについても何も答えがなかった。

1- 4. 検討小委員会において、住民団体から提出された意見書についての議論を真摯かつ丁寧に行うことについて

上記の球磨川に関する河川整備基本方針検討小委員会等では、毎回、住民団体が詳細な意見書を提出しているが、まともにそれらの意見書が議論されたことがない。近藤小委員長が意見書の内容の一部を紹介することもあるが、それは、委員長が議論を進める上で都合のよいところだけを取り出すつまみ食いであって、まともに意見書が取り上げられて議論されたことがない。事務局を務める国交省としては、検討小委員会に対して、住民団体から提出された意見書について、真摯かつ丁寧に議論するように申し入れるべきではないか。申し入れる考えがない場合

は、その理由を示されたい。

回答

河川整備基本方針検討小委員会の各委員には、住民団体からの意見書等を、事前あるいは委員会の場で配布するなどしているところであり、その上で、河川整備基本方針の審議にあたり必要な事項について、真摯かつ丁寧に審議して頂いたと認識しています。

回答への水源連コメント

事実とまったく異なる回答である。小委員会において住民側が基本高水流量の算出手法や計画高水流量の算定方法に関する数多くの誤りを指摘する意見書を提出しても、まともに議論されたことはない。まれに意見書に触れることがあっても、委員会の審議に都合のよいものをつまみ食いするだけで、意見書で問うている基本的な問題には一切入ろうとしない。

1- 5. 意見書を提出した住民団体及び傍聴者も含めて検討小委員会の議論を開かれた方式に改善することについて

検討小委員会は、委員と事務局だけという閉ざされたメンバーで議論を行うのではなく、環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」で行われているように、意見書を提出した住民団体及び傍聴者も含めて開かれた方式で議論を進めるべきである。

国交省においては、同懇談会の方式を採用し、検討小委員会の議論を開かれた方式に改善するべきではないか。同懇談会方式を採用しない場合は、その理由を示されたい。

回答

河川整備基本方針検討小委員会では、一般傍聴席を用意するなど、開かれた方式で審議をして頂いています。

回答への水源連コメント

同懇談会方式を採用しない理由を記さずに「開かれた方式で審議をして頂いています」としているが、国交省の「開かれた方式」の認識があまりに低い水準である。意見書を提出した住民団体や傍聴者が検討小委員会の場で一言も発言できないやり方をどうして「開かれた方式」と言えるのであろうか。

国は平成 11 年 4 月 27 日に「審議会等の運営に関する指針」を閣議決定している。その中の 3. 議事 (3) 利害関係者の意見聴取等の項目で、

① 審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。この場合において、他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意するものとする。

なお、公聴会の開催等、法令に別段の定めのあるときは、それによるものとする。

② 審議会等に対して、①の意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情があったときは、各府省は、庶務担当当局としてこれらの整理等をした上で、その結果を適時に審議会等に報告するよう努めるものとする。

としている。

河川整備基本方針は当該水系流域住民の生活に密接に関係するものであるから、この指針が活用されるのが当然である。

1- 6. 検討小委員会の委員の選定条件と審査手順について

国交省は、「検討小委員会は高度に専門的な観点から治水政策の基本的な方法を議論するところである」としているが、検討小委員会を傍聴し、その議事録を見る限りでは、高度に専門的な観点からの意見は、きわめて少ないように思われる。

検討小委員会の委員はどのような条件で、かつ、どのような審査手順を踏んで選定されたのか。選定条件と審査手順をそれぞれ具体的に明らかにされたい。

回答

農業、工業用水、上水道、林野、都市計画、環境、河川、水質等の分野から専門に造詣の深い方を現在の活動状況等を踏まえ、委員に就任頂いています。

回答への水源連コメント

委員の選定基準も審査手順も示されなかった。委員を恣意的に選んでいるから、基準や手順を示せないのである。

1- 7. 検討小委員会の官僚OB委員について

1- 7- 1.

検討小委員会の委員構成をみると、小委員長をはじめとして、官僚OB委員が約 3 分の 1 を占めている。一方で、閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」（平成 7 年 9 月 29 日決定）がある。これは、審議会から官僚 OB 委員を排除することが目的であったと聞いている。なお、同閣議決定は、審議会とは別に位置づけられている懇談会等においても審議会と準じた措置を取ると定めていることから、分科会、小委員会、専門部会等の審議会下部機関においても閣議決定が適用されると考えられる。

よって、社会資本整備審議会の下部機関である検討小委員会において、官僚 OB 委員が約 3 分の 1 も占めている状態は、閣議決定の趣旨に反するのではないか。

1- 7- 2.

上記の閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」第 2 項「審議会等の会長等の人選」によると、一般の審議会においては当該省庁の出身者等を原則として委員に任命しないとある。また、やむを得ず省庁出身者等を一般の審議会の委員に任命する場合は、特別の事由のない限り、「会長等に任命又は選任しない」と定めている。なお、「会長等」とあることから、小委員長も「等」に含まれると考えられる。

よって、国土交通省退官者である近藤小委員長を小委員長としていることは、明白な閣議決定違反行為であると考えられるが、どうか。

回答

閣議決定の趣旨に反する又は閣議決定違反行為とは考えていません。

回答への水源連コメント

国土交通省が閣議決定違反でない理由を一言も言えないということは、同省が違反を認めたということであり、今回の質問の大きな成果であった。国土交通省が閣議決定違反を犯しているということをより多くの国民に知らせる必要がある。

1- 8. 検討小委員会を当該水系のある都道府県で開催することについて

各水系の河川整備基本方針がどのような策定されるかは地元住民にとって重大な関心事であるので、検討小委員会は当該水系のある都道府県で開催して地元住民が傍聴できるようにすべきである。

国交省は、検討小委員会を当該水系の都道府県（県庁所在地や流域都市など）で開催するべきではないか。当該水系の都道府県にて開催しない場合は、その理由を示されたい。

回答

河川整備基本方針検討小委員会の開催について、各委員の時間的制約や多数の水系を同時に審議している場合が多いことなど効率的な委員会運営等の点から当該都道府県での開催は考えておりません。なお、審議の透明性等を高める観点から河川整備基本方針検討小委員会では一般傍聴を可能としており、また議事録を公開しているため、これらの手段を通じて審議の内容を見て頂き

たいと考えております。

回答への水源連コメント

「効率的な委員会運営等の点から当該都道府県での開催は考えておりません」とのことだが、住民のための基本方針を策定するなら時間をかけて当たり前である。国土交通省にとっての「効率」のために検討小委員会の現地開催を拒むことは本末転倒である。

誰のための河川整備基本方針なのか、という最も基本となる視点が欠落している。流域住民抜きでの基本方針はありえない。

1- 9. 検討小委員会の委員の現地視察について

河川には、それぞれ固有の自然的・歴史的な特性がある。国交省が主張する「全国的な安全度バランスや長期的な国土の保全上の観点から、河川整備基本方針は国民に対する国としての治水に関する保障基準を定めるものである」を真っ当に考えればこそ、各河川の特性を知らなければ、議論が成立しない。よって、検討小委員会の各委員が各水系の現地の状況をどの程度知っているかが重要となる。

平成 17～18 年度に検討小委員会で基本方針を審議した各水系について、各委員が現地視察をいつ行ったのか、そのときはだれが随同行したのか、また、その視察の費用はいくらであったのか。視察の日程・スケジュール、視察した委員名と随行者・説明者名、視察に要した費用・内訳をそれぞれ具体的に示されたい。

回答

別紙（水系別に、委員名、日程等、随行者・説明者、委員の経費等 が一覧表になっている。まとめた形で下に掲載する 遠藤）

53 水系について実施している。2つの水系をまとめて視察しているときもある。実施回数は 54 回。

| 委員名 | 現地調査回数 | 委員名 | 現地調査回数 | 委員名 | 現地調査回数 |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 近藤 徹 | 38 | 綾日出教 | 3 | 森田昌史 | 1 |
| 福岡捷二 | 32 | 澤本正樹 | 3 | 金盛 弥 | 1 |
| 虫明功臣 | 15 | 谷田一三 | 3 | 齋藤 晃 | 1 |
| 伊藤和明 | 6 | 辻本哲朗 | 2 | 鎌田頼靖 | 1 |
| 楠田哲也 | 6 | 池淵周一 | 2 | 中川 一 | 1 |
| 越澤 明 | 5 | 森 誠 | 2 | 小松利光 | 1 |
| 黒木幹男 | 4 | 坂本弘道 | 1 | | |

委員の経費等の合計 ¥9,807,420

回答への水源連コメント

ほぼすべての水系について視察を行っているのは近藤氏、福岡氏の 2 名だけである。委員の多くは現地視察することなく、小委員会で意見を述べている実態が明らかになった。

球磨川水系では 21 人の委員のうち 8 人しか現地視察に行っていない。残る 13 人のうち二人は現地の首長だから視察の必要がないとしても、11 人の委員が現地視察もせずに審議に加わっているのは問題である。

しかも、委員が視察に行ったとしても、説明するのは河川官僚である。半日程度の視察で、地元住民の意見も聞かず、河川官僚から国土交通省に都合の良い話だけを聞かされても、委員が河川の特性をどれだけ理解できるのか疑問である。

1- 10. 球磨川水系検討小委員会の現地説明を地方整備局が行うことについて

1- 10- 1.

現地説明を行うのは、九州地方整備局であるとされているが、河川整備基本方針の策定主体は国交省本省である。

なぜ、国交省本省が現地説明を行わないのか。

1- 10- 2.

国交省の説明によると、基本方針の策定に権限を有しているのは本省河川局であり、地方整備局は権限を有していないと聞いている。他方、整備計画の策定に権限を有しているのは地方整備局であり、本省河川局は権限を有していないと聞いている。

九州地方整備局は、河川整備基本方針の策定に関して、いかなる権限を有しているのか。法令・内部規定等の具体的根拠とともに示されたい。

回答

河川整備基本方針は河川法等に基づき国土交通大臣が定めることとされています。その地元における報告会については、国土交通本省が実施するよりも、国土交通省の組織である九州地方整備局が実施する方が効率的なため、九州地方整備局が報告会を実施することとしています。

1- 10- 3.

現地説明は、国交省による単なる一方的な説明会であってはならない。川辺川ダムについて地元で行われてきた住民討論集会の経過を踏まえて、国交省と住民側が十分に議論できる方式が必要であると考えます。

国交省は、住民討論集会と同様に、住民側と十分に議論できる方式によって、現地説明を行うべきではないか。住民討論集会方式あるいはそれに類似の方式を採用しないとすれば、その理由を示されたい。

回答

報告会については、熊本県知事からの要請も踏まえ、別紙の通り進めることを熊本県知事へ回答しているところです。その後、地元市町村からも報告会の進め方について要請書をいただいております。国土交通省としては、このような要請も踏まえ、より多くの住民の方々の質問・意見にお答えする等のきめ細かい対応を図るため、例えば校区単位等の小規模な会場において数多く開催する方針で準備を進めているところです。なお、できる限り早期に報告会を開催できるよう努めたいと考えておりますが、日時・会場等の詳細については、今後、九州地方整備局が地元市町村と調整・相談する必要があります。

(熊本県知事から国土交通大臣への説明要請書、河川局長からの回答、球磨郡町村会・人吉市・八代市・芦北町から九州整備局長への要請書が別紙として添付されている。 遠藤)

回答への水源連コメント

球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会は熊本で行われた住民討論集会における論点について検証する形で行われた。しかし、住民討論集会における住民側の主張に対しては事務局と小委員会委員が反論を加えるだけで、住民側には再反論の機会は与えられなかった。また、住民側から提出された意見書・要望書についてもまともに取り上げられたことはなく、まったく一方的なままで終始した。地元を代表する小委員会委員である熊本県知事潮谷義子氏が提起した疑問にも小委員会や事務局はまともに答えることがほとんどなかった。

このような小委員会の経過から、住民側には小委員会に対する不信しか残っていない。

国交省は地域的に細分化した形での説明会を考えているが、その様な説明会はこれまでの例では

当該地域以外の住民を排除したうえでの一方的な説明会になっている。問題の本質を明らかにし、球磨川のあり方を真に考えていくためには、河川管理者と住民が対等に議論できる方式、すなわち、住民討論集会方式で行う必要がある。小委員会の審議については各委員も住民への説明責任を負っている。

1- 1 1. 河川整備基本方針の性格について

本年 2 月 14 日に行われた市民団体による国交省への要請の際、国交省河川局担当官は「全国的な安全度バランスや長期的な国土の保全上の観点から、河川整備基本方針は国民に対する国としての治水に関する保障基準を定めるもの」と説明した。だが、この説明・解釈を裏付ける根拠を河川法に見つけることはできなかった。

この説明・解釈の根拠を具体的に示されたい。

回答

国土交通省として「河川整備基本方針は、全国的な安全度のバランスや長期的な国上の保全・利用の観点を考慮し、国がその責任において定めるもの」と考えております。「全国的な安全度のバランス」とは、全国の一級水系の安全度を人口や資産等の点からバランスをとるという意味です。

回答への水源連コメント

国土交通省として「河川整備基本方針は、全国的な安全度のバランスや長期的な国上の保全・利用の観点を考慮し、国がその責任において定めるもの」と解釈しているだけであり、その解釈に法的な根拠はなく、あくまで国土交通省の勝手な解釈であって、民意に優先する国の方針などあってはならない。そもそも河川整備基本方針と河川整備計画は一体を成すものであり、計画の段階では民意を反映させるが、基本方針の段階では民意を反映させなくてよいとする国土交通省の解釈には論理上も無理がある。

1- 1 2. 河川整備基本方針検討小委員会の守備範囲について

本年 2 月 14 日に行われた市民団体による国交省への要請の際、国交省河川局担当官は「整備計画は各地整で策定する」と述べ、「具体の洪水調節施設（例えばダム）は整備計画の問題であって、河川整備基本方針の問題ではない」と説明した。しかし、球磨川水系の河川整備基本方針検討小委員会では「川辺川ダムの穴あきダム案」に関して議論している。

検討小委員会の現状は、国交省担当官の説明と矛盾しているが、どうか。論理的で整合性のある説明をされたい。

回答

個別具体の施設等については河川整備計画の段階で検討することとしているため、河川整備基本方針で個別施設等を位置づけるものではありません。ただし、河川整備基本方針の審議過程において必要な事項については、審議頂く場合があります。

回答への水源連コメント

「川辺川ダムの穴あきダム案」まで議論しておきながら、どうして個別施設を位置づけていないと言えるのであろうか。整合性のある説明に全くなっていない。回答不能に陥っている。

2. 河川整備計画の策定について

2- 1. 国交省本省の権限について

2- 1- 1.

国交省本省は、各水系の河川整備計画の策定についてどのような権限を有しているのか。法令・内部規定等の具体的根拠とともに示されたい。

回答

河川法等に基づき地方整備局長が定めることとされております。

2- 1- 2.

国交省本省は、河川整備計画の策定に際して、どのような関与をしているのか。具体的に示されたい。

回答

河川整備計画について地方整備局等より報告を受けることやホームページを通じた策定状況の公表等を行っています。

2- 1- 3.

吉野川水系、利根川水系、木曾川水系、天塩川水系を始め、最近の河川整備計画の策定作業においては住民をその議論から排除する方向、河川法改正前の状態に戻るような方向が顕著になっている。

このことに関して、国交省は、河川法改正の趣旨に則って住民の意見を十分に反映するために最大限の努力をするよう、各地方整備局に対し助言、指導、あるいは注意喚起すべきではないか。助言等をしない場合は、その理由を示されたい。

2- 1- 4.

i 河川法 16 条の 2 第 2 項に関して、「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募し、その公募委員を加えた流域委員会を設置すること。

ii 上記の委員会は完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与えること。

iii 上記の委員会は、流域住民との意見交換会を持つこと。

iv 同条第 3 項に関しては、単に意見を聴くおだけの公聴会ではなく、住民と河川管理者が議論を行うことができる双方向性の公聴会とすること。

v 住民が意見書を作成する上で必要な資料を河川管理者が提供すること。

国交省は、上記 i ～ v 事項について、賛同できるか。賛同できない場合は、賛同できない理由について、それぞれ具体的に示されたい。

2- 1- 5.

国交省は、上記（2- 1- 4 項） i ～ v 事項に賛同できるならば、上記事項に則って河川整備計画策定過程を改善するように求める文書を、各地方整備局に対し発するべきではないか。

文書を発しない場合は、その理由を示されたい。

回答

河川整備計画の策定にあたっては、河川整備計画の策定主体である地方整備局が、河川や地域の実情に応じ、各河川ごとに様々な方法で試行錯誤しながら意見聴取等の取り組みを行っており、適切に行われていると考えています。

回答への水源連コメント

確かに、河川法第 9 8 条で、「この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。」とし、それを受けた河川法施行令（権限の委任）第 53 条で河川整備計画を地方整備局長及び北海道開発局長に委任している。

この規定では河川整備計画について本省は権限を有しないことになっているが、淀川水系流域委員会休止策動以後に見られる各地方整備局に共通した住民排除の姿勢は、本省からの各地方整備局への締め付けがなされたことによる、と見るのが自然である。

住民参加の排除を目的とした国交省の 2 枚舌の使い分けを水源連は追及する。

参考：権限委任については、「上級官庁が下級官庁に権限の委任をしたときは、上級官庁として、

下級官庁の権限の行使を指揮監督しうることはもちろんである」(田中二郎著「新版行政法中巻全訂第二版」36ページ)という見方がある。

2- 2. 国交省河川局河川計画調整室について

2- 2- 1.

国土交通省組織規則第59条第2項第3号には、河川計画調整室は河川整備計画に関する事務をつかさどると記されている。

河川計画調整室は各地方整備局による河川整備計画の策定に対してどのような権限を有しているのか、法令・内部規定等の具体的な根拠とともに明らかにされたい。

回答

国土交通省組織規則第59条第2項第3号に、「河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること」とされております。

2- 2- 2.

河川計画調整室は、実際の河川整備計画策定に際して、どのような関与をしているのか。具体的に示されたい。

回答

河川整備計画について地方整備局等より報告を受けるとことやホームページを通じた策定状況の公表等を行っています。

回答への水源連コメント

河川計画調整室が河川整備計画策定に関して報告を受けるとことやホームページでの公表だけでは信じ難い。地方整備局との役割分担に関する内部規程がないということも信じ難い。河川計画調整室が各地方整備局の河川整備計画策定を管理していないのであれば、地方整備局に対する「住民排除」の締め付けはもっと上層部によるものと推察される。

3. 吉野川水系について

吉野川水系に関しては次の2点の認識が必要であると考えます。

i 「住民意見の反映」という河川法の趣旨を尊重し、第十堰の可動堰化計画を完全に放棄し、第十堰保全を整備計画の出発点にすべきである。

ii 吉野川で行われている「流域委員会を設置せずに意見聴取をする」という河川整備計画の策定方法は、現在までの進行を見る限り、住民意見の反映が困難と言わざるをえない。見直すべきである。

以上の2点を踏まえて下記のとおり質問する。

3- 1. 吉野川整備計画策定過程について

国交省の示した素案、修正案ともに、環境保全目標がなく、総合治水策や超過洪水対策も基本方針に記された一般論にとどまっている。NPO や徳島市が研究提言した森林整備による洪水防御策についても、まともに検討していない。

これでは、気象変動や社会環境の激変が予測され、新たな安全の尺度を求める住民のニーズに答えられないと思うがどうか。

回答

関係住民のご意見も十分に聴いて必要な検討を行っているところであり、適切に河川整備計画が策定されるものと認識しています。

回答への水源連コメント

関係住民の意見は一応聴いたという話でしかない。

3- 2. 第十堰の検討状況について

3- 2- 1.

別途設置するとされる第十堰の検討の場はどんな方式を考えているか。

3- 2- 2.

検討の場はいつ頃に設置する予定か。

3- 2- 3.

検討のために必要と考えている調査項目は何々か。

3- 2- 4.

調査スケジュール全体と現在の調査の進捗状況を具体的に示されたい。

回答

現在、四国地方整備局で検討中と聞いています。

回答への水源連コメント

これも2枚舌の使い分けでしかない。

● 国交省回答全般に対する水源連コメント

国交省回答は相も変らぬもので質問に対するまともな回答になっていない。このような国交省の姿勢は住民を、そして公共事業チェック議員の会を愚弄するものである。

国土交通省のこのような対応姿勢を正すにはどうすれば良いのか。

国交省がこのような対応をすることの背景として以下の二つが考えられる。

一つは、きちんとした対応をできる能力の問題がある。想定したマニュアルにないことにはきちんとした対応ができない可能性。

二つは、異論をとる住民団体や国会議員に対して、「適当にあしらえばよい」というおごり。

共に共通していることは、「よりよい河川行政とは何か」という意識の欠如である。

きわめて月並みなことになるが、このような国交省の対応に幻滅を感じて相手にすることを諦めるのではなく、住民はことあるごとに、また、国会議員は国会質問で、国交省に対して「よりよい河川行政とは何か」を問いかけ続けることが不可欠である。

どのようにして、また、どのような場を確保して国交省に対して「よりよい河川行政とは何か」を問い続けるのが良いのか、私たち住民同士、あるいは「公共事業チェック議員の会」、あるいはマスコミ関係者と検討を重ねていきたい。

3.河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する 質問主意書と政府回答

平成十九年六月十四日提出
質問第三八六号
河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書
提出者 保坂展人
河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書

平成十九年六月二十二日受領
答弁第三八六号
内閣衆質一六六第三八六号
平成十九年六月二十二日 内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 河野洋平 殿

国土交通省は、河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）及び河川整備計画（以下「整備計画」という。）の策定を進めている。しかし、反対意見を排除したり、意見を聞きおこなうだけにする進め方には、批判も多い。また、そうした進め方は、住民参加と環境保全を目指した河川法の趣旨に反するものと思われる。よって、以上の観点から、次の事項について質問する。質問の趣旨を踏まえて、丁寧に答弁されたい。また、同様の文句が並ぶ場合でも、項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

衆議院議員保坂展人君提出河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する

衆議院議員保坂展人君提出河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問に対する答弁書

| 質問 | 質問 | 政府回答 |
|--------------------------------------|--|--|
| 1. 基本方針の達成可能性について | <p>1 一般水系では、すでに五九水系において基本方針が策定されてきた。だが、その多くは基本高水流量がきわめて過大な値に設定されているため、現実的には達成することが不可能な基本方針になっている。たとえば、多摩川水系基本方針では石原地点の基本高水流量が毎秒八七〇〇立方メートルとなっている。だが、多摩川水系整備計画ではこの値の達成を困難として、目標流量をその半分に近い四五〇〇立方メートルとしている。将来、本整備計画を順次改定していくとしても、今後二〇～三〇年間に達成する目標が四五〇〇立方メートルであるから、八七〇〇立方メートルまで辿り着くためには、非常に長期的な期間を要するのは必至である。</p> <p>一方、基本方針は、実現可能性を考慮の上、その内容を定めることとなっていることから、目標の達成に要する期間と費用が見積もられていないことはあり得ない。</p> <p>政府は、多摩川の基本高水流量毎秒八七〇〇立方メートルを達成するのに必要な期間を何年と考えているのか。また、それを達成するための費用総額について、どの程度であると見積もっているのか。それぞれ具体的な期間と費用総額を示されたい。</p> <p>2 多摩川水系基本方針では、計画高水流量が六五〇〇立方メートル、ダム等による洪水調節量を二二〇〇立方メートルとしている。だが、多摩川の上流には、実際のところダム建設の適地がないため、整備計画では洪水調節量がゼロに設定されている。</p> <p>政府は、多摩川水系基本方針の洪水調節量を達成するために多摩川上流におけるダム建設をどのように進めようとしているのか。その見直しについて、具体的に示されたい。また、ダム以外による対応を考えているのであれば、その手法を明らかにされたい。</p> | <p>お尋ねの「具体的な期間と費用総額」については、見積もっていない。</p> <p>多摩川水系河川整備計画においては、「流域内の洪水調節施設の設置についても調査・検討を行う」こととされており、具体的な洪水調節施設の整備の方法等については、今後検討することとしている。</p> |
| 2. 治水対策の選択範囲を実質的に限定した基本方針を策定したことについて | <p>1 本年五月十一日に策定された球磨川水系基本方針では、人吉地点の基本高水流量と計画高水流量について、従来の工事実施基本計画の値をそのまま踏襲し、それぞれ七〇〇〇立方メートルと四〇〇〇立方メートルとされた。</p> <p>これら基本高水流量及び計画高水流量の値は、川辺川ダムの調節量二六〇〇立方メートルを前提としたものであり、計画高水流量と現状の流下能力がほぼ等しいため、治水対策の選択は川辺川ダムに限定され、流下能力増強の改修もできない内容になっている。</p> <p>川辺川ダム建設の可否は、整備計画の策定段階における流域住民の意思に委ねるべきであり、基本方針の段階で治水対策を実際のところ川辺川ダムに限定することは、河川法の趣旨に反するのではないかと、政府の見解を示されたい。</p> <p>2 球磨川水系基本方針の基本高水流量（人吉地点）と計画高水流量（同地点）を前提とした場合、川辺川ダムの建設以外にどのような治水対策の手段が考えられるのか。選択肢を具体的に示されたい。</p> | <p>2の1及び2について</p> <p>球磨川水系河川整備基本方針に定める「流域内の洪水調節施設」の具体的な整備の方法等については、今後、球磨川水系に係る河川整備計画の策定過程において検討することとしており、同河川整備基本方針において、治水対策を川辺川ダムに限定しているものではない。なお、一般河川球磨川水系球磨川（以下「球磨川」という。）の人吉地点等における現状の流下能力は、同河川整備基本方針に定める計画高水流量との間に乖離があるため、同河川整備基本方針において、治水対策としての河川改修が必要であることを定めている。</p> |

| 質問 | 質問 | 政府回答 |
|---|---|--|
| | <p>3 吉野川水系基本方針には「治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」との文言が挿入され、第十堰の撤去を示唆している。第十堰については、徳島県知事及び徳島市長も撤去すべきでない」と表明しており、民意に反する決定を一時的に行うことは、住民意見の反映という河川法の理念に反するのではないかと、政府の見解を示された。</p> <p>4 吉野川水系基本方針に「治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」という文言を挿入した根拠及び意図を詳しく説明されたい。</p> | <p>2の3及び4について 既設の固定堰により、その上流部で洪水時の水位が上昇する等の治水上の支障が生じるため、吉野川水系河川整備基本方針においては、「治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」としているところであるが、この「必要な対策」については具体的に定めていない。当該「必要な対策」については、吉野川水系に係る河川整備計画の策定過程において検討することとしており、この過程において必要があると認めるときは、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしている。</p> |
| <p>3. 森林保水力の向上を評価し、科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定することについて</p> | <p>球磨川水系に係る河川整備基本方針検討小委員会において、近藤徹小委員長は、森林保水力の向上を評価して科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定することを求めた住民団体の意見書に対して、「まだ一つの学説であって、定説になっていないものを基本方針に取り入れることができない」と述べ、森林保水力の向上を評価しなかったと聞く。</p> <p>森林保水力の向上が評価されれば、治水対策費用の大幅な軽減を期待できる。よって、政府は、森林保水力の向上を評価する学説を科学的に検証するべきではないか。政府の見解を示されたい。また、学説を科学的に検証しないとするならば、その合理的な理由を示されたい。</p> | <p>森林の保水力については、必要に応じて、検討すべきものと認識している。</p> |
| <p>4. 社会資本整備審議会河川分科会及び河川整備基本方針検討小委員会（以下「基本方針検討小委員会」という。）で住民団体からの意見書を真摯に議論することについて</p> | <p>河川分科会及び球磨川水系に係る基本方針検討小委員会において、住民団体は毎回、具体的な根拠を示した詳細な意見書を提出していた。だが、近藤徹小委員長が、自説に都合の良い部分をつまみ食いすることはあっても、両会において意見書について真摯に議論することはなかったと聞く。</p> <p>国土交通大臣は、河川法の趣旨を踏まえて、河川分科会及び同小委員会に対し住民団体の意見を真摯に議論するよう申し入れるべきであったが、そうしなかったと聞く。なぜ、河川分科会及び同小委員会に対し、住民団体の意見書を真摯に受け止めるよう申し入れなかったのか、その理由を明らかにされたい。</p> | <p>4について 社会資本整備審議会河川分科会（以下「河川分科会」という。）及び河川分科会河川整備基本方針検討小委員会（以下「小委員会」という。）における球磨川水系河川整備基本方針の審議においては、住民団体から提出された意見書の配付並びにその主な内容の紹介及び議論が行われており、当該意見書は真摯に受け止められたものと認識している。</p> |
| <p>5. 河川分科会及び基本方針検討小委員会の議論が開かれた方式に改善することについて</p> | <p>1 河川分科会及び基本方針検討小委員会では、委員と事務局の間でのみ議論がなされ、意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言は認められていない。</p> <p>一方、環境省に設置されている「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言が認められている。</p> <p>河川法の趣旨を踏まえるならば、河川分科会及び基本方針検討小委員会においても、同懇談会と同様に、意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言を認めるべきではないか。政府の見解を示されたい。また、認めないとするならば、その理由を合理的に説明されたい</p> | <p>5について 国土交通大臣が河川整備基本方針を定めようとするときは、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第三項の規定に基づき、慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標であり、その内容の客観性及び公平性を確保する必要があることから、河川について専門的知見を持った高度に学識経験を有する者等から構成される同審議会の意見を聴いて定めることとされているものである。</p> <p>このため、河川分科会及び小委員会（以下「河川分科会等」という。）における河川整備基本方針についての審議においては、住民団体等から審議事項に関する意見書の提出があった場合には、原則として、各委員等に配付した上で審議を行うこととし、また、河川分科会等については、関係する専門分野の委員等ができる限り多く出席して審議ができること、効率的な会議運営が可能なこと等の観点からその開催場所を決定することとしている。したがって、御指摘の「意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言を認めるべき」と及び「当該流域の存する県庁所在地あるいは流域近辺の交通至便な地において開催されるべき」とは考えていない。</p> |
| | <p>2 基本方針は、当該水系流域住民の生活や地域社会のあり方、自然環境に関わる事項を規定するため、住民の傍聴や意見書提出、陳述など、広く流域住民に開かれた形で開催されるのが望ましい。だが、東京から遠方の流域であれば、住民が傍聴することは困難である。</p> <p>したがって、河川分科会及び基本方針検討小委員会は、当該流域の存する県庁所在地あるいは流域近辺の交通至便な地において開催されるべきであると考えますが、どうか。また、どのような条件が整えば、当該流域で開催することができるのか、併せて答弁されたい。</p> | |

| 質問 | 政府回答 |
|---------------------------------------|---|
| <p>6. 閣議決定「審議会等の運営に関する指針」について</p> | <p>「審議会等の運営に関する指針」（平成十一年四月二十七日閣議決定）では、「利害関係者の意見聴取等」として、次のように定めている。</p> <p>①審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。この場合において、他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意するものとする。なお、公聴会の開催等、法令に別段の定めのあるときは、それによるものとする。</p> <p>②審議会等に対して、①の意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情があったときは、各府省は、麻務担当当局としてこれらの整理等をした上で、その結果を速時に審議会等に報告するよう努めるものとする。」</p> <p>1 本閣議決定は、河川分科会及び基本方針検討小委員会に適用されるのか。適用されないとすれば、その根拠法令を示されたい。</p> <p>2 国土交通大臣は、同分科会及び同小委員会の開催時期発表について、流域住民が意見書を作成するための十分な時間的余裕を見込んでいるのか。</p> <p>3 同分科会及び同小委員会について、これまで「意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情」は寄せられているのか。寄せられているとすれば、その件数を示されたい。また、寄せられた申出又は苦情について、どのように処理しているのか。</p> <p>御指摘の「審議会等の運営に関する指針」（「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定）別紙3。以下「運営指針」という。）は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条及び第五十四条の審議会等（以下「審議会等」という。）を対象としている。このうち、国家行政組織法第八条に定めるものは、同法第三条の国の行政機関に、法律又は政令の定めるところにより設置される合議制の機関である。</p> <p>河川分科会は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき国土交通省本省に置かれた社会資本整備審議会に、社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）第六条第一項の規定により置かれた合議制の機関であり、審議会等に該当することから、河川分科会には、運営指針が適用される。</p> <p>しかしながら、小委員会は、河川分科会の内部規則である社会資本整備審議会河川分科会運営規則第一条に基づき、河川分科会長が設置したものであることから、審議会等には該当せず、したがって、小委員会には、運営指針は適用されない。</p> <p>お尋ねの「時間的余裕」がどの程度なのか定かではないが、河川分科会等の会議開催については、原則として、一週間前には公表を行っている。</p> <p>河川分科会等には、御指摘の「意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情」（以下「申出等」という。）は寄せられており、寄せられた申出等については、必要に応じ、会議の場において各委員等に配付し、その概要を報告するなど適時適切に対応しているところである。ただし、申出等は、文書のみならず、電話、インターネット等様々な方法によって行われており、その件数については、正確に把握することが困難であるため、お答えすることは困難である。</p> |
| <p>7. 基本方針検討小委員会の委員の選定条件及び手続について</p> | <p>国土交通省は、基本方針検討小委員会について「高度に専門的な観点から治水政策の基本的な方法を議論するところ」と説明している。だが、同小委員会の議事録を就中限り、「高度に専門的な観点」からの意見は極めて少数であり、むしろ素人としての意見や印象論的な意見が多数を占めるように思われる。</p> <p>同小委員会の委員は、どのような条件及び手続を経て選定されたのか。それぞれ具体的に示されたい。</p> <p>小委員会の委員については、河川分科会長が、専門的事項について調査させるため、河川分科会に属する委員等のうちから、河川工学、都市計画、環境、利水等各分野の専門的知識、経験等を有する者を指名している。</p> |
| <p>8. 閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」について</p> | <p>8の1から3までについて</p> <p>御指摘の「審議会等の透明化、見直し等について」（平成七年九月二十九日閣議決定。以下「平成七年閣議決定」という。）は、審議会等を対象としており、六の1について述べたとおり、河川分科会は審議会等に該当することから、河川分科会には平成七年閣議決定が適用され、また、六の1について述べたとおり、小委員会は審議会等に該当しないことから、小委員会には平成七年閣議決定は適用されない。このため、お尋ねの「同小委員会において、「省庁出身者等」が約三分の一も占めている状態」及び「建設省河川局長、建設省技監を経て退官した近藤徹氏を基本方針検討小委員会の小委員長としていること」が、平成七年閣議決定又はその趣旨に反することにはならないものと考えられる。8</p> <p>1 「審議会等の透明化、見直し等について」（平成七年九月二十九日閣議決定）は、河川分科会及び基本方針検討小委員会に適用されるのか。適用されないとすれば、その根拠法令を示されたい。</p> <p>2 基本方針検討小委員会の委員構成を見ると、小委員長をはじめとして、「省庁出身者等」が約三分の一を占めている。一方、本閣議決定は、「審議会等」から「省庁出身者等」を強力排除することが目的であったと聞く。よって、同小委員会において、「省庁出身者等」が約三分の一も占めている状態は、閣議決定の趣旨に反するのではないのか。内閣官房長官及び内閣法制局長官の見解を示されたい。もし閣議決定の趣旨に反しないとすれば、その理由を合理的に説明されたい。</p> <p>3 本閣議決定の第二項「審議会等の会長等の人選」によると、当該「省庁出身者等」を原則として委員に任命しないとある。また、やむを得ず「省庁出身者等」を一般の審議会の委員に任命する場合は、特別の事由のない限り「会長等に任命又は選任しない」と定めている。なお、「会長等」とあることから、小委員長も「等」に含まれると考えられる。</p> <p>よって、建設省河川局長、建設省技監を経て退官した近藤徹氏を基本方針検討小委員会の小委員長としていることは、明白な閣議決定違反であると考えられるが、どうか。内閣官房長官及び内閣法制局長官の見解を示されたい。もし閣議決定に反しないとすれば、その理由を合理的に説明されたい。</p> |

| 質問 | 政府回答 |
|---|---|
| <p>4 「省庁出身者等」を「審議会等」の「会長等」や「委員」に任命することは、お手盛り行政を推進することにつながる恐れがあることから、極力避けるべきであると考えますが、どうか。行政改革担当大臣の見解を示されたい。</p> <p>5 「審議会等」の「会長等」や「委員」に任命されている「省庁出身者等」の数について、行政改革担当大臣は把握しているか。把握しているならば、「会長等」や「委員」に任命されている「省庁出身者等」の延べ人数を示されたい。なお、「審議会等」並びに「会長等」「委員」「省庁出身者等」とは、本閣議決定の定義と同じである。</p> | <p>審議会等の委員等については、平成七年閣議決定等に沿って、各審議会等を所管する各府省においてそれぞれ適切に任命がなされるべきものであると考えている。</p> <p>平成十九年四月一日現在における百十四の審議会等の委員等におけるお尋ねの「省庁出身者等」の数は、会長等は五人、委員は六十二人である。</p> |
| <p>9. 整備計画の策定における国土交通省本省の権限について</p> <p>1 国土交通省本省は、一般水系の河川整備計画の策定について、どのような権限を有しているのか。法令・内部規定等の具体的根拠とともに示されたい。</p> <p>2 国土交通省本省は、河川整備計画の策定に際して、どのような関与をしているのか。具体的に示されたい。また、地方整備局に対してどのような指示をしているのか。その内容も併せて示されたい。</p> <p>3 吉野川水系、利根川水系、木曾川水系、天塩川水系を始め、最近の河川整備計画の策定作業においては住民をその議論から排除する方向、河川法改正前の状態に戻るような方向が顕著になっている。国土交通大臣は、河川法の趣旨に則って、住民の意見を十分に反映するために最大限の努力をするよう、地方整備局長に対し指示すべきではないか。指示をしないとすれば、合理的な理由を示されたい。</p> | <p>9の1及び2について 国土交通大臣が河川法第十六条の二第一項に規定する河川整備計画を定める権限については、同法第九十八条及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第五十三条第一項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長（以下「地方整備局長等」という。）に委任されている。 国土交通省本省においては、河川整備計画に関し、地方整備局及び北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）から、その策定状況の報告、内容の相談等を受けている。また、地方整備局等に対し、当該計画の策定に当たっては住民等に分かりやすい内容となるよう工夫を行うべきこと等の指導を行っている。</p> <p>河川整備計画の策定に当たり、地方整備局長等は、河川法第十六条の二第四項に規定する関係住民の意見を反映させるために必要な措置を適切に講じているものと認識しており、国土交通大臣から地方整備局長に対し、指示をする必要はないと認識している。</p> |
| <p>10. 整備計画における住民意見の反映について</p> <p>1 河川法第十六条の二第三項及び第四項に関して、「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募し、その公募委員を加えた流域委員会等（学識者会議、有識者会議等を含む）を設置するべきではないか。</p> <p>2 流域委員会等は、完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与えるべきではないか。</p> <p>3 流域委員会等は、住民との意見交換会を持つべきではないか。</p> <p>4 河川法第十六条の二第三項及び第四項について、単に意見を聴きおくだけの公聴会ではなく、住民と河川管理者が議論を行うことができる双方向性の公聴会とするべきではないか。</p> <p>5 住民が意見書を作成する際、必要な資料を河川管理者が提供するべきではないか。</p> | <p>河川法第十六条の二第三項及び第四項に規定する河川に関し学識経験を有する者の意見聴取及び関係住民の意見を反映させるために必要な措置の具体的な方法については、地域の実情等を踏まえ、地方整備局長等が適切に判断するものである。</p> |
| <p>11. 吉野川水系について</p> <p>1 「住民意見の反映」という河川法の趣旨を尊重し、第十堰の可動堰化計画を完全に放棄し、第十堰保全を整備計画策定の出発点にするべきではないか。</p> <p>2 吉野川で行われている「流域委員会を設置せずに意見聴取をする」という整備計画の策定方法は、現在までの進行を見る限り、住民意見の反映が困難であると言わざるをえない。全面的に見直し、淀川方式を採用するべきではないか。</p> <p>3 整備計画の策定過程について、国土交通省が示した素案、修正案ともに、環境保全目標がなく、総合治水策や超過洪水対策も基本方針に記された一般論にとどまっている。NPOや徳島市が研究提言した森林整備による洪水防御策についても、まともに検討していない。これでは、気象変動や社会環境の激変が予測され、新たな安全の尺度を求める住民のニーズに答えられないと考えられる。NPOや徳島市の研究提言に対する考えを明らかにされたい。</p> | <p>御指摘の「第十堰」の対策の在り方については、可動堰以外の方法についても検討し、評価を行うこととしている。</p> <p>吉野川水系に係る河川整備計画の策定に当たっては、河川法第十六条の二第四項に規定する関係住民の意見を反映させるために必要な措置を適切に講じているものと認識している。</p> <p>御指摘の「NPOや徳島市の研究提言」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、吉野川流域ビジョン21委員会が取りまとめた「吉野川可動堰計画に代わる第十堰保全事業案と森林整備事業案の研究結果報告書」（平成十六年三月）については、国土交通省四国地方整備局において承知しており、一般河川吉野川水系吉野川における河川整備の在り方についての様々な意見のうちの一つであると認識している。</p> |

| 質問 | 政府回答 |
|---|---|
| <p>4 別途設置するとされる第十堰についての検討の場は、どのような方式を考えているか。運営方法、設置予定時期、検討のための調査項目、全体の調査スケジュール、調査の進捗状況について、それぞれ具体的に示されたい。</p> | <p>御指摘の「第十堰」の対策の在り方については、これまでに、国土交通省四国地方整備局において、当該堰の変状調査、空洞化調査、取付部構造調査等を行ったところである。また、平成十九年度以降には、出水時における水位観測、堰下流の河床形状調査等を行う予定である。今後、これらの調査等の結果が整理された段階で、御指摘の「第十堰についての検討の場」を設置する予定であるが、その運営方法、設置予定時期等については現在のところ未定である。</p> |
| <p>12. 国土交通省九州地方整備局による球磨川水系基本方針の現地説明会「くまがわ・明日の川づくり報告会」（以下「現地説明会」という。）について</p> <p>1 河川分科会及び球磨川水系に係る基本方針検討小委員会において、委員である潮谷義子熊本県知事は、球磨川水系基本方針案の取りまとめに対し、「県民に対して説明することができない」ため「了承しがたい」と述べ、「国が県民に対して説明責任を果たすこと」を求めた。よって、現地説明会は、同知事の意見に基づいて実施されていると思われるが、どうか。同知事の意見と現地説明会の関係を説明されたい。</p> <p>2 同整備局は、現地説明会の開催及び運営方法について、熊本県と相談していないと聞く。なぜか。その理由を合理的に説明されたい。また、開催及び運営方法について相談しているならば、いつ、どこで相談したのか。日時及び場所を具体的に示されたい。</p> | <p>12の1及び2について</p> <p>「くまがわ・明日の川づくり報告会」（以下「報告会」という。）の開催は、河川分科会等及び熊本県知事からの要請を踏まえ、球磨川水系河川整備基本方針に係る説明責任を果たすために、国土交通省の責任において実施している方策の一つである。報告会の日時、場所等については、熊本県にあらかじめ連絡しているところである。なお、熊本県知事からは、「国土交通省は自らの責任において、（中略）早急に説明の時期や手法を明らかにした上で、県民に対して御説明いただきますよう要請します。」との要請を文書により受けているところである。</p> |
| <p>3 同整備局が現地説明会で配布している資料には、同知事が同小委員会において示した意見等を一切示していないと聞く。同知事が同小委員会において、多数派意見とは異なる意見を示したことは、報道によって多くの県民が知るところであり、現地説明会に参加した住民には、国土交通省への不信が広がっているとも聞く。なぜ、同整備局は、現地説明会において同知事による少数意見等についても紹介、説明しないのか。</p> | <p>12の3及び4について</p> <p>報告会の配付資料である「球磨川水系河川整備基本方針の内容及び同方針の審議経過について」において、「小委員会の審議概要」、「小委員会での主な意見」等の項目の中に熊本県知事の意見を記載しているとともに、「小委員会に寄せられた意見書等について」の項目を設けているところである。</p> |
| <p>4 同整備局が現地説明会で配布している資料には、住民が同小委員会に提出した意見等を一切示していないと聞く。現地説明会に参加した住民には、住民の意見が無視されていることから、国土交通省への不信が広がっているとも聞く。なぜ、同整備局は、現地説明会において住民意見等についても紹介、説明しないのか。</p> | |
| <p>5 現地説明会において、住民の理解と関心を高めるためには、同分科会若しくは同小委員会に意見書を提出した住民の参加を求め、意見表明の機会を設けることが適当ではないかと考えるが、どうか。</p> | <p>御指摘の「同分科会若しくは同小委員会に意見書を提出した住民」が、報告会に出席し、質疑応答に参加することは可能である。したがって、当該住民の参加を求め、意見表明の機会を設ける必要はないと考えている。</p> |
| <p>6 現地説明会において、同整備局は「球磨川に関するアンケート調査」を実施している。だが、このアンケート調査の項目を見ると、基本方針の説明とは全く関係がないと思われる。本アンケート調査の目的は何か。球磨川水系整備計画の策定に活用する意図があるのではないか。</p> | <p>「球磨川に関するアンケート調査」は、球磨川に関する関係住民の意見等を広く聴くために実施しているものであるが、球磨川水系に係る河川整備計画の検討に当たって活用することはあり得るものと考えている。なお、同整備計画の策定に当たっては、別途、河川法第十六条の二第四項に基づく関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしている。</p> |
| <p>7 基本方針の説明を目的とする現地説明会の実施主体は、九州地方整備局である。だが、国土交通省の説明によると、基本方針に関した権限を有しているのは本省河川局であり、地方整備局は権限を有していない。同整備局が、現地説明会を開催・運営し、基本方針について説明・回答を行うのは、どのような権限によるものなのか。法令・内部規定等の具体的根拠を示されたい。</p> <p>8 国土交通省の説明によると、国土交通省本省と地方整備局の間では、明確な権限分担がなされている。だが、基本方針の説明を目的とする現地説明会に、国土交通省本省の職員は出席していないと聞く。基本方針について権限を有しない地方整備局の職員が、基本方針について説明し、住民の質問にその場で口頭回答することは、権限逸脱行為ではないのか。</p> | <p>十二の7から9までについて</p> <p>球磨川水系河川整備基本方針の策定に係る事務については、国土交通省設置法第三十一条第一項の規定に基づき、国土交通省九州地方整備局がその一部を分掌している。このため、報告会は、同局が主体となって実施しているものである。</p> |
| <p>9 なぜ、現地説明会に国土交通省本省の職員は出席しないのか。</p> | |

5. 河川法改正に関する資料

流域自治に向けた河川法の改正を求める提言

2007年7月12日

日本弁護士連合会

〔提言の部分のみを記載〕

以上より、当連合会は、河川管理行政において住民参加を実効あるものとするために、標記のとおり三点を提言する。

提言の趣旨1は、基本方針の策定段階からの住民参加手続を採用すること、である。これは、今まで述べたように、河川管理の基本となる基本高水や計画高水流量は基本方針で定められるところ、ここに住民参加手続を入れなければ、河川管理行政における実行ある住民参加は実現できない。国土交通省は「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」（2003年6月30日）を定めている。ダム等の大規模な河川整備の「構想段階」とは基本方針に他ならず、同ガイドラインによれば基本方針に「住民参加手続きを実施する」べきである。

提言の趣旨2は、住民参加の具体的方策として、淀川水系流域委員会や長野県の経験、武庫川流域委員会をモデルとした、次のような流域委員会を法定すること、すなわち、流域住民らと専門家等が対等な立場で議論する常設的継続的な協議会であって、同協議会は河川管理者と十分対話しつつ、基本方針や整備計画に関して、原案や素案の段階からその内容について意見を述べ、実施に関して、進捗状況の監視や問題点の指摘なども行い、方針や計画の変更についても変更原案や素案の段階から、何時にても自主的に意見を述べられるものとし、河川管理者はその意見を尊重するものとして、そして、このような流域委員会を河川法上の法定機関として明記すること、である。淀川水系流域委員会、長野県、武庫川流域委員会の成果と経験を継承しつつ、それを流域自治に向けた、河川管理者の合理的意思決定を担保するための、住民参加による常設的継続的審議機関と位置付け、基本方針と整備計画の策定段階のみならず、モニタリングやフォローアップも行うものとし、河川管理者との間で十分に対話し、意見を言う機関として河川法上も明記すべきである。委員会の構成や内容は、主に、専門家と流域住民が対等な立場で議論する協議機関とし、流域住民は、流域内の様々な意見を反映するよう配慮して公募により選任されるものとし、公募の方法は公正かつ透明性を確保したものとし、その他に、関係諸団体の代表や自治体関係者、利害関

淀川レビュー委員会の評価

「河川工学など学問領域の専門家のみならず、学識経験者の範囲を拡大し、地域での体験の中で培われた知識を有する者を委員として加え、また、第三者による推薦プロセスを経て、一般公募を含め幅広く委員を選定したことで、多くの意見をもとに議論できたことは評価できる。」

「流域委員会の運営に関する庶務を河川管理者の委託を受けた民間企業が行ったことに関しても、流域委員会の充実した活動を補助するという点に鑑みて評価されるべきである。」

上記の評価を受けて有識者会議を次のように改組すること

- ① 有識者会議を改組し、住民を「地域に詳しい委員」として会議の委員に含めること
- ② 「地域に詳しい委員」は、公募によって選考すること
- ③ その選考は第三者委員会が行うものとし、選考プロセスをガラス張りにすること
- ④ 有識者会議の公平性・独立性を担保するため、事務局は関東地方整備局ではなく、第三者機関とすること

(2) 有識者会議の運営の改善

淀川レビュー委員会の評価

「委員会の場で常に傍聴者発言の時間を確保したことや常時住民からの意見を受け付けたこと、現地での意見聴取を実施したこと等を通じて、流域委員会が住民の意見を聴くことにより、住民が意見を述べる機会が増加したとともに、学識者が自らの認識を高めつつ意見を述べることができたということは評価できる。」

上記の評価を受けて有識者会議の運営を次のように改善すること

- ① 有識者会議で傍聴者発言の時間を確保すること
- ② 有識者会議及び事務局は傍聴者の発言にきちんと対応すること
- ③ 有識者会議は住民から出された意見書について住民からその内容を聴く場を設けること
- ④ 有識者会議は住民と双方向性の意見交換を行う場を設定すること

2 淀川水系流域委員会の実績を踏まえて利根川整備計画の議論の対象に関する提案

淀川水系流域委員会では、計画中の事業だけでなく、実施中の事業、そして、既設施設の維持管理の方法についても議論の対象としてきたので、それを踏まえて利根川においても議論の対象を次のようにすること

- ① すでに実施中のダム建設等の事業も検討の対象とし、その是非を議論すること
- ② 工事を行う事業だけでなく、利根川河口堰や常陸川水門のゲート操作などの維持管理の方法も検討および議論の対象とすること

以上

2007年7月18日

国土交通省河川局長 門松 武 様
関東地方整備局長 中島 威夫 様
利根川・江戸川有識者会議 座長 宮村 忠 様
渡良瀬川有識者会議 座長 小葉竹 重機 様
鬼怒川・小貝川有識者会議 座長 西村 仁嗣 様
霞ヶ浦有識者会議 座長 前田 修 様
中川・綾瀬川有識者会議 座長 鮭川 登 様

利根川流域市民委員会

共同代表 佐野郷美 (利根川江戸川流域ネットワーク)
嶋津暉之 (水源開発問題全国連絡会)
吉田正人 (江戸川大学教授)

連絡先 深澤洋子 TEL&FAX 042-341-7524
〒187-0001 東京都小平市大沼町 1-106-19
高橋盛男 TEL&FAX 047-367-2857

住民参加を充実させ

よりよい利根川水系整備計画案を策定するための提案

国土交通省関東地方整備局は、利根川水系の河川整備計画策定にあたり、有識者会議の設置、公聴会の開催などを行ってきました。しかし、私たち利根川流域市民委員会が期待する住民参加のあり方からはほど遠く、単なる「傍聴」や一方通行の「意見表明」にとどまっています。

一方、近畿地方整備局では、淀川水系流域委員会を巡り、レビュー委員会を開催し、同委員会は、4月6日に、透明性、委員会のすすめ方、住民参加、委員の選定方式についてプラス評価を行うとしたまとめを発表しました(資料1)。これに対し、冬柴鐵男国交大臣は、「悪かった点は排除し、良かった点は出来るだけ尊重をすることが大事」と述べ、「淀川だけではなしに他の水系に対しても、尊重されるであろう」と見解を明らかにしました(資料2)。

そこで、これまでの経緯を踏まえ、こうした評価や大臣見解に基づき、利根川流域市民委員会として、改めて以下のことを提案し、策定の進め方について改善を要望します。

この提案についての検討結果の回答を7月末までに連絡先の深澤の方へお送りくだされば幸いです。

- 1 淀川水系流域委員会レビュー委員会が評価し、大臣が「尊重されるであろう」とした点の提案
河川管理者が住民との間でキャッチボールを密に行うことを基本的な前提として、
有識者会議を改組し、その運営方法を改善すること

(1) 有識者会議の改組

冬柴鐵三国交大臣の記者会見 2007年4月10日

(問) 昨日、次官にもお伺いしたのですけれども、休止中の淀川水系流域委員会のレビューが出ました。内容についてはお聞きになっているかと思うのですけれども、結局淀川方式と呼ばれるものを少しでも取り入れようとするかどうかということ、事業についての説明責任を果たそうとするかどうか、信頼される事業を進めようとしているかどうかという気構えにかかっているのではないかという思いを強くしています。そういう意味で、先日国交省としてもアカウントビリティに対する素晴らしい指針を出されたということもありますけれども、今後こういったレビューの結果をどのように他の水系、あるいは公共事業全般に取り入れようとするのか、そのご決意についてお聞かせください。

(答) 淀川水系についての問題について、レビュー委員会を開いて、その良かった面、悪かった面というものを熱心に討議をして、その結果が明らかにされました。その結果というものは、尊重する方向で重く受け止めるべきだというように思います。ただ水系というものは、淀川の他にも大きいものがたくさんありますが、それぞれに事情が違います。したがって、淀川水系がこうだったから他もこうあるべしというように、そのまま当てはめることができるかどうかはわかりません。しかし、そこに流れる思想、先程透明性と仰いましたけれども、多くの方々の意見を率直に聞くというような淀川方式、6年もかけてやった淀川水系というものについて、それをもう一度レビューし、そしてその良かった点悪かった点というものをそこで指摘していただいたわけですから、悪かった点は排除し、良かった点は出来るだけ尊重をするということが大事だろうというように思います。それは淀川だけではなく他の水系に対しても、こういうレビューが行われたということは当然通知するわけですから、そういうものについてそれぞれに尊重されるであろうというように思います。ただ、大事なことは、長い間議論をしている間に、例えば梅雨前線のような集中豪雨が起こって、そしてそれが取り返しのつかない結果を出してしまったのでは、しょうがないわけです。その安全・安心は国土交通省が責任を持ってやっているわけですから、私は、そういう意見を十分聞くということと、そして我々の責任に基づいて判断をしていくということが大事だろうと。判断する上において、どういう意見があるか詳細にお聞きするということが大事だけれども、あくまで判断は我々がしなければならない。それは国民に対する我々の義務であるというように考えています。

3. 住民参加

3-1 【住民意見聴取の位置づけ、目的】

流域委員会が住民の意見を聴取するか否かに関わらず、河川管理者自らが住民の意見聴取、反映を行う責務を有している。流域委員会が行う意見聴取と河川管理者が行う意見聴取の位置づけ、目的等の違いが住民に明確に伝わるよう努力すべきである。

3-2 【住民意見聴取の評価】

住民参加を重視したこと、学識経験者の意見との連動を行った点は評価すべきである。流域委員会の6年間の活動により、住民の川への関心が高まったことは成果としてあげられる。また、委員会の場で常に傍聴者発言の時間を確保したことや常時住民からの意見を受け付けたこと、現地での意見聴取を実施したこと等を通じて、流域委員会が住民の意見を聴くことにより、住民が意見を述べる機会が増加したとともに、学識者が自らの認識を高めつつ意見を述べることができたということは評価できる。ただしその一方で、一般住民の傍聴者、発言者が固定化した状況も見られた。このため、河川管理者は幅広く住民の関心を得られるよう、情報提供の仕方を工夫するとともに、流域委員会だけでなく多様な機会を確保するよう努める必要がある。

4. 委員の選任

4-1 【委員選任に係る評価】

河川工学など学問領域の専門家のみならず、学識経験者の範囲を拡大し、地域での体験の中で培われた知識を有する者を委員として加え、また、第三者による推薦プロセスを経て、一般公募を含め幅広く委員を選定したことで、多くの意見をもとに議論できたことは評価できる。次期委員の選定にあたっては、これまでのようにその過程の透明性が確保されるよう努めるとともに、河川整備計画原案に対する意見を効率的、効果的に聴取できるよう、専門分野や構成をより一層検討する必要がある。

5. その他

5-1 【委員の役割】

学識経験者は、自らの専門的知識をもとに意見を述べるのが基本的任務であることに鑑み、委員就任を依頼する際には、委員としての役割や特に意見を求めたい分野を明確にしておく必要がある。

5-2 【河川管理者の説明責任】

河川管理者は、委員から出された意見に対する河川管理者の見解を明らかにする必要がある。

5-3 【市町村長への意見聴取】

市町村長は住民生活の安全に対して総合的な責任を有することから、河川管理者の責任において積極的に意見を聴き、きめ細かな対応をする必要がある。

以 上

〈レビュー委員会の見解〉

1. 透明性、情報公開

1-1 【透明性】

委員会活動に関する透明性の確保はかなり徹底して行われてきたということができ、今後も引き続き取り組むべきである。

1-2 【情報公開】

一般住民等への情報提供はこれまでもホームページ等を通じて行ってきたが、住民に必要な情報が容易に得られるようにするなど、より一層工夫する必要がある。

2. 委員会の進め方、効率性

2-1 【これまでの活動の評価】

これまで、流域委員会が河川整備計画原案作成以前の早期の段階から関与し、非常に熱心な議論、審議を重ねてきたことについては、取り組んできた内容や成果に鑑みて適切に評価されるべきであり、流域委員会の運営に関する庶務を河川管理者の委託を受けた民間企業が行ったことに関しても、流域委員会の充実した活動を補助するという点に鑑みて評価されるべきである。また、学識経験者と住民の参加を連動させる方式は、多様な意見を総合的に判断する上で重要な役割を果たした。ただし、意見聴取の方法などに工夫の余地がある。

2-2 【進め方】

河川管理者がそれぞれの段階で積極的に見解を示し、流域委員会と河川管理者とのキャッチボールを密に行うことで、河川整備計画の作成に向けて効率的、効果的に議論を進めることが重要である。この点に関し、第2次委員会以降、河川管理者がやや消極的になったことは反省すべき点である。

2-3 【効率性】

これまでの委員会活動のコストは、河川の機能を多面的に捉えようとした先例のない取組みであることなどを考えるとやむを得ない面がある。しかしながら現時点で振り返ってみると、審議に多くの時間、費用を要したという点では反省すべきところを残す。さらに、部会やワーキンググループ等を頻繁に行ったことにより、結果的に出席できる委員が限られ、また一部の委員への負担集中があったという課題も生じたことから、これについても改善を図る必要がある。そのため、河川管理者は諮問を行う際、特に専門的意見を求める事項及び理由、目標とするスケジュール、予算等を明示すべきである。また、委員会は十分な議論を行うことに重きを置く一方で、必ずしも意見統一にとらわれることなく運営の効率化に積極的に取り組み、スケジュール管理、コスト管理を図る必要がある。

表2(2) 基本高水流量と整備計画目標流量の比較 (②/①の太字は0.80以下のものを示す。)

| | | 基準点 | ①基本高水流量 (m ³ /秒) | ②整備計画目標流 量(m ³ /秒) | ②/① | ③基本方針の計画規 模 | ④整備計画の想定洪水 | |
|----|----------------|---------|--------------------------------|----------------------------------|-------|----------------|--------------|------|
| 1 | 留萌川(北海道) | 大和田 | 1,300 | 1,050 | 0.81 | 1/100 | 既往第二位 | |
| 2 | 多摩川(東京都等) | 石原 | 8,700 | 4,500 | 0.52 | 1/200 | 戦後最大 | |
| 3 | 大野川(大分県等) | 白滝橋 | 11,000 | 9,500 | 0.86 | 1/100 | 既往最大 | |
| 4 | 豊川(愛知県) | 石田 | 7,100 | 4,650 | 0.65 | 1/150 | 戦後最大 | |
| 5 | 沙流川(北海道) | 平取 | 6,600 | 4,300 | 0.65 | 1/100 | 戦後最大 | |
| 6 | 最上川(山形県) | 両羽橋 | 9,000 | 7,600 | 0.84 | 1/150 | 戦後最大 | |
| 7 | 中筋川(高知県) | 磯ノ川 | 1,200 | 1,000 | 0.83 | 1/100 | 戦後最大 | |
| 8 | 狩野川(静岡県) | 大仁 | 4,000 | 3,100 | 0.78 | 1/100 | 1/50洪水 | |
| 9 | 白川(熊本県) | 代経橋 | 3,400 | 2,300 | 0.68 | 1/150 | 1/20~1/30洪水 | |
| 10 | 荒川(新潟県等) | 花立 | 8,000 | 7,500 | 0.94 | 1/100 | 1/85洪水 | |
| 11 | 肱川(愛媛県) | 大洲 | 6,300 | 5,000 | 0.79 | 1/100 | 戦後最大 | |
| 12 | 由良川(京都府等) | 福知山 | 6,500 | 3,600 | 0.55 | 1/100 | 戦後第四位 | |
| 13 | 米代川(秋田県等) | 二ツ井 | 9200 | 7800 | 0.85 | 1/100 | 戦後最大 | |
| 14 | 櫛田川(三重県) | 両郡橋 | 4800 | 4100 | 0.85 | 1/100 | 戦後最大 | |
| 15 | 本明川(長崎県) | 裏山 | 1070 | 1070 | 1.00 | 1/100 | 戦後最大 | |
| 16 | 石狩川水系 (北海道) | 夕張川 | 清幌橋 | 3400 | 2,200 | 0.65 | 1/100 | 戦後最大 |
| | | 幾春別川 | 西川向 | 1500 | 1,100 | 0.73 | 1/100 | 戦後最大 |
| | | 豊平川 | 雁来 | 3400 | 3,400 | 1.00 | 1/150 | 戦後最大 |
| | | 空知川 | 赤平 | 6200 | 4,300 | 0.69 | 1/100 | 戦後最大 |
| 17 | 子吉川(秋田県等) | 二十六木橋 | 3,100 | 2400 | 0.77 | 1/150 | 戦後最大 | |
| 18 | 大淀川(宮崎県) | 柏田 | 9,700 | 8,100 | 0.84 | 1/150 | 1/50洪水 | |
| 19 | 高瀬川(青森県) | 小川原湖の水位 | ピーク水位 1.70m | ピーク水位 1.70m | 1.00 | 1/100 | 1/100洪水 | |
| 20 | 番匠川(大分県) | 番匠橋 | 3,600 | 3,100 | 0.86 | 1/100 | 観測後最大 | |
| 21 | 筑後川(佐賀県等) | 荒瀬 | 10,000 | 6,900 | 0.69 | 1/150 | 1/50洪水 | |
| 22 | 大分川(大分県) | 府内大橋 | 5,700 | 5,300 | 0.93 | 1/100 | 1/70洪水 | |
| 23 | 富士川(静岡県等) | 北松野 | 16,600 | 14,300 | 0.86 | 1/150 | 戦後最大 | |
| 24 | 手取川(石川県) | 鶴来 | 6,000 | 6,000 | 1.00 | 1/100 | 1/100洪水 | |
| 25 | 九頭竜川(福井県) | 中角 | 8,600 | 8,100 | 0.94 | 1/150 | 戦後最大 | |
| 26 | 岩木川(青森県) | 五所川原 | 5,500 | 2,900 | 0.53 | 1/100 | 戦後最大 | |
| 27 | 阿武隈川(福島県等) | 岩沼 | 10,700 | 9,100 | 0.85 | 1/150 | 戦後最大 | |
| 28 | 鶴見川(神奈川県等) | 末吉橋 | 2,600 | 1,860 | 0.72 | 1/150 | 戦後最大 | |
| 29 | 遠賀川(福岡県) | 日の出橋 | 4,800 | 3,800 | 0.79 | 1/150 | 既往最大(1/40)洪水 | |
| 30 | 那賀川(徳島県) | 古庄 | 11,200 | 9,000 | 0.80 | 1/100 | 戦後最大 | |

表2(1) 一般水系の河川整備計画(2007年10月現在)

(整備計画が策定された順番で示す。)

| | | 基準点 | 計画目標流量 (m ³ /秒) | 想定洪水 | ダム等洪水調節量 (m ³ /秒) | ダム等(かっこは既設) | |
|----|----------------|---------|-------------------------------|--------------|---------------------------------|-------------------------------------|----------------|
| 1 | 留萌川(北海道) | 大和田 | 1,050 | 既往第二位 | 250 | 留萌ダム、大和田遊水地 | |
| 2 | 多摩川(東京都等) | 石原 | 4,500 | 戦後最大 | 0 | | |
| 3 | 大野川(大分県等) | 白滝橋 | 9,500 | 既往最大 | 0 | | |
| 4 | 豊川(愛知県) | 石田 | 4,650 | 戦後最大 | 550 | 設楽ダム | |
| 5 | 沙流川(北海道) | 平取 | 4,300 | 戦後最大 | 1,000 | (二風谷ダム)、平取ダム | |
| 6 | 最上川(山形県) | 両羽橋 | 7,600 | 戦後最大 | 600 | (寒河江ダム、白川ダム)、長井ダム | |
| 7 | 中筋川(高知県) | 磯ノ川 | 1,000 | 戦後最大 | 360 | (中筋川ダム)、横瀬川ダム | |
| 8 | 狩野川(静岡県) | 大仁 | 3,100 | 1/50洪水 | 0 | | |
| 9 | 白川(熊本県) | 代経橋 | 2,300 | 1/20~1/30洪水 | 300 | 立野ダム、黒川遊水池群 | |
| 10 | 荒川(新潟県等) | 花立 | 7,500 | 1/85洪水 | 1,000 | (大石ダム)、横川ダム | |
| 11 | 肱川(愛媛県) | 大洲 | 5,000 | 戦後最大 | 1,100 | (野村ダム、鹿野川ダム)、山鳥坂ダム | |
| 12 | 由良川(京都府等) | 福知山 | 3,600 | 戦後第四位 | 0 | | |
| 13 | 米代川(秋田県等) | 二ツ井 | 7,800 | 戦後最大 | 600 | 森吉山ダム、砂子沢ダム | |
| 14 | 櫛田川(三重県) | 両郡橋 | 4,100 | 戦後最大 | 600 | (速ダム) | |
| 15 | 本明川(長崎県) | 裏山 | 1,070 | 戦後最大 | 290 | 本明川ダム | |
| 16 | 石狩川水系 (北海道) | 夕張川 | 清幌橋 | 2,200 | 戦後最大 | 600 | 夕張シューパロダム |
| | | 幾春別川 | 西川向 | 1,100 | 戦後最大 | 400 | 新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム |
| | | 豊平川 | 雁来 | 2,400 | 戦後最大 | 500 | (豊平峡ダム、定山溪ダム) |
| | | 空知川 | 赤来 | 4,300 | 戦後最大 | 1,000 | (金山ダム、滝里ダム) |
| 17 | 子吉川(秋田県等) | 二十六木橋 | 2,400 | 戦後最大 | 400 | 鳥海ダム | |
| 18 | 大淀川(宮城県) | 柏田 | 8,100 | 1/50洪水 | 900 | (岩瀬・綾北・綾南ダム) | |
| 19 | 高瀬川(青森県) | 小川原湖の水位 | ピーク水位 1.70m | 1/100洪水 | 0 | | |
| 20 | 番匠川(大分県) | 番匠橋 | 3,100 | 観測後最大 | 600 | | |
| 21 | 筑後川(佐賀県等) | 荒瀬 | 6,900 | 1/50洪水 | 1,700 | (松原・下釜ダム)、大山ダム | |
| 22 | 大分川(大分県) | 府内大橋 | 5,300 | 1/70洪水 | 400 | (芹川ダム)、大分川ダム | |
| 23 | 富士川(静岡県等) | 北松野 | 14,300 | 戦後最大 | 0 | | |
| 24 | 手取川(石川県) | 鶴来 | 6,000 | 1/100洪水 | 1,000 | (大日川ダム、手取川ダム) | |
| 25 | 九頭竜川(福井県) | 中角 | 8,100 | 戦後最大 | 2,600 | 既設ダム(九頭竜ダム、真名川ダムなど)の有効活用、足羽川ダム | |
| 26 | 岩木川(青森県) | 五所川原 | 2,900 | 戦後最大 | 400 | 津軽ダム | |
| 27 | 阿武隈川(福島県等) | 岩沼 | 9,100 | 戦後最大 | 1,000 | 既設遊水地の拡充と900万m ³ の遊水地の新設 | |
| 28 | 鶴見川(神奈川県等) | 末吉橋 | 1,860 | 戦後最大 | 360 | 遊水地等 | |
| 29 | 遠賀川(福岡県) | 日の出橋 | 3,800 | 既往最大(1/40)洪水 | 0 | | |
| 30 | 那賀川(徳島県) | 古庄 | 9,000 | 戦後最大 | 500 | 既設の長安ロダムの改造 | |

[注]以上のほかに、目標流量が記載されていない石狩川水系千歳川の河川整備計画がある。

| | | | | | | | | | | | |
|----|------------|-------|------|-----------------|--------|-----------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 32 | 紀の川(和歌山県) | 1/150 | 船戸 | 16,000 | 16,000 | 12,000 | 12,000 | 4,000 | 1974年 | 2005年度 | |
| 33 | 常願寺川(富山県) | 1/150 | 瓶岩 | 4,600 | 4,600 | 4,600 | 4,600 | 0 | 1975年 | 2005年度 | |
| 34 | 岩木川(青森県) | 1/100 | 五所川原 | 5,500 | 5,500 | 3,800 | 3,800 | 1,700 | 1973年 | 2005年度 | 2006年度 |
| 35 | 鶴見川(神奈川県等) | 1/150 | 末吉橋 | 2,600 | 2,600 | 1,800 | 1,800 | 800 | 1994年 | 2005年度 | 2006年度 |
| 36 | 利根川(群馬県等) | 1/200 | 八斗島 | 22,000 | 22,000 | 16,000 | 16,500 | 5,500 | 1980年 | 2005年度 | |
| 37 | 後志利別川(北海道) | 1/100 | 今金 | 1,600 | 1,600 | 1,250 | 1,250 | 350 | 1969年 | 2005年度 | |
| 38 | 菊川(静岡県) | 1/100 | 国安 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 0 | 1974年 | 2005年度 | |
| 39 | 大分川(大分県) | 1/100 | 府内大橋 | 5,700 | 5,700 | 5,000 | 5,000 | 700 | 1979年 | 2005年度 | 2006年度 |
| 40 | 鳴瀬川(宮城県) | 1/100 | 三本木 | 4,100 | 4,100 | 3,100 | 3,300 | 800 | 1980年 | 2005年度 | |
| 41 | 九頭竜川(福井県) | 1/150 | 中角 | 8,600 | 8,600 | 5,500 | 5,500 | 3,100 | 1979年 | 2005年度 | 2006年度 |
| 42 | 高津川(島根県) | 1/100 | 高角 | 4,200(高津)(既往最大) | 5,200 | 4,200(高津) | 4,900 | 300 | 1968年 | 2006年度 | |
| 43 | 那珂川(茨城県等) | 1/100 | 野口 | 8,500 | 8,500 | 6,600 | 6,600 | 1,900 | 1993年 | 2006年度 | |
| 44 | 那賀川(徳島県) | 1/100 | 古庄 | 11,200 | 11,200 | 9,000 | 9,300 | 1,900 | 1998年 | 2006年度 | 2007年度 |
| 45 | 松浦川(佐賀県) | 1/100 | 松浦橋 | 3,800 | 3,800 | 3,400 | 3,500 | 300 | 1975年 | 2006年度 | |
| 46 | 網走川(北海道) | 1/100 | 美幌 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 0 | 1960年 | 2006年度 | |
| 47 | 矢作川(愛知県等) | 1/150 | 岩津 | 8,100 | 8,100 | 6,400 | 6,400 | 1,700 | 1974年 | 2006年度 | |
| 48 | 千代川(鳥取県) | 1/100 | 行徳 | 6,300 | 6,300 | 5,500 | 5,700 | 600 | 1984年 | 2006年度 | |
| 49 | 天神川(鳥取県) | 1/100 | 小田 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 0 | 1968年 | 2006年度 | |
| 50 | 重信川(愛媛県) | 1/150 | 出合 | 3,300 | 3,300 | 3,000 | 3,000 | 300 | 1995年 | 2006年度 | |
| 51 | 雲出川(三重県) | 1/100 | 雲出橋 | 8,000 | 8,000 | 6,100 | 6,100 | 1,900 | 1986年 | 2006年度 | |
| 52 | 釧路川(北海道) | 1/100 | 標茶 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 0 | 1967年 | 2006年度 | |
| 53 | 黒部川(富山県) | 1/100 | 愛本 | 7,200 | 7,200 | 6,200 | 6,500 | 700 | 1975年 | 2006年度 | |
| 54 | 山国川(大分県) | 1/100 | 下唐原 | 4,800 | 4,800 | 4,300 | 4,300 | 500 | 1968年 | 2006年度 | |
| 55 | 北上川(岩手県等) | 1/150 | 狐禅寺 | 13,000(1/100) | 13,600 | 8,500 | 8,500 | 5,100 | 1973年 | 2006年度 | |
| 56 | 大井川(静岡県) | 1/100 | 神座 | 11,500 | 11,500 | 9,500 | 9,500 | 2,000 | 1974年 | 2006年度 | |
| 57 | 佐波川(山口県) | 1/100 | 新橋 | 3,500 | 3,500 | 2,900 | 2,900 | 600 | 1974年 | 2006年度 | |
| 58 | 嘉瀬川(佐賀県) | 1/100 | 官人橋 | 3,400 | 3,400 | 2,500 | 2,500 | 900 | 1973年 | 2006年度 | |

表1 一級水系の河川整備基本方針(2007年10月現在)

(基本方針が策定された順番で示す。)

(太字は工事実施基本計画の値と異なっているものを示す。)

| | | 計画規模 | 基準点 | 基本高水流量 | | 計画高水流量 | | ダム等の 洪水調節量 (河川整備基本方針) | 工事実施基本 計画策定年 | 河川整備基本 方針策定年 | 河川整備計画 策定年 |
|----|------------|-------|---------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| | | | | 工事実施基本計画 | 河川整備基本方針 | 工事実施基本計画 | 河川整備基本方針 | | | | |
| 1 | 留萌川(北海道) | 1/100 | 大和田 | 1,300 | 1,300 | 800 | 800 | 500 | 1988年 | 1999年度 | 2001年度 |
| 2 | 最上川(山形県) | 1/150 | 両羽橋 | 9,000 | 9,000 | 8,000 | 8,000 | 1,000 | 1974年 | 1999年度 | 2002年度 |
| 3 | 由良川(京都府等) | 1/100 | 福知山 | 6,500 | 6,500 | 5,600 | 5,600 | 900 | 1966年 | 1999年度 | 2003年度 |
| 4 | 豊川(愛知県) | 1/150 | 石田 | 7,100 | 7,100 | 4,100 | 4,100 | 3,000 | 1971年 | 1999年度 | 2001年度 |
| 5 | 大野川(大分県等) | 1/100 | 白滝橋 | 11,000 | 11,000 | 9,500 | 9,500 | 1,500 | 1974年 | 1999年度 | 2000年度 |
| 6 | 白川(熊本県) | 1/150 | 代継橋 | 3,400 | 3,400 | 3,000 | 3,000 | 400 | 1980年 | 2000年度 | 2002年度 |
| 7 | 多摩川(東京都等) | 1/200 | 石原 | 8,700 | 8,700 | 6,500 | 6,500 | 2,200 | 1975年 | 2000年度 | 2000年度 |
| 8 | 狩野川(静岡県) | 1/100 | 大仁 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 0 | 1968年 | 2000年度 | 2005年度 |
| 9 | 本明川(長崎県) | 1/100 | 裏山 | 1,070 | 1,070 | 810 | 810 | 260 | 1991年 | 2000年度 | 2004年度 |
| 10 | 米代川(秋田県等) | 1/100 | 二ツ井 | 9,200 | 9,200 | 8,200 | 8,200 | 1,000 | 1973年 | 2002年度 | 2004年度 |
| 11 | 荒川(新潟県等) | 1/100 | 花立 | 8,000 | 8,000 | 6,500 | 6,500 | 1,500 | 1968年 | 2002年度 | 2003年度 |
| 12 | 斐伊川(島根県等) | 1/150 | 上島 | 5,100 | 5,100 | 4,500 | 4,500 | 600 | 1976年 | 2002年度 | |
| 13 | 天塩川(北海道) | 1/100 | 菅平 | 6,400 | 6,400 | 5,700 | 5,700 | 700 | 1987年 | 2002年度 | |
| 14 | 富士川(静岡県等) | 1/150 | 北松野 | 16,600 | 16,600 | 16,600 | 16,600 | 0 | 1974年 | 2002年度 | 2006年度 |
| 15 | 大淀川(宮崎県等) | 1/150 | 柏田 | 7,500(1/70)(宮崎) | 9,700 | 7,000 | 8,700 | 1,000 | 1965年 | 2002年度 | 2005年度 |
| 16 | 手取川(石川県) | 1/100 | 鶴来 | 6,000 | 6,000 | 5,000 | 5,000 | 1,000 | 1967年 | 2003年度 | 2006年度 |
| 17 | 櫛田川(三重県) | 1/100 | 両郡橋 | 4,800 | 4,800 | 4,300 | 4,300 | 500 | 1968年 | 2003年度 | 2005年度 |
| 18 | 肱川(愛媛県) | 1/100 | 大洲 | 6,300 | 6,300 | 4,700 | 4,700 | 1,600 | 1973年 | 2003年度 | 2004年度 |
| 19 | 筑後川(佐賀県等) | 1/150 | 荒瀬 | 10,000 | 10,000 | 6,000 | 6,000 | 4,000 | 1995年 | 2003年度 | 2006年度 |
| 20 | 阿武隈川(福島県等) | 1/150 | 岩沼 | 10,700 | 10,700 | 9,200 | 9,200 | 1,500 | 1974年 | 2003年度 | 2006年度 |
| 21 | 五ヶ瀬川(宮崎県) | 1/100 | 三輪 | 6,000(既往最大流量) | 7,200 | 6,000 | 7,200 | 0 | 1966年 | 2003年度 | |
| 22 | 番匠川(大分県) | 1/100 | 番匠橋 | 3,000(既往最大流量) | 3,600 | 3,000 | 3,600 | 0 | 1967年 | 2003年度 | 2006年度 |
| 23 | 高瀬川(青森県) | 1/100 | 小川原湖の水位 | ピーク水位 1.70m | ピーク水位 1.70m | 計画高水位 1.70m | 計画高水位 1.70m | 0 | 1978年 | 2004年度 | 2005年度 |
| 24 | 子吉川(秋田県等) | 1/150 | 二十六木橋 | 3,100 | 3,100 | 2,300 | 2,300 | 800 | 1987年 | 2004年度 | 2005年度 |
| 25 | 石狩川(北海道) | 1/150 | 石狩大橋 | 18,000 | 18,000 | 14,000 | 14,000 | 4,000 | 1982年 | 2004年度 | 2005年度~ |
| 26 | 安倍川(静岡県) | 1/150 | 手越 | 5,500(1/80) | 6,000 | 5,500 | 6,000 | 0 | 1966年 | 2004年度 | |
| 27 | 芦田川(広島県) | 1/100 | 山手 | 3,500 | 3,500 | 2,800 | 2,800 | 700 | 1970年 | 2004年度 | |
| 28 | 遠賀川(福岡県) | 1/150 | 日の出橋 | 4,800 | 4,800 | 4,800 | 4,800 | 0 | 1974年 | 2004年度 | 2007年度 |
| 29 | 吉野川(徳島県等) | 1/150 | 岩津 | 24,000 | 24,000 | 18,000 | 18,000 | 6,000 | 1982年 | 2005年度 | |
| 30 | 庄内川(愛知県等) | 1/200 | 枇杷島 | 4,500(1/200) | 4,700 | 4,200 | 4,400 | 300 | 1975年 | 2005年度 | |
| 31 | 沙流川(北海道) | 1/100 | 平取 | 5,400(1/100) | 6,600 | 3,900 | 5,000 | 1,600 | 1978年 | 2005年度 | 2004年度 |

〔補足〕 都道府県が策定する河川整備基本方針と河川整備計画

(1) 二級水系の場合

都道府県が河川整備基本方針と河川整備計画を策定する。

策定に当たって都道府県知事は国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。(河川法第七十九条)

仮に都道府県が河川整備基本方針で従来の基本高水流量(工事実施基本計画の値)を切り下げようとしても、国土交通省の同意という関門がある。その結果、二級水系の場合も基本高水流量はほとんど従来の値かまたはそれより大きい値が設定されている。

(2) 一級水系の都道府県管理区間(指定区間)の場合

都道府県は河川整備計画のみを策定する(河川法施行令第二の二)。国が策定する一級水系の河川整備基本方針は国直轄区間だけであるので、指定区間は基本方針がないままとなる。なお、改正前の河川法でも、工事実施基本計画の策定は都道府県への委任事項から外されていた。

都道府県はこの河川整備計画の策定に当たって、国土交通大臣の認可を得なければならない。(河川法第七十九条)

国は河川整備計画の認可に際して都道府県に将来の目標流量(基本高水流量)も聞き、従来の基本高水流量^{〔注1〕}を下げるかどうかをチェックするという。

〔注1〕従来の基本高水流量は工事実施基本計画ではなく、補助金申請のための「全体計画」(正式名称は「河川改良工事全体計画」)で定められたものである。

長野県の浅川(一級水系・信濃川水系の県管理区間)で浅川ダム計画が復活した背景として、浅川の河川整備計画に対して国の認可が下りなかったことがあととされている。^{〔注2〕}

〔注2〕浅川の河川整備計画は、計画規模を従来と同じ1/100とし、従来の基本高水流量と同じ値を整備目標流量として、浅川ダムの洪水調節が必要であるとしている。しかし、同じ長野県の砥川と上川(一級水系・天竜川水系の県管理区間)の河川整備計画では、計画規模を従来の1/100から1/50に落とし、従来の基本高水流量より小さい値を整備目標流量とした。それにより、蓼科ダム、下諏訪ダムを当面は必要がないものとし、実質的に中止するようにした。同じ手法をなぜ浅川で使わなかったのか。やはり、浅川ダム計画が先にあったということであろうか。

四国地方整備局が、山鳥坂ダム計画を含む河川整備計画をこり押し

③ 流域委員会を設置しない吉野川水系

四国地方整備局は2006年5月に流域委員会を設置せず、意見を聴く三種の場を設置することを発表した。

- i 吉野川学識者会議 治水、利水、環境などの学識経験者
大学関係者など18人で構成
- ii 吉野川流域住民の意見を聴く会
上流域2カ所、中流域1カ所、下流域4カ所で開催する。
- iii 吉野川流域市町村長の意見を聴く会
上流域、中流域、下流域のそれぞれで開催

住民の意見を聴く会の第1回は6～9月、第2回は今年1～2月に開催された。流域住民の意見を聴く会は公聴会ではなく、住民と河川管理者が意見交換を行う場であって、必要に応じて再開されている。聴く会の議事進行(ファシリテータ)はNPO法人コモンズに任されている。

④ 住民の意見を公聴会だけで終らせようとする利根川水系

関東地方整備局は2006年11月に流域委員会ではなく、住民を排除した有識者会議を設置し、住民の意見は公聴会のみで聴くことを発表した。

利根川水系の有識者会議(5ブロックごとに開催)

利根川・江戸川(委員18人)、渡良瀬川(12人)、鬼怒川・小貝川(13人)、霞ヶ浦(13人)、中川・綾瀬川(10人)

当初は有識者会議を3回程度で終らせ、その後、公聴会を1回開いて終わりにする予定だったようだが、第1回有識者会議でマスコミ系委員から住民排除のやり方に対して強い異論が出たので、関東地方整備局は公聴会の開催回数を増やさざるをえなくなった。しかし、公聴会の開催回数を増やしても、議論の場に住民を参加させないという点では基本的に何も変わっていない。

[参考] 委員を公募した一級水系の流域委員会

(国土交通省の回答 2005年11月)

| 名称 | 河川名 | 委員数 | 委員のうち公募の委員数 |
|-------------|------|-----|-------------|
| 天竜川流域委員会 | 天竜川 | 16 | 4 |
| 土岐川庄内川流域委員会 | 庄内川 | 15 | 2 |
| 櫛田川流域委員会 | 櫛田川 | 17 | 2 |
| 矢作川流域委員会 | 矢作川 | 21 | 3 |
| 安倍川流域委員会 | 安倍川 | 21 | 3 |
| 淀川水系流域委員会 | 淀川 | 28 | 7 |
| 紀の川流域委員会 | 紀ノ川 | 22 | 5 |
| 九頭竜川流域委員会 | 九頭竜川 | 22 | 3 |
| 円山川流域委員会 | 円山川 | 22 | 15 |
| 揖保川流域委員会 | 揖保川 | 20 | 1 |
| 大和川水系流域委員会 | 大和川 | 17 | 3 |
| 熊野川懇談会 | 熊野川 | 16 | 3 |
| 大淀川水系流域委員会 | 大淀川 | 37 | 11 |
| 本明川水系流域委員会 | 本明川 | 20 | 7 |
| 五ヶ瀬川水系流域委員会 | 五ヶ瀬川 | 23 | 7 |

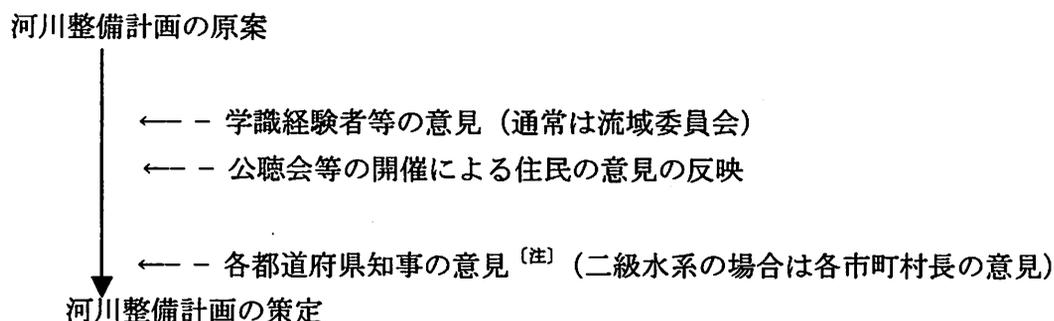
2 河川整備計画

全国の一級水系109水系のうち、今までに河川整備計画が策定された水系は2007年10月現在で30水系である。二級水系および一級水系の都道府県管理区間(指定区間)の河川整備計画の策定も進められているが、その策定状況は不明である。

(1) 河川整備計画の主な内容

- 目標流量(想定最大洪水流量)
- その内訳(河道対応流量、上流の洪水調節量)
- 河道整備の具体的な内容
- ダムが必要な場合はダムの名と規模

(2) 河川整備計画の策定手順



[注] 各都道府県知事が意見を述べる場合はあらかじめ各市町村長の意見を聞く。(河川法施行令第14条の4)

(3) 河川整備計画づくりの例

① 住民に開かれた淀川水系流域委員会

流域委員会の委員 : 一般からの一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議が審議して決定。ただし、2007年8月からの委員会の委員選定は委員候補推薦委員会の推薦を受けたものの、近畿地方整備局が決定し、24名の委員のうち、公募委員は数名にとどまった。

流域委員会の運営 : 委員が自主的に決定し、事務局は民間シンクタンクが担当
公開性 : 会議、会議資料、議事録等は原則としてすべて公開

流域委員会の会議 : 傍聴席からも意見を述べる時間がとられている。

2003年1月 流域委員会が淀川水系5ダムの原則中止を提言

② 住民の意見を封殺した肱川水系流域委員会 (肱川: 愛媛県)

流域委員会の委員 : 四国地方整備局が人選

流域委員会の回数 : たった4回で終了(委員会としての意見をまとめることもなく終了)

公聴会 : たった1回

い、宙に浮いたものになっている。

一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川整備の内容を定めるものであるから、現実性がなければならない。そこで、多摩川のような河川の場合は、河川整備計画の目標流量を戦後最大洪水などに切り替えて、基本高水流量よりかなり小さい数字を採用している。（「河川整備基本方針・整備計画の策定状況」表2（1）、（2）参照）

多摩川の場合、基本高水流量が毎秒8,700m³（石原地点）、整備計画の目標流量は4,500m³であり、後者は前者の52%にとどまっている。端的な例をもう一つあげれば、由良川である。この場合は、基本高水流量が毎秒6,500m³（福知山地点）、整備計画の目標流量が3,600m³であり、後者は前者の55%である。多摩川の場合も由良川の場合もダムの適地はなく、基本高水流量に対応する河川整備を行うことは不可能となっている。さらに、河道整備の方も計画高水流量どおりに実施することは到底無理ということで、河川整備計画の目標流量を基本高水流量の半分に近い数字に引き下げている。他の河川でも河川整備計画では基本高水流量を大幅に切り下げた目標流量を設定していることが多い。

河川整備計画の目標流量と基本高水流量との乖離をみると、基本高水流量にどれほどの意味があるのかを考えざるをえない。多摩川の流域人口は数百万人以上もあるから、国交省が言うようにもし洪水が氾濫すれば、甚大な被害がもたらされるであろう。それでも、河川整備計画では基本高水流量を半分近くまでに切り下げて、戦後最大洪水に対応できれば当面は問題なしとしている。基本高水流量への対応ははるか遠い将来のことであって、実質的な意味を持たないものになっている。このように基本高水流量は「この河川の超長期的な将来目標流量は毎秒〇〇〇〇m³です。」という文字通りの看板になっていて、河川のネームプレートに付ける飾りにすぎなくなっている。

② ダム建設に直結する河川整備基本方針（球磨川水系）

一般的に言えば、河川整備基本方針は基本高水流量や計画高水流量を定めるものの、あくまで長期的な方針を示すものであって、ダム名までは記載されない。ところが、球磨川の場合は川辺川ダムの治水上の位置づけが大きく、河川整備基本方針の段階でダム名を記載しなくても川辺川ダムを前提とした内容になっている。

従来の工事実施基本計画では、人吉地点の基本高水流量が7,000m³/秒、計画高水流量が4,000m³/秒で、既設の市房ダム（400m³/秒の効果）と新設の川辺川ダムで3,000m³/秒の調節を行うことになっていた。現在の流下能力は国土交通省の計算では3,900m³/秒であるから、工事実施基本計画は川辺川ダムをつくり、河道整備を少し行えば、完結する治水計画になっていた。

河川整備基本方針はこの基本高水流量と計画高水流量をそのまま踏襲したため、川辺川ダムの名を記載しなくても、工事実施基本計画と同様、川辺川ダムを前提としたものとなっている。

したがって、球磨川については、川辺川ダムの建設を中止させるためには河川整備基本方針の基本高水流量と計画高水流量の数字を見直すことが必要である。

法が改正されてから早くも10年が経過した。本来はもっと前から各水系の河川整備のあり方について着実な議論を積み上げてくるべきであったにもかかわらず、昨年からは急に猛スピードで審議を終わらせ、事務局案をほとんどそのまま承認するのは理解しがたいことである。検討小委員会においては、水系ごとに専門部会を設置し、事務局案だけに依拠するのではなく、委員自らが専門的な検討を行い、時間をかけて議論し、しっかりした審議を行うべきである。

そして、基本方針の審議では住民が意見を述べる場が全くない。このよう状況を改善するため、検討小委員会は、パブリックコメントを求めるとともに、その意見提出者と河川管理者が徹底して議論できる場を用意すべきである。

(4) 従来の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量（最大洪水流量の想定値）の設定にある。工事実施基本計画は、基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによって本来は不要なダム建設を進める口実をつくりあげてきた。工事実施基本計画の多くは25～40年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていた。その後、観測データがかなり蓄積されてきたのであるから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていた。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずである。

ところが、国土交通省は、25～40年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をきめてしまったため、基本高水流量の科学的な見直しが行われないうまま、河川整備基本方針が策定されてきている。

「河川整備基本方針・整備計画の策定状況」の表1は、河川整備基本方針が定められた一級水系の基本高水流量を従前の工事実施基本計画のそれと比較したものである。74水系のうち、65水系は従前の工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲し、残りの9水系は計画規模を大きくしたことなどによってむしろ基本高水流量を引き上げている。基本方針の策定にあたって、基本高水流量を従来の値より小さくしたところは皆無である。

(5) 河川整備基本方針の意味

① 単なる看板としての河川整備基本方針（利根川、多摩川などの多くの水系）

策定された一級水系の河川整備基本方針をみると、工事実施基本計画の数字を踏襲して、過大な基本高水流量を設定したため、現実に実施することが困難な計画になっていることが多い。たとえば、多摩川は基本高水流量（石原地点）が毎秒8,700m³、計画高水流量が6,500m³であって、洪水調節必要量が2,200m³であるが、多摩川の上流にはダムの適地はないから、新規のダム建設は不可能と言ってよい。2,200m³の洪水調節を行うことは永久にできず、多摩川の河川整備基本方針は現実性のな

検討小委員会の委員（球磨川の場合）

| | | |
|-----|---------|------------------------|
| 委員長 | 近藤 徹 | (財)水資源協会理事 |
| 委員 | 綾 日出教 | (社)日本工業用水協会顧問 |
| 〃 | 池淵 周一 | 京都大学防災研究所教授 |
| 〃 | 伊藤 和明 | 防災情報機構会長 |
| 〃 | 岡本 敬三 | (財)林業土木コンサルタンツ顧問 |
| 〃 | 岸井 隆幸 | 日本大学理工学部教授 |
| 〃 | 楠田 哲也 | 北九州市立大学大学院国際環境工学研究科教授 |
| 〃 | 小池 俊雄 | 東京大学大学院工学研究系社会基盤工学専攻教授 |
| 〃 | ○ 小松 利光 | 九州大学大学院工学研究院教授 |
| 〃 | 越澤 明 | 北海道大学大学院工学研究科教授 |
| 〃 | 坂本 弘道 | (社)日本水道工業団体連合会専務理事 |
| 〃 | 佐藤 準 | 全国土地改良事業団体連合会専務理事 |
| 〃 | 谷田 一三 | 大阪府立大学大学院理学系研究科生物学専攻教授 |
| 〃 | 塚本 隆久 | (財)国際緑化推進センター 理事長 |
| 〃 | 中川 一 | 京都大学防災研究所流域災害研究センター教授 |
| 〃 | 浜田 康敬 | (独)水資源機構理事 |
| 〃 | 福岡 捷二 | 中央大学研究開発機構教授 |
| 〃 | ○ 福永 浩介 | 熊本県人吉市長 |
| 〃 | 虫明 功臣 | 福島大学理工学群共生システム理工学類教授 |
| 〃 | 森 誠一 | 岐阜経済大学経済学部教授 |
| 〃 | 森田 昌史 | (財)日本水土総合研究所理事長 |
| 〃 | ○ 潮谷 義子 | 熊本県知事 |

○以外の委員は常連の委員、小松氏は九州の水系の委員。

〔審議の運営〕

公開で行われ、傍聴を認めているが、傍聴席の数が少ない。(球磨川の場合は、先着15名は直接の傍聴が可能で、16番目以降の人は別室のモニターテレビで傍聴できるようになっている。)

審議の議事録は後日、国土交通省のホームページに掲載されるが、発言者の名前は伏されている。

意見書を前日までに提出すると、各委員に配付されるが、意見書の内容が審議されることはきわめて少ない。

(3) 科学的な議論を行わない検討小委員会、住民との議論の場を！

検討小委員会が承認する基本方針の内容は、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画をほとんどそのまま踏襲するもので、科学的な根拠が乏しい。

特に、従来の基本高水流量(最大洪水流量の想定値)が不要なダム建設を進める根拠になってきたのであるから、その値の妥当性について科学的な検証が行われるべきであるにもかかわらず、従来の値がほとんどそのまま認められている。

このように基本方針の事務局案に基本的な問題があるにもかかわらず、検討小委員会は議論すべきことを議論しないまま、事務局案をほとんどそのまま承認している。河川

1 河川整備基本方針

全国の一級水系109水系のうち、今までに策定された河川整備基本方針は2007年10月現在で74水系である(国直轄区間)。国土交通省は2007年度までに基本的にすべての水系について河川整備基本方針を策定する方針を打ち出し、各水系の河川整備基本方針を急ピッチで策定する作業を進めている。二級水系の河川整備基本方針の策定も進められているが、その策定状況は不明である。なお、一級水系の都道府県管理区間(指定区間)は河川整備計画のみが策定されることになっている。

(1) 河川整備基本方針の策定の手順(一級水系の場合)

- ① 国土交通省が社会資本整備審議会河川分科会(かつての河川審議会)に当該水系の河川整備基本方針について諮問
↓
- ② 河川分科会の河川整備基本方針検討小委員会が審議
↓
- ③ 検討小委員会の委員長が河川分科会に報告。河川分科会長が国土交通省に答申
↓
- ④ 国土交通省が当該水系の河川整備基本方針を策定

(2) 審議の実態

③の河川分科会では議論はほとんどなく、小委員会の報告がそのまま素通りする。
②の検討小委員会の審議も形骸化している。

検討小委員会の審議の回数と時間

| | | | |
|--------|----------|--------|--------|
| 吉野川の場合 | 審議回数 3回 | 延べ審議時間 | 約 3時間 |
| 利根川の場合 | 審議回数 5回 | 延べ審議時間 | 約 8時間 |
| 球磨川の場合 | 審議回数 11回 | 延べ審議時間 | 25時間以上 |
| 淀川の場合 | 審議回数 7回 | 延べ審議時間 | 10時間以上 |

ほとんどの水系は吉野川と同様で、審議回数が2回、延べ審議時間は2時間程度であった。利根川、球磨川、淀川は例外的に回数と時間が多く、球磨川は例外中の例外でダントツに回数と時間が多。

[検討小委員会の審議]

会議の半分程度の時間は事務局からの説明に使われており、審議といっても、各委員が1回程度発言するだけであり、その発言も科学的な知見に基づくものはきわめて少ない。委員の顔ぶれを見ると、下記のとおり、専門委員はほとんどが御用学者である。

4. 河川整備方針と河川整備計画の策定に関する資料

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に関する諸問題

● 河川整備基本方針

河川整備の長期的な目標を定める。ダム等の事業名は記載しないが、基本高水、計画高水流量の設定によりダム等と河道への洪水流量の配分を決める。

● 河川整備計画

河川整備基本方針の目標の範囲で今後20～30年間に河川整備の事業計画を定める。河川施設の名を記載する。ダムが必要な場合はダム名を記載するので、河川整備計画がダム計画の治水上の上位計画になる。

旧河川法時代の工事実施基本計画との違い

旧河川法時代に策定されていたのは工事実施基本計画で、この計画には、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていた。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事実施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっているが、河川整備計画と工事実施基本計画は意味するところが全く違うので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することである。

- 工事実施基本計画は
- ① 環境の視点がない。
 - ② 地域の意見を反映したものではない。
 - ③ 長期目標と事業計画が混在している。

河川法

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>整備計画における 住民意見の反映に ついて</p> | <p>1 「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募。</p> <p>2 流域委員会等は、完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与える。</p> <p>3 流域委員会等は、住民との意見交換会</p> <p>4 住民と河川管理者が議論を行うことができる双方向性の公聴会</p> <p>5 住民が意見書を作成する際、必要な資料を河川管理者が提供するべき</p> | <p>河川法第十六条の二第三項及び第四項に規定する河川に関し学識経験を有する者の意見聴取及び関係住民の意見を反映させるために必要な措置の具体的な方法については、地域の実情等を踏まえ、地方整備局長等が適切に判断するものである。</p> | |
|---|--|--|--|

| | | | |
|------------------------------------|---|---|--|
| <p>閣議決定「審議会等の運営に関する指針」について</p> | <p>本閣議決定は、河川分科会及び基本方針検討小委員会に適用されるのか。適用されないとすれば、その根拠法令を示されたい。</p> | <p>小委員会は、河川分科会の内部規則である社会資本整備審議会河川分科会運営規則第一条に基づき、河川分科会長が設置したものであることから、審議会等には該当せず、したがって、小委員会には、運営指針は適用されない。</p> | <p>現実の小委員会は単なる作業班の域を超えている。小委員会の審議の報告がそのまま河川分科会の決定になっていることから、河川整備基本方針の実質的な審議機関はまぎれもなく小委員会である。このような実質的に審議の機能を持つ小委員会は審議会そのものであり、閣議決定が適用されないとするのは詭弁に過ぎない。</p> |
| <p>閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」について</p> | <p>同小委員会において、「省庁出身者等」が約三分の一も占めている状態は、閣議決定の趣旨に反するのではないか。</p> <p>建設省河川局長、建設省技監を経て退官した近藤徹氏を基本方針検討小委員会の小委員長としていることは、明白な閣議決定違反であると考えられるが、どうか。</p> | <p>小委員会には平成七年閣議決定は適用されない。「同小委員会において、「省庁出身者等」が約三分の一も占めている状態」及び「建設省河川局長、建設省技監を経て退官した近藤徹氏を基本方針検討小委員会の小委員長としていること」が、平成七年閣議決定又はその趣旨に反することにはならない。</p> | <p>私たちはこの視点から、小委員会委員長としての近藤徹氏の解任を強く求める。</p> |
| <p>整備計画の策定における国土交通省本省の権限について</p> | <p>吉野川水系、利根川水系、木曾川水系、天塩川水系を始め、最近の河川整備計画の策定作業においては住民をその議論から排除する方向、河川法改正前の状態に戻るような方向が顕著になっている。国土交通大臣は、河川法の趣旨に則って、住民の意見を十分に反映するために最大限の努力をするよう、地方整備局長に対し指示すべきではないか。指示をしないとすれば、合理的な理由を示されたい。</p> | <p>河川整備計画の策定は各地方整備局長に委任されている。各地方整備局が必要な措置を適切に講じているものと認識しており、国土交通大臣から地方整備局長に対し、指示をする必要はないと認識している。</p> | <p>山鳥坂ダムを推進するための肱川水系流域委員会、淀川水系流域委員会の一方的な中止、流域委員会すら設置しない吉野川と利根川、これら一連の流れを国土交通省は「是」としていることがあらためて明らかになった。</p> <p>この一連の流れ、流域住民の意見は公聴会で聞きおろすだけとし、議論の場から住民を排除しようとする流れを、私たち住民団体は相互に連帯して変えていかなければならない。</p> |

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書・答弁

2007年2月14日に開催した国土交通省との話し合いを受けて保坂展人衆議院議員が「河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会」（再質問）を国土交通省に対して行いましたが、その回答が極めて不十分であったため、更に同議員が2007年6月14日に質問主意書を提出しました。その政府答弁は6月22日に出ました。

特徴的な質問・回答・について、水源連コメントをつけた一覧表を下に記します。

| 問題 | 質問要約 | 政府答弁抜粋 | 水源連コメント |
|--------------------------------------|---|--|--|
| 基本方針の達成可能性について | 多摩川水系基本方針における基本高水流量や計画高水流量の具体的な達成期間と費用総額 | 「具体的な期間と費用総額」については、見積もっていない。 | 「河川整備基本方針は中身として具体性を持つものではなく単なる参考としての数値目標の設定」と自ら言っているようなものである。 |
| 河川分科会及び小委員会で住民団体からの意見書を真摯に議論することについて | なぜ、河川分科会及び同小委員会に対し、住民団体の意見書を真摯に受け止めるよう申し入れなかったのか | 住民団体から提出された意見書の配付、その主な内容の紹介及び議論が行われている。当該意見書は真摯に受け止められたものと認識している。 | 議論といっても、つまみ食い、一方的な誹謗・中傷を与えているに過ぎない。提出者に反論の機会を与えていない。 |
| 河川分科会及び小委員会の議論を開かれた方式に改善することについて | 意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言を認めるべきではないか。 | 河川整備基本方針は、治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標。客観性及び公平性を確保する必要があるから、河川について専門的知見を持った高度に学識経験を有する者等から構成される同審議会の意見を聴いて定める。したがって、「意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言を認めるべき」こととは考えていない。 | 傍聴者の発言は、環境省サイドの審議会等ではごく普通に行われていることである。国の答弁はあたかも大所高所にたつての判断が必要だと言いたげであるが、実態は現地の状況をほとんど知らず、専門的な知見も乏しい委員たちによって形だけの議論が行われているに過ぎない。 |
| | 河川分科会・小委員会は、当該流域の存する県庁所在地あるいは流域近辺の交通至便な地において開催して、流域住民が傍聴し、陳述できるようにすべきである。 | 河川分科会等の開催場所は、関係する専門分野の委員等ができる限り多く出席して審議ができること、効率的な会議運営が可能であること等の観点から、当該流域の県庁所在地等で開催することは考えていない。 | 流域住民の意向の反映を一切考慮せずに策定されるから、基本方針は流域の現状と隔絶したものになっているのである。 |

| | 質問 | 政府回答 |
|----------------------------|---|---|
| | <p>10 基本方針を実質的に審議、決定したのは、同分科会及び同小委員会である。だが、分科会長若しくは小委員長、あるいはその代理に指定された委員は、現地説明会に出席していないと聞く。なぜ、分科会長若しくは小委員長、あるいはその代理に指定された委員は、現地説明会に出席しないのか。</p> | <p>報告会は国土交通省の責任において実施しているものであり、国土交通省としては、球磨川水系河川整備基本方針の策定に当たって意見を聴いた分科会長等に出席を求めるべきものではないと考えている。</p> |
| <p>13. 元建設省技監の近藤徹氏について</p> | <p>省庁出身者等が、出身省庁や局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼすことは、厳に戒めるべきことである。</p> <p>基本方針検討小委員長を務める近藤徹氏は、既に退官して久しいにも拘らず、現在においても国土交通省河川局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼしていると聞くが、事実か。事実であるとすれば、国土交通大臣は、それを黙認しているのか。事実でないとするれば、他に河川局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼしている省庁出身者等はいないのか。</p> | <p>小委員会の近藤委員長が、「現在においても国土交通省河川局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼしている」という事実はないものと認識している。また、お尋ねの「河川局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼしている省庁出身者等」もないものと認識している。</p> |

係者などを構成員とするか否かは、各地の事情に応じて決めるべきである。

なお、関係自治体の意見については、現行法の整備計画の策定においても第16条の2第5項で首長の意見を聴く手続があり、同様の手続が基本方針においても取り入れられて良い。また、首長が意見を述べるにあたっては、各自治体の条例で住民参加手続に拠るものとされるべきである。

このような協議会の設置については、そもそも改正前の1995年河川審議会答申がすでに「河川環境流域協議会」の設置を提言していた。

また、上記の国土交通省のガイドラインでも、「構想段階における住民参加手続き」の具体的方策として「学識経験者等及び当該事業に関係を有する住民代表、事業団体、地方公共団体等の関係者からなる意見の集約・調整を図るための協議を行うための組織を設置する。当該組織の構成員は、広く意見が代表されるように配慮しつつ人選して、任命するものとする」という内容の組織の設置が示されている。

提言の趣旨3としては、基本方針と整備計画を一体的整合的に策定とするものである。現在、一級河川については、河川管理者が国であるところ（河川法第9条）、基本方針の策定は国土交通省本省において行われるが、整備計画の策定については、権限の委任（河川法98条）により、地方整備局等が行っている。しかし、基本方針と整備計画はもともと工事実施基本計画として一体の計画だったのであり、実際にも、長野県や兵庫県武庫川の例に見られるように、これらを一体的総合的に策定するほうが合理的である。よって、一級河川についても、地元流域の事情をよく知る各地方整備局等に委任するのが合理的であり、そのため、権限の委任の除外事項（河川法施行令53条）から基本方針の策定・変更（同条第1項1号）を削除すべきである。

基本方針を委任事項から除外している理由については、基本方針が、治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める河川整備の最終目標であるから、その内容の客観性及び公平性を十分に確保する必要がある、と説明される。しかし、治水行政による恩恵と危険を負担するのは流域住民であり、治水安全度の選択こそ流域住民の意思が尊重されるべきである。副大臣等で構成される「道州制の検討に関するプロジェクトチーム」（平成17年10月27日中間報告）では、社会資本整備関係の主な議題として河川管理の事務を道州に移譲することが議論されているが、道州制の是非はともかく、副大臣らから見ても、河川管理の事務が地方整備局等に任せられないものではないことを示している。地方分権、流域自治の観点から見て、治水安全度の選択は地元の流域の意思決定に任されるべきものとする。

以上のとおり、本提言に係る改正点は、現行河川法について喫緊に解決されるべき当面の改正点を提言するものであるが、それは国全体の諸政策の方向に沿うものであって、各種公共計画の策定において進められている住民参加の現状に鑑みても、早急に実現されるべき内容である。

地方分権の時代にふさわしい河川法の改正を求める提言書

相良村内に、治水・利水・発電を目的とする、特定多目的ダム法による「川辺川ダム建設計画」がありましたが、利水および発電目的が除外された結果、当初計画が40年ぶりに白紙に戻りました。そこで村民一同大いに喜んでいるところです。

ところで新たな問題も発生しております。これから河川法の手続きとして、新たに「球磨川」流域の河川整備基本方針と河川整備計画が策定されます。すでに河川整備基本方針は策定済みです。ここでの問題は河川整備基本方針の策定段階において、流域の住民や関係自治体が関与できる手続きが法定化されていないことです。現行法では流域住民や関係自治体が関与する余地は一切ありません。また河川整備計画の策定段階においては、必要があれば公聴会の開催など流域住民の意見を聞く機会や、流域自治体からの意見聴取など一応の規定は設けられています。確かに住民参加型の流域委員会を設けた地域もあります。しかし全国的に眺めますと各地方整備局の裁量権がかなり広く、住民参加の機会を設けることについては、地域によってかなりばらつきがあります。いわば法治主義ではなく人治主義の精神で河川法の運用が行われているのが現状です。

河川法の運用いかんによっては、適切な河川管理がなされず、流域住民の生活環境や経済・文化に大きな影響を与えることとなります。その意味で、一番の利害関係者である流域住民やそれを代表する関係自治体の対等かつ積極的な関与を認めなければ民主国家・法治国家とは呼べません。したがって以下の趣旨での河川法の早期改正を求めるものであります。

記

1. 現行河川法に、河川整備基本方針の策定段階から流域の住民や関係自治体が国と対等な立場で参加できる手続きを盛り込むこと。
2. 河川整備基本方針と河川整備計画の策定段階において協議機関の設置を法定化するとともに、その構成員として流域住民や関係自治体も含めること。
3. 上記の協議機関の人選および運営については、民主的な議論が可能となるような方策を検討し、規定に盛り込むこと。
4. 上記の協議機関が決定した結論については、河川整備基本方針と河川整備計画に確実に反映されるような方策を検討し、規定に盛り込むこと。

平成19年9月19日

熊本県球磨郡相良村
村長 矢上 雅義

衆議院議長 河野 洋平 様
参議院議長 江田 五月 様
内閣総理大臣 阿部 晋三 様
国土交通大臣 冬柴 鐵三 様

1997年河川法改正当時の市民側の対案

(嶋津暉之「河川環境の保全と住民参加」用水と廃水 1998年1月号より)

5. 住民側の対案

以上のとおり、今回の河川法改正は新たな河川行政の展開を意図したものであるにもかかわらず、住民参加に関しては、整備の方法についての意見を必要に応じて聴くだけにとどまっている。さきに述べたように、かけがえのない自然を喪失させてきた従来の河川行政を根本から転換させる力となり得るのは、異議申立ても含めて住民の積極的な参加である。そのかわりの扉を閉ざしたままでは、本質的には今までと変わらない河川行政が今後も進められていくであろう。

今回の河川法改正に関しては住民側も対案を作成して(表1)、国会で政府案とともに審議されるように運動を進めた。その結果、対案は議員立法(民主党案)として国会に上程されたが、残念ながら十分な審議が行われぬまま否決された。この対案のうち、上記のことに関連する骨子はつぎのとおりである。

- 1) 河川の良好な自然環境や生態系を保全することを河川行政の基本理念とすること。
- 2) 住民参加による河川行政が推進されるよう、河川を地域の共有財産として位置付けること。
- 3) 水系改変事業(ダム建設、河川改修など)の是非が公開の場で科学的に検討されるように、水系ごとに委員会を設置して住民・専門家の参加のもとに十分

な議論を行なうシステムをつくり、河川行政をガラス張りにすること。

- 4) 水系改変事業の是非は改変の手法だけではなく、事業の必要性、代替手段との比較を含めて根本からの議論と検討が十分に行なわれるようにすること。
- 5) 水系改変事業の利水面での代替手段として、また、河川環境改善のための流量増強の手段として、河川水利用者に対して必要最小限の水利用、すなわち、節水の徹底を義務付けること。
- 6) 河川行政に国民の英知を結集できるように、河川情報を全面的に公開して河川行政の透明性を高めること。

以上のような骨子に沿って、河川法を改正すべきであった。かつての自然豊かな川の再生をはかり、まだ残されている美しい川を守っていくためには、真の住民参加を保証した河川行政が進められなければならない。河川の荒廃を憂える住民は、今後も河川行政の変革を求める運動を続けていく。

57

表1 河川法改正の対比表(抜粋)

| 改正河川法 | 住民側の河川法改正案 |
|---|---|
| 目的に「河川環境」を追加 河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」を追加する。 | 環境配慮の徹底 生物多様性を保持し、良好な自然環境を保持することを目的とし、開発は必要最小限とする。 |
| 一元的な河川管理(現行制度のまま) | 水系委員会の創設 各水系ごとに水系委員会を設置し、河川管理の方針や計画、水利権などにつき審議する。 水系委員会は住民団体が推薦する委員を一定数以上含むものとする。 |
| 新たな計画制度 ①河川整備基本方針 基本高水流量等の基本的な事項について河川管理者が河川審議会の議を経て定める。 ②河川整備計画 具体的な河川整備の計画について、河川管理者が地方公共団体の長、地域住民などの意見を反映させて定める。住民の意見反映については必要に応じて公聴会等を開催する。 | 新たな計画制度 ①水系管理基本方針 生物指標や基本高水流量などの基本的な事項を10年ごとに定める。 ②水系管理計画 具体的な河川の保全と整備の計画を5年ごとに定める。 水系管理基本方針および水系管理計画の策定に当たって河川管理者はあらかじめ案を公開して意見の提出を求める。水系委員会は、提出された意見とそれに対する河川管理者の回答に基づいて案の是非を検討し、要望がある場合は意見提出者と河川管理者の同席を求めて審議を行なう。 |
| 河川情報 規定なし | 河川情報の全面公開 流量や取水量などの河川情報を全面公開する。 水系委員会の透明化 水系委員会の会議・資料等を全面公開する。 |
| 節水 規定なし | 節水努力義務 河川水使用者の節水努力義務および水使用合理化指針を定める。 |

1997年河川法改正時の国会の質疑

平成9年5月7日

衆議院建設委員会

増田委員 それから、次に進みますが、今回の改正の眼目の一つとして、地域の声を河川行政に反映しているというようなことが実は掲げてあります。住民の意見聴取手続を義務づけたのは河川整備計画のみであって、河川整備基本方針は従来どおり河川審議会の意見を聞いて策定するというにされております。

各河川の長期かつ基本的な方針は、今後行われる具体の河川整備の出発点であり、基本方針にも地域の意向が十分反映されていかなければならない、このように考えます。担当としてはどう考えておりますか。見解を伺いたい。

尾田政府委員（河川局長） ただいま先生御指摘の河川整備基本方針に関して住民意見の反映をする手続が定めておらないということに関しまして、御批判をいただいておりますのは重々承知をいたしておるところでございますが、私どもとしては、この河川整備基本方針と定める事項と申しますのは、全国的なバランスを考えた上で、いわゆる河川の流域が持っております社会環境、自然環境から科学的、技術的に決まってくるような基本高水流量、計画高水流量というような、ある意味では抽象概念でございます、そういうものを定めるという作業が河川整備基本方針でございます。

そして、この河川基本方針というのは、そういう意味合いで、まさに科学的、技術的に決められるべき、水系一貫をして上流から下流まで、上流に降った雨が下流まで、同じような雨の降り方の場合は下流まで安全に流し得る、上流で降った雨を途中で流域の中に入れるというようなことになれば、まさに人工災害という批判も受けるわけでございまして、そういう水系を一貫をして流量計画をつくる、そしてまたその計画自体が全国と同種、同規模の河川は同じような安全度を持つ、そういう視点に立って調整をすべき事項であるという観点について、その手続を定めておるところでございます。

そして、この河川整備基本方針に従いまして、ダムをどこにつくるか、どこに堤防をつくるか、そういう個別の事項につきましては、すべて河川整備計画の中で定めます。この河川整備計画については、まさに住民の皆さんの御意見、地方の御意見が反映できるように、そういう形で整備計画の案の段階でお諮りをして議論をいただくということを考えておるわけでございます。

そういう意味合いで、基本方針で定めた中ではこの整備計画がどうしてもできないということになれば、またこの基本方針のあり方についても再度検討をする、そういう仕組みを考えておるわけでございまして、この河川整備基本方針に住民意見の反映の手続がないということをもって住民意見の反映がされていないという御批判は当たらないと私は考えておるところでございます。

辻（第）委員 意見の聞き方ではありますが、学識経験者については「必要があると認めるときは、」意見を聞く、また、関係住民については「必要があると認めるときは、」公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることになっている。

なぜ「必要があると認めるとき」なのか。必要なときとはどのような場合か、必要がない場合とはどのような場合なのか、具体的に事例を示していただきたい。

尾田政府委員 「必要があると認めるとき」というのがどういうことか、また、どうしてこういう条項を置いたのか、こういう御質問でございます。

先ほども申しましたが、一級水系で百九水系、二級水系で約二千七百水系ございます。このすべての水系について、今後、基本方針を定め、整備計画をつくっていくということになるわけでございますが、それぞれの河川、特に二級河川につきましては、それぞれの河川の特長によりまして、ほとんど工事も行わないというような、そういう河川もあり得るわけでございまして、そういう中で、必ずしもすべてについてそういうものを設置を必要というふうには解する必要がないのではないかという考え方でこういう条項を置いておるところで

ございます。

もちろん、ダム等、あるいは堰等、そういう大規模構造物が含まれるような、そういう水系につきましては、当然、すべて住民等の意見をお聞かせを願うという処置をとるのは当然と考えておるところでございます。

__辻 (第) 委員 今、ダムだとか、あるいは放水路など、大型構造物をつくる場合は当然聞く、こういうことのようにありますが、ダムに限らず、住民の意見は、必ずしも、その規模の大小というのですか、そういうもので決まるものではないと思います。なるべく多くの場合に意見を聞く必要があるのではないかと、いかがなものか。

あわせて、河川管理者が必要なしとした事業に対し、学識経験者や関係住民から、意見を聞くべきだとの要求があった場合に、当該河川管理者はどう対処されるのか。必要なしとしたのだから聞く耳持たずという態度になるのか、それとも、要求に応じて意見を十分聞く場合もあるのか、明確にお答えをいただきたい。

__尾田政府委員 私どもといたしましては、必要な場合というのをできるだけ幅広く解釈をして適用をしてみたいというふうに考えております。そういう意味合いで、住民の皆様方から、そういう御要望が、意見聴取のお話が出てまいりました場合には、「必要があると認めるとき」に当たると考える、そういう方向で、今後、事に当たっていくというふうにしてまいりたいと思っております。

__辻 (第) 委員 本当に幅広く住民の意見を聞くという立場でやっていただきたいと思います。

住民の意見を聞く場合は、「公聴会の開催等」となっていますね。公聴会以外にどのような方法で住民の意見を聞くのか、具体的に示していただきたい。

さらに、公聴会を開くとき、関係住民にどのように周知徹底するのか、また、公述人はどのように選ぶのか。学識経験者の意見に関しても、意見を聞く学識経験者はどう選ぶのか。河川管理者が任意に選ぶのか、希望を募るのか。どのような選び方をやるにしても、客観性、公平性、科学性というのが担保される意見の聞き方が本当に必要だと思うのです。そういう点について明確にしていきたいと思っております。

__尾田政府委員 公聴会の開催以外のどのような手法をとるのか、こういうお話でございますが、まず第一点目でございますが、これにつきましては、今後それぞれの河川の特性、流域の特性に応じていろいろな対応がとられるものと考えております。例示的に申し上げますと、説明会の開催、公告縦覧と意見書の提出を求める、あるいはインターネットによる意見聴取等さまざまな手法を今後考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

それから二点目の、公聴会の開催に当たっての周知の方法、公述人の選定方法についてどうか、こういうお話でございますが、周知方法につきましても、それぞれの流域の特性に応じて考えていくことになろうかと存じますが、公告をする、あるいは新聞折り込み、インターネットの利用等々いろいろな手法が考えられようかと考えております。

また、公述人の選定方法につきましても、今後、いろいろな法定計画、ほかにもございますので、そういう手法も参考にしながら、これからできる限りの確に流域の皆さん方の総合的な意見をお酌み取りできるように努めてまいりたいというふうに思っております。

また三点目の、学識経験者の選出方法でございますが、これにつきましては、それぞれの河川の特性あるいは流域の特性をできるだけ反映できるように幅広く、河川工学や自然環境の専門家等に限ることなく、これまたいろいろな幅広い観点から学識経験者ををお願いをするということを考えてまいりたいというふうに思っております。

__辻 (第) 委員 その選び方については、客観性、公平性、科学性が本当に担保されるような選び方をぜひやっていただきたいと思っております。

それから、河川管理者の作成した案のとおり進めるために意見を聞くのではなく、意見に基づいて計画案に修正を加えることを恐れないという態度で臨むべきであると思っております。その点についていかがですか。

__尾田政府委員 御指摘のとおり、単に意見をお聞きするというだけでは全く意味がないと考えております。

そういう意味合いで、河川整備計画の原案、案の案の段階でお示しをさせていただきまして、そして、真剣に討議をする中でよりよいものとしての河川整備計画をつくれるよう、そういう御意見を反映させられるように考えていきたいと思っております。

5月9日

大野（由）委員 今まで河川が治水や利水だけが役割だった状況から、今回、河川法の改正によって、河川の目的に河川環境の整備と保全が位置づけられたのは大変な前進ではないか、このように思っているわけですが、何点か法律で質問させていただきたいと思えます。

十六条に、河川整備計画を作成するとありますが、この中で、河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、学識経験者やまた住民の意見を聞かなければならない、こういう条文になっておりますが、その必要があると認めるかどうかというのはだれが判断するのか、また、関係住民というのは、地域住民というか、その地域に住んでいる住民を指すのか、それともその問題に関心を持つ住民を指すのか、これについて伺いたいと思えます。

政府案についての質問でございます。

尾田政府委員 関係住民に意見を徴する場合、だれが判断をするのかという点、まずその点につきましては、河川管理者の方で判断をさせていただくというふうに考えております。

それから、どういう範囲までどういう状況に対してそういうことを考えておるのかという御質問でございますが、これは、関係住民の方々から意見聴取のお話、そういう御要望があった場合には、必要がある場合、必要があると認めるときというふうに考えまして、意見聴取をさせていただく、幅広に運用をしてみたいというふうに考えております。

大野（由）委員 今環境アセスメント法が成立したらどの段階で行われるかということについて御答弁があったので、ちょっと私、あいまいな答弁だったような気がするんですが、従来のアセスは事業アセス、このように言われておりました、事業がほぼ、大体、計画が煮詰まった段階でアセスが行われたものですから、事業にアセスメント、アセスメントじゃなくてアセスメントだ、また、開発の免罪符である、このように今までのアセスが非常に評判が悪かったということで、今回、実に十六年ぶりにアセス法が提案されて、国民の待望久しいアセスメント法が成立をする、こういう状況でございます。

ほぼ事業が固まった段階でアセスをやったのでは意味がない、もうそれをいかに認めるかという方向でのみアセスが働くわけですから、そうではなくて、まだその前の段階でアセスをやらなければいけない、事業アセスではなくて計画アセスにしなければならないということが、中央環境審議会の答申の中でも、計画の早い段階でアセスを行うことが妥当である、このように答申をされているわけですね。

それで、今ちょっと答弁があいまいだったのでもう一回確認したいんですが、大体、河川について、ダムを建設するのがいいのか、それともダム以外の方法がいいのか、また、ダムを建設するにしても、どの場所がいいのかというふうな、そういう代替案というんでしょうか、そういうものがきちっと明示されるようになるのかどうか伺いたいと思えます。

尾田政府委員 ただいま先生お尋ねの河川整備計画の段階と環境アセスメントの段階と、その間でどういう調整をとるのか、こういう御質問の趣旨かと受けとめますが、まず、従前は工事实施基本計画という形でそれぞれの河川の計画を決めておったわけですが、これを大きく、方針と整備計画というふうに分けまして、この整備計画、河川整備計画の中で個別のダムについてもそれぞれ盛り込みまして、住民の皆さん方の御意見を伺うということでございまして、そういう中で河川整備計画を決めます。

その上で、それぞれの事業の、ダムの事業の熟度が上がった段階で環境アセスメントを実施するわけですが、そういう段階、環境アセスメントを実施した結果、そのダムが環境アセスメントとして認められないということになりますと、これはまた、ダムの位置、構造、あるいはその水系でのダムの存在そのものについて見直すことになるわけですが、そういうことに至りますれば、河川整備計画そのものを見直しということになるかと考えております。

6. ダム中止に関する資料

ダム計画中止制度の経過

① ダム等審議委員会

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995 年度から試行として始まり、13 の事業に委員会が設置された。その他に細川内ダムにも設置の予定であったが、木頭村の反対で設置されなかった。1998 年度からの公共事業再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなった。審議中断になっていた小川原湖総合開発事業については 2002 年 11 月の東北地方整備局の事業評価監視委員会で中止の答申が出て、審議委員会が再度開かれることなく、同事業は中止となった。これで、ダム等審議委員会の役目はすべて終わった。

対象事業のうち、中止の答申が出たものの他に、推進の答申がでて、中止になったもの、中止になりつつあるものがいくつかある。現段階で推進されているのは、完成済みの宇奈月ダムと苦田ダム、試験湛水中の徳山ダム、未着工の平取ダムと成瀬ダム、ダム地点が変わり、貯水容量が約 4 割に縮小された足羽川ダムである。

② ダム総点検

1997 年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として建設省等の行政内部で評価を行い、一部の事業について休止・中止の措置がとられるようになった。1999 年度からは再評価制度に組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、下記③の I、ii、iii の条件に該当しなくても、iv の社会情勢の変化があるものとして再評価制度にかけることになった。したがって、総点検だけの結果は 1999 年度から発表されなくなった。

③ 公共事業の再評価制度

1998 年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再評価が行われ、一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになった。2002 年度からは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)が施行されたので、同法によって再評価が行われることになった(事業費 10 億円以上の事業を対象)。ダム事業の評価対象は次のとおりである。

再評価の対象(ダムの場合)

- i 予算上の建設段階に入って 5 年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業

- ii 予算上の建設段階に入って10年間経過した時点で、継続中の事業
- iii 予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業^{〔注〕}
- iv 再評価実施後5年間経過した事業
- v 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

評価対象事業は、事務局(地方整備局と都道府県)に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっているが、その実態はいくつかのダム事業をわずかに、二回の会議で審議するもので、事務局の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっている。

〔注〕ただし、河川整備計画の策定・変更で当該ダムが位置づけられた場合はそこで、その再評価の手続きが行われたものとされ、当該ダムの再評価は省略される。

④ 与党三党の中止勧告

2000年8月末に自民・公明・保守党は政府に233の公共事業の中止を勧告した。与党の見直し基準は次のとおりである。ただし、この基準に該当する事業がすべて勧告対象に含まれているわけではなく、勧告対象を選ぶに当たって、与党と主管官庁との間で調整があったと考えられる。

- i 採択後5年以上経過して未着工の事業
- ii 完成予定から20年経過して未完成の事業
- iii 政府の公共事業再評価制度で休止とされている事業
- iv 実施計画調査の着手後、10年以上経過して未採択の事業

この勧告を受けて、各事業者(各地方整備局と都道府県)がそれぞれの事業評価監視委員会に諮問を行い、その答申により、中止等の措置をとられた。

ダム事業に関しては、直轄ダム12、公団ダム2(ただし、思川開発は分水の中止)、補助ダム20、計34ダム(生活貯水池を除く)に中止勧告が出され、そのうち、直轄の清津川ダム(新潟)、山鳥坂ダム(愛媛)を除く32ダムは2001年度から中止、清津川ダムは2003年度から中止となった。

⑤ 中止になったダム事業

今までのダム等審議委員会、ダム総点検、公共事業再評価制度、与党三党の中止勧告により、中止となったダムは、生活貯水池(有効貯水容量100万m³以下)を含めて、1997年度から4事業、98年度から6事業、99年度から7事業、2001年度から47事業、2002年度から8事業、2003年度から14事業で、2004年度から10事業、2005年度から3事業、2006年度から5事業で、2007年度から3事業、2008年度から1事業で、合計107事業である。

中止になったダム事業(国土交通省関連)

| 1997年度から | 1998年度から | 1999年度から |
|---|---|--|
| <p>[直轄事業] 日橋川上流総合開発(福島) 稲戸井調節池総合開発(茨城)</p> <p>[補助事業] 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)</p> | <p>[補助事業] 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)</p> | <p>[補助事業] 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)</p> |
| <p>2000年度から</p> <p>[直轄事業] 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業</p> | <p>2001年度から(続)</p> <p>[補助事業] 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザカ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)</p> | <p>2002年度から</p> <p>[補助事業] 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)</p> |
| <p>2001年度から</p> <p>[直轄事業] 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)</p> <p>[公団事業] 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) 〔大谷川分水・行川ダム〕</p> | | <p>2003年度から</p> <p>[直轄事業] 小川原湖総合開発事業(青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山)</p> <p>[公団事業] 栗原川ダム(群馬)</p> <p>[補助事業] 入川ダム(新潟) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)</p> |
| <p>2004年度から</p> <p>[直轄事業] 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)</p> <p>[公団事業] 戸倉ダム(群馬)</p> | <p>[補助事業] 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟) 倉淵ダム(群馬)〔凍結〕</p> | <p>2005年度から</p> <p>[直轄事業] 木曾川流水総合改善事業(香川)</p> <p>[補助事業] 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)</p> |
| <p>2006年度から</p> <p>[補助事業] 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) 下諏訪ダム(長野) 蓼科ダム(長野)</p> | <p>2007年度から</p> <p>[補助事業] 姫戸ダム(熊本) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)</p> | <p>2008年度から</p> <p>[補助事業] 男川ダム(愛知)</p> |

全国のダム事業の状況 (国土交通省関係)

(2007年10月現在)

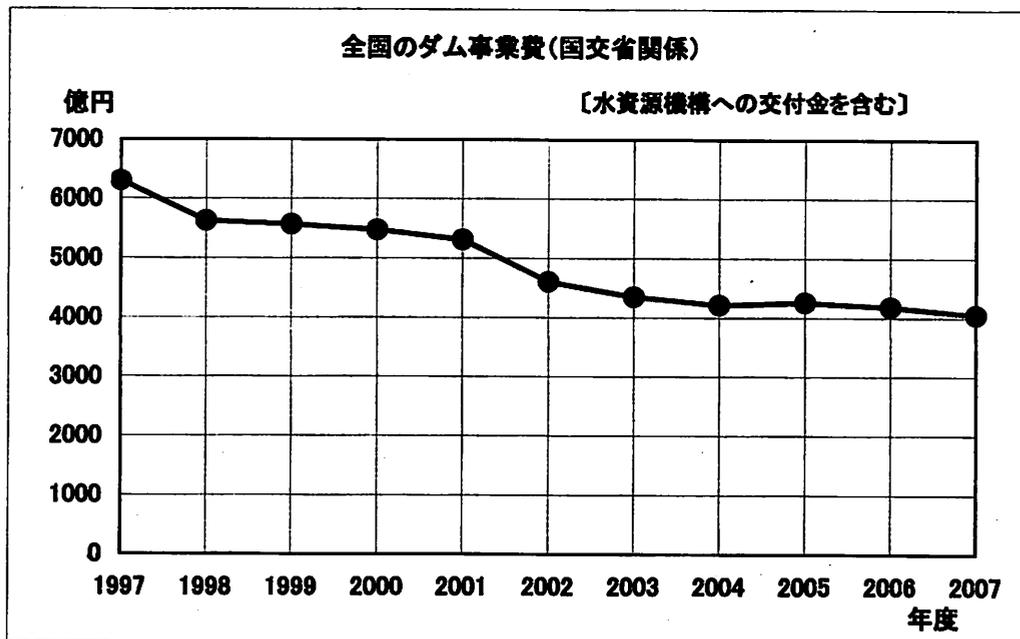
継続中のダム事業

| | | 事業数 |
|----------------|------------|-----|
| 直轄事業 (国交省) | 多目的ダム | 36 |
| | 治水ダム等 | 14 |
| | 流況調整河川事業 | 2 |
| 水資源機構事業 | | 8 |
| 補助事業 (都道府県) | 多目的ダム | 49 |
| | 治水ダム | 30 |
| | 生活貯水池(多目的) | 23 |
| | 生活貯水池(治水) | 7 |
| 計 | | 169 |

中止になったダム事業

| 中止決定年 | ダム | 生活貯水池 | 計 |
|--------|----|-------|-----|
| 1996年度 | 4 | 0 | 4 |
| 1997年度 | 3 | 3 | 6 |
| 1998年度 | 4 | 3 | 7 |
| 1999年度 | 0 | 0 | 0 |
| 2000年度 | 33 | 14 | 47 |
| 2001年度 | 3 | 5 | 8 |
| 2002年度 | 12 | 2 | 14 |
| 2003年度 | 8 | 2 | 10 |
| 2004年度 | 1 | 2 | 3 |
| 2005年度 | 5 | 0 | 5 |
| 2006年度 | 1 | 2 | 3 |
| 2007年度 | 1 | 0 | 1 |
| 計 | 74 | 33 | 107 |

(生活貯水池:有効貯水容量が100万m³以下のダム)



7.ダム建設よりも河道整備・堤防補強を！

1 ダム建設のために河道整備を後回しにする河川行政

(1) 肱川（愛媛県）

肱川（愛媛県）では国交省が山鳥坂ダムの建設が優先して進めるため、河道整備が後回しにされ、氾濫危険地域の解消が30年後になっている。

肱川河川整備計画

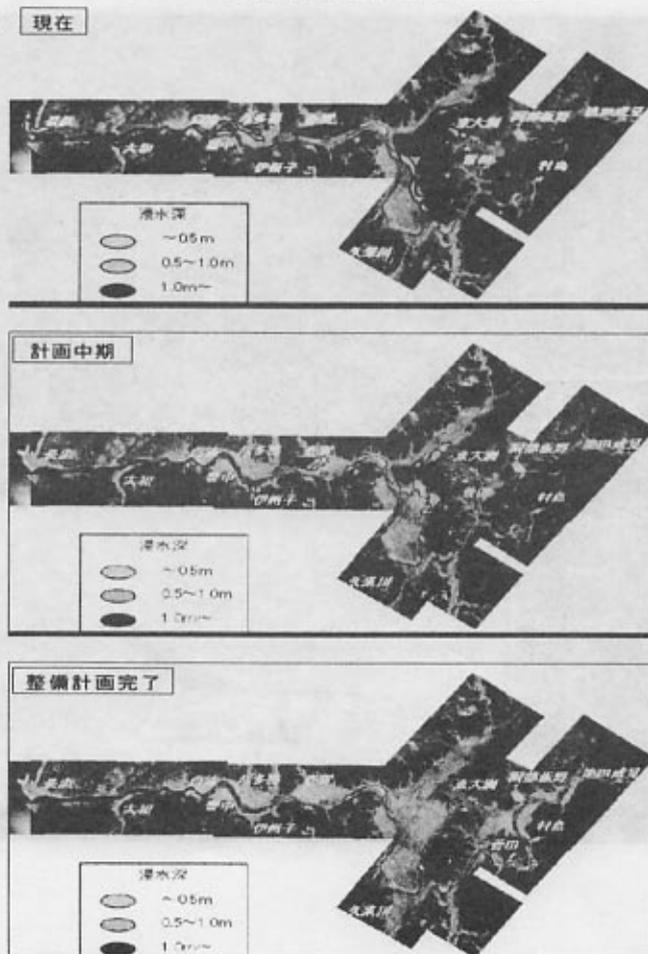
4.2.4 河川整備計画における整備効果と発現時期

整備目標に対する東大洲地区の整備効果と発現時期は、以下のとおりであり、整備計画完了時点では戦後最大洪水規模に対応可能となる。

表 4.2.3 整備効果発現時期

| 時期 | 整備内容 | 治水効果 | 対応可能流量 | 清流復活 |
|-------------|----------------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|
| 現在 | 既設野村ダム、 既設鹿野川ダム | 450m ³ /s | 3,550m ³ /s | |
| | 現状河道 | 3,100m ³ /s | | |
| 計画中期 | 山鳥坂ダム建設完成 鹿野川ダム改造完了 既設野村ダム | 1,100m ³ /s | 4,200m ³ /s | 水量の確保・ 自然な流れの 回復を達成 |
| | 河道改修（下流河道の 一部） | 3,100m ³ /s | | |
| 整備計画 完了時 | 山鳥坂ダム建設完成 鹿野川ダム改造完了 既設野村ダム | 1,100m ³ /s | 5,000m ³ /s | 水量の確保・ 自然な流れの 回復を達成 |
| | 河道改修（全区間完了） | 3,900m ³ /s | | |

施工段階別洪水氾濫シミュレーション
（整備目標流量 5000m³/s）



国土交通省の計算でも、計画中期（ダム完成後）の氾濫危険地帯は、現在とあまり変わらない。

河道改修も完了する計画完了時でようやく氾濫危険地帯がなくなることになっている。

2 堤防の補強を最優先で実施（淀川水系河川整備計画案の考え方）

今年8月に近畿地方整備局が示した淀川水系河川整備計画原案は、大戸川（おおどがわ）ダム計画を復活させるなど、基本的な問題があるので、淀川水系流域委員会でこれから厳しい議論が展開されると予想される。しかし、一方で、基礎案（2004年5月）から受け継がれている「堤防の補強を最優先で実施」という考え方は非常に重要なものであり、他の水系でも、堤防の整備・補強を最優先にして治水対策を進めるべきである。

国交省は直轄区間の堤防について決壊の危険性（地すべりやパイピングの可能性）を調査してきている。その調査結果に基づいて、堤防の危険度をランク分けして優先的に補強すべきところをピックアップし、その実施を求めていくことが必要である。

ダム建設に巨額の金を投じている場合ではない。堤防の決壊危険性箇所の補強を行うことが喫緊の課題である。

また、二級水系や一級水系都道府県管理区間についても、堤防決壊危険性箇所の調査を都道府県に対して求めていくべきである。

〔淀川水系河川整備計画原案の説明資料より〕

4.3 治水・防災

堤防の補強

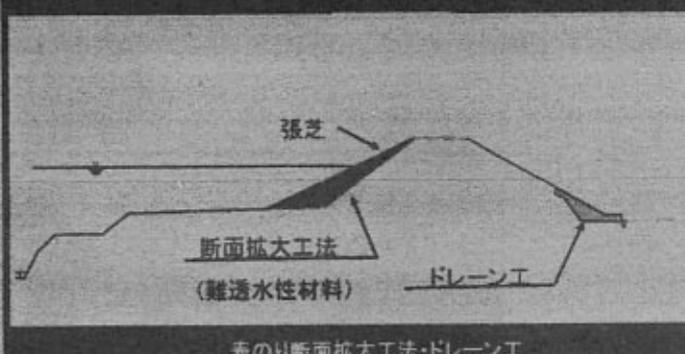
堤防の補強を最優先で実施

（計画高水位以下の流水の作用に対して万全を目指す）

堤防補強対策実施延長

| | |
|--------|--------|
| 淀川（本川） | 20.2km |
| 桂川 | 5.1km |
| 木津川 | 41.3km |
| 宇治川 | 3.4km |
| 猪名川 | 4.7km |
| 瀬田川 | 0.9km |
| 野洲川 | 9.4km |

対策工法の事例（浸透対策）



4.3 治水・防災

継続的な堤防強化の取組み

- 超過洪水や不測の外力に対しても被害の軽減を目指す
- 万全とはいえないが、粘り強い堤防によって少しでも被害を軽減
- さまざまな工夫を行いながら対策を実施
- 対策技術の向上、評価手法の構築に取り組む

4.3.2 堤防の補強

・これまでに整備されてきた堤防は、材料として吟味されているとは限らない土砂を用いて逐次強化が重ねられてきた。

・時代によって築堤材料や施工方法が異なり、必ずしも防災構造物としての安全性を有しているとはいえない。

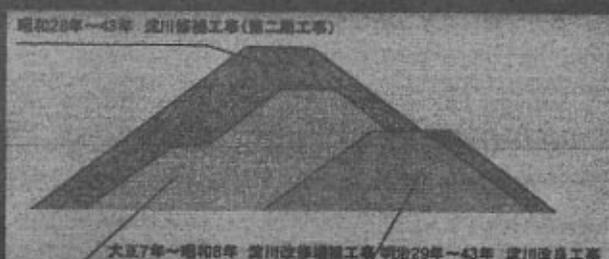
・淀川水系の堤防の安全を確保するため、堤防設計指針に基づいて平成15年度から約270.4kmの既設堤防を対象に点検を実施。

・点検の結果、112.6kmの堤防の安全性が不足。不足する堤防については、順次対策を実施。今後、対策済み区間を除く85.0kmの堤防補強が必要。(H19年度末時点)

※点検については、木津川上流において一部未実施区間あり。



堤防開削写真(平成18年7月)

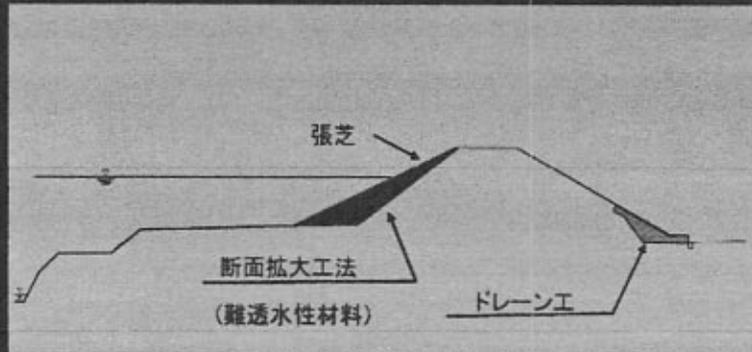


4.3.2 堤防の補強

対策工法の事例

計画高水位以下の洪水に対する対応

浸透対策



表のり断面拡大工法・ドレーン工

侵食対策



4.3.2 堤防の補強

堤防の補強の対策期間と費用

(単位:億円、延長:km)

| 河川名 | 前期 | | 中期 | 後期 |
|-------------------|-----------|---------------------|------------|-----------------|
| | 5ヶ年 | | | |
| 淀川 | | (20.2km) | | |
| 宇治川 (0.4km) | 3 | 22 (3.0km) | | |
| 木津川下流 (2.5km) | 26 | 116 (14.8km) | 408 | (23.8km) |
| 木津川上流 | なし | | | |
| 桂川 | | | | 24 (5.1km) |
| 瀬田川 | | 1 (0.9km) | | |
| 野洲川 (0.2km) | 1 | | 21 | (9.2km) |
| 猪名川 | | | 16 | (4.7km) |
| H21までに優先実施 | 30 | (優先区間3.1km) | | |
| | | 126 (20.2km) | | |
| 10ヶ年で対策完了 | | 136 (18.8km) | | |
| 30年で対策完了 | | | 469 | (42.9km) |
| 合計 | | | 761 | (85.0km) |

8. 多目的ダムから治水専用ダムへの変更に伴う問題点

(1) 法的な問題点——ダムの根拠法令とダム計画——

ダム計画の延命のため、多目的ダムから治水専用ダムへ衣替えするダムが続出するようになった。直轄ダムや水資源機構ダムの場合は多目的ダムから治水専用ダムへの変更に伴って、法律に基づくダム計画をつくる必要がなくなった。都道府県知事が意見をいう場もなくなり、ダム事業が国土交通省の官僚サイドだけで進められるようになる重大な問題が生じてきている。

なお、水資源機構ダムが治水専用ダムになった場合は水資源機構が事業主体であることはありえず、国土交通省の直轄ダムに変わるものと考えられる。実際に丹生ダムは直轄ダムに変更されるものと予想される。

① 直轄の多目的ダム

特定多目的ダム法の第四条により、国土交通大臣がダムの基本計画を作成する。

第四条 国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画を作成しなければならない。

4 国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

② 水資源機構の多目的ダム

水資源機構法第十三条により、水資源機構がダムの事業実施計画を作成する。

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設の新築又は改築を行うこと。
イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設

.....

第十三条 機構は、前条第一項第一号の業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、関係都

道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

③ 直轄の治水専用ダム

河川法第九条による一般の河川工事とされるため、ダムに関する計画は策定されず、策定や変更に関して都道府県知事は意見を述べる場もない。

河川整備計画で当該ダムが位置づけられたあとは、地方整備局の判断だけでダム事業が進められることになっている。

④ 補助ダム（多目的ダム、治水専用ダム）

河川法第九条による一般の河川工事であるので、法律に基づくダム計画はないが、補助金との関係で国土交通省の認可・同意を得るため、国土交通省（建設省）の通達によるダムの全体計画が策定される

河川法第七十九条 都道府県知事は、・・・一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

- 一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合
- 二 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合

建設省の通達「河川局所管国庫補助事業に係る全体計画の認可について」（昭和51年4月12日 河川局長）

1 河川改良工事全体計画認可申請について

2 ダム等建設事業全体計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 建設の目的
- (2) 位置及び名称
- (3) 規模及び型式
- (4) 貯留量、取水及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
- (5) 建設に要する費用及びその負担に関する事項
- (6) 工期

(2) 穴あきダムの問題

水需要の飽和現象によって利水の必要性が失われたため、治水目的だけになるダム計画が増えてきている。治水面の必要性もないことはいうまでもないが、その治水ダムを「環境にやさしい」という名目で穴あきダムに変更するケースがいくつか出てきている。

穴あきダムは河床部に通水口を開けて常時水を流すので、「通常時は川の流れを遮らず、土砂も堆積しづらく、増水時はダムの貯水機能が働き、下流への流量を抑える働きをする」とされ、「環境にやさしい」ダムをうたい文句にしている。しかし、現実にはそうではなく、環境に多大な影響を与える点は通常のダムと基本的に変わらない。

所詮はダム計画の延命策でしかない。

詳しくは、今本博健氏の「穴あきダム徹底批判」(「世界」2007年7月号)を参照。

穴あきダムで計画されたダム、穴あきダムの案が浮上してきているダムは次のとおりである。

三笠ぼんべつダム (北海道、直轄ダム)

最上小国川 (もがみおぐにがわ) ダム (山形県、県営ダム)

津付 (つづき) ダム (岩手県、県営ダム)

浅川ダム (長野県、県営ダム)

足羽川 (あすわがわ) ダム (福井県、直轄ダム) (ただし、ゲート操作がある穴あきダム)

辰巳ダム (石川県、県営ダム)

浜田ダム (島根県、県営ダム)

城原川 (じょうぼるがわ) ダム (佐賀県、直轄ダム)

立野 (たての) ダム (熊本県、直轄ダム)

西之谷 (にしのだに) ダム (鹿児島県、県営ダム)

穴あきダム案が浮上しているダム

丹生 (にう) ダム (滋賀県、水資源機構ダム)

大戸川 (だいどがわ) ダム (滋賀県、直轄ダム)

武庫川ダム (兵庫県、県営ダム) (武庫川流域委員会はダムなしを提言)

9, 現行環境アセスメントと戦略的環境アセスメントについて

(1) 現行環境アセスの問題点

① アセスの対象からの逃避

環境影響評価法（1999年6月12日施行）が施行される以前の事業は、適用除外となっている。

さらに、ダム等で事業計画の内容が大幅に変わる場合も、過去に建設省の要綱アセスまたは閣議決定アセスを実施したなどの理由で、法アセスの実施対象から逃れようとするケースが出てきている（川辺川ダム計画）。

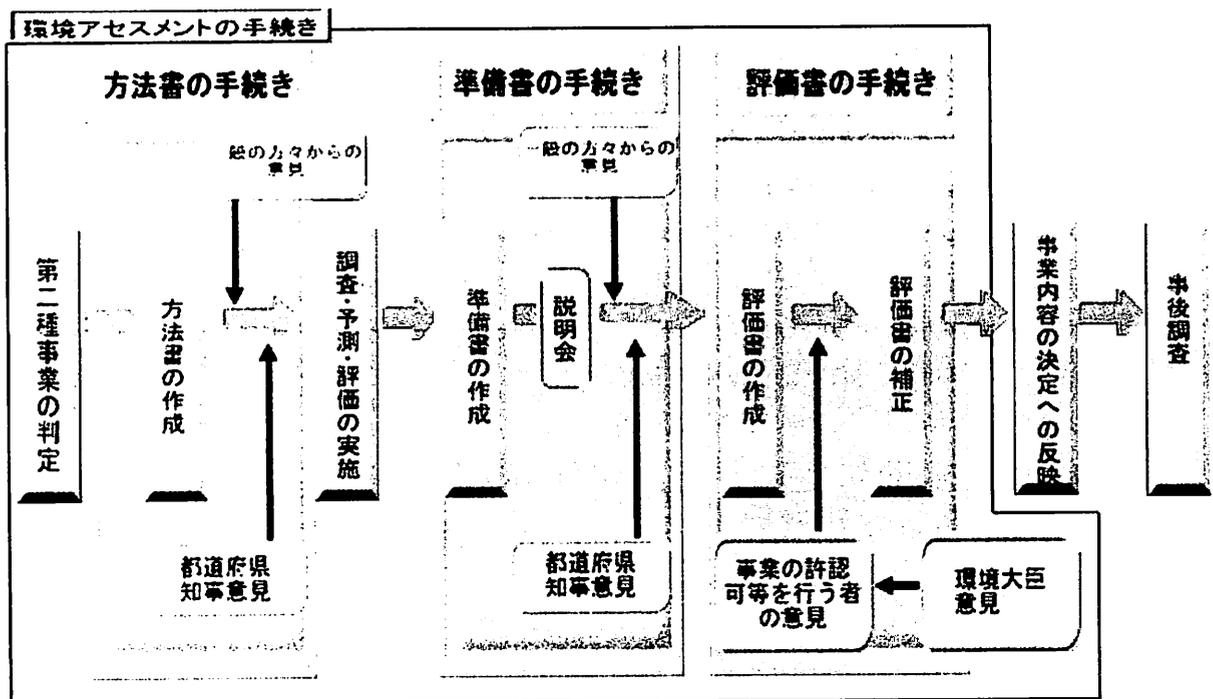
② 住民参加の道が閉ざされている環境アセス

環境アセスにおいて住民が意見を言えるのは意見書の提出や公聴会（川崎市など、条例で定めている場合）だけである。公聴会は欧米では常識とされる双方向性の公聴会ではなく、住民が一方通行で意見を述べるだけの公聴会であって、事業者と議論できる場がまったくない。環境アセスにおいては住民参加の道が閉ざされている。

③ アワズメントになっている環境アセス

環境アセス法は代替案も示す規定がないため、環境アセスによって事業推進の是非が問われることはない。環境アセスの手続きと調査にかなりの時間が金をかけるようになっているが、結果的に事業の進め方を微調整する程度のものにとどまっている。所詮はアワズメントだと言われるゆえんである。

[参考] 環境アセスメントの手続き



(2) 山鳥坂ダム環境検討委員会に見る環境アセスの問題点

大洲市の住民投票を実現する会 有友正本

環境アセスの最大の問題点は、事業着工が前提

第4回環境検討委員会で、山鳥坂ダム工事事務所の所長が「いつまでも調査をしているわけにはいかない」と発言していること。第8回の環境検討委員会では、委員が県内で未確認の腐生ランの発見の可能性を指摘したところ事務局が「準備書に間に合わない」と結論付けたこと。これらのことや、委員会での具体的なやり取りをみると、すべて事業着工が前提となっている。

委員会の具体的なあり方について

◎ 委員の選任について 山鳥坂ダム環境検討委員会の委員は、いかなる根拠で選任されたのか。選任に疑問を抱かざるを得ない人物が、含まれている。また、この委員会のメンバーは専門家だと国土交通省が判断し任命したものだと考えていたが、専門家ではないようである。専門家であるはずの委員の発言に対し、「専門家の意見を聞きながら」と事務局が発言している。

◎ 委員が自由に議論を行いそれに基づいて決定するのではなく、事務局が議題を提案し、事務局が議論を誘導し、事務局が結論付ける委員会になっている。委員の自由な議論を保障し、議論に基づいた結論が出せる委員会でなければならない。

◎ 委員会の開催時間は制限されているが、その開催時間が有効に使われていない。事務局の資料の説明に大半の時間を費やし、委員の発言に使われる時間が少ない。委員も、時間を気にして遠慮しながら発言している。資料を、当日配布するのではなく、事前に配布し委員が内容を検討していれば、委員会開催当日は資料全体を説明する必要はなく、不明の部分を質疑しその上で内容が妥当か否かを議論すれば、本来の有意義な議論ができることになる。

◎ 流域住民に対し手だけでなく広く開かれた委員会でなければならない。最終段階の委員会である第10回においては、資料は回収され、核心に触れる部分の協議ではすべての傍聴者が退去させられた。第11回では、傍聴が許されたのはマスコミのみであった。

環境影響評価の実施範囲について

方法書に対する大洲市長意見の中で、「山鳥坂ダム建設に伴う水環境への影響は、事業計画区域にとどまらず、肱川河口までの調査の実施を検討すること。」とされている。ダム建設の影響の大きさを考えると、これは当然の事と考えている。

具体的な対象の取り扱いについて

① アユの取り扱いについて

肱川は、天然アユの遡上率が、最も高い川として知られている。アユの話が、「準備書」では全くと言っていいほど出てこない。肱川流域にとって、肱川は災害も与えてきたが、恵も大きく、肱川と密着した年中行事も多い。アユ漁は、その恵の中核とも言える。河辺川は、かつては肱川で唯一尺アユの育った流域である。肱川本流のアユの味が落ちてきていることは、流域住民には周知の事実であり、支流のアユが昔の肱川の味を保持している。にもかかわらず、何らかの対策どころか、準備書にまったく出てこない、不思議なことである。なぜか、「魚類の重要な種」としてニゴイまで扱われているのだが。山鳥坂ダムがアユの生態にどのような影響を与えるのか詳細に

調査を行うべきではないか。その際には、当然、漁業・産業（遊漁を中心とした観光も含め）への影響を明らかにすべき。

② クマタカの取り扱いについて

クマタカが注目種から外された理由が、誰でもが了解できるものでなければならない。その理由として挙げられているのは、「繁殖や採餌などの主たる活動の場が事業実施区域及びその周辺では確認されなくなっている。」こと、さらに「新たな知見がえられていない。」こと。この二つがその根拠とされている。が、これでは未だ誰にも了解できる理由になっていないとは言えない。それ故に、愛媛県環境検討委員会の猛禽類の専門家は、クマタカ外しについて「住民の関心も高く、キチンとした説明をして議論がより科学的に行われる必要がある」と述べている。

該当地区は、クマタカ的生活圏そのものであり、地元専門家の観察ではダム予定位置から半径 5km 圏内に、周年頻繁にクマタカは出現している。上空で飛翔している行動そのものが採餌や繁殖の基本行動であり、頻繁に区域内に出現する「飛翔現象」を正確に理解し評価しようとしていないか、理解し評価しようとしていない。クマタカは、オオタカやサシバ以上に注目種として適切な選択である。クマタカを注目種に選定するよう求める。

③ ヤイロチョウの取り扱いについて

10年ほど前まで、ヤイロチョウの観察記録は、県内ではほとんど見られず、僅かに旧河辺村植松あたりで非公式な記録があったのみである。2001年ごろより、河辺川流域の林内で毎年観察されるようになり、写真記録も得られるようになった。また番（つがい）で生息していることも多く、繁殖地域であると見られる。毎年生息が確認され、繁殖地としてきわめて確実視されている地域は、今のところ県内の他の地域では存在しない。このようなヤイロチョウをめぐる特殊な地域について何の検討も加えられないのでは、環境影響評価の意味をなさない。緊急に注目種に指定し、その保護に取り組むべきである。

④ ミゾゴイ・オオクワガタについて

どちらも、3月の第4回環境検討委員会で取り上げられた。オオクワガタについては委員が、「ほぼ絶滅に近い状態になっていますけれども、この種が山鳥坂で見つかったというのは、これはすごい驚きでして、学問的にも意義のあること」と指摘したが、その後の委員会でオオクワガタに関する議論がまったく行われていない。

ミゾゴイについても、「国際的にも非常に貴重な種」と事務局は表現しているが、その後まったく議論さえなされていない。これでは、「環境アセスメントとは何なのか」と疑われても反論さえできない。準備書の完成前に、丁寧な対応を求める。

⑤ 移植について

○ サナエトンボ類の移植については、委員会で「個体数がもともと少ない。扱いが難しく至難の業ではないか」と指摘があった。準備書決定以前に、確実に移植できる方法が提案されなければならない。

○ ムヨウランの移植については、委員会で「葉のないムヨウランは難しいと思う。」「無理かもしれない」などの指摘があった。

移植したら絶滅してしまったでは、許されない。

⑥ 地形・地質について

愛媛県知事・大洲市長どちらも、地形・地質に関し環境影響評価の項目に追加するよう求めている。これについて、委員会では事務局報告の中で「事業の実施過程において必要な対策を講じるべく検討を重ねている」と説明されているだけで項目から除外されている。地形・地質は、山鳥坂ダムの目的達成のための重要項目である。

(3) 戦略的環境アセスメント (SEA) と 公共事業の構想段階計画策定プロセス

今年4月に環境省が戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを策定した。

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9431&hou_id=8247

それを受けて、各省でガイドライン策定の検討を進めている。国土交通省でも「公共事業の構想段階計画策定プロセス研究会」をつくった。すでに3回の研究会が開かれていて、11月26日に最後の研究会を開き、今年度中にガイドラインを策定することになっている。(研究会の資料等は<http://www.mlit.go.jp/tec/kanri/process.html>)

ダム、河川関係については河川整備計画の策定プロセスを戦略的環境アセスメントとすることになっているので、戦略的環境アセスメントといっても状況は何も変わらないのではないかと受け止められていたが、この研究会の資料を読むと、住民参画について多少前向きな議論が行われている。

現段階のまとめには、次のように書かれている。

- ・ 住民参画手続きは十分な期間を確保して行う。
 - ・ 住民参画手続きは、計画検討手続きを踏まえ、状況に応じて適切な段階に適切な実施方法で行うものとする。
 - ・ 住民参加手続きにおいては双方向のコミュニケーションとなるように情報提供、意見把握、意見への整理・応答をおこなう。
- また、複数案の設定にも言及している。

このガイドラインによって各水系の河川整備計画の策定において住民参画の道が開かれることを期待したい。

〔参考資料〕国土交通省「公共事業の構想段階計画策定プロセス研究会」
の第3回研究会（平成19年8月29日）の資料より

資料3

計画検討手続き 骨子(案)

| 項目 | 骨子 |
|---------------|--|
| | <p>計画策定者は、住民参画手続きの結果得られる意見や技術的検討の結果を十分に反映して、計画検討手続きを行い計画を選定する責任がある。</p> <p>計画策定が公正性や客観性、合理性、透明性をもって適切に行われている必要がある。</p> <p>当該事業に関係する地方公共団体とも十分調整の上、計画検討手続きを進める。</p> |
| (1) 計画検討の発議 | <p>上位計画等で提案された基本方針や現状の課題に基づき、当該事業の目的等を明確にした上で計画検討の発議を行う。</p> <p>住民等への検討の内容及び手順、予定する検討のスケジュール等、必要な内容を公表する。</p> |
| (2) 計画の必要性の検証 | <p>計画を検討することが必要であることを確認するため、出来る限り早い段階で、計画の必要性について説明する。</p> <p>当該事業を行わないこととする案で課題解決が不可能である場合には、そのことを早期に公表することが望ましい。</p> |
| (3) 複数案の設定 | <p>最適な計画を決定するため、複数の案を設定することを基本とする。</p> <p>複数の案の中に、事業の目的が達成できるかどうかの判断や、住民等の関心事や論点等について十分な議論を行うことが出来る内容を盛り込む。</p> <p>計画策定者は、必要に応じて、住民等からの意見を参考として複数案の設定内容を改善する。</p> <p>事業を行わない案は、それが現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を達成できる場合等には複数案に含める。また、現実的でない場合でも評価の参考として示すことを検討する。</p> <p>地域特性等から複数案を設定することが現実的でない場合には、複数案を設定する必要はない。その場合には、その理由を示すものとする。</p> <p>複数案の設定は事業の特性により大きく異なるものであり、詳細については個別事業ごとのガイドライン等に基づき設定する。</p> |
| (4) 評価項目の設定 | <p>社会面、経済面、環境面等様々な観点から事業を総合的に評価するために以下の4点に留意して、評価項目を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的の達成度合いを評価できる項目を設ける ② 社会面、経済面、環境面等の項目を適切に設定する ③ 社会や住民等の関心事や論点等への影響を評価できる項目を設ける ④ 項目の取捨選択にあたり、事業や地域等の特性に配慮する <p>計画策定者は、必要に応じて設定した評価項目について住民等からの意見を参考として評価項目の設定内容を改善する。</p> |
| (5) 複数案の比較評価 | <p>住民参画手続きの結果や技術的検討の結果を十分に反映して、複数案の優劣を評価する。</p> <p>その評価にあたっては、正確な情報に基づき、できるだけ客観的に示す。</p> <p>計画の状況や住民等の関心事等に応じて、各評価項目の精度を適切なものとする。</p> <p>住民等が結果を理解しやすくするため表現等を工夫する。</p> <p>単に数値のみによってではなく、多様な価値観によって比較評価を行う。</p> |
| (6) 計画案の選定 | <p>計画策定者は、比較評価の結果から総合的な観点により、複数案の中から計画案を選定する責任がある。</p> <p>計画策定者は、住民等や関係機関等に対して次の3点に留意してその選定の結果や理由をわかりやすく説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 複数案の絞り込みや総合評価の過程で特に重視した観点や項目など基本的な考え方の明示 ② 住民等や関係機関の意見に対する考え方の明示 ③ 選定案を実施するにあたっての配慮・留意事項の明確化 |

住民参画手続き 骨子(案)

| 項目 | 骨子 |
|----------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 住民参画手続きは、計画策定プロセスに意見が十分に反映されるように、計画策定者と住民等との双方のコミュニケーションを重視し、適切な時期に適切な手段を用いて実施する。 |
| (1) 住民参画手続き | <ul style="list-style-type: none"> 住民参画手続きは十分な期間を確保して行う。 住民参画手続きは、計画検討手続きを踏まえ、状況に応じて適切な段階に適切な実施方法で行うものとする。 住民参加手続きにおいては双方のコミュニケーションとなるように情報提供、意見把握、意見への整理・応答をおこなう。 <p>① 情報提供 計画策定者は、住民等が当該計画について理解を深め、意見を形成するために計画手続きの進め方や検討期間などは早期に公表するとともに必要な情報を適切な時期、方法により住民等に提供するように努める。</p> <p>② 意見把握 計画策定者は、住民等が当該計画に関して有している関心、懸念等の意見の把握に努める。意見の把握の際には住民等が計画に対して適切に意見できる機会および期間を確保する必要がある。</p> <p>③ 意見の整理・応答 計画策定者は、住民から出された多様な意見を分かりやすく整理し、その整理結果について公表する。 計画策定者は、住民等からの意見を積極的に受け付け、質疑等に対しては真摯に応答を行うことに努める。</p> |
| (2) 地方公共団体との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 住民参画手続きの立案および実施について地方公共団体と連携して行う。 |
| (3) 留意事項 | |
| ① 関係者の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 当該事業に関わる住民等の関係者について、次のような事項を踏まえて適切に把握する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の特性 ② 地域の特性 ③ 関連事業の有無 ④ 事業によってもたらされる受益・負担の程度 ⑤ 住民への関心（例えば、環境面、社会面） |
| ② 手法の選択 | <ul style="list-style-type: none"> 次の3点を考慮し手法を選択し、必要に応じて複数の手法を組み合わせて活用するなど適切に実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 目的（問題やニーズの共有化、将来目標や方向性に対する意見把握等）と対象者を把握する。 ② 手法の特性（メリット・デメリット等）を理解する。 ③ 予算や時間等とのバランスを考慮する。 |

委員会等 骨子(案)

| 項目 | 骨子 |
|-------------------|--|
| (1) 設置にあたっての基本的事項 | <ul style="list-style-type: none"> 計画策定者は、当事者のみによる判断が難しい場合等必要に応じて、技術的専門性、又は、公正な立場の第三者から助言をもらうための委員会等を設置する。 委員会等が担うべき主な役割は、次の2点に整理できる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 住民等との適切なコミュニケーションの確保 ② 専門性の確保（計画内容の合理性の確保） <ul style="list-style-type: none"> 委員会等の設置にあたっては、以下の事項を考慮して設置する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 委員会の必要性、目的、役割の明確化 ② 適切な委員会の構成、体制、人選 |
| (2) 住民参画手続きの支援組織 | <ul style="list-style-type: none"> 住民参画手続きにおいて、住民等との適切なコミュニケーションを確保するため、計画策定者は必要に応じて委員会等を設置する。 この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 計画策定者と住民等との対話の確保 ② 住民参画手続き実施の支援（把握した意見の整理や真摯な応答のための支援等） |
| (3) 技術的検討の支援組織 | <ul style="list-style-type: none"> 計画内容の合理性を確保するため、計画策定者は、必要に応じて支援機関を設置する。 この委員会等の基本的な役割は、次の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> ① データと分析に用いた手法が合理的かどうか ② 技術的検討の結果が妥当かどうか |

5, 各地の補足資料

北 都 新 聞 2007年(平成19年)10月10日(水曜日)

サンルダム

本体工事着工へ前進

加藤道議が
定例会見 基本計画見直し

【名寄】加藤唯勝道議は九日、第三回定例道議会閉会に伴う定例記者会見を紅花会館で行った。サンルダムの建設に関する基本計画の変更に関する意見付きで同意したことに加え、道議は「本体着工へ大きく前進した」との見通しを明かした。

基本計画の変更に対し、知事が意見を述べるのは特定多目的ダム法に基づく手続きの一つ。道議会は五日、共産除く各派の賛成多数で可決した。旭川開発建設部によると、今後関係省庁との協議を経て基本計画の変更が決まる。

基本計画変更に対する国への知事意見は○今後

総事業費は増額しないの徹底したコスト削減を行い、総事業費を圧縮する③ダムの早期完成に努めることとし、建設事業に当たっては十分な情報提供、環境保全と水産資源の保護に十分配慮することを求めている。

加藤道議は「残余事業費は約三百八十八億円。米年度くらいには基礎調査が詳しく行われ、五年程度以内に本体工事に入れることになる」との見通しを語った。

定例道議会は九月十一日から十月五日まで。予算特別委では知事に総括質問を行った。加藤道議

は道職員給与削減の断行を念頭に「原料高で苦しむ地域企業の実態にそぐわない道制度融資の利率上げ、地域人材開発センターの予算縮小の動きを強く指摘した」と述べた。また二〇〇八年度スタートの道の新しい長期総合計画に「道北のバイオエタノールなどを盛り込むなど実のあるものにして」と意欲を示した。

(吉永雅人)

下川サンルダム 町内外から140人が参加 湖岸予定地で植樹祭行う



家族連れなどでにぎわったダム湖岸予定地植樹祭

川が濁水し大変だった。一日も早いダム建設を夢見て植樹したい」と祝辞を述べた。

現地には木質チップを敷いた直径三メートルのサークルが百五十カ所。用意された苗木は、ハルニレ、イタヤカエデ、オニグルミなど二十四種類、千七百本。参加者はこの中から十種類ずつポット苗を選び、手ぐわで土を振り起し、一本ずつ丁寧に植えていた。植樹作業が終了後、同事業所職員たちによる「流水アート・石ころアート」が披露された。また、職員手作りの豚汁も用意され、参加者たちを喜ばせていた。

川 必死の産卵活動に感動

下 サンル川でサクラマス観察会



サンル川五穀橋下でサクラマスを観察する参加者

わい広場の観光客車の中でサンル川のサクラマス生息の様子などをスライドを交えて事前学習。この後、大型バスでサンル川へ。途中、サンルダム建設予定地に進むトラス橋近くに立ち寄った。北海道自然保護協会関係者から「昨年、下山で戦後最大級の大雨が降ったが、開発がいうような大きな被害はなかった。仮

にダムが完成しても洪水調整に大きな役割は期待できず、ダム建設は疑問」と説明があった。

一行は、町から十キロのサンル川五穀橋の下でサンル川本流を観察。体長四十五センチほどのサクラマス数匹がカップルで産卵床づくり。次にサンル川支流「しんえい橋」の上から数カ所でサクラマスが産卵床づくりに励んでいる姿を観察。参加者たちは「見える見える!」「頑張れ!」など歓声。

自然を考える会事務局の富田修さんから「川底の石が白っぽくなっていく部分が産卵床。日本海からこれほど遠くまでやってくるサクラマスは、日本ではサンル川だけ」と解説。参加者たちは、必死に子孫を残そうとするサクラマスの姿に感動の表情だった。

【下山】旭川開発建設部サンルダム建設事業所(宮藤秀之所長)主催の「二〇〇七郷土の森づくり・サンルダム植樹祭」が、十五日午前十時から湖岸予定地のサンル十二線牧草地で行われた。湖岸予定地の緑化を図るのが目的。一般に参加を呼び掛け、家族連れの町民など百四十人のほか、音威子府村からの参加もあった。

【下山】下川自然を考える会(桑原友一会長)など主催の自然観察会「サンル川でサクラマス産卵を見よう」が、十

七日午後二時からサンル川で行われた。町内のほか札幌、小樽、函館、東京、島根県などから四十人が参加。にぎ

【下山】旭川開発建設部サンルダム建設事業所(宮藤秀之所長)主催の「二〇〇七郷土の森づくり・サンルダム植樹祭」が、十五日午前十時から湖岸予定地のサンル十二線牧草地で行われた。湖岸予定地の緑化を図るのが目的。一般に参加を呼び掛け、家族連れの町民など百四十人のほか、音威子府村からの参加もあった。

富藤同所長が「皆さん

の力でダムの湖岸に緑を育てたい。苗木は地元高齢者事業団が、この地域で種子を集めて育てられたものです」とあいさつ。

駆けつけた西村泰弘旭川開発建設部長が「サンルダム職員が、手作りで準備した植樹祭です。下川は森づくりで先駆的な町。力を合わせ森づくりを」。来賓を代表して、安齋保町長は「森と同時に水も大切。今年は今寄

七日後二時からサンル川で行われた。町内のほか札幌、小樽、函館、東京、島根県などから四十人が参加。にぎ

【下山】旭川開発建設部サンルダム建設事業所(宮藤秀之所長)主催の「二〇〇七郷土の森づくり・サンルダム植樹祭」が、十五日午前十時から湖岸予定地のサンル十二線牧草地で行われた。湖岸予定地の緑化を図るのが目的。一般に参加を呼び掛け、家族連れの町民など百四十人のほか、音威子府村からの参加もあった。

富藤同所長が「皆さん

5・20 利根川の未来を市民の手に！シンポジウム

ーよりよい利根川水系河川整備計画の策定を目指してー

関東地方整備局は「住民の意見は公聴会で」として、住民との双方向の討論を拒否したままで利根川水系河川整備計画策定を進めています。このような関東地方整備局の先祖戻りしたやり方を正すことを目的に、2007年5月20日午後1時15分から東京水道橋の全水道会館4階会議室で表記シンポジウムを利根川流域市民委員会が開催しました。

関東地方整備局が利根川の河川整備計画策定を、河川管理者と住民、専門家集団と住民、住民同士、が互いに双方向で意見のヤリトリをする場を設定することを拒否する形で進めている一番の理由は、模範的存在であった淀川水系流域委員会方式の敷衍化をなんとしても食い止めたい、という国の危機感にあります。河川行政の主導権を市民に取られてはたまらない、というのが現在の国土交通省の本音になっています。このシンポジウムは、「利根川の主人公は利根川流域住民であること」、「同計画の内容は 脱開発＝自然の回復であること」を内外に明らかにすることを意識したシンポジウムでした。淀川水系流域委員会の生みの親である宮本博司氏の報告もあったことから、150名定員の会場に溢れるほどのたくさんの皆さんが集まり、あつい熱気に包まれ、かつ内容豊富なシンポジウムになりました。

総合司会と主催者挨拶は利根川水系市民委員会共同代表の佐野郷美氏がつとめました。

最初に、淀川水系流域委員会の生みの親であり、50歳過ぎで昨年、国土交通省を退職された宮本博司氏から「淀川水系流域委員会の設置と運営に携わって」と題する報告を受けました。同氏の「本来あるべき河川行政のあり方」の提示に参加者は感動を与えられました。

次いで、パネルディスカッションに入りました。パネルディスカッションは第一部が「河川整備計画策定における住民参加のあり方」をテーマとし、第二部は「時代変化を反映した河川整備のあり方」をテーマにしました。

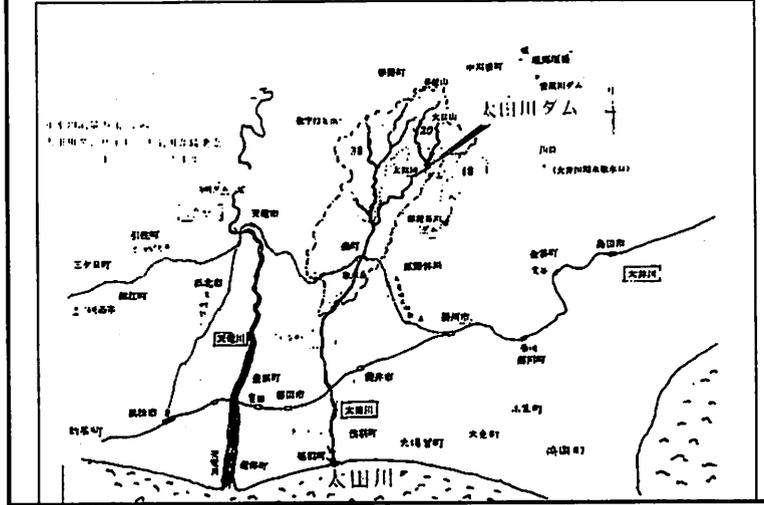
| | | |
|----------|--------|--------------------------|
| パネリスト | 岡本雅美氏 | (元・日大教授・有識者会議委員) |
| | 鷺谷いづみ氏 | (東京大学大学院教授・有識者会議委員) |
| | 飯島 博氏 | (アサザ基金代表) |
| | 宮本博司氏 | (元・近畿地方整備局河川部長) |
| | 嶋津暉之氏 | (水源連共同代表 利根川流域市民委員会共同代表) |
| コーディネーター | 吉田正人氏 | (江戸川大学教授 利根川流域市民委員会共同代表) |

第一部「河川整備計画策定における住民参加のあり方」では最初に嶋津さんが『利根川水系河川整備計画』の策定への住民参加を求めて」と題する話題提供を行いました。これを受けて、パネリストがそれぞれの考えを披露しました。

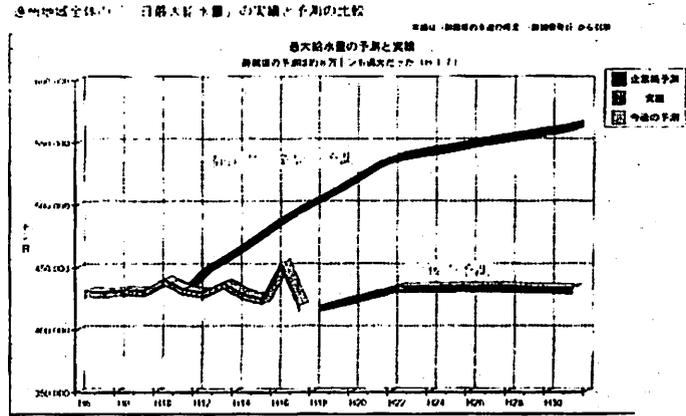
第二部では、「時代変化を反映した河川整備のあり方」では、嶋津さん、鷺谷さん、飯島さんが各々のこれまでの取り組みを最初に報告し、これらを受けた形で討論を行いました。この後、会場の皆さんとの意見交換も行いました。

このシンポジウムを通して、第一部では「河川行政の主人公は流域住民であり、行政に任せては一步も進まないこと」、第二部では「これからの河川行政はこれまでの開発で痛めつけられた自然の回復こそが主題になること、大規模開発ではなく、堤防の補強など、真に有効な治水対策を進めるべきこと」が提起されました。

太田川ダム周辺図



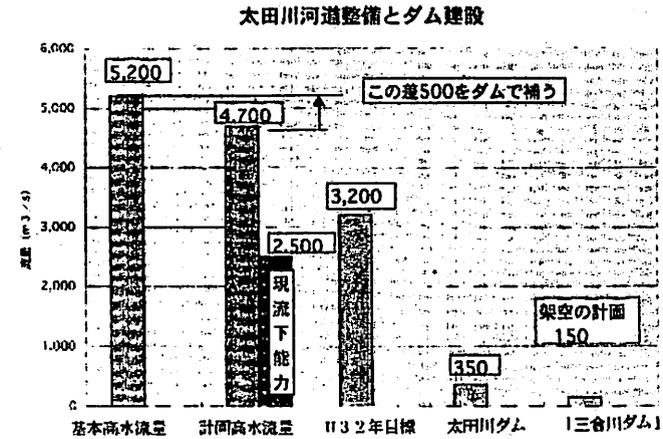
最大給水量の実績と予測



太田川治水ノート

- 太田川の全流域面積は474km²
太田川ダムの守備範囲(集水面積)は僅か20km²(4.2%)
(それ以外の流域に降った雨は制御できない)
- 県の洪水制御計画でも
河道整備で 4,700m³/秒
太田川ダムで 350m³/秒 (基本高水の6.7%)
- 基本高水流量 豊浜地点で
静岡県の見積もり 5,200m³/秒
水源連専門家の見直し 4,660m³/秒 以下(県の確率雨量過大)
国土研専門家の見直し 4,100m³/秒 (県のカバー率過大)
県はダム建設を正当化するために、無理矢理過大な基本高水流量をはじきだした。
- 太田川の治水は河道整備だけで十分
河底の掘り上げ、狭い場所の拡幅、堤防の弱い場所の重点的強化、高品質化
(越流しても決壊しない堤防は技術的に可能になった)。
4,700までの河道整備なら新幹線、JR鉄橋の架け替えは不用。

太田川河道整備とダム建設

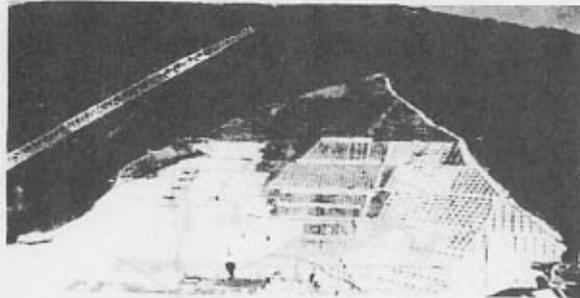


ダム堤体建設場所(左岸)の岩盤すべりー1

谷間奥の不揃いな地形(左)

ダム堤体建設場所(左岸)の岩盤すべり

1. この斜面が H16.7.5~H16.10.11と H17.3.19~ 以降合計4回にわたって雨にむかってすべりを起こした。

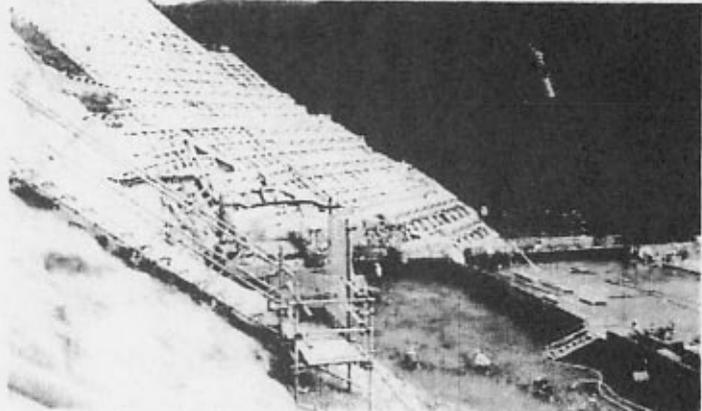


左岸の全景

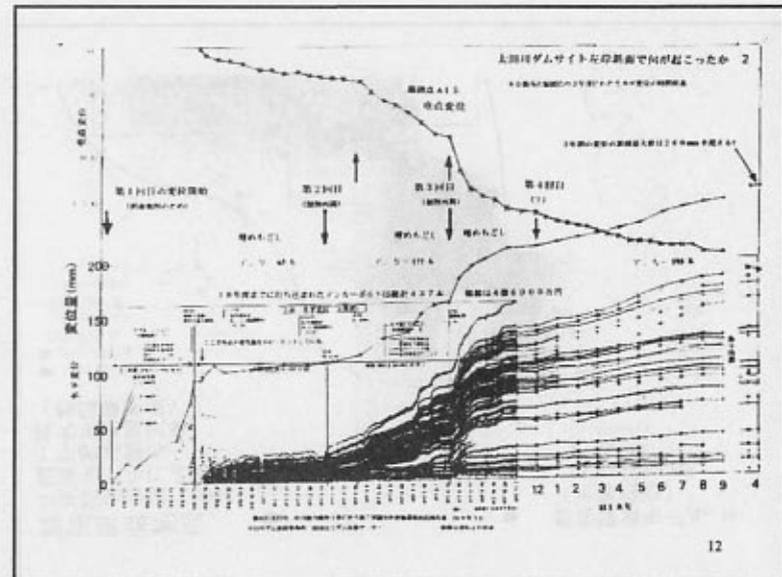
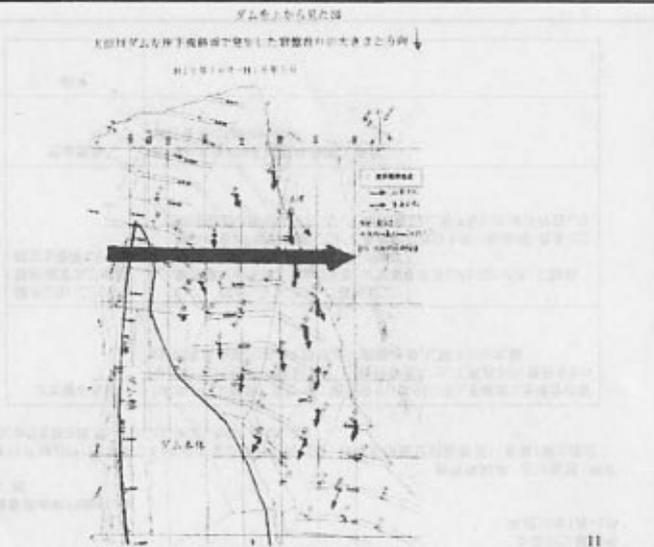
3

ダム堤体建設場所(左岸)の岩盤すべりー2

2. アンカーボルトを打ちこんでからも掘削をはじめるとまた変位がおきる。



岩面に思い切りが突き出ているが、これが40mのアンカーボルト。H19.12.4(左)



公文書非開示決定通知書

太田川工第29号
平成19年1月18日

静岡県豊田郡森町内田443-5
岡本 尚 様

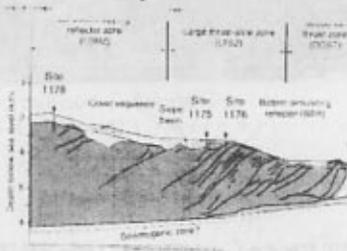
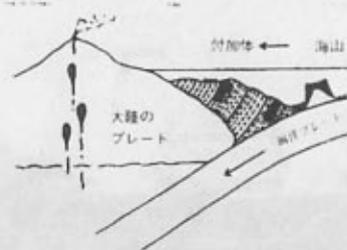
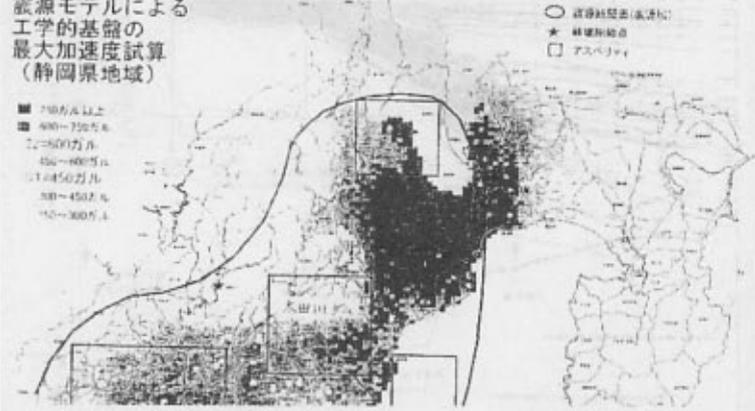
静岡県知事 石川嘉延 拝印

平成18年12月28日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

| | |
|-----------------------------|--|
| 公文書の名称 | 「太田川ダム建設にあたって、現在のダムサイトにダムを建設した場合の安全性について技術的検討を行い、建設決定について最終的な責任をもつ組織(委員会等)の名称と構成及び審議内容」に関する公文書 |
| 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由 | ○ 開示しないこととした根拠規定 条例第11条第2項で規定する「公文書を保有していないとき」に該当 ○ 公文書を保有していない理由 開示内容の「建設決定について最終的な責任を持つ組織(委員会)」にあたる組織は設置されていないため、このことに関する公文書は存在しない。 |
| 担当室等 | 静岡県太田川ダム建設事務所工事課 電話番号(0538)85-2025 |
| 備考 | |

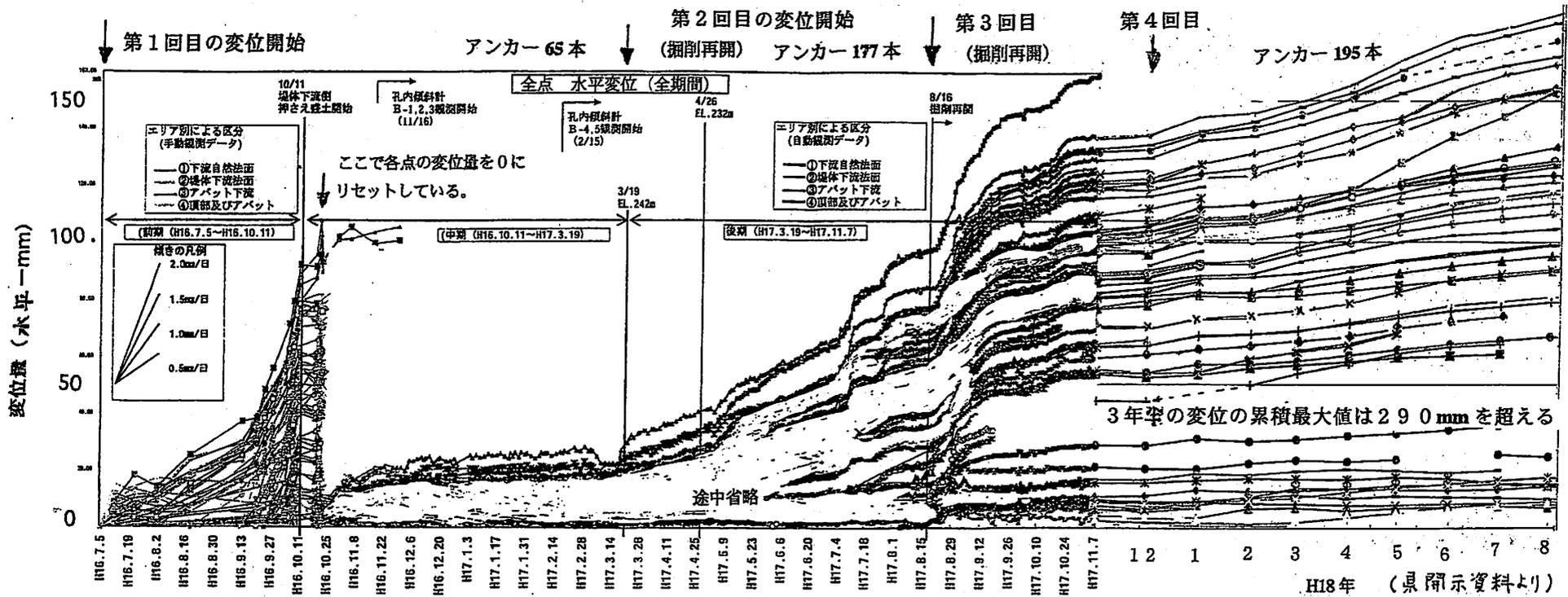
想定東海地震
中央防災会議(2001)
震源モデルによる
工学的基礎の
最大加速度試算
(静岡県地域)

想定震源モデル 図1
(地表投影)

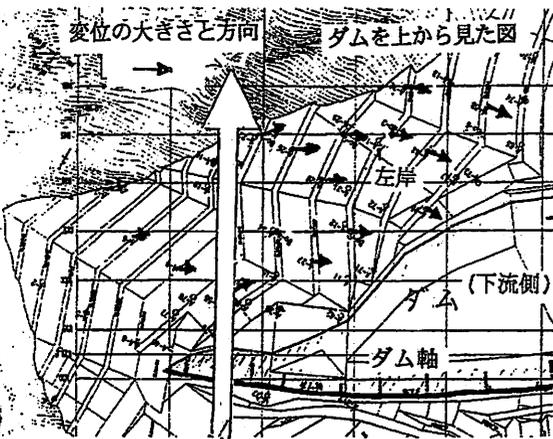


太田川ダムサイト左岸斜面で何が起こったか

80箇所の観測点の3年度にわたる水平変位の時間経過



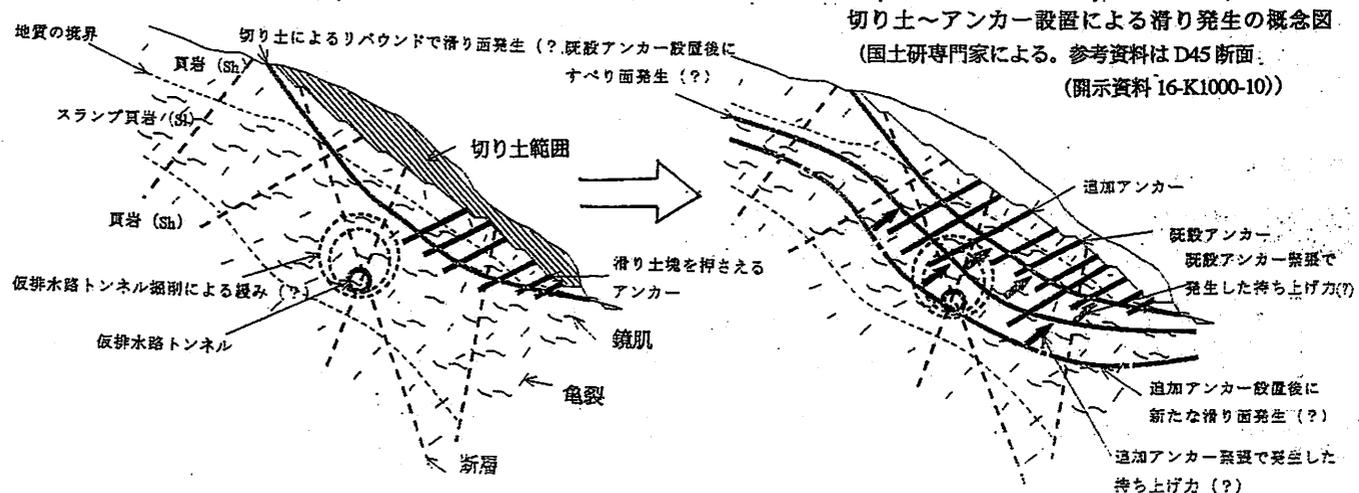
二級河川太田川 河川総合開発工事に伴う施工実績分析評価業務委託報告書 太田川ダム建設事務所 財団法人ダム技術センター 図2.1.5 地盤面の全点水平変位(手動+自動観測)(全期間) H18年3月より



洪水と共に加わる力(約25万トン)によって「左岸アバット斜面(ダム堰堤を支える岩盤)が抜けてしまうような岩盤地滑り(1)に対する安全性が全く考慮されていない」

(京大防災研名誉教授 奥西一夫氏)

なぜ繰り返し変位がおこるのか～国土研の専門家に聞く。 アンカーボルトは総計437本、総額は4億6000万円



切り土～アンカー設置による滑り発生の概念図 (国土研専門家による。参考資料はD45断面(開示資料16-K1000-10))

追加アンカー設置後に新たな滑り面発生(?)
追加アンカー緊張で発生した持ち上げ力(?)

将来「想定外の事故でした」とは言わせない!

もはや自然破壊だけではすまされない。造ってはならない危険な場所に太田川ダムが建設されようとしています。住民に公表されないその危険性とは...

今、太田川ダム工事現場で起っている異変

県は住民に公表せず：4回も起こっていた左岸岩盤の変位
太田川ダムの本体工事は昨年3月末から始まりましたが、ダム本体(以下本体)を兩岸の岩盤にはめ込むための掘削工事は予定より8ヶ月も遅れていました。本体下流左岸(下流に向かって左側)で3度にわたって岩盤が川に向かって滑り降りる変位(地盤の変動による位置変化)が起こったためです。さらに本体のコンクリート打ちが始まるやいなや、4回の変位が起きました。

- 第1回目 平成16年7月～10月
- 第2回目 平成17年3月～8月
- 第3回目 平成17年8月～11月
- 第4回目 平成18年1月～

*原因と経過については裏面のグラフと模式図を御覧下さい。
これらの変位は岩盤地滑り(全体が一斉に滑り落ちる)、あるいは岩盤クリープ(各部がまちまちな速度でゆっくりと変位する)と考えられます。
私どもはこれらの事実を「太田川ダムだより」で全住民に知らせるように求めましたがダム事務所に拒否されました。

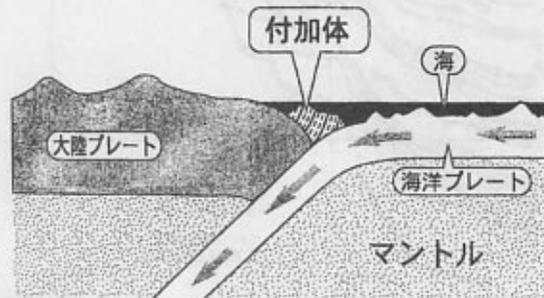
なぜ県土木部も予期していなかった異変がおきたのか
◎ダム建設に全く不適当な場所に、無理やりダムを造ろうとしたため。

戦後ダム建設が始まった頃は、地質学的に問題のある場所には造らないことになっていました。全国の主な河川ほとんど全部に、2700ものダムができ、適当な場所がなくなってからはいつの間にかこの原則は忘れ去られ、今あちこちで問題を起こしています。太田川ダムもその例に漏れず、しかも建設にあたって安全性を検討した組織はなかったことが情報開示でわかりました。

◎付加体にダムを作る怖さ。

ダムが建設されている地層、三倉層群は、「付加体」といって、太古の昔海底にできた様々な堆積物その他が、海洋プレートが大陸プレートの下に潜り込む時に境界で削ぎ取られ、乱雑に積み重なってできた断層だらけ、ひびだらけの地層です。ダムサイト左岸では掘(すそ)を掘削すると地盤がゆるんで川に向かう滑り面ができ、上の部分が滑り出したわけです。このため折角掘った土を埋め戻し、1本100万円以上、40mもあるアンカーボルトをいくら打ち込んでも、掘削を再開すると打ち込んだ岩盤の下にまた滑り面ができるためにまた滑りがはじまるのが繰り返されてきました。

またわたし共がダム事務所に伺ったところでは、右岸には変位はないとのことでしたが、現場調査の際直接建設技研スタッフに質問したところ、「調べていません」という返事がかえってきました。



図は移動してきた海洋プレートが大陸プレートとぶつかって下に潜り込んでゆく様子。(プレートテクトニクス理論)。付加体とは、両プレートの境界において海洋プレートの一部が削ぎ取られて出来たひびだらけの地層です。

コンクリートダムの泣きどころは大地との縫ぎ目→予想される危険性は?

このままダム建設を強行し、最大1,180万トン、最高70mの高さまで湛水が始まると、本体には上流から下流にむかう強い力(約25万トン)がかかるため、不安定な岩盤はまた変位を起こします。

◎漏水:本体と兩岸の間に隙間ができたり、あるいは兩岸の岩盤が緩んで漏水が起こる恐れがあります。そうなるとまたまた毎年多額の税金が補修につきこまれ、もう国庫補助は受けられないから全額県民負担になります。

◎決壊:豪雨による大洪水、地震等悪条件重なって漏水がひどくなり、一気に決壊した場合、貯留されている水のエネルギーは広島型原爆の約1/3ですから森町中心部は壊滅する恐れが十分にあります。



続報は*国土問題研究会に御願している全面調査が終了時点で御知らせします。

*国土問題研究会:京都に事務局を置く。専門とする領域でのより深い科学的研究を基盤にしながら、環境破壊によって生じる災害を防止するため、住民の立場に立って調査、研究する科学・技術者の団体。理事長は京大防災研名誉教授奥西一夫氏で、同会調査団は昨年12月4日太田川ダム現場調査にはいった。

この記事についての問い合わせ先
電話 0538-85-1650 太田川ダム研究会

太田川ダム工事

凍結を県に要請

流域の住民団体

県が森町に建設中の太田川ダムをめぐり、流域住民でつくる「太田川ダム研究会」と「グループ太田川水未来」は8日、工事の凍結と地盤の再調査を求める要請書を県に提出した。

要請書などによると、太田川ダムは「付加体」という断層が多い地層の上に造られているため、工事に伴い岩盤が滑り落ちるなどの現象が見られ、ダムが完成しても決壊や漏水の可能性がある

としている。

また、01年に中央防災会議が見直した想定東海地震震源域に、太田川ダムが含まれていることも指摘した。

県建設部は「内容を検討し、今月末までに回答したい」としている。

2

社会 30

太田川ダム工事 凍結訴え報告会

住民ら30人参加

県が建設中の太田川ダム(森町)の工事中止を求めている住民団体「太田川ダム研究会」と「グループ太田川水未来」は14日、地盤の専門家らと行った現地調査の報告会を町商工会館で開き、「工事の凍結などを訴えたい。約30人が参加した。

両団体は環境破壊や東海地震などを理由にダム建設に反対している。最近、ダム本体の建設で掘削された太田川河岸の斜面の左岸側で地盤が動く変位が起き、県が動きを止める「アンカーボルト」を打ち込み続けていることをつかみ、工事の凍結と地盤の再調査を申し入れた。

両団体には専門家集団の国土問題研究会(事務局・京都市)が協力。理事長の奥西一夫・京都大学防災研究所名誉教授と会員の地質コンサルタント・米倉満さんらが13日、2回目の現地調査を行い、米倉さんが結果を報告した。

岩盤強度不足で地滑り

建設現場の調査報告

太田川ダム研究会など
県が森町の太田川上流に建設している太田川ダムの安全性を調査している「太田川ダム研究会」と「グループ太田川水未来」(鈴木木恵二代表)は14日、ダム建設の現状を調査した報告会を森町商工会で開いた。

両団体の関係者や地域住民ら約30人が参加。奥西一夫・京大防災研究所名誉教授、米倉満・国土問題研究会員を招き、13日に工事現場で実施した岩盤の地質調査の結果を中心に報告した。

「岩盤の変位は現在も続き、現場以外にも地滑りの可能性がある」とした。

また中央防災会議の東海地震震源の見直しで、ダム周辺が震源断層面の真上になったが、ダムの耐震強度は見直されていないことなども報告。参加者からは「安全が確認されるまで工事を中止させるべき」などの意見があり、岡本代表は「県は安全を強調しているが、不安定な要因ばかり。ダム現場で何が起きているのかを詳しく説明すべきだ」と強調していた。

「現状での合意形成 困難」

吉野川水系整備

聴取法に批判続出

徳島市で 近く国へ見直し要請

国土交通省が進めている吉野川水系河川整備計画づくりの在り方を議論する「吉野川車座会議」(NPO法人・吉野川みんなの会主催)が四日、徳島市内の県青少年センターであった。学識者、流域住民、市町村長の三者を分けて意見聴取を進める方法では住民の意見反映、合意形成はできないとの意見が相次ぎ、みんなの会は、近く国土交通省に進め方を見直すよう申し入れることにした。



国土交通省の「住民の意見」を聞く会。上・中・下流各会場で二回目が一巡。これらの内容を検証するため、車座会議を開いた。会場からは「聞く会では参加者が意見が百出し、十分な議論ができない。国土交通省は住民意見にまともに対応しない」とも、「国土交通省は聞きおろぐだけの姿勢に終始している」との批判が相次いだ。吉野川水系整備計画について、国土交通省の進め方に批判が相次いだ。吉野川車座会議。徳島市内の県青少年センター。

が繰出。現状のままでは合意形成は困難とする意見が大勢を占めた。

ゲスト参加した原科孝彦東京工業大学大学院教授(環境計画)も「三者を分けるやり方で合意形成できるとは思わない」と指摘。「三者の聞く会の指摘に、学識者や流域住民の双方が入って議論できる二十人程度の全体会を設けるよう、国土交通省に働きかけるべきだ」と提案した。

また、会議ではこのまま国土交通省が住民意見に耳を貸さないようなら、参加をボイコットするぐらいの姿勢が必要」とする声も相次いだ。

会議には、住民の意見を聞く会で進行役を務めるNPO法人・コムンズの担当者二人を含め、みんなの会メンバーら約四十人が参加。コムンズに對しても「今の仕組みを変えよう国土交通省に申し入れるべきだ」との声が相次いだ。

2007年3月5日

徳島

運営に不満の声噴出

双方向の議論を要求

吉野川水系河川整備計画の策定に向け、国土交通省四国地方整備局は三日、下流域を対象にした「吉野川流域住民の意見を聞く会」を徳島市内の徳島大学工学部で開いた。参加者からは計画策定への国土交通省の進め方や聞く会の運営に対する不満の声が相次ぎ、説明・質疑時間は当初予定を三時間オーバーする約六時間に及んだ。

百七人が参加。この日は参加者に意見・質問をカードに書いてもらった上でカードをボードに張り付け、補足意見を会場から口頭で受け付ける方法を取った。カードで寄せられた意見は内水対策や森林整備、環境保全目標の設定など多岐にわたる。約二百件に上った。中でも、計画策定の進め方に対する国土交通省への不満の声が目立ち、一方的に聞くばかりでは本

に意見が反映されるのか、権限でもって議論中心の不信感が残る。まず聞く会のあり方から議論すべきだ」と聞きおろぐだけでなく、双方向で議論してこそ合意形成が図られる。今の方法で住民が納得できる計画が作れるのか」とする声もあった。

権限でもって議論中心の不信感が残る。まず聞く会のあり方から議論すべきだ」と聞きおろぐだけでなく、双方向で議論してこそ合意形成が図られる。今の方法で住民が納得できる計画が作れるのか」とする声もあった。

権限でもって議論中心の不信感が残る。まず聞く会のあり方から議論すべきだ」と聞きおろぐだけでなく、双方向で議論してこそ合意形成が図られる。今の方法で住民が納得できる計画が作れるのか」とする声もあった。

返し説明。策定方法に對り、開いた二回目の住民意見聴取は平行線のまま。意見を聞く会で住民が意見を述べ、午後二時に始まった会は同七時まで続いた。この日の会は、七、八時に上中下流域でそれぞれ開かれた。



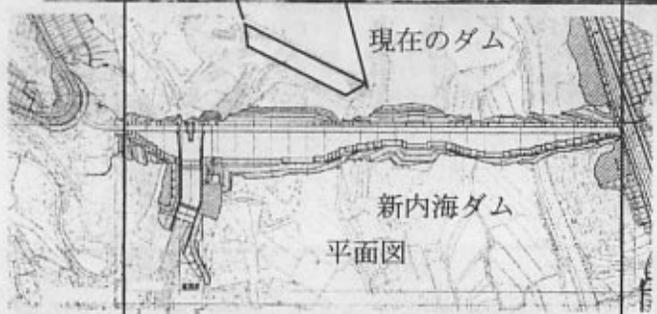
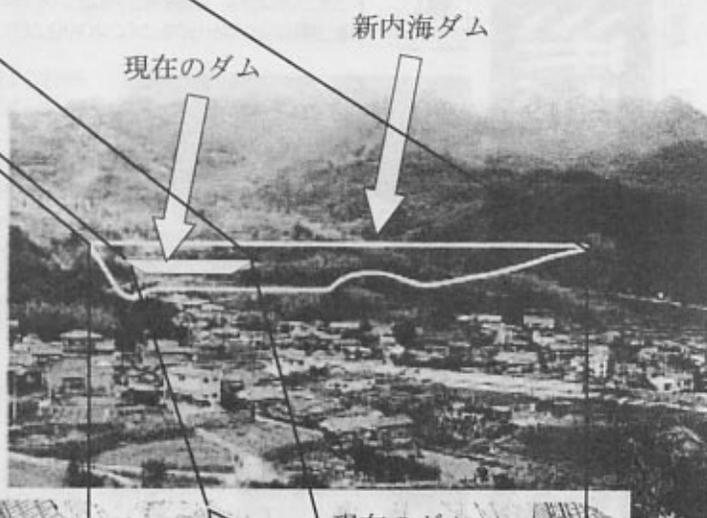
447 4000本足らずの川に 本のダム

4000本足らずの川に447本のダム。
川の全長の1割を超えるダム。あなた
には理解できますか。

寒霞溪の麓は、
景色ががらりと変わります。



第1工区 県道付け替え工事
花崗土の山肌は土石流が発生しやすい



完成予想図



討論さえも認めない香川県

現在の川はどれくらいの水を流せるのでしょうか。ダムによる洪水調整は本当に必要なのでしょうか。

私たちは専門家を交えて公開で討論したいと思います。香川県は、見返り事業については地元住民と討論してきましたが、ダムそのものの必要性については一方的に説明するだけです。質問してもインターネットや文書で後日答えてくるだけで、討論を拒みつけています。

また、実際の水の使用量については、未だに公開されていません。

計画の初期の段階(平成9年頃)から、別当川水系の治水計画を始め、ダムの位置・規模、付替え道路、用地等の説明を行うとともに、地元要望についての意見交換を行うなど、これまでに100回を超える説明の場を設けてきました。…改めて公開討論の必要はないと考えています。(香川県のホームページより)

必要だと言うなら公開討論の場を！！

8月26日毎日新聞朝刊



地域住民の質問に答える県職員ら
—小豆島町安田甲のJA香川県内海支店で

新内海ダム 住民間で賛否分かれる 小豆島 事業説明会に150人

県と小豆島町が小豆島町神懸通に建設を計画している新内海ダムについて、県と同町は25日、同町安田甲のJA香川県内海支店で、土地収用法に基づく事業説明会を実施した。地元住民ら約150人が参加した。

説明会では、まず県職員が、旧内海町の沿川地域で住宅732戸が浸水するなどした1976年(昭和51)年の台風による浸水被害などへの治水

対策が必要と説明。治水対策案として、▽別当川下流域約1・2kmを改修する河道改修案▽今回建設計画案となっている内海ダム再開発案▽同川に約16万平方メートルの遊水地を設ける遊水地案—の3案を提示。事業費、工期、補償物件などを比較して、再開発案が最も適切だとした。また、新たな水源の確保から有効であるとした。

質疑応答で、ダムは不

8月25日の説明会に際し、私たちは抗議文とともに質問状を提出しました。

内海ダムを改修する案などの代案を示し、情報公開が不十分などと指摘した。他方、「今のダムでは不十分。(新内海ダムを)是非造ってもらわなければいけない」という意見も出るなど住民の間でも賛否が分かれた。

今後、県は国土交通省への「事業認定」申請書の提出が可能となり、認定が下りれば、強制的な土地の接収もできる。県は、「今後も理解を求めていくが、どうしても理解が得られなければ、申請書の提出も視野に入れる」としている。

現在までに県は建設予定地の約95%を取得しているが、地権者の反対で、残りの取得は難航している。

【吉田卓矢】

香川県小豆総合事務所長 三谷健一殿
小豆島町長 坂下一朗殿

平成19年8月25日

- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 環瀬戸内海会議 | 代表 | 阿部 悦子 |
| 寒霞溪の自然を守る連絡会 | 代表 | 山西 克明 |
| 内海ダム再開発事業と | | |
| 国立公園寒霞溪の自然を考える会 | 代表 | 柳本イト卫 |
| 国立公園寒霞溪と共に生きる会 | 世話人 | 山西 克明 |
| 地権者代理人 高知法律事務所 | 弁護士 | 谷脇 和仁 |
| 地権者代理人 高知法律事務所 | 弁護士 | 田中美和子 |

抗議文

本件事業については、計画当初より合理的な説明がなされないばかりか、十分な情報の開示さえ行われておりません。

また、地元対策委員会と称する任意の団体が設けられ、非民主的な運営がなされてまいりましたが、この団体の権限や権威さえ明確にされないまま、当該団体が地元当事者のごとく事業意思決定に組み込まれている現実、あるいは総有であるため池の底地が、多くの地権者の知らぬ間に所有権移転されているなど、不可解な経緯といわざるを得ません。

また、行政当局も事業に対して納得のいく説明を受けることができない地主及びその代理人からの通知を無視して地権者親族等に不当な照会等を行ったことについては、嚴重に抗議させていただきます。さらに、こうした経緯を無視して、今回ここに土地収用法に基づく説明会を強行されることに対して、強く抗議するとともに、以下に再度質問及び要請をさせていただきます。

(質問及び要請7項目・回答期限9月30日)



内海ダム再開発の行方

HOMEへ

メニューへ

HOME > 連載 > シリーズ追跡 > 記事詳細

| 2007 | 2006 | 2005 | 2004 | 2003 | 2002 | 2001 | 2000 | 1999 | 1998

線対立、議論尽く

一九五九年に完成した内海ダム(内海町)の再開発事業をめぐる、行政や住民の間で対立が続いている。現状は“ため池クラス”の貯水容量だが、再開発後はその約七・五倍の百六万トンと飛躍的に大きくなる内海ダム。かつての小豆島水害や渇水の経験から、県や町は治水・利水対策を掲げて早期完成を目指しているが、一方で計画の再考を促す大規模集会や立ち木トラスト、国・県への要望書提出など反対運動も根強く続いている。県は「既に八割の理解を得た。さらに理解を求めたい」とするが、両者の溝が埋まることのないまま、ついに先月からは用地交渉に突入した。何が問題なのか、何について対立しているのか。双方の言い分を争点ごとに整理しながら、再開発事業の行方を探る。

争点① 治水

推進派・住民の8割「理解」 反対派・脱ダムで景観守れ

〈一九七六(昭和五十一年)の台風17号による水害「五十一災害」では、時間雨量八十八ミリ、日雨量七百五十八ミリを記録。時間雨量では四十年に一回程度、日雨量では百年以上に一回程度の豪雨だった〉

【推進派】県は「現在の別当川が対応できるのは十年に一回程度の洪水。五十一災害並みの雨が降ると広範囲で水があふれる」とし、ダムなど対策の必要性を強調。五十一災害後に行われた復旧工事では、大規模な川の拡幅などは行われていない点や、現行のダムでは洪水調節容量が非常に少ない点も指摘する。

また県によると、仮にダムを造らず河川改修だけで対応しようすると、川幅を広げ家屋移転も必要となるため、新ダム建設(百八十五億円)よりも十数億円余分に費用がかかる。川の途中に遊水池を設ける方法にしても、多くの家屋移転が必要で、事業費は三百億円を超えるという。

男性住民の一人は「以前、ダムから水があふれたことがある。今のままなら怖い」と話す。

【反対派】「県はよく五十一災害を例に挙げるが、別当川流域は当時、床上・床下浸水はあったが、死者はなかった。土石流などで大きな被害が出たのは西城川など支流側で、そちらの方こそ対策が必要ではないか」と男性住民。さらに「昨年には時間雨量百十ミリという記録的豪雨もあったが、川は氾濫(はんらん)していない」とも。

水源開発問題全国連絡会(東京)は洪水の最大流量について、「県は過大に評価しているのでは」と指摘。別当川の流下能力についても過小評価しているとし、「こちらの計算では、ダムを造らねばならないほどではなく、ほぼ河川改修だけで対応できるはず」と主張する。

昨年の高潮被害を踏まえて、「災害対策なら、むしろ高潮対策を進めてほしい」(男性)との声もある。



寒霞溪の真下にある現在の内海ダム(中央左)。再開発後は白線部分の大きさになる＝内海町内

争点② 規模

〈新ダムはえん堤の高さが従来の二倍の四十二メートル、幅は三倍以上の四百四十七メートルになる。集落はえん堤の直下にある。別当川の全長は約四キロ〉

【推進派】「大きい方が安全だろう。行政や専門家がしているのだから間違いないだろう」と男性住民。

県は「三十年に一度の洪水に耐えられるようにし、さらに現地で過去最大の雨量だった五十一災害にも対応できるような規模にすると、こうなる」。ダム計画地の地形上、えん堤が長くならざるを得ないという。

【反対派】「頭の上にあんな大きいのができたら怖い」と女性住民。男性住民は「今のダムは安全性が心配なので何とかしてほしい。でも補強するか、今より一回り大きいぐらいのダムでいいのではないか」。



争点③ 景 観

〈新ダムは、県内有数の観光スポットであり、瀬戸内海国立公園の一角を占める寒霞渓の真下に位置する〉

【推進派】県は、ダムの下流側に盛り土をして、できるだけコンクリート面を覆うなどの方法を提案。さらに「学識者や地元町議らによる景観検討委員会を設置し、景観への配慮に努める」とする。しかし会合は「議論に支障が出る恐れがある」として非公開で行われており、方針決定の過程は不透明。

【反対派】「あんな大きなダムができれば、下から寒霞渓が見えなくなる」(男性住民)。また反対派グループは、約百年前に外国人が別荘地として開発しようとしたのを、地元有志が私財をなげうって阻止した歴史を挙げ、「大事に受け継いできた景観を守るべき」と訴える。

争点④ 利 水

【推進派】町の需要予測では、トイレの水洗化、洗濯機の普及などにより、将来的に水需要は増加する。二〇〇〇年には、濁水で内海ダムの貯水量がゼロになったことも。

【反対派】水源連の予測では、人口が減少する一方、トイレの水洗化率は高まる。ただし節水型機器の普及も進むことなどから、水需要はほぼ横ばいで推移する。

争点⑤ 経済効果

【推進派】男性住民の一人は「誰も損する人はいない。島の土建屋さんもうかるのでは」。女性住民は「今の狭い道も良くなるだろうし、ダムでもできないとそんな話にはならなかった」とダム建設に伴う周辺開発に期待を膨らませる。

【反対派】「ダムを造っても、島外の大手ゼネコンが潤うだけ。本当に地元業者を思うなら、ダムより河川改修の方がいい。それなら地元だけでできる」と男性住民。別の女性住民は「喜ぶのは地権者だけ。周辺開発なんか、お金がないからと進まないと思う」と悲観的だ。

内海ダム再開発事業をめぐる経緯

- 1970 3月 内海ダム完成
- 1976 2月 台風17号による大規模被害
- 1980 10月 建設省河川開発局長の視察報告、治水事業7-中程に
- 1981 7月 事業推進中の「内海ダム再開発事業」設立と国、建設省との協議開始
- 8月 「内海ダム」再開発委員会(1987年分設)
- 11月 地元自治体連合が「治水事業」を推進する協議開始
- 12月 建設省調査で事業が「中程」に
- 2000 7月 地元自治体連合と国が「治水事業」に賛同する協議開始
- 3月 「治水事業」に賛同する「治水事業」が推進される
- 2001 11月 事業推進委員会が「治水事業」を推進する協議開始
- 12月 建設省が「治水事業」の事業推進の中心となる
- 2004 10月 内海ダム「治水事業」の事業推進委員会(伊予県、建設省)
- 11月 建設省が「治水事業」を推進する協議開始
- 2006 2月 治水事業推進委員会(伊予県)

内海ダム再開発事業をめぐる経緯
(クリックで拡大表示)

インタビュー 新潟大工学部教授(河川工学) 大熊孝氏



治水策、地域が選択を 行政の計画、絶対でない

—全国的にダム建設の見直し論議が出ている背景は。

大熊教授 ダムがたい積土砂で満杯になるという問題に突き当たった。浚渫(しゅんせつ)やバイパストンネルによる土砂移動などを対策としているが、これまで考慮せず建設してきただけに明快な解決策はない。環境破壊や景観悪化は繰り返し指摘されている。さらに、コストが膨大なため建設に長い年月を要し、完成まで安全でない状況が続くというのも問題視されている。

—見直しのネックとなるのは何か。

大熊 河川の治水計画で、対応すべき洪水の規模を流量の時間変化で示した「基本高水(たかみず)」だ。これが川幅や堤防高の能力を向上させたとしてもなお、河道の流下能力を超えるとすれば、洪水を調整するためにダムや遊水池などが必要ということになる。つまり、ダムの要不要や規模の議論は基本高水をどう考えるかにかかっている。

—基本高水は行政が算出しており、それが事業の前提となっている。

大熊 基本高水は国の計算マニュアルに沿って算出される。しかし、雨量や流量の測定データに誤差がある上、河川の重要度や降雨の引き伸ばし率などさまざまな判断が介在し、唯一解にはなりえない。相当の幅がある中で行政が最大のものを選択し、それに基づき事業計画を策定しているのが現状だ。ただ、最初から行政が答えを決めてはいけいない。

—基本高水も再考する余地があると。

大熊 本来は、基本高水を設定する段階から住民が参画する仕組みが確立されるべきだ。少なくとも行政は複数、もしくは幅のある基本高水ごとに事業計画案を住民に示す必要がある。ただ、それが担保されていない状況では、住民が見直しを働き掛け、地域に見合った設定に引き下げることが考えられる。それは当然、ダム自体の見直しにつながる。

—その際、住民と行政にどういったことが求められるのか。

大熊 行政は判断材料となる情報提供を十分しなければならない。住民は環境破壊や費用対効果、さらにはどうソフトで補うか、どの程度の被害まで我慢するかを総合的に考える必要がある。見直しにより環境や景観を守ることができ、治水対策が早く完成するならば、例えば三十年に一度の床下浸水を我慢するというコンセンサスもできるかもしれない。

—ダム建設や規模の見直しは安全性の低下につながらないのか。

大熊 安全性確保の技術は十分にある。被害を基大にするのは川の堤防が壊れた場合であり、越流はしても壊れないよう造りかえればいい。越流の勢いをそぎ、土砂を食い止める水害防備林も有効だ。むしろ、現行の手法には「ここまでは安全だが、超えたら後は知らない」という無責任さもある。ソフトも含め、地域で対策を考えているほうが被害を軽減できる。

—治水をめぐる基本的な考え方は。

大熊 川を治める技術は地域の実情に応じて展開されるべきで、住民の考え方を最優先することが重要だ。川にはそれぞれ歴史や文化があり、住民との豊かな関係が尊重されなければならない。治水は行政主導で進められているが、それを地域の選択にゆだねる方向転換の時期に来ているのではないか。ダム論議は、その一つの契機になり得るだろう。

◎取材を終えて

ダムに向かって曲がりくねった道を進むにつれ、反対派による立ち木トラストの看板が目立つようになる。推進派の街宣車が、町内を走り回っていた時期もあった。いずれも、のどかな町には不釣り合いな光景だ。

住民たちにダム問題を尋ねても、容易に口を開こうとはしなかった。しかし関心がないわけではないようだ。反対派が主催した昨年の集会には、田中康夫・長野県知事効果もあって五百人もが参加した。

住民たちは、互いの考え方を知りたがっているのではないか。説明会では行政だけが情報を持っていたので議論になりえなかったが、今の状態なら公開討論会も成り立つのではないか。反対でも規模にのみ異論がある人もいれば、賛成でも景観に不安を抱く人もいる。話し合い理解しあうことが、住民関係の正常化につながると信じる。

なお、寒霞渓は地元だけの財産ではないことは忘れないでほしい。

六車禎貴、佐竹圭一が担当しました。

(2005年3月27日四国新聞掲載)

◀ 前へ戻る

▶ 画面上部へ

Copyright (C) 1997-2007 THE SHIKOKU SHIMBUN. All Rights Reserved.

サイト内に掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています

提出住民名HP誤掲載

スエ意見書
アセ意書
坂書
鳥備
山準

国交省事務所 12日間気付かず

国土交通省山鳥坂ダム「意見聴取への国民の信
工事務所（大洲市肱川 頼を損ないかねず深くお
町）は一日、ダム建設計 わびする」と謝罪した
画に関する環境影響評価 が、提出者は「今後、
（アセスメント）準備書 意見表明に大いに委縮し
への住民の意見書五十三 通全文を、同事務所ホ
ームページ（HP）に掲 示した際、提出者の名
前も表示していたと発表 集し、HPには三月十九
した。新井田浩所長は 日掲載。同三十日午前八



ホームページからの個人情報流出の様相を説明する新井田山鳥坂ダム工事務所所長

平成19年4月1日 愛媛新聞

時半ごろ、事務所職員が
HP上に提出者名が表示
されていることに気付
き、正午ごろまでに削除
したという。
公開から削除まで、H
Pにはアクセスが三百
六件あったが、提出者
名を見たかどうかは不
明。苦情などはないとい
つこのファイルに統合した

際提出者名を「しおり」
という形でデータ化し
た。「しおり」との表示
部分をクリックすると氏
名一覧が表示でき、セン
ターも事務所も「しおり」
の機能や名前が残ってい
ることに気付かなかった
という。

発覚後、事務所はHP
の他の部分の問題がない
か確認し、動作確認など
の再発防止策を徹底。一
日朝、意見書提出者にわ
び状を送った。一連の手
続きのため、発表は発覚
の二日後になったとい
う。

平成19年4月3日 愛媛新聞

NEWS

国土交通省が大洲市
肱川町に計画している
山鳥坂ダム建設事業
で、同ダム工事務所

山鳥坂ダム個人情報流出

「意図的」と疑惑の声

「一日、環境影響評価
（アセスメント）準備
書への意見書を提出し
た五十三人の名前を、
事務所ホームページ
（HP）に誤って掲載
していたと発表した。

「意図的」と疑惑の目
を向けている。
反対派住民が懸念す
るのは、名前公表によ
る「萎縮効果」だ。反
対・慎重派の意見書で
住民投票条例制定を求
め署名を集めた市民

「意図的」と疑惑の目
を向けている。
反対派住民が懸念す
るのは、名前公表によ
る「萎縮効果」だ。反
対・慎重派の意見書で
住民投票条例制定を求
め署名を集めた市民

(健)

平成19年4月4日 愛媛新聞

山鳥坂ダムHP誤掲載 全21事務所など点検

四国整備局

国土交通省山鳥坂ダム
工事務所ホームページ
（HP）に、環境影響評
価準備書への意見書提出
者名が表示されていた問
題で四国地方整備局は三
日、同整備局と四国内全
二十一事務所HPの緊急
点検を始めた。

は意見書五十三通につい
て三月十九日にHPに掲
載。一部をクリックする
と提出者名一覧が表示さ
れることが三十日に判
明、削除した。

特集2 川が市民から奪われる

全国に一〇二ある一級水系で、長期的な河川整備目標の設定と、それに基づく今後二〇一三〇年間の河川整備計画づくりが急ピッチで進んでいる。しかも、流域住民の意見反映を排した、形ばかりの「公聴会形式」がほとんどだ。「環境保全」と「住民参加」を謳った九七年の改正河川法の精神は失われ、「多目的」という名目が消滅した後もどうしてもダムを造りたい河川官僚たちは、「穴あきダム」計画を続々と決めている。一方で、長年のダム行政がもたらしたツケの一端が、「堆砂」という形で可視化されるようになってきた。川は排水路ではない。山から海へ水や土砂を流し、生命を育み、日本の国土をつくってきた。二二世紀の川と地域をつくるのは市民だ。いまこそ、川を市民の手に取り戻さなければならない。

反動化する河川行政

河川法改正から一〇年、いま川に何が起きているか

岡田幹治

おかだ・もとほ

一九四〇年、新潟県生まれ。一橋大学社会学部卒業後、朝日新聞社に入社。経済部記者、ワシントン特派員、論説委員などを歴任。現在、フリージャーナリスト。東京経済大学非常勤講師。著書に「アメリカ産牛肉から、食の安全を考える」など。

公共事業は「税金を無駄に使っている」「談合などの不正がある」「政治家や役所が勝手にやっている」と答えた人が、「どう思う」「ややそう思う」を合せて、いずれも八割を超えた。国土交通省が昨年三月、公共事業について初めて国民の意識調査をしたところ、こんな結果だったという（今年一

月一日付「朝日新聞」）。ダムをはじめとする河川事業も、当然、同じような不信感をもたれている。

そうした国民の不信感を河川事業について払拭しようとしたのが、一九九七年の河川法改正だった。それはまた「近代河川技術の時代から環境河川技術の時代へ」（今本博健・京都

大学名誉教授・前淀川水系流域委員会委員長）という河川管理の歴史的転換をも目指したものであった。

それから一〇年、改正の趣旨に沿って動き出した改革への反動が強まっている。改正河川法運用のモデルとされた関西の「淀川水系流域委員会」は今年一月末で休止され、四国の吉野川水系や関東の利根川水系では住民を事実上締め出した形で整備計画づくりが進んでいる。

全国に一〇九ある一級水系のうち、河川整備の長期的な目標を定める「河川整備基本方針」が策定済みなのは五八水系、今後二、三〇年間に進行する事業を定める「河川整備計画」が策定済みなのは二六水系だ。国土交通省と各地方整備局は、残りの水系の基本方針と整備計画を二〇一、二のうちに策定しようとしている。

川づくりは治水、利水にとどまらず、環境、まちづくり、農林漁業から観光にまで関係し、流域の将来を左右する。その整備計画づくりが、流域住民を排除した形で進められてよいのだろうか。

利根川流域に見る大規模開発の陰

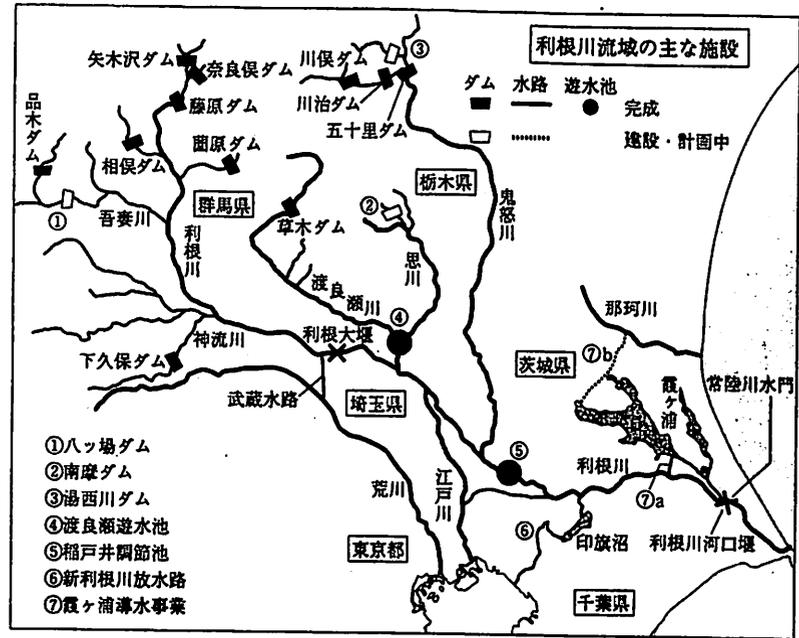
筆者は昨年、合計四日間かけて利根川の上流から下流までを視察した。既存のダムやダム予定地へも足を運んだ。そこで目にしたのは、大規模な開発事業が川の流れをスタスタにしている惨状だった（次頁地図参照）。

まず、洪水防止（治水）と都市用水の供給（利水）を目的に建設された多目的ダムが、合計二〇基もある（地図にはそのうち主要な一基を記載した）。清流はダムによってどんよりした溜まり水に変わり、水生植物が消えた。ダムが美しい渓谷を無惨な姿に変えてしまった例も見た。下久保ダムによって清流が絶たれた三波石峡（群馬県吾妻市）である。

水力発電用水や都市用水を取水する大型の堰も多い。東京電力や各県が建設した水力発電所は六八基。中流に建設された利根大堰は、東京都や埼玉県に都市用水を送るために建設された取水堰であり、利根川河口堰は、塩水の遡上を防いで農業用水や都市用水を取水しやすくするためのものだ。

利根川の流量は取水堰を通るたびにぐんと落ちる。川は分断され、かつては遡ってきていたサケ、アユ、サクラマスなどが激減した。下流部では、河口堰によって、海水と淡水が混じり合う汽水域が失われ、ヘドロが堆積してシジミ漁が成り立たなくなった。ウナギなどの回遊魚が減少し、ブラックバスやアメリカナマズが繁殖している。

最大の開発事業は、霞ヶ浦総合開発である。霞ヶ浦から利根川へ流れ出る常陸川を水門で閉じ、国内第二の湖を人工の貯水池に変えて、都市用水の供給源にするとともに、湖岸堤の構築などで水害を防止する——ことを目指したこの事業によって、生態系は深刻な打撃を受けた。多様な生物を育む汽水域が失われ、水質が悪化した。湖岸堤は周辺の水生植物群



果、夏に黄色い花をつける名物・アサザの群落も衰退した。落を消滅させた。取水のために水位を人為的に変動させた

このダムは日本一高価なダムになった。建設費倍増で関係六都県の負担金もほぼ倍増するが、その計画変更を六都県の知事も議会も承認している。財政逼迫のおり、信じられないようなことがまかり通っているのがダムの世界なのだ。見るに見かねた六都県の住民が全国市民オンブズマン連絡会議所属の弁護士たちとともに、各都県の知事らを相手取り「八ッ場ダムへの負担金支出は違法なので中止せよ」と六地裁へ訴えたのが二〇〇五年の末だ。前例のない広域訴訟は今年、原告側の主張と被告・都県側の反論がほぼ出揃い、ヤマ場を迎えている。

続く無駄な事業と、それを生む構造

何より問題なのは、時代が激変したにもかかわらず、必要性のない大規模開発が依然として続いていることだ。高度成長は終わり、水を大量に使う産業構造は変わった。節水機器が普及して六都県の水道用水需要は減少に転じ、人口も減少しようとしている。人々の価値観も環境優先へ変化した。

「いまこそ大規模開発をやめ、河川改修（堤防のかき上げ・補強や河床掘削）によって治水対策を強化するとともに、河口堰などの運用を改め、失われた自然環境を取り戻すときだ」と利根川に詳しい嶋津暉之・水源開発問題全国連絡会共同代表は力説する。

しかし、国交省はそんな声に耳を傾けようとはしない。利

こうした開発事業の成果もあってだろう、治水面では、脆弱な堤防が残っているという問題はあるものの、一一〇〇人も死者を出したカスリーン台風襲来時（四七年）のような大水害が再来する心配はまずなくなつた（近年、頻発する都市型の水害は全く異なるメカニズムによって発生するものなので、河川整備の状況とは関係ない）。また利水面では、東京都民が水を求めて右往左往した六四年のような大洪水はなくなった。東京、埼玉など関東六都県は、水需要をまかなうのに十分な水源をすでに確保している。最近でも濁水はときどき発生しているが、それらは生活にほとんど影響を与えない軽微なものだ。そうした便益と引き換えに失ったのは環境の悪化だけではない。過去のダム建設で水没地から立ち退かざるを得なかった世帯が合わせて一一〇〇世帯以上もある。利根川の上流、吾妻川に計画されている八ッ場ダムの予定地、群馬県長野原町の川原湯温泉には、四〇年以上もダム問題に翻弄されてきた人々がいる。建設容認に転じる条件として提示された生活再建案が「絵に描いた餅」にすぎないことが分かり、転出する人々も跡を絶たない。

国民には財政の悪化というツケがのしかかる。八ッ場ダムの場合、二〇〇三年一月に建設事業費が二二〇〇億円から四六〇〇億円へ一挙に倍増された。関連の地域振興事業費や金利を加えると国民の総負担額は約八八〇〇億円にもなる。「小さく生んで大きく育てる」という国交省の常套手段で、

根川水系で工事中や計画中の大規模開発事業から七つを選んで地図上に示した①～⑦。これらはすべて、必要性がないうえ、実施すれば環境に大きな影響を与えるものばかりだ。なかでも「無駄な事業の見本」とされるのが「霞ヶ浦導水事業」（建設事業費一九〇〇億円）である。利根川と霞ヶ浦、霞ヶ浦と那珂川をそれぞれ直径四メートル前後の地下トンネルで結び、相互に水を行き来させるといふ。

このうち利根導水路（地図の①）は八九年に完成し、試験通水したところ、利根川のシジミが大量死し、すぐに中止された。霞ヶ浦の劣悪な水質が原因だろう。それ以来一七年間、この導水路は全く使用されていない。「開かずの門」なのだ。那珂導水路（②）は工事が三分の一ほど進んだ段階だ。完成のメドもないまま工事が進められているが、完成しても使われることはないと思われる。事業の必要性が完全に失われているからだ。事業の目的は、①どちらかの川が濁水になったとき補給することや、②新規水源の確保などだが、①は中間にある霞ヶ浦の水質が劣悪で実行できないし、②は水余りの現状からみて無意味である。

それにしても、このような大規模事業に国交省がこだわり続けるのはなぜだろうか。巨大な利権を生むから、としか考えられない。政治家は事業を誘致し、見返りにカネ（政治家金）とフタ（票）を得る。一方で建設業者は受注で利益を得、官僚はその間をとりもって業界に天下る。三者にとって大規

模事業はなくてはならないものなのだ。

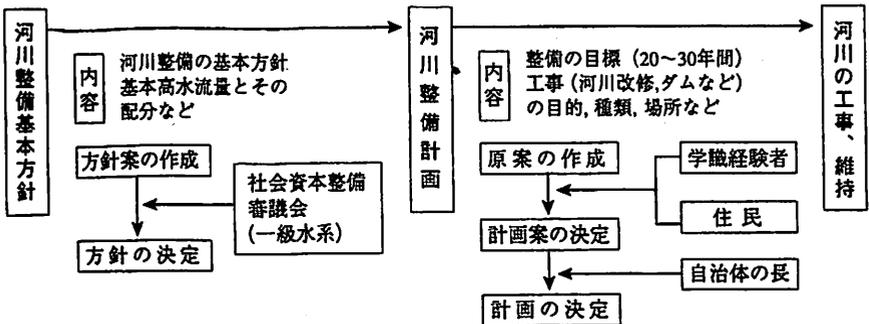
こうした利権構造は普段は厚いヴェールに覆われていて外部からは見えない。が、その一端が垣間見えるときがある。古い話だが、一九八二年二月、全国のダム工事の「談合表」が国会で暴露された。八ッ場ダムはこの時はまだ現地調査もほとんど行なわれていない段階だったのに、大成建設と前田建設工業の共同企業体が受注することに談合表ではなっていた。両社はいずれも、ダムの建設予定地を選挙区にもつ福田勉夫・元首相に近いゼネコンだった(鳴津隆之「水問題原論」)。

最近でいえば、昨年摘発された佐藤栄佐久・前福島県知事の汚職の舞台になったのは県営のダムだった。また、今年三月、公正取引委員会に認定された「官製談合」の舞台はダムなどの水門の発注だった。後者の場合、天下りの数の多少に感じて受注量も決められたというから、許せない話だ。

大規模事業がなくならないという一つの理由は、日本の官僚組織に深く根付いた行政の継続性にある。この国の官僚は、一度決めたことは時代が変わっても決して変えようとしな

これに対して巨大ダムの先進国・米国では一九九三年に、クリントン政権のピアード開墾局長が「ダム開発の終わりを」を宣言している。環境に与える悪影響と財政の悪化からダム建設が国民の支持を得られなくなったのだ。ダムに代わる代替案を選択した方が安上がりだと判断したのだが、そうした合理的な思考が日本の官僚組織には欠けている。

川の計画づくりは2段階



長の意見を聴かなければならないとし、さらに必要があると認めるときは学識経験者の意見を聴くほか、公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ」とされた(上図参照)。

ここに盛り込まれた「住民参加」こそ、河川事業が信頼を取り戻す切り札だった。この国で官僚の独走にブレーキをかけるには、河川に行く末に深い関心を持つ住民とその団体からの意見や異議申し立てを官僚が受け付け、それらと真摯な議論を積み重ねるのが最も有効である。そもそも大

規模事業を実施する場合、広い意味での関係者の関与を強めていくのが先進諸国の大きな流れになっている。このような意義をもつ改正河川法にも、限界はあった。その第一は、自然環境や生態系の保全に徹底を欠いていたことだ。環境の保全だけでなく「整備」という文言が挿入されているところに、環境を名目に事業をしたい官僚の意図が隠されてもいた。

第二は、住民が意見を言えるのは河川整備計画に対してだけであり、上位計画である基本方針には口をはさめる仕組みになっていないことだ。後に説明するが、ある水系でダムが必要かどうかは事実上、基本方針によって決まってしまうことが多い。その決定に流域住民は関与できないのである。

第三に、住民の意見反映の代表的な手段として考えられているのが公聴会であることだ。この国で公聴会とは、意見を聞きおろくだけの仕組みになっている。住民が異議申し立てをしても、それが施策に反映される保証はなく、実際に反映された例もまずない。

改正河川法は、「住民参加」という表向きの顔とともに、参加を実質的に締め出す裏の顔も持っていた。それが今日の河川行政「反動化」を生む一つの背景になっている。

モデル目指した淀川流域委員会

改正河川法は九八年に施行され、新法に基づく河川行政が

改正河川法の内容と限界

以上、利根川水系を例に述べた大規模開発事業の弊害は、多くの水系に共通する。このため、ダムや堰に対する反対運動が一九八〇年代後半から各地で高まっていった。

そのシンボルになったのが、三重・愛知県境に建設された長良川河口堰に対する反対運動だった。河口堰は九五年に完成し、運用も始まったのだが、当時の建設省も反ダム運動の盛り上がりを見無視できず、改革に動かざるをえなくなった。こうして浮上したのが河川法改正である。

この改正は、治水と利水とされていた河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」を追加し、「新たな計画制度」を導入した点で画期的なものだった。

旧河川法では、水系ごとに「工事実施基本計画」を定め、これに基づいてダム建設や河川改修などの具体的な工事が行なわれていた。しかしこれには、環境の視点がなく、住民の意見も反映されず、長期目標と事業計画が混在する、という欠陥があった。

これに対して改正河川法は、長期的な方針を定める「河川整備基本方針」と具体的な事業を書き込む「河川整備計画」の二段階に改めた。そして①前者は、従来の工事実施基本計画と同様、審議会の意見を聴いて河川管理者(国と都道府県)が定めるが、②後者については、河川管理者は関係自治体の

始まった。新しい河川整備基本方針は留萌川（北海道）を皮切りに、九十九年度に五水系、二〇〇〇年度に四水系という具合に国交省によって決定されていく。

また、各地方整備局による河川整備計画の策定も、多摩川（東京都など）を皮切りに、二〇〇〇年度二水系、〇一年度三水系と少しずつ進んでいく。そこで目立ったのが地方整備局による策定手順の違いだった。住民意見を事実上排除した形で策定した水系と、改正法の精神を十分に踏まえた水系との落差は極めて大きかった。

前者の例として悪名高いのが、**肱川水系**（愛媛県）だ。基本方針が〇三年一〇月に決定されたのを受け、四国地方整備局は整備計画の策定作業を始めた。そのさい流域委員会を設置して意見を聴くことにしたが、委員は整備局が勝手に選んだ。四回開かれた委員会では、出席委員が意見を述べただけで、委員会としての見解をまとめることもなく、整備局作成の整備計画原案を事実上承認して終わっている。原案には、反対運動が続いている山鳥坂ダムが含まれていた。

これに対し、「公共事業の計画づくりのモデル」になることを目指したのが、近畿地方整備局長の諮問機関として〇一年二月に発足した**淀川水系流域委員会**である。

この委員会は、日本の審議会に関する常識を打破した。まず、公共事業に好意的とはいえない者を含む準備会議を設置し、公開で開催した。そこで、公募も含めて委員を選し、

ムのうち、再開発である一つを除いて二つには賛成できないとの見解を発表している。

このような淀川流域委員会の活動に対し、国交省本省や他の地方整備局で批判が強まっていく。水需要の減少が明確になり、大規模公共事業への批判が強まるなかでダム建設を進めたい河川官僚たちにとって、淀川方式は認めたいものに映ったのだろう。激しい反対運動を身をもって体験した官僚たちが徐々に退職していったことが影響しているかも知れない。「無責任な学者がムードでものを言っている」「あんな方式が全国に広がったらどうなる」といった声が公然と聞かれるようになった。

戦後の河川行政の歩み

| | |
|-------|---|
| 1947年 | カスリーン台風で大洪水被害 |
| 64年 | 河川法改正（治水と利水が目的） 東京で大洪水 |
| 88年 | 長良川河口堰着工、反対運動激化 |
| 93年 | 米國が「ダム開発の終わり」を宣言 |
| 95年 | 長良川河口堰の運用開始 ダム審議委員会が13ダムを見直し |
| 97年 | 河川法改正（目的に環境保全を追加） |
| 98年 | 公共事業の再評価制度開始 |
| 2000年 | 徳島市、住民投票で吉野川可動堰拒否 与党3党の公共事業見直し |
| 01年 | 淀川水系流域委員会が発足 田中康夫長野県知事が「脱ダム宣言」 |
| 03年 | 淀川水系流域委員会が第一次提言 |
| 05年 | 八ッ場ダムで住民訴訟、6地域で開始 国交省が河川整備基本方針策定積極化 |
| 06年 | 田中長野県知事落選 吉野川水系で河川整備計画策定開始 淀川水系流域委員会の休止発表 利根川水系で河川整備計画策定開始 |
| 07年 | 村井仁長野県知事が「脱・脱ダム」発表 |

運営方法も決めた。この結果、河川工学者や生態学者、NGO（非政府組織）関係者、弁護士などのほか、流域の住民も委員に就いた。会議も関係資料も原則としてすべて公開され、会議では傍聴席から意見を述べる時間まで用意された。事務局も整備局ではなく、民間シンクタンクが担当した。

同委員会は、整備局から河川整備計画の原案が示される前に、原案そのものを検討するという方式をとり、しかも官庁に頼ることなく、議論を一から積み上げた。その結果まとめられた第一次提言（〇三年一月）は、時代の変化を踏まえた合理的なものだった。

提言は、これまでの河川整備が行き詰まっているとの認識に立ち、理念の転換の必要性を強調した。ダムについては「原則として建設しないものとし、ダム以外に実行可能で有効な方法がないと客観的に認められ、かつ住民の社会的合意が得られた場合に限り建設する」とされた。

同時に、流域自治体の水需要予測が過大だと指摘し、堤防強化によって水害に備えよと警告した。これを受けた形で大阪府や京都府などは建設予定のダムからの取水計画を放棄。ダム計画は利水面の根拠を失うことになった。これら自治体にすれば、税金の無駄遣いが止められたわけだ。

さらに流域委員会は、近畿地方整備局が〇五年七月、水系に計画されている五つのダムについて「二つは中止するが、三つは必要」との方針を発表すると、必要とされた三つのダ

反動は人事異動から始まる。淀川方式を生んだ陰の仕掛け人が、近畿地方整備局の淀川工事務務所長だった宮本博司氏であることはよく知られている。長良川河口堰建設所長などの体験から、河川事業の信頼回復には徹底した住民参加が必要と考えていた宮本氏は、その後、同整備局の河川部長として淀川方式を支えていたが、〇五年六月、本省河川局の防災課長に転じる。続いて、淀川方式を推進してきた近畿地方整備局の官僚たちが次々に更迭され、後任が本省から送り込まれた。そんな人事を「国が淀川を仕切るという強い意思の現われだ」とみる関係者もいる。そして宮本氏は昨年七月、突然退職した。「戦犯」扱いされる本省の雰囲気はいたたまれなくなったのではないかと、との推測がもっぱらである。

淀川流域委員会の「〇七年一月末での休止」が発表されたのは、その三カ月後、一〇月二四日のことだ。本省の河川計画課長から近畿地方整備局長に転じた布村明彦局長が、就任記者会見で発表した。布村局長は赴任の直前、内輪の集まりで「淀川委員会を征伐してくる」という趣旨の決意を語っていたという。いったん休止し、これまで流域委員会で主導的な役割を果たしてきた今本博健・前委員長らを一掃するハラだとみられている。

審議会は感想発表会？

国交省が河川整備基本方針策定のピッチを上げたのは〇五

年度からだ。河川法改正から八年も経ち、いつまでも放置するわけにはいかなかったのだろう。それまでは年に六、七水系だった策定水系の数は、〇五年度一三、〇六年度一七に跳ね上がり、〇六年度末で五八水系で策定済みとなった。〇七年度末までに全国に一〇九ある一級水系すべてで策定を終えたいとしている（実際には困難だとみられる）。

基本方針は、社会資本整備審議会・河川分科会で審議されるが、実質的な審議はその下部組織である「河川整備基本方針検討小委員会」で行なわれる。

小委員会の委員長は、近藤徹・水資源協会理事長（元建設省河川局長）。現役官僚とOBからなる「河川一家」のドンだ。委員には、国交省に近い研究者や官僚OBが「学識経験者」として就任。ほかに審議する水系に関係する知事や市長が加わる。基本方針の検討は、大抵の場合、一、二の水系がまとめて諮られ、二回ほどの審議で国交省作成の原案通り承認されている。公表されている議事録によれば、委員たちは原案を厳密に検討するというよりは、質問をし、意見や感想を述べる程度だ。中には「資料が膨大で理解できていない面が多い」と前置きして意見を述べる委員もいる。

こうして決定された基本方針は、工事中や計画中の大規模開発事業を何があっても続けようという国交省の意思が透けて見える内容になっている。その目的を達成するため官僚たちは、現地で長年積み上げられてきた努力を軽視したり、数字

という割り振りを決める。つまり、これらの数字によってダム必要性が決まってしまうのである。

昨年二月に策定された利根川水系の基本方針では、基本高水流量が毎秒二万二〇〇トン、うち一万六五〇〇トンは堤防強化などの河川整備で対応し、残り五五〇〇トンをダムなどの施設で対応することになった。しかし最近五〇年間の年間最大流量をみると、一万トンに達した年さえない。そうした実績からみて、二万二〇〇〇トンはあまりに過大な想定だ。実はこの数値は、旧法時代の八〇年に決められた「工事実施基本計画」の数値をそのまま採用したものだ。工事実施基本計画の基本高水流量はほとんどが「過大に設定され、日本をダムだらけにした」(大熊孝・新潟大学教授)と批判されている。国交省は今回の基本方針策定に当たり、改めて検証した結果、妥当な数値だったと説明している。しかし前出の嶋津氏によれば「当時は観測データも少なく、解析手法も未熟だった。その後蓄積されたデータを使い、森林の生長による山の保水力向上を前提に科学的に計算すれば、基本高水流量は一万六〇〇〇トン程度にしかない」という。

過大な基本高水流量には、実現の可能性がまるでないという欠点もある。利根川水系にすでにあるダムの洪水調節能力は、計画中の八ッ場ダムを含めても一六〇〇トン分しかない。これは国交省も認めている。五五〇〇トン分をダムなどで対応するには残り三九〇〇トン分、つまりさらに十数基の巨大

のマジックを駆使したりする。二つの例を挙げよう。

一つは吉野川水系の場合だ。吉野川では、江戸時代に築かれ、歴史的な価値も高い「第十堰」(固定堰)がいまなお十分に機能している。これに対し旧建設省は一五年前に、第十堰を破壊し、一〇〇〇億円もかかる可動堰を新設する案を提示した。これに反発した住民は二〇〇〇年に徳島市で住民投票を実施して否定した。民意はその後の選挙で、可動堰反対の徳島市長や徳島県知事が当選するという形で確認されている。住民は徳島市と連携して森林整備による保水効果などを研究、「可動堰なしの治水計画」をまとめている。

ところが、吉野川水系の基本方針を審議した検討小委員会は過去のいきさつを無視し、たった二回の審議で〇五年一月には基本方針を決めてしまった。しかも、そこには「治水上支障となる固定堰については必要な対策を行ない、計画規模の洪水を安全に流下させる」という文言が挿入された。可動堰計画の復活を目論んでいるのだろう。

もう一つは利根川水系だ。この水系の基本方針審議で大きな問題になったのは、河川管理で最も重要な指標となる「基本高水(きほんこうすい)「または、たかみず」流量」である。

基本高水流量とは、たとえば二〇〇年に一度発生する豪雨があったとき、水系の基準地点でどれだけの水量が流れるかを推定した数字だ。基本方針はこれを定め、さらに流量のうちどれだけをダムなどで調節し、どれだけを河道に流すかと

ダムを新しく建設する必要がある。そんなことは到底不可能だ。だから基本方針検討小委員会の委員である虫明功臣・福島大学教授はあるシンポジウムで「基本方針は一〇〇〜二〇〇年かかって達成できない可能性が高い」と正直に述べている。このような基本方針にどんな意味があるのだろうか。

二〇〜四〇年も前に決められた基本高水流量が基本方針にそのまま採用されているのは、利根川水系だけではない。基本方針が決定された五八水系のうち五〇水系で同じ数値が採用され、残り八水系ではより大きな数値になっている。少なくなった水系はゼロ。ダム建設を促進するため、基本高水流量は絶対に下げない、というのが国交省の態度なのだ。

それでは、河川整備計画について住民意見は反映されているだろうか。多くの水系で住民は淀川方式にならった流域委員会の設置を求めてきたが、実現していない。

先例をつくったのが吉野川水系だ。四国地方整備局は昨年五月、整備計画の素案とともに住民参加の手続きを発表した。①整備局が選任した学識者による会議、②流域住民の意見を聴く公聴会、③流域市町村の意見を聴く会——の三つを別々に何回か開き、素案を修正し、整備計画を決定するという。

この方式が淀川方式と決定的に異なるのは、住民は公聴会にしか参加できない点だ。公聴会は意見を聴きおくだけの会であって、徹底した議論はしない。その意味で、形だけの住民参加にすぎない。実際、これらの会はこれまでに二度ずつ

開かれたが、素案の一部の字句が修正されただけだ。そもそも素案は、最大の争点である第十堰抜きでできている。住民側が理由を尋ねても整備局は「第十堰問題は調査中なので、まずそれ以外の整備計画を検討する」の一点張り。「徹底した秘密主義は、一五年前に可動堰計画が登場したときとそっくりだ」と、吉野川にかかり続けてきた姫野雅義氏はいう。

利根川水系でも〇六年一月、似たような「意見聴取方式」が示された。さすがに第一回の「利根川・江戸川有識者会議」で地方紙出身の委員から「こんなやり方は時代にそぐわない」「小委員会を設置するなどして市民団体を議論に加えるべきだ」などと批判が出た。このため関東地方整備局は、手順を変更し、公聴会などの回数を増やした。しかし、住民側が強く求めている双方向の意見交換は拒んでいる。

とにかく大規模開発事業を整備計画に盛り込み、これらに改正河川法のお墨付きを与えたい——。そんな整備局の狙いが見え見えである。

新しい「川づくり」のために

以上のような「反動化」の現状を変え、転換期にふさわしい川づくりを実現するには、どうしたらよいのだろうか。

差し当たっては、改正河川法の精神に則った運用を国交省と各整備局にねばり強く求めていくしかないだろう。そうし

一方、休止された淀川水系流域委員会について、その意義や問題点を検証してきた「レビニュー委員会」が四月、見解をまとめた。それによれば、六年間に使った経費が二億円にも上った点について「先例のない取り組みでやむを得ない面があるが、審議に多くの時間、費用を要した点で反省すべきところを残す」と指摘しながらも、流域委員会自体については「重要な役割を果たした」と肯定的に評価している。近畿地方整備局自らが設置したレビニュー委員会が、このような見解をまとめた意味は小さくない。

これを受けて同局は、第三者組織を設置して委員を選任し、流域委員会を再開する方針だという。布村局長による「休止の決定」が厳しい批判にさらされ、修正を迫られていると見ることができている。

差し当たってはこのような努力をすることも、将来的には河川法の再改正が必要だ。

実は九七年の改正のさい、政府案には問題ありと考えた五十嵐敬喜・法政大学教授や嶋津氏らが対案を作成している。この市民案は民主党案として国会に上程されたものの、十分な審議がないまま廃案になった。しかし、その内容はいまでも十分に通用する。骨子は次の通りだ——。

〈環境配慮の徹底〉 生物多様性を保持し、良好な自然環境を保持することを目的とし、開発は最小限とする。

〈水系委員会の創設〉 各水系ごとに「水系委員会」を設置

た動きは現に国交省を揺るがしつつある。

川辺川ダム計画（熊本県）を持つ球磨川水系の基本方針を審議した検討小委員会は、異例なことに今年三月まで一回も開かれた。国交省作成の原案で押し切ろうとした近藤委員長に対し、「事実上ダムを前提にしている原案は認められない」と潮谷善子熊本県知事が正論を吐き続けたからだ。

川辺川ダム計画をめぐるのは、利水計画の破綻が明らかになる一方、熊本県主導の「住民討論集会」が三年にわたって続けられ、ダムなしでの河川整備が模索されてきた。そうした地元での努力を無視して基本方針を決めるなど、到底納得できないと知事は考えたのだ。

小委員会では最終的に近藤委員長の責任で国交省の原案が承認された。しかし、委員長は最終段階で苦し紛れに「環境への負荷が少ないとされる、治水専用の『穴あきダム』方式を検討しよう」と国交省に求めた。これは、多目的ダムとして計画された川辺川ダム計画がすでに破綻していることを示している。委員長の要請に沿おうとすれば、計画は根本から再検討せざるを得なくなる。

基本方針は四月一九日の河川分科会に諮られ、潮谷知事が最後まで「了承しがたい」と述べたものの、国交省の原案通り承認された。これを受けて始まる計画策定について地元の住民たちは、「熊本型直接民主主義」といわれる「住民討論集会」方式を要求していくことにしている。

し、河川管理の方針や計画、水利権などを協議する。この委員会には住民団体が推薦する委員を一定以上含む。

〈新たな計画制度〉 ①水系管理基本方針—生物指標や基本高水流量など基本的な事項を一〇年ごとに定める。②水系管理計画—具体的な河川の保全と整備の計画を五年ごとに定める。基本方針と管理計画の策定に当たって河川管理者は、あらかじめ案を公開して広く意見の提出を求める。水系委員会は、提出された意見とそれに対する河川管理者の回答に基づいて案の是非を検討し、要望がある場合には意見提出者と河川管理者の同席を求めて審議を行なう。

〈河川情報の全面公開〉 流量や取水量などの河川情報を全面公開する。水系委員会の会議、資料などを全面公開する。

〈節水努力義務〉 河川水使用者の節水努力義務および水使用合理化指針を定める。

もちろん、このような内容の再改正が簡単に実現するとは思われない。必要なのは世論の盛り上がりや後押しだろう。

私たちは、水道の蛇口のはるか向こうにある河川の現場で何が起きているか、に思いを馳せなければならない。血税が無駄な河川事業に使われている現状に、怒らなければならない。そうした認識や怒りが有権者に高まり、河川に行く末を深く考えて河川官僚と対峙している住民とその団体を強力に後押しするとき、日本の川づくりは真に新時代にふさわしいものになるだろう。

穴あきダム 徹底批判

中途半端な穴あきダムを
なぜそれほど作りたがるのか

今本博健

いまと・ひらたけ
京都大学名誉教授、元京都大学防災研究所長
専門は河川工学・水理学、一九三七年生まれ
京都大学工学部土木工学科、同大学助教授
程中退、著書に「水理学の基礎」(技報堂)など

はじめに

穴あきダムの建設計画が全国で目白押しである。ざっと見渡すだけでも、北海道の三等コンベツダム、岩手県の津付ダム、山形県の最上小国川ダム、長野県の浅川ダム、石川県の辰巳ダム、福井県の足羽川ダム、滋賀県の北川第一ダムおよび芹谷ダム、兵庫県の武庫川ダム、佐賀県の城原川ダム、熊本県の立野ダムおよび川辺川ダム、鹿児島県の西之谷ダムなど、枚挙にいとまがない。

もともと人為操作をしないダムを「穴あき」と俗称している。およそ穴のないダムなどないので「自然放流式」という

のが正しいが、ここでは通例に従うことにする。操作しないのでミスがなく、管理人をおく必要がないので維持費も安上がりなため、農地防炎用の小規模ダムなどに用いられてきた。これまでの穴あきダムは、常用洪水吐すなわち「穴」の位置を河床より高めにしているものが多いが、最近問題になっているのは穴を河床とほぼ同じ高さにしたもので、「河床部穴あき型」といつている。流量の少ない平常時は水を貯めずにそのまま流すことから「流水型」ということもある。長野県で一時話題になった「河道内遊水池」案も同じ類である。河床部穴あきダムとはどんなものか。日本初の本格的な河床部穴あきダムである益田川ダムについて、島根県が公開している標準断面図と写真で見よう。

まず目につくのがダム本体の常用洪水吐の位置である。普段のダムでは中ほどの高さでかつ調節ゲートがある。穴あき型では河床とほぼ同じ高さでゲートがない。常用洪水吐の上流面には流木止め設備の鉄格子がついているが、河床近くはゴミなどが引つかからないように空けてある。

常用洪水吐からの放流能力より大きな洪水になると水が貯まりですが、計画規模より大きな洪水の場合は上部の非常用洪水吐からも放流されるようになる。

また、ダムの下流には常用洪水吐から出る流れのエネルギーを殺すため、貯水型ダムと同じように、減勢池とエンドシルとも呼ばれる副ダムからなる減勢工がある。

穴あきダムに特有なのがダム本体の上流にある流木捕捉工である。網場という流木防止用ロープが用いられることもあるが、貯水位が大きく変動するだけに、いずれの方法でも流木の捕捉は難しい。

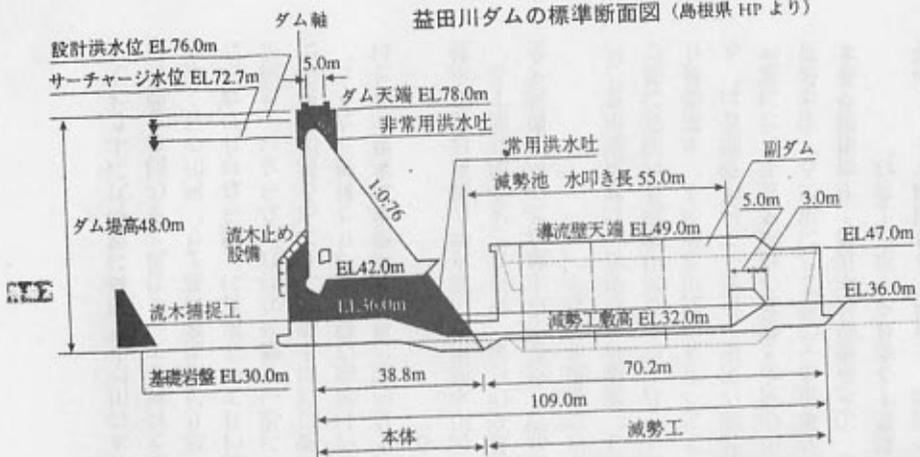
なぜ穴あきダムをつくりたがるのか——数々の疑念

降った雨がすぐ海に流れ出てしまう日本では、安定して水を使うには貯めざるを得ない。太古の昔から「池の文化」といわれるほど無数のため池を築いてきたのはそのためであった。技術の発達とともに利水のためのため池がダムに移行するのは歴史的必然である。一方、治水では河道改修が長らく主役であった。治水用にダムが用いられるようになるのは、戦後の国土復興の一端を担った河川総合開発の多目的ダムの登場以降である。

皮肉なことに、努力して治水安全度を高めると、洪水危険地にまで開発が及び、結果として河道改修が困難となり、急速に治水をダムに傾斜させていくことになる。高度経済成長とともに水需要が拡大すると、それと連動してダムの全盛時代に突入していく。同時に河川環境の悪化も始まった。

社会・経済が安定状態に入ると、水需要は漸減し、多目的ダム計画から利水が撤退した。財政悪化がそれ

益田川ダムの標準断面図(島根県HPより)



(左) 上流から見たダムの全景と流木捕捉工(島根県HPより)
(右) 下流から見たダムの全景と減勢工(島根県HPより)

を後押しする。環境への懸念や公共事業への不信からダムへの社会的批判も高まる。そしてダム時代が終焉に向かいます。しかしダム事業者は、歴史の流れに逆行してでもダムをつくり続けようとする。利水が退場すれば治水を主役にし、環境への批判が高まればダム湖を空にしてかわそうとする。それが穴あきダムである。形状はダムであっても、治水上の機能からいえば人工的な狭智部に近い。

なぜ、そうまでしてダムをつくりたがるのか。

第一の理由は治水である。現在の河川整備は「基本高水を河道とダムに配分する」ことを基本方針とするよう定められており、河道の流下能力が確保できなければダムを採用せざるを得ない仕組みになっている。

第二が補助制度である。現在の補助制度はダム事業に対してとくに手厚い。付替道路(ダム湖で水没する道路に替わって新しく作られる道路)などの関連事業も地元にとっては魅力である。現実には、こうした国からの補助がダム以外の方法を選択し難くしている。

第三はダムに絡まる利権構造である。もちろん論外なことであるが、強力な支援となっている可能性がある。

前二者の変更・是正には時間が必要だが、司直が利権構造を暴き、それが歴史の流れを正す契機になるかもしれない。

ダムに頼る治水の限界

まず指摘したいのは、貯水型であれ穴あき型であれ、ダム

態になり、流入量と同じ量が放流されることになる。このため下流では水位が急上昇し、「逃げ遅れ」により被害が増える恐れがある。大洪水ともなれば山崩れや土石流も発生し、思いがけない大量の土砂と流木が一挙に流れてくる。穴あき型で流木捕捉工や流木止め設備があっても、穴が詰まる恐れは十分ある。そうなれば満水位を超える可能性も高くなる。

土砂についての懸念

穴あきダムでも洪水時には貯水型と同じようにダム湖ができ、ダム湖の上流を中心に土砂が堆積する。洪水がピークを過ぎて貯水位が下がりますと、堆積した土砂は水と一緒に下流へと移動し、最終的には常用洪水吐から排出されるとダム推進者はいうが、すべてが排出されるわけではない。それが証拠に、穴あき型でも堆砂容量が設定されているのである。いったん堆積した土砂を動かすには、静岡県佐久間ダムでの苦労からもよくわかる。

洪水が終わってもダム湖の水はゆるゆるとしか出ないので、濁水が長引くようになる。その後の降雨ごとに草木に付着した泥が洗われて、濁水が頻発する懸念もある。

平常時での懸念

河床部穴あきダムでは、流量が少ない平常時は、流れを貯めないのが当然入出する流量は同じであるが、ダムがあるだけに流れ方は変わる。

上流からの流れは、まず流木捕捉工の間隙を通り抜け、本体

による洪水調節効果には限界があるということである。

ダムが所定の調節効果を発揮するのはダム流域に降った雨による計画規模以下の洪水に対してだけであり、計画を超える洪水に対しては効果が低下する。またダムの流域外の降雨による洪水にはまったく役に立たない。さらにダムの恩恵を受けるのはダムに連なる下流だけであり、ダムの上流や他の支川はなんの関係もない。かえって危険になることすらある。穴あきダムに特有な欠点もある。

自然調節であるだけに、貯める必要のない中小洪水まで貯めてしまい、肝心の洪水で役に立たなくなることがある。兵庫県の天王ダムでは〇四年にそうなる危険があった(後出)。

貯水容量に余裕があるのに、下流が危険なときに役に立たないこともある。幸い事なきを得たが、〇四年の台風三号時の滋賀県の姉川ダムは、自然放流方式だったため、下流が悲鳴をあげていたのに所定の放流を続けてしまった。

洪水が時間間隔をおいて続発する二山洪水の場合も欠点が露呈する。人為調節であれば必死に放流して後続洪水に備えることができるが、穴あきダムでは、ゆるゆるとしか放流できないため、後続洪水でお手上げになりやすい。

穴あきダムは洪水調節能力の中途半端な欠陥ダムである。流量調節への懸念

ダムによる洪水調節で怖いのは、大洪水で満水位を超えることである。ダムからの放流は調節状態から一気に無調節状態

の穴を通過したのち減勢池に出て、さらに副ダムの隙間を通って下流へと流れていく。副ダムの隙間は狭く、そこでの流れは速い。流れはねじ曲げられ、加速と減速が繰り返される。流れ方が変わることで、魚の遡上が妨げられる可能性は大きい。浮遊物が構造物に付着したり、流れの死水域に沈殿したりすることによって、景観はもちろん水質まで悪化するかもしれない。

自然環境に及ぼす影響への懸念

河床部穴あきダムは「環境への影響が軽微である」とダム事業者は強調するが、実証されたことではない。影響が暴露されるのを恐れてか、調査しようとするしない。懸念材料は多いのである。事業者は、科学的な調査をしたうえで、環境への影響を明らかにするのが義務ではないか。

懸念材料を示そう。まずは普段での懸念である。

山間部に巨大な人工構造物が存在することによって、まず景観が変わる。このこと自体は好みで評価も変わるが、そこを行き来する地上や地中の生物にとっては邪魔な壁である。空を行く鳥や昆虫も迷惑する。風や日照が遮られるとダム周辺の植生も変わるだろう。すでに述べたが、流れ方が変わることで魚の遡上も妨げられるだろう。

洪水でダム湖ができたときの懸念はきわめて大きい。水没により、地中にはもちろん地上の動物でも逃げ遅れるものもあるだろう。動けない植物は悲惨である。事業者は「植生をほぼ

現状のままに保つことができる」というが、洪水時の水は濁水なだけに草や木に泥が付着し、多くが枯れる恐れがある。

ダム湖が空の間に新たな草や木が生え、一見「緑」が回復したように見えることがあるかもしれない。しかし植生が同じとは限らず、生態系が保全されない可能性が大きい。

事業費および完成までの期間への疑問

穴あきダムに限らず、ダムの事業費はどあいまいなものはない。物価の上昇は別としても、設計変更などを理由に当初予算の数倍になることは珍しくない。穴あき型は、貯水型に比べて、維持費は少々安くても、建設費はほとんど変わらない。また、対照的に代替案は高めに見積もられがちである。

ダムの有利さの説明に「時間軸」という耳慣れない表現が使われている。代替案は予算の確保が困難で、実現の見通しがつかない。ダムだと、事業の準備が整っているうえに、予算も確保しやすく、短期間で完成できるというのである。構想時から数えれば、ダムほど時間がかかるものはないのに。

穴あきダムは、常用洪水吐にゲートをつければ、簡単に普通の貯水・調節型に早変わりする。まさか事業者はそれを計算に入れているとは思わないが、茨城県の藤井ダムや島根県の笹倉ダムのように、穴あき型を貯水型に改造した例もある。

穴あきダムの実態

穴あきダムの実態を知るため、いくつかのダムを訪れた。

このときの放流も、下流で震災復興工事をしていたため本来の常用洪水吐を使わず、放流能力の小さな水抜管を暫定的に使っていた。昼前から降り始めた雨が夕刻になって強くなり、ピーク流入量が毎秒三〇・七七立方メートルという小出水となった。このときの放流量は、昼前の毎秒一立方メートル強から徐々に増え、最大放流量は毎秒三・六七立方メートルに達した。この間、貯水位は二メートル近く上昇し、満水位までの残りは八・四メートルであった。

一見なんの変哲もなかったように見えるが、実は大変危険な要素が隠されている。このダムの計画高水流量は毎秒一七四立方メートルであるから、このときのピーク流入量よりはるかに大きく、いわば調節する必要のない小洪水を調節してしまっただけである。そうなった原因は、本来の常用洪水吐を使っていたら計画最大放流量の毎秒四二立方メートルを放流できたのに、放流能力の小さな水抜管を使っていたので計画の一〇分の一以下しか放流できなかったためである。

もし大洪水だったらどうなっていたか。ダムは溢れてイタリアのヴァイオントダムの大惨事の再現だったであろう。

穴あきダムでも、もし流木などで穴が詰まれば、これと同じことが起こりうるのである。

土砂の堆積

穴あきダムでは「土砂は貯めずに流します」という。本当だろうか。

ここでは島根県の益田川ダム、および兵庫県の天王ダムの状況を紹介する。なお、益田川ダムはすでに述べたように日本初の本格的河床部穴あき型ダムで、〇六年に竣工している。また八〇年に竣工した天王ダムは、穴の位置が元の河床より一〇メートルほど高いものの、自然放流方式である。

平常時の流れ

まずは平常時の流れ方を見てみよう。益田川ダムで注目されたのが、ダム下流の減勢工付近の流れの速さである。副ダムの下流に床止工が施され、そこに設けられた幅一メートルの溝状斜路を水が流速毎秒二メートルほどの高速で流れていた。穴の入口付近には砂が堆積していたが、水は砂の間を比較的滑らかに流れていた。

天王ダムでは河床とほぼ同じ高さの水抜管から放流しているとのことであったが、放流口の入口に付けられた鉄柵には大量の落葉やゴミがべったりとつき、入口前の水たまりにはかなり濁った水が貯まっていた。

これらの状況から、穴あきダムの普段の流れ方は減勢工付近に高速流が現れるなど大きく変わり、水たまりが形成される場合は水質への影響も懸念される。

洪水流量の調節

天王ダムでは竣工以来本格的な洪水調節が三回行われているが、ここでは貯水位の資料が整っている〇四年一〇月の洪水流量の調節について検討する。

益田川ダムでは、放流口付近だけでなく貯水池となったほぼ全域にわたって、土砂が堆積していた。試験湛水の放流時にダム湖内の土砂が移動し、放流が緩やかだったため排出されずに残ったのである。洪水時の湛水は短時間で、放流も試験湛水時より勢いがあるとはいえず、こうした土砂を排出できないだろうか。きわめて疑わしいといわざるを得ない。

自然環境への影響

穴あきダムの謳い文句は「環境にやさしい」である。本当だろうか。

益田川ダムの試験湛水時にダム湖周辺六地点で定期的に撮影された写真が、インターネットで公開されている。それによると、試験湛水直後の満水位より低いところは茶色く写っており、多くの草木が枯れたように見える。

筆者は、試験湛水後の樹木がその後どうなったかを知りたい。〇七年四月に現地を訪れた。

その結果、六地点とも試験湛水直後に枯れたように見えた樹木はやはり枯れており、また、枯れた草に代って一年草があちこちで芽を出していた。冠水深の大きかったところの竹や杉あるいは合歓木は枯死し、椿だけが青々としていた。冠水深の小さなところの笹や芝生は、試験湛水直後は枯れたように見えたが、春に芽を出したのもかなりあったという。

試験湛水は清水で樹木の成長が鈍る時期に行われたにもかかわらず、多くの樹木を枯死させた。成長の盛んな時期に濁

水を冠水すれば、影響がより甚大になるのは十分考えられることである。

穴あきダムの事業者は、こうした影響の把握に全力を注ぐとともに、その結果を公表する義務がある。

おわりに

日本の河川整備はいま大きな岐路に立たされている。

これまでの河川整備によって治水および利水の安全度は高められた。しかし、河川環境は悪化し、海岸も蝕まれ、現在もなお進行し続けている。これを正すには、これまでの方式の微修正では済まず、抜本的な大転換が必要である。

どう大転換するか。

治水についていえば、「整備方針における対象洪水に捉われることを止める」ことである。対象洪水が低かった頃は整備計画を実現できたのでまだよかった。いまの「基本高水」のように対象洪水が高くなると、整備計画の実現が遅れる。

その間住民を危険に晒し、環境への配慮もできなくなる。所定の期間内に実現でき、しかも環境に重大な影響を及ぼさない施策の「積み重ね」を当面の目標にすべきではないだろうか。

これまでの治水はそれだけでは不十分で、森林整備や防災調節池などによる保水・遊水機能の保全、土地利用の適正化や氾濫水の制御などの洪水氾濫地域の管理、警戒・避難や水害保

険などの危機管理といった流域での施策も重要になる。

治水に終わりはなく、当面の目標が達成できれば、直ちに更新し、より高次の目標を目指さねばならない。基本高水は現実の治水安全度を測る「尺度」として用いればいい。

治水でいま最も急を要するのは、いかなる大洪水においても壊滅的被害を防止することである。具体的には、河川ですべきは破壊させないように堤防を補強することであり、流域ですべきは人的被害が避けられるように避難対策を整備することである。すべてに優先してこれらを実現し、そしてこれからの治水をじっくり考えようではないか。

これまでの治水は、意図したことでないにせよ、水害が克服できるかのような錯覚を住民に与えてきた。住民はそれを信じて河川の改修が進むたびに危険地を開発した。そして新たな改修が必要となった。限りのない連鎖である。限りがないだけでなく、環境の破壊や海岸の浸食が進んでしまう。

この連鎖を断ち切れるのは唯一住民である。水害は克服できないことをよく認識し、いたずらに治水安全度の向上を求めないでほしい。すでに水害による年間死者数は交通事故によるものの1%をはるかに下回るようになっていく。これからは治水の「質」を求めるのが重要ではないだろうか。

住民が軽微な被害を受忍するようになれば、本当の治水に転換できる。転換を早めるのも遅らせるのも、そしてダムをどうするか、実はすべて住民が鍵を握っているのである。

水源開発問題連絡会の提言

治水にダムは無用

今年も各地で、異常降雨による激甚な水害が発生した。
その原因を探ると多くの共通点が見いだされる。

1. 想定規模を超えた豪雨に対しては、ダムは無用どころか、大きな災害をもたらすものであった。
2. これらの災害は、ダムに依存してきた体質が、河道整備を遅らせたことに起因するものである。
3. 森林の荒廃が、保水力の低下をもたらし、併せて、流木による水害被害を拡大した。
4. これらの洪水被害で、構造において欠陥のある堤防が各地に存在し、それが破堤を引き起こし、甚大な被害をもたらした。

こうした事実を河川整備計画において、基本とすべきである。
よって次のことを河川行政のあり方として提言する。

1. 森林整備を公共事業として、推進すること
2. ダムを前提としない河道計画を立て、早急にそれを実現すること
3. 堤防を総点検し、その問題箇所の強化工事を速やかに実施すること
4. 膨大なダム建設予算を、河道整備、森林整備に置き換えること
5. 住民主体で、遊水地や霞堤などの地域の特性に対応した洪水対策をとること

2004年10月31日 水源開発問題全国連絡会

説明

2004年この年は新潟県や福井県で台風豪雨による甚大な水害が発生しました。
その原因はどこにあるのか、水源連第11回総会で討議しました。その結果、ダムに依存する治水は危険なばかりか、河川整備（堤防の整備など）を極端に遅らせている事実が分かりました。そして、治水対策に対する警鐘として、この提言を採択しました。

Dam Is Useless for Flood Control

Recommendation

By Water Resource Development Issue Network Japan

The year 2004 in Japan was struck by the series of the severe flood damage by the extraordinary heavy rainfall. When the cause is searched in each place, many common points were found.

1. Dams were not only useless but brought serious disasters, once heavy rains exceed the predicted scale.
2. These disasters attribute social structure that depends on dams and postponed the appropriate river planning.
3. Devastation of the forest lowered its water-holding capacity while it increased flood damage by the driftwood.
4. Structurally defected dikes exist in places, caused the destruction of embankment and brought enormous damages.

These facts should be the basis for river improvement plans.

Therefore we recommend the following as the way of river management.

6. Forest management should be promoted as public works
7. River planning should be made and carried out without considering dams as premises.
8. All the dikes should be inspected and defective parts need to be reinforced immediately.
9. Enormous budget for the dam construction should be placed for the river improvement and the forest management.
10. Public must be the main actor for decision making for flood control measures in accordance with regional character.

October 31, 2004

Water Resource Development Issue Network Japan (Suigenren)

国営川辺川利水事業

なぜ相良村が
参加できないのか？
その理由を考える

平成19年7月31日

相良村長 矢上 雅義

①国営利水事業に参加すると、 相良村の負担はどうなるの？

- 村では毎年1億4千万円の国営事業費償還金を15年間支払います。(元利合計21億円)
- さらに村は川辺川土地改良区への補助金を毎年2千万円以上負担します。
- 相良村の平成18年度の赤字は約1億円です。国営事業に参加し、さらに2億円近い償還金が加われば、村の財政は破綻し、村税や公共料金の値上げにつながります。そうすると受益農家とは関係のない多くの世帯まで影響を受けます。

②国営利水事業に参加すると、 農家負担はどうなるの？本当に安いのか？

- 大型ポンプと長大水路を維持するので多額の電気代や人件費がかかります。他県の例を見ると、施設園芸で15,000円(反)前後、通常の畑で3,500円(反)前後です
- 国営事業では幹線水路を造るだけです。さらに県営や団体営事業に参加し、自分の畑までパイプを引かなければ水は利用できません。さらに農家の負担が増えます。
- この事業では、畑の水代は2,000円(反)、水田の水代は4,500円(反)とされていますが、将来補助金が削減されると約3倍から4倍前後に値上げされる可能性があります。

③最初から赤字だと聞いていますが、川辺川土地改良区は大丈夫なの？

- 当土地改良区の年間維持管理費は約1億円です。そして農家が納める賦課金は約3千万円です。約7千万円の赤字が、設立当初から発生します。これは関係市町村の補助金で穴埋めされます。ただし5年単位で見直しが行われ、削減される方向にあります。
- 補助金は、将来の自立を前提に支出されます。よその土地改良区が組合員の賦課金で自主的に運営されているのに、当土地改良区にだけ永久に補助金が支出されることは考えられません。
- 将来、行政からの補助金が打ち切られた場合、賦課金は約3倍から4倍前後にはねあがると予想されます。

④国営利水事業に参加したら、 私たちの水利権はどうなるの？

- 「ダム取水案」では、ダム湖の取水口からまとめて水を引きます。この方法を「合口(ごうぐち)」といい、相良村の既得水利権が消滅します。したがって他市町村の農家に対して、水を優先的に利用する権利を主張できなくなります。
- 他市町村が希望する「チツソ導水路活用案」は、ダム建設予定地上流からの取水です。ダム完成後は、ダム湖からの取水となり「ダム取水案」と同じになりますので、「合口」とみなされ、相良村の川村飛行場水路や柳瀬西溝の既得水利権は消滅します。

⑤村長さん、 なんで「ダム取水案」ではダメなの？

- 清流「川辺川」は、国民の大事な財産です。
- ダム湖内のたまり水は、よどんで水質が悪化します。濁りの原因となり、清流を好む魚が育たなくなります。（鮎等）
- ダムができると、下流に砂利の供給ができず、川の自浄作用が失われます。川辺川が汚れると八代海も汚れます。海の魚も育たなくなります。そして地球規模の異常気象の原因にもなります。
- ダムを一度造れば、最低50年から100年は撤去できません。私たちが生きている間、清流はもどってきません。

⑥村長さん、村民に対して、 わかりやすく 説明してください！

- 大事な問題ですので、平成18年と平成19年、村政座談会を開きました。
- 平成18年12月17日には、相良村体育館で「この川にダムは似合わない」というタイトルの報告会を開き、2,300名を超える方の参加がありました。
- 説明責任を徹底するため、この冊子を作成し、村民の皆様に広報することにしました。

⑦これからダムや利水事業はどうなるの？

- 川辺川ダムは、その目的から利水と発電がはずれ、計画自体が白紙に戻りました。
- (株)電源開発はダム事業撤退の理由として、「ダムの完成時期や負担金の額が不透明である」ことをあげました。正直かつ大胆な発言です。
- 国営利水事業も、平成15年に敗訴し、白紙状態です。後継者難や急激な高齢化で、3分の2以上の同意が取れるような状況ではありません。